昭和五十四年
第四回定例会（十二月六日開会
十二月二十一日閉会）

日野市議会会議録

（第二十三号
第二十八号）

受付
7.17
日野市立図書館

日野市議会

日野市議会会議録目次

昭和五十四年
第四回定例会

○十二月六日　木曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……6
行政報告……21
諸般の報告……21
散会……27

○十二月七日　金曜日（第二日）

出席議員……23
欠席議員……23
出席説明員……24
議事日程……24
開議……27

（一般質問）
高橋通夫議員　市民の税金は生かして使え……27
鈴木美奈子議員　家庭で内職をしている婦人のために、家庭内職事業団を設立せよについて……34
飯山茂議員　体育施設建設を促進せよ……41
一ノ瀬隆議員　市財政の確立のために一層の努力を、……45
一ノ瀬隆議員　身体障害者や難病患者への入浴サービスを実現せよ……54
本間久議員　福祉政策の基本姿勢を問う、一九八〇年度予算編成に当たって……57
本間久議員　市制施行記念日に市民祭の開催を……64
散会……66

○十二月十日　月曜日（第三日）
出席議員……67
欠席議員……67
出席説明員……68
議事日程……68
開議……71
（一般質問）
板垣正男議員　市民福祉の向上を目指すホームヘルパー（家庭奉仕員）の充実について……71
滝瀬敏朗議員　防災対策について……76
滝瀬敏朗議員　非常備消防に対する市長の考え方を問う……80
市川資信議員　日野市内駅周辺の自転車駐車場対策とその管理について……82
正国務議員　教育の中の情緒教育についてお考えを問う……90

大越久雄議員　環境のよい住みよい町づくりについて、一九八〇年度予算編成に当たって……98
大越久雄議員　程久保十三号地域における土地の不動産登記法第十七条に定める地図の整備促進と水道問題について……105
大越久雄議員　平山補助十二号線の道路整備について……112
散会……115

○十二月十一日　火曜日（第四日）
出席議員……117
欠席議員……117
出席説明員……118
議事日程……118
開議……121
（一般質問）
名古屋史郎議員　教育施策の充実を図れ、一九八〇年度予算編成に当たって……121
谷長一議員　行政と文化財について……135
米沢照男議員　今後の市財政の見通しと都の反動的「財政再建」策に対する市の対応について……149
散会……158

○十二月十二日　水曜日（第五日）
出席議員……159
欠席議員……159
出席説明員……160
議事日程……160

開　議……165
（委員会審査報告）
請願第五四―一三三号　豊田三丁目二五番地二六番地付近沿いの道路及び下水の整備についての請願……165
請願第五四―一一九号　戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情……165
請願第五四―一二五号　日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願……165
請願第五四―一二九号　三多摩市民生活協同組合の営業所増設絶対反対陳情……176
（議　案　上　程）
議員提出議案第一六号　日野市議会昭和五十三年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……177
議案第七七号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について……177
議案第七八号　昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定について……178
議案第七九号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……179
議案第八〇号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……179
議案第八一号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……179
議案第八二号　昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……179
議案第八三号　日野市財政調整基金条例の制定について……181
議案第八四号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について……181
議案第八五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……196
議案第八六号　農業共済無事戻金の交付について……196
議案第八七号　市道路線の一部廃止について……196
議案第八八号　市道路線の廃止について……196
議案第八九号　市道路線の認定について……196
議案第九〇号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第三号）……198
議案第九一号　昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）……205
議案第九二号　昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）……206
議案第九三号　昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）……206
議案第九四号　昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）……206
議案第九五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）……207
議案第九六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）……209
議案第九七号　川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結について……210
議案第九八号　多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結について……210
議案第九九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……212
議案第一〇〇号　日野市一般職の職員等の昭和五十四年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……216
議案第一〇一号　昭和五十四年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……220
議案第一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について……221
（報　告　事　項）
報告第七号　交通事故（日野市高幡六七四番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……227
（請　願　上　程）
請願第五四―三五号　「学区を変えないでください」に関する請願……228
請願第五四―四〇号　日野市落川一四三一―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願……228
請願第五四―三六号　水害防止に関する請願……228
請願第五四―三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願……228
請願第五四―三八号　下排水整備の件に関する請願……228
請願第五四―三九号　日野市落川一四三一―五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願……228

請願第五四－四三号　道路整備に関する陳情……228
請願第五四－四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情……228
請願第五四－四二号　原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情……228
散会……229

○十二月二十一日　金曜日（第六日）
出席議員……231
欠席議員……231
出席説明員……231
議事日程……232
開議……232
（議案上程）
議案第一〇三号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……237
（委員会審査報告）
議案第八三号　日野市財政調整基金条例の制定について……237
議案第八四号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について……240
議案第九七号　川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結について……244
議案第九八号　多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結について……254
議案第九〇号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第三号）……254
議案第九九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……255
議案第一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について……260
議案第九一号　昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）……260
議案第九四号　昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）……266
議案第九五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）……266
議案第八五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……268
議案第八六号　農業共済無事戻金の交付について……268
議案第八七号　市道路線の一部廃止について……268
議案第八八号　市道路線の廃止について……268
議案第八九号　市道路線の認定について……269
議案第九二号　昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）……269
議案第九三号　昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）……269
議案第九六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）……270
議案第七八号　昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定について……279
議案第五六号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……279
議案第五七号　昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について……279
議案第七九号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……279
議案第八〇号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……279
議案第八一号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……279
議案第八二号　昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……279
請願第五四－二六号　戦後シベリア地区等抑留者補償に関する請願……280
請願第五四－四二号　原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情……281
請願第五四－三六号　水害防止に関する請願……282
請願第五四－三九号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願……282
請願第五四－四三号　道路整備に関する陳情……282

請願第五三―七一号　幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願……283
請願第五四―　七号　航空機騒音防止に関する請願（二、三項）……283
請願第五四―三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願……283
請願第五四―四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情……283
請願第五四―一〇号　教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）……283
請願第五四―三五号　「学区を変えないでください」に関する請願……283
請願第五四―四〇号　日野市落川一四三一―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願……283
請願第五四―二四号　簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情……289
請願第五三―四一号　保留地確保依頼の件に関する請願……289
請願第五三―四九号　公道並みの私道舗装に関する請願……289
請願第五三―五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願……289
請願第五四―　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情……289
請願第五四―　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願……289
請願第五四―三二号　準工業地区指定に関する請願……289
請願第五四―三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願……289
請願第五四―三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願……289
請願第五四―三八号　下排水整備の件に関する請願……289
請願第五四―一一六号　仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願……290
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……291
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件……291
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……291
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件……291
（請　願　上　程）
請願第五四―四四号　登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願……292
請願第五四―四五号　私立幼稚園保護者の補助金増額について請願……292
請願第五四―四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情……292
（議　案　上　程）
議員提出議案第一七号　福祉、教育、三多摩関係予算の充実を要求する意見書……292
議員提出議案第一八号　石油価格高騰を抑え安定供給に関する意見書……293
議員提出議案第一九号　不当な公団家賃の値上げに反対し、公団のずさん経営を改め、暮らしを守り住みよい団地をつくるための意見書……293
議員提出議案第二〇号　戦後シベリア地区等抑留者の補償を求める意見書……293
議員提出議案第二一号　原子爆弾被爆者に対する援護法制定促進に関する意見書……294
閉会……294

十二月六日　木曜日（第一日）

日野市議会会議録

昭和五十四年 第四回定例会

第二十三号

十二月六日　木曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	田中鯛一	君
九番	藤林理一郎	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	本間久	君
十三番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十一番	島村孝志	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	竹ノ上武俊	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	杉山寅三郎	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君
三十番	三浦重春	君

欠席議員（一名）

十四番	橘祐子	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	谷串省三君
次長	朝倉敏夫君	書記	田野平和君
書記	鈴木晴彦君	書記	上川輝子君
書記	五十嵐隆君	書記	原清美君
書記	平川雅弘君	書記	安原清美君

議事日程

昭和五十四年十二月六日（木）
午前十時開会

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　行政報告
四　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

午前十時十五分開会

○議長（秦　正一君）　これより昭和五十四年第四回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。橘　祐子君の欠席届けが出ております。病気療養のために欠席しております。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め

二十五番　米　沢　照　男　君

二十六番　杉　山　寅　三　郎　君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間　久君）　それでは過日十二月三日に議会運営委員会を開きましたので、その結果を御報告いたしながら了解を求めたいと思います。

お手元に配付されておりますように、昭和五十四年第四回定例会日程表ということでございますけれども、本日、行政報告と諸般の報告をいたし、七日には一般質問、八日、九日、休会、

それから十日は一般質問、十一日が一般質問、十二日が審査報告と議案上程、また、この日午後五時まで意見書決議案を受け付ける、すなわち締め切りが五時までございます。翌日十三日には常任委員会、これは総務委員会と文教委員会を行います。十四日につきましては同じく常任委員会で厚生委員会、都市整備産業建設委員会が行われます。十五、十六日は土、日で休会、十七日には特別委員会を行いまして、十八日には決算委員会、十九日、二十、同じく決算委員会ということで決算委員会を三日間とりました。そして二十一日、金曜日、委員会の審査報告を行うということで、会期については十六日間というふうになっております。

なお議案中ですが、七七号につきましては、受託水道事業の特別会計補正予算でございますけれども、これは即決をしたいと、そして七八号から八二号につきましては、決算特別委員会に審議をしていただく。そのほか報告事項が一件ございまして、あるいはいま年末一時金といいましょうか、期末手当といいますか、その関係で、職員組合と理事者との間で解決をされなければならない問題ございますけれども、これが解決次第全員協議会を開く、こういうことであとは議長の判断に任せられておりますので、以上決まりましたことを報告いたします。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの議会運営委員長の報

告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。
よって会期は、本日より十二月二十一日まで期日十六日と決定いたしました。
次に日程第三、行政報告を行います。
市長から行政報告を求めます。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　本日より十二月定例会をお願いすることとなりました。よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。
九月議会以降の行政事務につきましては、別紙行政報告書をもって御報告にかえさせていただきますが、私より二件ほど御報告を申し上げます。
その一は、多摩川改修促進協議会の運動についてということでございます。去る十月十九日の台風二十号による被害状況については、すでに二十二日、全員協議会をお願いをして概要の報告を申し上げました。その後の調査で、多摩川関係では、東光寺市営住宅北と中央線鉄橋上流栄町二丁目先の堤防が損壊、また浅川関係では、滝合橋下流左岸の住宅供給公社平山住宅側の一帯、それから一番橋上流左岸に一部損壊の被害状況を認めました。ことし八月に川崎市を会長とする多摩川関係十七区市町で多摩川改修促進協議会が組織されていましたが、同協議会はさっそく台風二十号による全流域の被害を調査し、それをまとめて十一月十四日、建設省及び関東地方建設局に対して早急の復旧方を陳情いたしましたところ、対策を行うとの回答を得ております。流域関係の区市町では共通の立場が一致いたしますので、今後も協力して復旧や改修について積極的に運動を展開することになっております。
その二は組織改正についてであります。去る十月二十日付をもって日野市組織規則の一部を改正しましたので、御報告いたします。総務部に置いた安全対策課は業務が多岐にわたってきましたので、機能別に分けて組織がえを図りました。すなわち車両管理に関する事務は同部管財課に、消防防災に関する事務は生活環境部に公害防災課を新設して統合し、交通安全に関する事務は建設部管理課に移管いたしました。市民部においては七生支所に七生公会堂係を所属させます。生活環境部においては公害対策課を公害防災課に改め、新たに防災係を新設、同じく環境係は廃止し、美化推進に関する事務及び不法投棄物の処理に関する事務を同部清掃課庶務係に、また、あき地の環境保全に関する事務を公害防災課防災係に分散し、ごみ減量対策室は清掃課に一元化いたしました。
職員の異動も同日付をもってそれぞれ配属いたしました。これらは行政組織の簡素化と機能化を明確にして、より市民本位の

行政サービスに資する考え方によるものであります。
私の報告事項は以上でございます。
○議長（秦　正一君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。
これより行政報告全般について質疑に入ります。石坂勝雄君。
○十七番（石坂勝雄君）　先に行政報告からお聞きしたいと思うんですが、第一点目に、一般会計の歳出の執行状況の中で、消防費というのが非常に執行が低いもので報告をされているが、前年と変わっているのかどうか、これが一点。
次に仮称十六小のプールの契約がなされたように、五十一年の十一月六日に契約されて工期が五月三十一日だということでプールの使用に支障がないのは非常に結構だと思いますが…。それからいま一点の関係の外柵工事というんですか、特にグラウンドの整備工事がやはり六千六十万ですか、契約が十一月の十三日にされて、この工期が八月二十日となっておって、しかも、その中にグラウンドが含まれているようなことで、四月の一日の開校に運動場等の使用が支障がないかどうか。
それからそれに関してまた前回は体育館は同一業者に発注されたという理由は、ああいう地形上で非常に工期を早めるというような形の中でなされた。今回はみんな業者の方が違う点が、いわゆるプールはプール、外柵関係や校庭の整備はまた違う業者だと、こういうことは市長の恐らく専決事項でおやりになったそのことに私は議決機関として云々する気はございません。そういうことで、要は支障がなくて子供たちが使用を開始するまでにできるかどうかとあわせて、前回までの体育館の時にはどうもああいう地形だからそうだということをおっしゃられている、その辺の見解を兼ねた御報告をお願いしたいと思います。
それからいま一つは、細かいことなんですが、これは私は総務委員なので委員会で詳細のことについては聞きたいと思っているので、前回のときにも私何ていうか、前回の表彰条例に基づく表彰の仕方等に関して伺ったことがあるんですが、今回の表彰条例は、全面的に改正をされて、六月議会で議決して、初めてのそれにのっとった表彰が前回なされました。そういうこと自体は、私も非常に結構だと思うんですが、議会からももちろん表彰審査委員という方がお出になってると思うんですが、恐らく選考する過程は、今度の条例は、たとえば自治会長は十年のものが十五年になった。年数のことは多少間違うかもしれませんが、消防団の場合は、二十年が二十五年になった。こういうようないろんな年齢的な非常に細かい規定がなされた中で特に私は、農業関係のように、青年男子になり、ずっと営々と農業をやってる人は、七十までやったと仮定しても五十年はやる。こういうことでこういう方々の表彰というのは、非常に審査の過程でむずかしいんではないか。こういうことで農業関係の方も今回表彰になってるようで、そういう点のいわゆる推薦

をして審査会にかけるときにどういう選考が、いわゆる事務当局だけでおやりになったのか、関係農業団体等のあれをされたのかどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

以上三点をお聞きいたします。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。仮称十六小の建設につきまして御質問でございますが、十六小の外構の追加工事でございますが、これにつきましての工期が八月になっておりますが、これは体育館の建設は、本校舎と同時に発注されておりますが、工事の進行としては、普通教室の方が先に三月までに竣工させ、体育館等については、八月までに竣工するということで、工期は全体としては八月になっております。

また外構工事につきましては、それに付随した外さくの追加工事でございますので、工期としては八月になっておりますがグラウンドにつきましては三月いっぱいで、開校の際、児童の教育には支障がない、というふうに竣工する予定でございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　お答えいたします。消防費の執行の執行率が非常に低いということでございますが、昨年の同期におきましても五・七％、今年度は若干さらに低くなっておりますが、これの内容につきましては、御承知のとおり、主たるものは東京都の消防委託金である、こういうことで通常の支出におきましては、大体、消防団の関係の経費、こういうことになっておりますので、消防の委託金につきましては、年度末にいろいろ折衝の結果、支払われる、こういうことでございますので毎年の例で、執行率が低くなっておる、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　十六小の体育館と校舎の工事の契約の問題でございますけれども、御存じのように十六小につきましては周辺の道路の入り口というのが一カ所というふうな状況でございます。

それから工期と完成等との競り合い等もございます。それから現地での原材料の搬入だとか、足場の組み上げとか、そういうもの等を考えまして、同一の請負業者というふうな形態になったものでございます。

それから表彰でございますけれども、農業関係につきましても、ほとんど表彰の、自治功労以外の表彰につきましてはそれぞれの業界、あるいは実行組合とか、そういう団体等からの推薦を基本にしておるわけでございます。

ただその中で、市の方で農業の場合には産業経済課の方でございますけれども、補完的に、推薦に欠けるという落ちがあったとき等は、それを補完していくというふうな順序で進めてまいってきておる、そういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　学校の点で確認をしたいと思うんですが、じゃあ十六小学校は、校庭の件はいわゆる開校時に支障がない、支障がなく整備ができる、と確認してよろしゅうございますね。

それからいま一点は、片方の体育館の工期が、恐らく七月の末になっておったと思うんですが、六月末だか七月の末になっておって今度の方のむしろプールの方が逆に五月の末になってるというので、遅く発注されて早くできるというのは結構なんですけれども、そういう面でいけば、体育館も自分はぜひ開校時までに間に合わせるべく努力してもらいたい、ということを強く、工期が長いからということでなく、強く確認と要望を申し上げておきます。

それからいま一点は、表彰のことなのですが、細かいことは自分、総務委員会で聞きたいと思うんですが、そういうことだと、いま総務部長が答弁の点を見ますと、どんな、たとえば該当する人であっても、その団体なり自治会なんかの場合にはあれですか、連合自治会がいま日野にはあるんだかないんだか私わからないんですが、だれしも自分のことを自分で申し出るということは、なかなかむずかしいんではないか、ということを考えた場合に役所で自治会長なりを二十年なり二十五年やってるとなれば、いわゆる表彰を受けられる御意思があるかどうか、とこういうことも一つの考え方によれば望ましいのではないか、そういう点がどうなってるのか。ただ、あくまでも団体なり何かから推薦が来なければやらないのか、逆に担当所管でそういうものを調査してやってるのか、その辺のところの確認をしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　自治会につきましては、お話のように自治会連合会というものの連合体の組織は現在のところないわけでございます。

それで、それにかわるというわけじゃございませんが、何か十四の地区的な組織があるような、まあ、個々においては活発にやってるところもございますし、そうでないようなところも十四の中にはあるようでございますけれども、おっしゃるような形での、要するに従来のような組織活動はない、と考えてよろしいんじゃないかと思います。こういう部面につきましてはさっき申し上げましたように、行政の方で補完していかなきゃならないんじゃないか、このように考えております。

それから御意見よくわかるわけでございますけれども、市民の方々からも御意見を受けております。いま第一線で活躍されてる方が抜けてるんじゃないか、当然な御意見かと思います。

初めての表彰でございますので、それぞれの分野での今回は草分け的な方が表彰の対象に、それぞれの団体、業界からの推薦ということになりますと、草分け的な方になったわけでございます。それで御意見のような第一線の方は、今後の表彰の中で対象になってくるんではないか、このように考えておるわけでございます。御了承いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えが前後いたしましたけれども、十六小の運動場につきましては、開校時までに支障のないように整備いたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　次に黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　三点ほど質問したいと思います。

一点は、中小企業の貸付金につきまして、特にその中の緊急資金の五十万、この緊急資金がことしの聞くところによりますと四月ごろから貸し付けをしてないように聞いておりますが、その辺の事情をまず御質問したいと思います。

それから第二点目には、この経過報告の中にもございます開発行為の住みよい町づくりの件数、申請件数が毎議会ごとに二十件から三十件ほど出ております。この中に、特記事項の欄に空白になっておるところがあるわけですが、この空白のところは、いわゆる今議会じゃなくて、前議会に出されているところは、解決をしているのかどうか。その辺の報告は、議会にはされていないように思いますがいかがでしょうか。

それと今議会に出されておりますこの中に、受付番号十八番、京王自動車の名前で出ております。多摩平一―一に店舗兼事務所が出ておりますが、聞くところによりますと、地元商店との話し合いが、かなり硬直しているように聞いておりますけれどもその辺はいかがでございましょうか。

第三点目は、職員の勤務、就業時間と申しましょうか、について質問したいと思います。日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の第二条の中に「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十八時間を超えない範囲内において…」云々とこのように載っております。また、さらにその職員の同じく勤務時間、休憩時間等に関する規程というところに、第二条に「職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週四十二時間十五分とし、その割り振りは、月曜日から金曜日までは午前八時三十分から午後五時までとし、土曜日は、午前八時三十分から午後零時までとする」このように載っておりますが、特にきょうここで聞きたいのは、学校事務員の就業時間はどうなっておるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　開発行為につきまして、お答え申し上げます。

一点目の特記事項の空白の欄でございますが、これは本議会

にお出ししました報告で申し上げますと、十月三十一日までの日付でございます。十月三十一日までに、協定の締結あるいは意見具申等がなされていない、現在協議中である、というものは空白でございます。その後、現在までに協定締結などがなされたものもございます。これは十月三十一日までの現在の結果を、ここに書いたものでございます。

二点目の、十八番の第四京王自動車の件でございますが、御質問のありましたように、地元商店街との話し合いがいろいろとございまして、この件につきまして、市としては商店街との話し合いの結果を、この申請の京王自動車から、内容を文書でいただいております。そしてその結果に基づきまして、協定締結の前に地元商店街の代表者に、電話でございましたが確かめました。もういいのか、ということを確かめました。その結果話がつきました、結構でございます、という返事をいただきまして、協定の締結をしております。ここは空欄でございますが十一月に入りまして、協定の締結が終わっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　緊急資金について、生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　中小企業の貸付金の五十万円の件でございますけれども、この件につきましては、非常に問題点があるわけでございます。そういたしまして今度の補正予算につきましても、一応、損失補償、とそういうような形で出ておるわけでございます。

担当の方といたしましても、やはり緊急融資の性格を慎重に吟味いたしまして、たとえば設備資金ではないかとか、そういうような形で、肩がわりしたような形で、いま現在進めておるわけでございます。貸し付けのときには、非常に喜ばれるわけでございますけれども、その後の返済の時点で、非常に担当サイドといたしましては、一応催促に行くんですけれども、どうしてもいないとか、そういうことで追跡ができない過去の実態がございますので、なるべく緊急融資という形の制度はございますけれども、その内容を吟味いたしまして、それで設備資金とか、そういうような形に振りかえて融資をしている、とそういうような実態でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　一般の職員につきましては、一日七時間四十五分という状況でございます。それで、学校に事務員として奉職しておりますところの市の職員の就業時間でございますが、市の一般職の職員と同様の時間内の就業ということになっておるわけでございますけれども、ふき掃除とか授業が始まる前の整備という問題等もございまして、地域によっては、朝の八時半よりも早く就業している状況もあるんではないか、その分については、早く帰ってきてるようでございます。

概略的にその程度心得ておるわけでございますが、よろしく…。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　順序変えまして、三点目からいきますが、全くでたらめ言っちゃだめです、総務部長。そんな変な答弁されたら全然承服できないですね。もう一度いまのことをお尋ねします。

それから第一点目の、中小企業の貸付金のことでございますが、いわゆる五十万の緊急資金を貸し出しをして、返済が不能に、いわゆる普通の言葉で焦げつきという言葉を使っておりますが、その焦げつきが多くなったので、いわゆる緊急資金の貸し出しを見合わせているんだ、ということじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

それから第二点目は、私の質問がちょっと悪かったかもしれませんが、いわゆる前に出された開発行為の申請で空欄になって、議会の報告で空欄になっていたところにそれはずっと今後どうなっていた、現時点ではどうなのか、という御質問でございます。

○議長（秦　正一君）　では一点目からお願いします。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応御質問の件につきましては、その受け付けの時点で、その緊急に該当するかしないか、それをまず第一に審査するわけでございます。その中で、緊急に該当しないというようなケースが、今年度につきましてはたまたま多うございましたので、設備資金とか改造資金の方に振り分けた、とそういうような形でございます。それから焦げつきの点も心配な点もあるわけでございます。公金でございますので、なるべく慎重に取り扱っていた、とそういうような内容でございます。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答えいたします。前に御報告しました件の協定締結の状況でございますが、それぞれ協定締結をしたもの、あるいはまだ未解決といいますか、まだ協議中であるもの等ございます。それにつきましては、行政報告という形で報告はしておりません。一度、各議会ごとに受け付けの状況で御報告して、その後のことは御報告しておりません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　三点目、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いまの市職員の学校事務職員はどういうふうな勤務をしているか、その勤務時間のことの御質問かと思います。これにつきましては、いま部長が言われましたように、やはり勤務については、市職員の勤務時間というものを一つ基準としてやっております。しかし、学校というのは、御存じのように大部分が都の職員でございまして、それは都教委とそれから都の教員組合との間で勤務時間についての一

応の締結がありまして、始業時間それから勤務時間それから終わりの時間というようなものについて、かなり普通からいうと問題のあるような締結がされているものですから、それによって勤務が先生方が行われているわけでございます。したがってそれに全く合わせるというようなことはもちろんやっておりません。ただしかし、いま申し上げたお昼の時間などは一体どうするのかというようなことになりますと、先生方にとってはあれはやはり勤務時間ということになっております。それから朝早く出てくる、それから休憩時間というようなものもないわけでございます。したがって、八時二十分ぐらいからたしか四時近くまでだと思います。そうすると、それで一週間四十四時間というような計算をはじき出しまして、そういう形で勤務しているわけでございます。したがって、そういうような状況がありますので、それに準じて少し早く出てきて、それから先生方と同じように休み時間というようなものも一応考えないで、そしてやっているという形で、少し早く帰るというようなこともあるかと思いますが、この辺についてもし事実が乱れているものだとすれば、もう少し検討してその辺のえりを正していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　余り長くなるので終わりたいと思いますが、要望を述べておきたいと思います。中小企業の貸し付けの件では非常に焦げつきを恐れて、いわゆる貸し付けを差し控えているように聞いておりますので…。いわゆる貸付条例の中に保証人の欄がございます。このところにははっきりと「貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする」と、はっきりと書かれております。保証人にもっともっと果敢に返済を要求して、そして心配ないようにしていただきたい、かように要望しておきたいと思います。

それから第二点目の件は、今度、何かの機会に協定締結の終わったものは報告をぜひしていただきたい。また、してないものも過去にさかのぼってお願いをしておきたいと思います。

それから第三点目の学校の事務員の就業時間の問題ですが、なぜ、私はこのような質問をしているかと申しますと、どの学校に行っても四時になるとだれもいないって言うんです、事務員の方が。小中学校の事務員の方はこの本庁の市役所の人たちと同じ職員だろう、日野市の職員だろう、なのに本庁の人は五時までいるのに、なんで向こうは四時でいないんだと、こういう素朴な質問を多々聞いているわけです。そういったことから私はきょうこの問題を取り上げたわけですが、もう少しいま教育長の答弁ーさっきの部長の答弁全くなっちゃいない答弁ですよね。知らないからそういうふうな答弁をしているわけですが、教育長ももう少し学校の現状を見ていただきたいと思うんですね。そして休憩時間はないとか言いますけれども、ちゃんと休

憩はとっているわけですよ。とっているわけです。食事もちゃんとしているわけです。しないわけないわけですよ。それがみんな四時になると帰っちゃう。来るのは八時半ですね。先ほど私が最初に申し上げましたとおり、就業時間の規則にはきちんと五時までと、こういうことになっているわけですから。それから聞くところによりますと、学校によってまちまちだそうです。ある学校に行きますと、校長先生が、たとえば四人いる事務員の中で二人は十二時から一時まで休ませる、そしてあとの二人は交代で休ませて五時までいさせる、こういうようなまちまちの状態をとっているところもございます。したがって、いま一度よく事情を検討されて誤解のないようにしていただきたい、かように考えております。以上で終わります。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　二点ばかり質問しますけれども、台風二十号の報告だけはされておりますけれども、過日、全協において報告された際に、全壊をしたりあるいは半壊した、そういう方々に対しましては、市の方で融資制度を考えるということで報告されております。融資は何件くらいされておりますか。それで金額についてどのくらいしているかお知らせ願いたいと思います。

あともう一点は、台風の災害に遭われた方々に対して、市長の方に質問したとき、一応減免の処置等について考慮はどうかということに対しましては、減免も考えるというようなことですが、減免申請等が具体的におありになったでしょうか。また、そういう方向について災害者に対してどういう方向でお知らせをし、減免の申請などをさせているかどうか、その点一点お伺いします。

それから、いまもうすでに第三・四半期を過ぎようとしておりますけれども、都市計画費の歳入においては四二・七％、歳出においては九・七％、こういうアンバランスが生じておりますが、これは都市計画等についてはいろいろ問題があろうと思いますけれども、どこにこの隘路があって歳出面の方の執行率が低下をしているか、お知らせ願いたいと思います。

次に土木費でございます。土木費はやはり第三・四半期になってすでに五〇％程度は執行していかなければならないんじゃないかと思いますが、報告の中では三六・七％の執行率でございます。ほとんどの土木関係については年度末に集中をしてくるというのが各企業においても、あるいは国においてもそういう傾向はございますけれども、住民要望の方は相当多岐多彩にわたってなされているものですから、平均的に執行していくのが当然だろうと思いますけれども、その一点の例を申し上げますと、街灯でございます。街灯は前回いろいろ問題等がございまして、住民からあるいは部落から要望があっても一年間つか

ないでいる。昨年の何月ごろか申し込んだのが今年度の予算の十二月かそこらにならないと、一括発注をするのでつけることが非常に困難だということを管理課の方では言っているわけです。やはり街灯なんていうのは一年待っていられるわけじゃないです。暗いから要望し、防犯灯的なものについては、防犯的な役目を一時も早くしてもらいたいということで予算化がされておるんですから、そういう問題については早期にやはり街灯等はつけてもらいたい、こういう要望が非常に多いわけです。しかし、そういう傾向をなぜ年度末までもっていかなければいかんというようなことで執行しないのか、ここに全然報告なさっておりません。具体的には寄付を受けましたとか、あります、東電から寄付を受けたとか、移管を受けたとか。新設をしたということについての報告は一つもないわけです。管理課でも、私も行きましていろいろと要望が非常に強い関係については申し上げるんですが、何分ともそういう執行上の方向になっておるので、やむを得なくて申しわけないけれどもできないんだ、ということでお断わりを受けているのが現在です。この点について明確な御答弁をお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは一点目の中で融資につきましてお答え申し上げたいと思います。いま、正確な資料を持ち合わせてございませんので、件数につきましてはちょっとお答えできないかと思うんですが、私が決裁の中で回ってきます概略でございますけれども、いま五、六件出ているのではないかと思います。正確な数字ではございませんけれども、回ってきた中で私の頭の中にあるのは五、六件ではないかと思っております。それから額でございますけれども、これは当然住宅改良資金の融資条例これを適用してございますので、五十万以内ということで行っているわけでございまして、大体四、五十万の方が多く出ております。以上です。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは台風二十号にかかります被害で、固定資産税の減免のことでお答えします。たしか件数では二十四件かと記憶いたしておりますけれども、十一月の末に各該当者に通知をいたしたと記憶をいたしております。それで調査の方法といたしましては、台風の翌日、全職員で市内を調査いたしております。したがいまして、その該当者について再度調査をいたしまして減免の額を算定をいたして通知をいたす、こういうことになっております。以上です。

○議長（秦　正一君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　都市計画の事業の特別会計の執行状況でございますが、収入につきましては、大体昨年の同期と同じ程度入ってきております。これにつきましては、一般会計の繰り出しと、あるいは国、都の補助金、こういうもので

ございまして、大体昨年が四十四・九、今年度が四十二・七でございます。大体その程度入ってきておる。それから支出の方でございますが、昨年同期につきましては一八％、今年度はさらにその半分の九・七％、こういうことになっておりますが、これにつきましては、例年いまの時期においては執行率が余り高くない、こういう状況でございますが、この内容は、私どもの方としましては歳出伝票が来ましたものについて支払っている、こういうことでございますが、例年のあれから考えますと新都市建設公社に対する支払い委託費、これがまだ大きな執行のものが出されていない、こういうふうなことが主な原因じゃないか、こういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　街路灯の建設についてお答えいたします。街路灯の建設につきましては、各自治会等から要望が出されておりました個所につきまして、市の基準に照らしまして設置の検討をいたしまして、この設置が設置すべきであるということの取りまとめを地域ごとにまとめまして、業者にまとめて発注する関係から、あるいはその希望された自治会にすぐに対応できないというふうな不満があろうかと思いますけれども、一灯希望されたごとに発注するということは事務的に不可能でございますので、その点を御承知おきいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　台風二十号の件については了承しますが、速やかに、また事務の遅滞している場合にはそれはそういう方向について御指導願って、救済の道を遺憾なくやっていただきたい。

それから都市計画の方につきましては、先ほど新都市建設公社の大きい事業について支払いが云々ということで、歳出が少ないだろうということを言っておりますが、それならば新都市建設公社が具体的に委託をして終わってから、支払いが業者が請け負って完了しましてから一カ月かそこらの間に手元に入るというのが常道だろうと思うんですが、そういうことがもしなければいいんですけれども、具体的にやっておっても、支払いが少なくて歳出が執行率が少ないということであれば理解しますけれども、この隘路はどうですか、ということでぼくは聞いたんです。新都市建設公社の云々ではなくて、新都市公社だけが都市計画ではないだろうと思うんです。都市計画事業というのは日野市全体の中に加味されている問題がたくさんある。排水路の問題もあるだろうし、道路の問題もあるだろうし、これらが執行率が非常に少ないということは日野市内の全体の地域のそういう計画事業がおくれているんじゃないかということをお聞きしたかったわけです。

いと思います。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　台風二十号の件については了承しますが、速やかに、また事務の遅滞している場合にはそれはそういう方向について御指導願って、救済の道を遺憾なくやっていただきたい。

それから都市計画の方につきましては、先ほど新都市建設公社の大きい事業について支払いが云々ということで、歳出が少ないだろうということを言っておりますが、それならば新都市建設公社が具体的に委託をして終わってから、支払いが業者が請け負って完了しましてから一カ月かそこらの間に手元に入るというのが常道だろうと思うんですが、そういうことがもしなければいいんですけれども、具体的にやっておっても、支払いが少なくて歳出が執行率が少ないということであれば理解しますけれども、この隘路はどうですか、ということでぼくは聞いたんです。新都市建設公社の云々ではなくて、新都市公社だけが都市計画ではないだろうと思うんです。都市計画事業というのは日野市全体の中に加味されている問題がたくさんある。排水路の問題もあるだろうし、道路の問題もあるだろうし、これらが執行率が非常に少ないということは日野市内の全体の地域のそういう計画事業がおくれているんじゃないかということをお聞きしたかったわけです。

それから街灯の面ですが、実際には松戸市なんか「何でもやる課」っていうのが設けてあるわけですね。すぐ言われればすぐつけるというようなことで…。なぜ一灯一灯…、事務がそんなにかかるんですか、一年間も申し込まれてから入札するまで。すべてを全部網羅しなければ入札できないんですか。やはり暗いところを見て、当然暗いというのはつけられてないというのはわかるわけですから、その間事故でも起きないようにするためにそういう街路灯というものを必要なためにつけるんでしょう。ですから、そういうことで私はやるべきじゃないかと思うんですがね。それが一々めんどうだから、あるいは事務的にむずかしいから、一括発注するために一年間ほっておくんだというふうなことで、それなら予算組んだって、予算があるから要求してくるでしょうし、また予算があるから各自治会を通じまして、それぞれ街路灯の新設個所等の申請をしているでしょう。してから何カ月過ぎたらそれではできるんだということに、やはり基準ぐらい考えてもらいたいですね。実際にそれできてないんですよ。私はあるところから言われまして一年近くなるんですが、実際についてないです。一年も待っていられないような地域なんです。とにかくどういうわけなんですか、それは。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御指摘の点につきましては、調べてみなければ何とも申し上げられませんけれども、一応の原則といたしましては、年間を通じての各希望された個所の検討をいたしまして、地域ごとに年二回くらいに分けて発注しているわけですから、その点ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　都市計画特別会計は区画整理事業だけでございます。その他の都市計画事業は一般会計に入っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　街灯の問題だけは第一・四半期ずつにやはり一回ずつ入札すればそういうあれがないと思うんですよ。街灯のようなものは、昼間はいらない、夜はどうしたって真っ暗になれば、そのために緊急で要望してくるところもあるんですから、やはりそういう行政をとるのが住民サービスの一環じゃないかと思うんですよね。ですから第一・四半期ごとにやるくらいのことは当然もってしかるべきじゃないか。それを、きょうは一灯申し込まれたから「はい、やります」じゃなくても結構だけれども、三カ月に一回ぐらい入札して、年に四回くらい入札して、そうすれば住民要望にこたえられると思うんです。それを一年にいま一回だという話を聞いて、それを聞いたからきょう質問した。それで今度質問すれば年に二回だということで、いままでは一回もまだやってないわけですよ

ね、はっきり言って。何のためにあそこに街灯の一人職員を置くんですか。はっきり専門的にそれをやってるでしょう。その人が一年に一回の入札のために調査しているんですか。そういうこともよく考えてもらいたいと思うんですが、市長どうですか。一年に四回ぐらいの入札でもって、将来は何でもやる課ぐらいの考えでやるかどうかお聞きしたいと思うんです。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　年次計画でやっておる面もございますからそれらは全体計画で発注する。それから特に緊急を要するものは、やっぱりきめ細かく処理をする、処置する、ということが必要でありますから、もう一遍私からもそのことを注意をして、現実に即するようにいたします。

○議長（秦　正一君）　よろしいですか。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど市長から、多摩川改修促進協議会の陳情について話されたわけですが、大変結構なことだと思うんですが、本年度は非常に各市とも、関係各市が災害の個所が多いわけですが、向こうではやると言っておられますが、いままでの、従来からのなにを見ますと、多い場合は、二年にも三年にもわたっておくれるようなことがあるんですが来年の出水期前に、日野市に関係するところはやってもらえるかどうか。そうした確認がとれているかどうか。

それから用地の買収について、十七ページの上の方の日野緑地の買収がなされたわけですが、大変いいと思うんですが…。それから一番下の根川の改修に伴って、農林水産省の土地の払い下げが行われておりますが、緑地の払い下げ、それから買収、それから払い下げの単価がどういうことになってるか、御発表願いたい。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　多摩川改修促進協議会の件でございますが、建設省に堤防の改修の件を要望しているところでございますが、現在、日野市内の堤防の改修個所は、栄町の二丁目の多摩川の改修と、それから浅川につきましては、駒形公園の堤防を実施する、というふうになっております。

なお、今後の改修につきましても、年次計画で改修するように、まだ五十五年度の計画については承知しておりませんけれども、されてるようでございます。

なお、促進協議会が国あるいは建設省、あるいは大蔵省に改修の促進方を要望を二回ほどしてございますが、さらに来年の一月要望を予定しておるところでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　買収の方の位置でございますけれども、新町の日野緑地の都市公園分の買収でございます。大体三千二百坪ばかりでございますけれども、平米一万二千円、それからその下にございます四番の根川準用河川の買収でござ

いますけれども、農林水産省からの払い下げ単価については、後刻調べた上で、私存じ上げておりませんので、御報告申し上げたいと思います。よろしく…。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　一点だけ伺っておきたいと思います。先ほどの黒川議員の緊急融資に関連して、質問しておきたいと思うんですが、先ほどの答弁ですと、これまで何件かこの緊急融資の貸し付けに関連して、焦げつきが何件かあった。したがって、担当事務当局としては、慎重にならざるを得ない、こういう意味の答弁でしたけれども、確かにこれまで何件か貸し付けに対して滞りがある、焦げつきが出た、その分だけ市の財政から肩がわりをしなければならないということで、慎重にならざるを得ない面は、十分理解できるんですけれども、しかしいまの貨幣価値から言って、たったという言い方が適切かどうかわかりませんけれども、たった五十万の融資の枠、通常の事業をやっていれば取引銀行なりあるいは知人、友人から一時用立てる、ということは容易に考えられるわけですけれども、しかし、それでもなお、万やむを得ずどうしても必要だ、その緊急に五十万の融資が受けられなければ、先々今月からあるいは来月から、その事業がストップしてしまう、こういういわゆる零細な、そして文字どおり緊急な必要性からそういう制度の要求が出てきたと思うんです。ですからこの緊急融資を利用する零細業者の立場に立って考えますと、長い行政期間の中で、何件かの焦げつきが施策を実施する中で出てしまう。決して好ましいことではありませんけれども、私は、多少そういったマイナス面がこの施策には伴うということは、当初からある程度予測できたことだろうと思うんです。事実上、この四月から約八カ月にわたって、この条例に基づいて、これまで広報でもそういう制度の利用が呼びかけられてきましたし、あるいは市民便利帳などでも、そのことがちゃんと明記されている。しかし実際には、この八カ月間、この制度が事実上凍結されてきているという点、私は大変残念だと思うんです。

その点について、慎重にならざるを得ない点はわかりますけれども、事実上、窓口で緊急融資を申し込もうとしても受け付けられなかった、という事実があると思うんです。私は、そういう点で、つい先日、一件適用を受けた人がいるようですが、しかし、申し込んでから約一カ月間かかってますね。緊急資金の意味がなされない状況です。慎重にならざるを得ない余り、今後はそういうことで、一般の設備資金やあるいは運転資金とおんなじように、申し込んでから一カ月もかからなければ、いますぐ必要だという業者に対して融資がされない、こういう消極的な姿勢でいかざるを得ないこういうことなのか、その点一点伺っておきたい。

ついでに意見言えば、本来的な、この緊急資金の融資制度か

ら言って、もっと実情に即した、やはり事務のスピードアップが図られて当然だ、と私はこういうふうに思っているわけです。その点一点伺いたいということと、それからこの制度が実施されて、たしか、五十一年度からだと思いますけれども、今日まで全体で何件、この緊急融資が利用され、そしてその貸出総額に対して、いわゆる焦げついたのがどのくらいなのか、パーセントでいくとどのくらいになるのか、それは実際には、この制度を凍結せざるを得ないほど深刻なパーセンテージになっているのかどうか、その点も合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　緊急資金の五十万円につきましては、一応、窓口の方に御相談に見えるわけでございますが、その内容につきまして職員側で、いわゆる親切心からいろいろ御指導申し上げているわけでございます。

それでこの場合に、設備とかそういう運転資金につきましては、ちょっと額が大きい形で貸し付けができる、そういうような形で、いろいろ御相談した結果、そういう形で緊急から運転、設備資金の方に回った、そういう形もございます。この内容につきましては、よくまた見える方の御意思をいろいろ伺いながら、なお、これについては、慎重にかつ取り扱ってまいりたいと思います。

それからなお、日にちの件でございますが、一定の手続がございますけれども、なるべくスピードアップいたしまして、緊急資金の名前のような形で、期間を短縮しまして貸し出しをしてまいりたい、とかように考えております。

それから五十一年度以降の件数に対しましては、現在手元に資料がございませんので、後日、御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　ちょっと手元に資料が出てきましたので、五十年度からでしたね、実施は。ざっと約百三十件貸し出しをしています。このうち焦げついたのは四件、それも五十万の全額ではなくて、返済の過程で一部焦げつきが出た。そして現在なお話し合い中も含めて四件ということです。

金額的には、私いまこの手元にありませんけれども、全体の貸付件数、総額から言って、金額はさほど私は多いあれではないだろう、というふうに思います。

ひとつ決算委員会もあることですので、他市の実情などもひとつ御調査いただいて、実際に積極的な施策として、過去ちょうど五年間実施してきて、ここで事実上見直しをせざるを得ない、そういう実態として受けとめざるを得ないのか、その辺とっくり検討したいというふうに思いますので、ひとつ決算委員会までに必要な資料をひとつそろえていただきたい、ということを要望しておきます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時二十三分散会

十二月七日　金曜日　（第二日）

日野市議会会議録

第二十四号

昭和五十四年
第四回定例会

十二月七日　金曜日　（第二日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

十四番	橘祐子君	二十四番	竹ノ上武俊君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

議事日程

昭和五十四年十二月七日（金）
午前十時開議

都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
財政課長	山崎彰	君
企画課長	藤本享一	君
書記	平川弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野平和	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十八分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

一般質問一の一、市民の税金は生かして使えについての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。（「副議長がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　私は、市民の税金は生かして使えと題しまして（「そのとおり」と呼ぶ者あり）通告質問をいたします。

市の予算の収入は、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入、寄付金、諸収入、市債等から成っておりますが、市では何をやるにしても、市税が含まれて支出される場合が多いわけでありますが、市民がわずかな金額の滞納をしても督促状が来て、市では厳しく取り立てられているわけです。（「当然」と呼ぶ者あり）この市税の中には、労働の汗と脂を流して得た零細なとうとい税金ももちろん含まれているわけでございますが、なお、国庫支出金、都支出金と呼び名が変わっても、国民であり都民であるわれわれ市民から出されているものでございます。したがって、市の理事者は税金は最も有効に生かして使わなければならないし、われわれ議員は、市民から徴収された税金が適正に使われているかどうか、税金の行方を見守ることが最も重要な義務の一つでございます。したがって、市税を含む予算が適正に使われているかどうか確認するために、われわれ市議会議員の中から、代表の監査委員を選出して送りまして、そうして市民の代表の監査委員とともに、この監査に当たっていただいているわけでございますが、予算委員会に、われわれ議員が予算を審議すると同様、決算委員会においても、監査委員の監査報告を聞いて、その後慎重な審議をして決算するわけでございますが、税金が生かされて使われているということは、予算が目的に対してぴったりと合致して、むだなく有効に一〇〇％に使われているかどうかということでございますが、たとえば、去る十一月の一日に落成式が行われた七生公会堂はどうであったか。これは、日野市南部地区に公共施設が不足しているというので、議会や、あるいは市民からの要望にこたえるべく、どのくらいの程度の規模のものを建てたらいいか、その方面の専門の権威者である長谷川紘研究所に委託しまして、二百五十万円の予算と約一カ年の年月を費やして、既成住宅の配分、人口の増大、交通、地区センターの配置状態、幼稚園・保育園・小学校・中学校の配置等、広範囲にわたってデータを作成して、研究を重ねた結果、結論としてその集会場の規模は、六百五十人から七百五十人が適切であるという答申が出されたわけであります。しかし、市長はその答申とは違って、約半分の三百人の定席の公会堂を建

てたわけでございますが、去る十一月一日の七生公会堂の落成式に招待された会場の中で、入ってきた途端、与野党の議員の方を初め、招待客の中から異口同音に、期せずして、舞台があれほどよくできているのに少し狭かったということがささやかれたわけでございまして、五百人定席が欲しかったという嘆きの声 ― 嘆声が発せられたわけです。一年もかかって専門家に依頼して、答申を無視したわけでございますので、この調査費の二百五十万円の税金は生かして使われていなかった、と私は思うわけでございますが、なお、この建物は鉄筋コンクリートでありますので、将来、席をふやそうとして増築しようとしてもこれは不可能でございます。したがいまして、この公会堂を建てるのに使われた約四億円の税金というものは、十分には生かされていなかったという結果になるわけでございますが、なお、ついでに申し上げますが、総務委員会で七生公会堂の使用条例が審査された場合「公会堂」という名称は、当初、予算書にのせられたときは「仮称七生公会堂」となっていたので、仮称であるから、落成のころにはほかの適当な名前がつけられるのではないか、ということをわれわれは期待していたんですが、委員の中には公会堂という名が少し古い響きを与えるというので、これは時代に逆行した名前ではないか。何か近代的な明るいイメージのある七生市民会館とか、あるいは七生市民センター等の意見も出されたわけですが、理事者側は改める意思もなく、理事者側の言うとおり七生公会堂となってしまったわけでございますが、現在でさえ狭いと言われている公会堂は、十年を待たずして、狭かったと理事者も市民も後悔するときが来るんではないか、と思うわけですが、そうしたときに、なるほど、これは後悔堂であったなというふうなことで、これは税金の生きた使い方とは私は思われないわけでございますが、（「さえているぞ」と呼ぶ者あり）次に、文化祭が十一月三日を中心として、各地の会場で催されたわけでございますが、なかなか盛大だったことは御同慶の至りであり、また各関係者の御努力に対しては、深く感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、ここで市民の税金が生かされて使われなかったことがあったわけです。それは何かというと、毎年、われわれ議員にも文化祭の案内状ですか、プログラムが送られてくるわけですが、それには種目、期間、時間、会場、会場の交通図等も記載されておりますが、しかし、ことしは十一月の三日になりましても、それがわれわれの所へ届かなかったので、私はそのころ二、三の同僚の議員に、「案内状が来ましたか」と尋ねたところ「いや、来ておりません」と言うので、私は、これは時節柄経費の節減のためにことしは出さなかったのではないかと、いうことに思っていたわけですが、それならば、まあ、やむを得ないだろうと思っていたわけですが、そうしていましたところ、十一月十二日の夕方、私が家へ帰りますと配達されていた

わけでございますが、それはこれでございまして、発送の消印を見ますとはっきりと十一月の十日ということになっています。そこで、この右下には日野市教育委員会社会教育課と書いてあるわけですが、中に黄色いプログラムが入っていたわけですが、これには十七と書いてありますが、これは第十七回だと思います。第十七回日野市市民文化祭。下には一九七九年十月二十日から十一月十八日。主催、日野市、同教育委員会。主管、日野市文化協会ということになっておりますか、ここで、この中に細かく印刷されているわけですが、なお、この中には埋蔵文化財の案内書が入っておったんですが、私はこれを見てびっくりしたわけです。あと残っているのは、十四日の日野市役所の埋蔵文化財展と、十八日の七生公会堂の民謡だけだったんです。すでに文化祭の、何ですね、文化祭の行事が九九％も終わってしまっているのに、十月二十日と書いてあるわけですから十月二十日前に届かなければならなかった案内状ですが、これが二十日以上も過ぎて行事がほとんど終わってから時期をおくれて届いたというわけです。こういうことこそ市民の税金が生かされて使っていないというふうに私は思ったわけでございますが、そこで次の質問をしますが、遅くなった理由。

二番目に何通ぐらい発送されたか。

三番目として、教育長は部下の職員に印刷、発送の指示の確認をしたかどうか。

四番目として、市長はこれをよく知っていたかどうか。この点について。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一番先に、いま言ったような事実があったということでございますので、これについては大変申しわけないということをおわびせざるを得ません。本当に、この点については今後絶対にこういうことのないように、それにつきまして、その事情などについては、私、いままで、それを不敏にして知らなかったわけでございますけれども、そのことについてはひとつ十分調べてみます。そして、なぜそういうようなことがあったかということを明らかにして、そして今後そのようなことの絶対ないというようにして対応をしていきたい、こういうふうに考えております。しかし、そこにもありますように、一応主管というのは文化協会に任せて仕事をしてもらっているということですけれども、それについての監督はやはり私たちが十分してなけりゃならん。その辺のことについての手違いについては深くおわび申し上げます。こういうふうに思っております。

なお、どの範囲に配られたか、そういうようなことについてもひとつ十分調べさせていただきます。こう思います。失礼し

ました。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　教育長にさらにお尋ねしますが、発送されたというような細かいことは後にしても、教育長がそうした原稿ができたとか、印刷がどうだとか、発送については部下に確認をとるべきだと思うんです。自分がされなくってもこういうことがもう用意はできたかと一言言えばいいわけですが、そういうことを確認がとれたかどうかということです。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　例年それが順調にいっているものですから、特にそれが今度も順調にいっている、こういうふうに考えておりましたので、特にこれはどうなったか、全般としての準備はうまくいっているかということについての確認はしておりますけれども、案内状の発送はどうなったかとか、そういうことについての細かい指示というんですか、そういうようなことはしませんでしたけれども、今後こういうような事態が起こったとすれば、少なくとも、来年度から、あるいは教育委員会が後援し、それから主管をほかに任すにしましてもそういう点についての配慮はひとつ十分していかなければならん、こんなふうに思っております。以上。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　細かい点といっても、これは、案内状なんかは重大なことであるから、一言順調にいっているだろうというようなことでしなかったということはちょっとまずかったんではないかと私は思います。今後、ひとつ、こういうことのないように、また、四番目として市長がこれを知っていられたかどうか、その点について。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　四番目ということで文化祭のプログラムの（「ええ、そうです」と呼ぶ者あり）発送のことについて特に御指摘ございましたのでお答えをいたします。

一々確認は必ずしもできていないかもしれませんが、私はかなり克明に目を通しております。そして、そういう案内状が、委託をしておる文化連盟から出るというところに問題があるんではないかというふうにも思っております。本来、主催するのはあくまで主催者でありますから、特に議会の議員さんに対する案内状などは当然主催者から発送されるべきものだと思っておりますし、それから私自身にも案内状がそういう形で来るわけですから、そのことについても指摘をいたしております。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ひとつ、文化祭については今後再びこういうことのないように要望してこの文化祭の件についてはこれで終わりますが、次に緑と清流についてちょっと

質問したいと思いますが、（「公会堂はどうした」と呼ぶ者あり）この中に市長は、「緑と清流」ということをモットーとして町づくりをやっておられますが、これは大変結構なことと思いますが、その中で清流を実現するために各用水組合と一年前から年間通水ということで幹線の水路には水を流すということを市民にも発表しておりまして、これは、過日、日野市内の用水組合員全員の出席を求めて通水の契約を結んだわけですが、このとき、本年は二十号台風の洪水のために各用水の取り入れ口が土砂で埋まり取水ができないという所が大分あったわけですが、なお、この掘割りの水路がせきが壊されたり、流されたりして水が入るので、市の方でしゅんせつしたり、せきをしたりしてやっていただきたいということをお願いしたところ、「では、あしたからでもやります」というようなことで、かたく約束されたわけでございまして第一番に新井用水をやったわけです。そうしてその夜、「あしたは七生南部連合用水をやります」という連絡がありましたので、翌日朝私もほかの役員とともに現場へ行ったわけですが、ちょうどそのときは雨が降っておりましてブルドーザーを使っていたので、ブルドーザーではらちが明かないから今後ユンボという物でやりますというようなことで、そのときは半日で終わっていたわけですが、そして今度やるときは市の方から連絡をしますということであったわけですが、その後幾ら待っていてもなかなか連絡がないので、先日、土木課の担当職員を尋ねたところ、工事を請け負った業者が、自分の仕事が忙しかったりしているのでその合間を見てやるという回答だったわけですが、だけれども、ひとつ忙しいのでやってもらいたいという申し入れはしたわけでございますが、いまだに連絡がないわけでございまして、そして、おとといもきのうも私は各用水の取水口等を現場を見て回ったわけですが、現在、水の流れているのは、入っているのは日野用水だけでございますが、しかし、下滝用水、上田用水等は工事中でやむを得ないと思うんですが、なお、豊田の用水は少し入っておりますが、組合長に聞いたところ、これは図書館下のわき水が出ているので豊田としては非常に口がひどくやられたので、これは工事をする予定になっているから取水の方は控えているというふうな話もあったわけですが、他の工事の関係のない用水は緊急に入れていただきたいと思うわけでございますが、この用水の通水と申しましても、これは、その目的は一番には川をきれいにすることと、二番目には防火用水の使用をするという二つの目的があるわけでございますが、冬となってだんだん気候も寒くなり、火を使う機会も多くなって、また野山の草も枯れて空気も乾燥して、毎年十二月ごろから火災の発生の率が多くなってくるわけでございまして、消防署等におきましても非常に警戒をしているわけでございますが、なお、民間の消防団の方々も寒い夜消防車に乗って、担当区域を回って防火指導の宣伝

あるいは火の用心を訴えているわけでございますが、こういう方には頭が下がるわけでございますが、火災が発生した場合、いかにたくさんの消防車等が駆けつけましても水が十分になければ消火は思うようにはできないわけでございますが、火災が起きて用水に水が流れていたならば、三軒で済むところを一軒でも食いとめられたではないかというような場合が、そういう事態が起こらないとも限らないわけでございますが、火災が起きてから後あわてて用水を入れても、入れないよりはいいけれども、やはり、こういうことは税金の生かして使ったことにはならないと私は思うわけでございますが、業者に任せていたのではいつ水が入るかわからないんです。これは、防火用水というのは遅くとも十一月中に全部入らなければならないわけであると思いますが、市民の生命と財産を守る責任者である、日野市の消防団長の日野市長はこの水の取り入れ工事に対してどうお考えになっているか、緊急にやっていただきたいと思うんですけれども、その点について御答弁をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

台風二十号の増水による河川の増水によりまして各用水路のせきが破壊され用水に水が入っておりません。これにつきましては早急に業者に発注して施工するわけでございますが、水が引かなければなかなかせきができませんし、水が引いたと思うとまた増水するということで、今年は雨が非常に多かったためにせきの工事ができなかったという事情もございます。また、ちょうど水が引いたというところを業者がすぐに来てくれればよいわけでございますが、業者の都合もございましてなかなか思うように取水できなかったという事情がございます。せきがせっかくできたのにまた増水で切れたというせきもございますので、そうした事情も御理解いただきたいと思いますが、今後、業者に業者の都合だけでなく、市の工事の要望どおり施工するように強く業者の方にも申し入れたいと思っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の税金は生かして使えという御趣旨、お言葉の意味は私どもの一番反省をして取り組まなければならない原点だというふうに絶えず考えております。

幾つか御指摘をいただきまして必ずしも税金の使途が生きてないというふうにお取り上げをされておるわけでありますが、十分それらのことにつきましても今後慎重に御趣旨を考えてまいりたい、このように思っております。確かに神経の行き届かない部分がまだあろうかと思っておりますので、特にいま御指摘のありましたような用水の取水、これらは政策として行っております。市内に年間通水をするという意味に合わせまして、確かに御指摘の防火用水という意味もあるわけでありますから、

その当時、予備費を使ってでも早急に土砂等の取り払い工事をするようにということは指示をいたした記憶を持っております。今後とも御趣旨を生かしてなるべく早く処理をいたさなければならないというふうに承った次第でございます。

指摘されました七生公会堂に関しますこと、あるいは使用条例の中の名称に関しますこと、御意見はあるわけではございますが、用地の事情、あるいは財政の事情というようなことで、第一回目の公会堂といたしましては一番使いいい範囲のものにしたというふうにこれまで経過いたしておりますし、そのように御理解いただいているわけでありますから、なお改めて御理解をお願いしたいと思っております。以上のとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　いま市長から御返答があったんですが、七生公会堂につきましては、私はそうした金が十分に生かされてなかったということと、それから調査費がほとんど生かされなかったということですが、ただいま市長はあそこが狭かったからというふうなお話もあるんですが、これは言いたくなかったんですが、元へ戻ると高幡市営住宅の東側に一千坪の土地が残っているんですからああいう所を利用するとか、あるいはまた南側の全購連の土地と交換するとか、あるいは買収するとか、そういうことを考えればもっと大きい駐車場なりっぱなものができたのではないかということを私は思っておりますが、なお、建設部長は急いでやられると言うけれども、一応いつまでにやられるか、そうしためどをひとつ言っていただきたいと思いますが。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　日にちを幾日ということはっきり申し上げられませんけれども、事情を調査いたしまして至急に業者に交渉いたします。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど建設部長が水が出て工事ができなかったと言うんですが、水が出て工事のできない所もあるし、水がない所を掘れば作業がある所もあったんだから、やはり全体をながめてできる所からやっていただきたいと私は思います。

なお、それから、つけ加えますが、昨日、市の行政報告の中で大越議員から質問があったんですが、防犯灯の件ですが、やはり緊急に立ててもらいたいと申し込んでも半年も一年近くもほうっておいたというようなことどはこれは税金が生かされて使われないことになると思うんですが、立てることがおくれたために夜間痴漢に襲われたり、あるいはひったくる者が出たり、あるいは交通事故が起きたりするというようなこともないとは限んないわけでして、事故が起きてからあわてて防犯灯を立て

るようではやはり市民の税金が生かされてないということになるので、今後、緊急を要することについては時期を失することのないように、市民の税金は生かして使うようひたすら要望いたしてましてこの質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　　これをもって一の一、市民の税金は生かして使えに関する質問を終わります。

二の一、家庭で内職をしている婦人のために、家庭内職事業団を設立せよについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　　家庭で内職をしている婦人のために、家庭内職事業団を設立せよという新しい提案をしたいと思います。

家内労働法が昭和四十五年に制定されて来年でちょうど十年目を迎えます。第三条で家内労働手帳の交付義務、第四条では長時間就業の制限、これはやはり口約束だけで仕事をしているかどうかとか、一日に十二時間から十五時間という長時間労働をしているかどうかなどたくさんの働く婦人の保護の問題、こういうことや、また委託者に対しても罰金に処する、こういう条項もあり、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とした法律であります。

東京都は、革新都政の当時からこの問題に取り組んで、五十二年度には都における内職的家内労働の実態調査を行っております。さらに家内労働の実情なども調査し、それぞれ二冊の本にまとめられております。そして、都内の家内労働者の置かれている現状をよくつかみ施策の上にもこれを生かしていきたい、そういう努力はされているわけであります。日野市内の内職をしている婦人の中には、私が尋ねた限りでは、家内労働法というものがあることを知らない、そして委託者との間にも家内労働手帳によって仕事の契約を行ったことなどがない、そして、家内労働手帳というものがあるのですかという、そういう疑問も出されている―こういう方が多いわけです。いま、家庭で内職をしている婦人の多くの方は、働きに出たくとも子供が小さくて働きに行かれない、そのために悪い労働条件の中でも内職をしている婦人が多いわけです。そういう婦人のために国の法律も何ら適用しないし、また委託者もさせない。そういうことがある中で、私は、市独自の施策として家庭内職事業団を設立し、そして市でも積極的にこの問題を研究し取り上げていただきたい。こういうことからこの問題を取り上げたわけであります。

家内労働に従事する人は、一九七七年の労働省の統計だけでも百五十四万人、都の調べでも百三万人を超えて約四世帯に一人という、こういう割合になっております。家内労働には三つに分けられておりますが、私は、この中で家庭で内職をしている婦人―夫が、また子供が幼稚園や学校に行った後、子供たちが帰ってくる間のわずかな時間でも内職をしなければなかなか給食費の支払い、また物価の値上がり、こういうことでいま大変な思いをしているわけですけれども、こういう人たちが本当に委託者から賃金の不払い、延期、仕事を抜き打ち的にもうやめてほしい、こういうことがないように、そしてまた市独自の施策を行っていただきたい、こういうことから次の点について質問いたします。

家庭婦人の内職の実態調査、これは大変むずかしい問題かもしれません。しかし、これによって市内の内職をしている婦人がいまどのような現状の中でどういう目的で内職をしているか、そしてまた委託者との間にいろいろな問題点があるのではないかという、そういうことから家庭内職の実態調査をすることを提案いたします。

二つ目には家内労働法、これをまだ知らない多くの婦人がいるわけですから、この法律を、東京都のいろいろな資料がございますので、こういう資料を活用してもっと多く市民に知らせてこの法律をもっと利用できるように、こういうことを行っていただきたいと思います。

三番目には家内労働法第二十五条、ここには自治体として援助できる問題が載せられておりますが、これについて考えているかどうか。

四点目には家庭内職をしている人、また委託者のために家庭内職事業団、これは全く新しいものですけれども、こういうものを設立してそして仕事の確保の問題、また委託者との監督や指導、こういうことをぜひやっていただきたい、こういうことから設立を考えていただきたい。

こういう四点についてまず質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　　第一点目の家庭婦人の内職の実態調査をせよという御質問についてのお答えを申し上げたいと思います。この実態につきましては非常に流動性がございまして、月によって、あるいは景気によって、あるいは時期によって相当変動がある。またプライバシーの問題、あるいは税金の問題が潜在的に内包されているものが相当あるわけでございます。そういう意味合いにおきましてこの実態調査というのは実際の調査にはなじまないんではないか、そういうような私どもの方の考え方でございます。

それから二問目の家内労働法を広く市民に知らせ活用せよ、これは仰せのとおり、いま現在では東京都の広報、あるいは制度のチラシで一応市民には写しを経由いたしましてＰＲしているわけでございますけれども、なお、この提案につきましては市の広報に載せて積極的にこの制度の周知をＰＲしていきたい、

かように考えます。

それから三点目の家内労働法第二十五条に基づく自治体としての援助を考えよ、こういう御質問でございます。先ほど、御質問者の方にございましたように、家内労働法は家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とした法律でございます。それで、この家内労働者の位置づけといたしまして、労働基準法上の労働者という定義がなされております。そういたしまして労働基準法は全面的に適用されませんけれども、労働基準法による労働者であるという定義がなされております。御存じのように、地方自治法の第二条六項によりますと、この労働関係につきましては都道府県の所管事務とされております。したがって、いま家内労働法につきましても東京都の関係が非常に中に盛り込まれておりまして、労働基準監督署、あるいは労政事務所、そういうような形の中で指導、あるいは援助がされているという考え方でございます。なお、家内労働者の定義につきましてちょっと御説明いたしますと、三つございまして、専業的家内労働者、内職的家内労働者、企業的家内労働者。御質問の趣旨は内職的家内労働者ということでございますので、内容をちょっと申し上げますと、「主婦や老人など世帯主以外の家族で、世帯の本業とは別に家事の合間に家内労働に従事する者」、一般に内職と言われているものでございます。ですから、こういう範疇に入る者につきましては一応委託者と受託者の関係がございまして、委託者について、労働法によりまして一応委託者の方から家内労働手帳を家内労働者に交付しなさい、そういうことの明文がなされております。なお、この法文の内容を一覧いたしますと非常にいわゆる委託者の方に対する義務づけが大幅でございます。そういうふうな内容でございまして一応都の所管事務になっているわけでございます。

それから四点目の家庭内職をしている人、または委託者のために家庭内職事業団の設立を考えよという御質問でございます。

これにつきましては、事業団となりますと職業安定法の関連もありますので一概に申し上げられませんが、それよりも一応最寄りの労政事務所、あるいは内職補導所というのがございますのでその辺を積極的に御利用していただくことがベターではないかという考え方でございます。なお、市の方におきましても新しい試みといたしまして、新年度におきましてできることであるならば労政事務所、あるいは公共職業安定所、あるいは商工会等の関係機関の御協力を得まして広く勤労者の労働相談の窓口を開設してみたい、そういうふうな形でいま現在検討を進めております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは一番から再質問いたします。

一番の調査についてはいろいろといま答弁があったわけですけれども、その中のプライバシーの問題に触れられたわけですが、東京都がこれだけの厚い二冊の本にまとめて内職の方たち―内職だけでなくて家内労働全般に関する調査をやっているわけです。そういうことから見ればプライバシーの問題は二の次だと私は思うんです。本当に日野市内でもどれくらいの婦人が内職をしているかということをやはりつかんでいかなければ、委託者が罰金という違反した場合に五千円、また一万円という罰金が科せられるわけですけれども、それが実際には使われない状況です。ですから私は東京都もやっているこういう実態調査、これをぜひ参考にしながらできると思うわけです。そういう点で調査方法などについても、東京都の方も東京都労働経済局労働福祉課、ここでは、「いろいろな問題があったらぜひお話に来てください」ということで積極的に答える姿勢を示しておりますので、ぜひ東京都の方とも相談しながら実施時期の問題、そしてプライバシーに触れない範囲での調査、こういうことができると思いますので、そのことをぜひお約束していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。それから私ども民間の婦人団体としても、この問題は独自に調査を進めておりますので、そういう中でも把握できると思いますけれども、やはり市として内職婦人の実態を把握することは必要だということで私はこれを出したわけです。ぜひ、その点をもう一度再質問いたします。

それから二番目に家内労働法を市民に知らせることですが、私がお尋ねした婦人の中にはこの家内労働手帳というものを見たこともないし、「実際にこういうのがあるんですか」ということで驚いていたわけです。それで、どういうことで仕事を求めましたかということを聞くと、新聞の広告を見て電話をかけて、そして一回目は断られたけれども、二回目また仕事がなくて困るので何回も電話する中で、それでは来てくださいということで行って、ただ住所と名前を書いてきただけだというんです。こういうことでやはり一方的に委託者が仕事がなくなったらこれでもうおしまいですよ、そして賃金も遅配になってしまう。こういうことが、なければいいんですけれども、起きる可能性もあるわけです。そういうことからぜひもっと東京都が行っているこういう家内労働手帳の問題、それから、先ほど部長もお読みになりました「家内労働法の早わかり」という、こういうパンフレットなど、たくさん市民の目に触れる所に置いていただいて、内職婦人が家庭の中で安心して仕事ができる、そういう場をぜひ行っていただきたいと思います。

三番目は家内労働法第二十五条の問題ですが、これは確かにいろいろと自治体の問題として、東京都・国の問題かもしれませんけれども、労働基準監督署の問題でもあるわけですけれども、これが、法律が生かされない、そういう中から私はどうしてもそれでは家庭内職事業団を設立して、その中で法律に価し

ない、また法律を守ろうとしない多くの委託者の中で、これを取り上げて家庭内職事業団をつくることによって内職婦人がもっと安心して仕事ができる、そういうことから提案したわけです。そして、部長の方は内職をあっせんする場所があるから、そこの方でということでございますけれども、内職をしたいための内職補導所というのは江東区と足立区と港区、ここの三つです。こんな遠い所まで行って仕事を求めに行くというのは大変だと思うわけです。特に、いま内職をやっている婦人というのは二十代の後半から三十代の後半まで、それぞれまだ若い年代の方は共働きしております。そしてある程度子供が大きくなった場合にはパートで出ます。ですから、いま一番家庭で内職してる婦人というのは子育てに忙しい小さな子供を持って働きに出かけられない人が内職をする。そしてまたある程度、もうお年寄りに近い、こういう方がうちで内職をしなけりゃならない。こういう方が多いわけですから、こういう方たちが江東区や足立区や港区にまでお仕事を探しには行かれないと思うわけです。そういう点で新聞広告などを見て本当に少しでもいい内職がないかということで探して、自分で探して仕事を見つけるわけですから、こういうことに対してももう少し自治体としての援助があると思うわけです。そういう点をお尋ねします。

そしてまたこの第二十五条の中には施設の問題があります。「施設に関する便宜の供与」というふうになっておりますけれども、日野市には残念ながら勤労福祉会館がない。そのためになかなかこういう家内労働法に適応する人々が施設が利用できないというわけですので、ぜひ、これは後で市長の方からも答弁をお願いしたいと思いますが、勤労福祉会館 ― 前には一応話にも出たことがございますけれども、都の財政状況、また、そのほかいろいろな問題で立ち消えになっているようでございますが、勤労福祉会館を設置することによっていろいろな内職している婦人、そして、これは婦人だけでなくて男性も含めてもっと利用できるのじゃないかと思いますので、その点をお尋ねしたいと思います。

それから四番目の内職事業団の設立ですけれども、本当にこれは新しい提案ですので、なかなか市としてもどういうことをやったらいいかということがあると思います。しかし、いまいろいろと私が申し上げましたように、働く婦人がトラブルが起きたり、また、きちっとした法律が守られていないという、こういう中から、ぜひ、内職婦人と、そして市と委託者、こういうものが一体となった一つの事業団みたいなものができれば大変働きやすくなるし、また委託者の方からも仕事をそこに持ち込めば仕事ができるという、そういうことでございますので、ぜひ、その点をもう一度、これは市長の方から御答弁いただきたいと思います。以上です。

議長（秦　正一君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　　実は調査のむずかしさを先ほど申し上げたわけでございます。一応、先ほど申し上げたとおりでございますが、この件につきまして改めて都の労働基準監督署 ― 八王子でございますが、ここでもそういう実態調査をしたかというような形で調べたわけでございます。そういたしますと、一応、この資料は何も使わないけれどもという前置きをしながらも、協力の調査が全然できない、そういうような実態が報告されておるわけでございます。そういたしますと、やはり行政サイドで調査をするということにつきましては、先ほど申し上げたような困難性がございますのでまた別な角度でという考え方もあるわけでございますが、現在の時点では私どもの方ではそういう困難性があるということを申し上げたいと思います。

それから、先ほど窓口の件でいろいろ申し上げましたけれども、新しい試みの中でいろいろなことが、これからの問題として出てくるような感じがするわけでございます。その辺も踏まえてお答えいたします。

それから広報につきましては、積極的に私の方で都の実態調査を踏まえましてもっと詳細に、あるいはわかりやすく、そういった形で広報をしてまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　　市長。

○市長（秦　正一君）　　現在の私どもの自治体の行政能力という範囲から考えます場合、確かに経済労働行政という面ではきわめて微弱であると言わざろを得ないと思っております。そうして御指摘のような問題が、今日、物価の高い、あるいは生活のむずかしいときであればあるほど当事者の方々の困難が生じてくるかと思っております。そこで、いま、どのようなことができるかということを考えてみます場合に一つの相談窓口、これは現状をその能力が必ずしもそぐわないにいたしましてもやらなきゃならないスタートではないか、このようにも思っております。

それから、調査をしないと確かに実態はわからないわけなんですけれども、強いて言えば抽出法によるアンケート的な調査というようなことが、取り組めばできないことはないと思っておりますけれども、その次の内職事業団というものを設立するということになりますとかなり準備が必要であろう、こう思います。そこで行政全体の緊急度といいましょうか、あるいは順位というようなものもあろうかと思っておりますけれども、こういう分野にも市民の要求が高ければ高いだけに何らかの取り組みをしなきゃならないだろう、このように、いまいろいろ御指摘をいただいて考えるわけであります。なお、ひとつ、われわれの事務範囲の中におきまして、都、あるいは労政関係、あるいは法律関係の調査も進めまして、該当される方々の立場で

の何かの役立つことをひとつ検討しなければならない、このようにいま考えております。

○議長（秦　正一君）　市長、勤労福祉会館、構想…。

市長。

○市長（森田喜美男君）　勤労福祉会館につきましては都の行政で進められてきたわけですが、いま、島に対する、つまり島嶼に対します青年の定着手段として一部に行われているそうでありますけれども、都でもほとんど事業は廃止したということでございますから、ちょっとむずかしい問題だと思っております。ただし、これに何らかの形で代用できるようなことはできないことではない、そういう工夫の余地はあろう、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、内職をしている現状をちょっとお話させていただきますけれども、本当にこんなに安い賃金でやっているのかという驚きがあるわけですけれども、一日四時間あて名書きをして一万五千円から一万六千円です。そしてまた電気ごてで電気器具の部分のハンダづけをして、単純なものでも一個二円、複雑なものでも六円、こういう一日十時間働いても月収が二万五千円から三万円という、こういう者や、また化粧品の広告パネルの組み立てをしている方は、ボール紙の縦五十センチ、横三十センチほどの物で差し込んだり接着テープで固定する、こういうものでも一つでき上がるのに十三円、こういう大変低い内職の賃金なわけです。そして全国的な平均でも女子が内職二百四十二円、男子が五百十六円という、こういう状況です。平均の月収でも、女子が非常に安くて二万九千五百四十八円、男性が十三万百十九円という、こういう中で非常劣悪な条件の中でたくさんしなければ家計の足しにならないという、こういう中で非常にいま内職をしている人たちが家内労働法も適用しない中で知らないままで働いているわけですから、私はぜひこういう方たちがもっといい条件で働ける場をぜひつくっていただきたいと思うわけです。そして東京都の家内労働対策研究会議の第二期答申の中でも述べられておりますけれども、家内労働をやっている、内職の場合は主に家庭の主婦がやっていて、そして内職者に適用されるただ一つの法律とも言える家内労働法が、全然、家内労働手帳の交付状況一つ取ってみてもとっても徹底してない、こういうことが指摘されております。そして、この問題を解決していくためにも国と都と区と市町村、それぞれの行政自治体が適切な役割りの分担のもとに総合的に対応する必要がある、こういうことを述べておりますし、また賃金の問題でも、行政が介入することは大変むずかしい問題であるけれども、ぜひ、これは内職者に工賃の問題や、また内職者に高度の技術の技能を与える、こういうことなど提案しているわけです。そしていま全国でもときどき

一年に一回総評が主催する内職者の全国大会がありますし、いろいろなところでいま内職の問題が取り上げられております。そして自主的にグループをつくってそれぞれが委託者と働く人たちとの一つにまとめる、こういう運動も進んできております。そして、こういうことに対して自治体が補助を出している所もありますので、私は内職事業団ができるまでの間でも、ぜひ内職者のグループを組織して、そういう方たちに対する援助―内職情報センター、こういうものを設けて内職に対する情報、こういうものを収集したり提供する場、こういうものをぜひつくっていただいて、先ほど、これから窓口でも対応していきたいということですので、なかなか内職事業団ということはまだむずかしい問題だと思いますけれども、私は今後ぜひこういう方向でやっていただきたい、こういうことからきょうは提案いたしましたので、ぜひ今後よろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって二の一、家庭で内職をしている婦人のために、家庭内職事業団を設立せよに関する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後　一時二十分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問三の一、体育施設建設を促進せよについての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

「四番議員登壇」

○四番（飯山　茂君）　ただいま議長からのお許しをいただきまして、四番飯山でございます。

体育館施設、特に野球場の建設を促進せよということで質問いたします。憲法第二十五条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっており、また社会教育法では第二条で、「社会教育とは、学校の教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」、そしてさらに第三条で、「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と書かれており、これらの法律に基づいて教育委員会があり、体育課

が設置されていると思います。

そこで今回の質問は当然体育の振興の分野に属している問題でございますので、体育施設、特に健康づくりに市当局では努力しておると思います。しかし、御承知のとおり、現在、当市で一番おくれている分野は社会教育施設の不足でございます。文化関係では、ようやく七生公会堂ができ、体育関係では南平体育館が建設されたことは大変市民にとっても喜ばしいことと思います。しかし、野球場は多摩川河川敷、多摩平、そして旭ケ丘の三カ所ぐらいで、あとは小、中学校の校庭を利用して野球、ソフトボールを楽しんでいるのが現状で、絶対数が不足していることは事実でございます。そこでグラウンド不足を何とかしてくれと市民からは、この二年間に三件の請願、陳情が出されております。昨年十二月に「少年野球大会会場確保に関する請願」、佐藤信行さん、外七千九百六十四名の署名が出されております。また、本年の九月議会には「体育施設建設の促進についての請願」、小峰邦典さん、外三千六十一名。続いて同月には「多摩川河川敷を利用したスポーツグラウンド設置についての陳情」、北島万次さん、外三百六十四名、合計一万一千三百八十九名の市民の方々から「ぜひグラウンドをつくってください」と要望しております。これらの請願は少年野球関係、軟式野球、そうしてソフトボール関係の各代表の団体の方々が野球をやりたいという人々が署名いたしたものでございます。議会では三件とも採択をしております。この三件とも採択は超党派で一党派を超越し、超党派でこのことを採択をしております。この市民要望に基づいて次の点を質問いたします。

一万一千名が署名されている三件の請願に対して、市はどう受けとめておられるのかということでございます。

二には、私も文教委員でございますが、常に当局の回答は、「桑園の跡地、あるいは東光寺谷地川の河川敷にグラウンドをつくる」ということばかりで、現実のグラウンドの不足に対して積極的な姿勢が見られないのでございます。昨年出された、少年野球グラウンド建設で多摩川グラウンドの隣のバレーボールコートの跡地を利用してつくってくださいという切実な請願に対して、請願の出された方々は、市がある程度のものをつくっていただければそれに私たちが真剣にそれをお守りをする、そういうことまでをつけ加えてお願いをしているわけです。請願に対してどのような対策を立てたか具体的な御回答をいただきたい。

三には体育施設に対する現状と将来計画をお聞かせいただきたいと思います。

以上、三点について教育長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま飯山議員が申されましたように、市民のスポーツに対する要望というのは非常に強くなっております。それで、それに対していろいろ市の方でも努力はしてくださって、たとえば南平体育館をつくっていただいたりというようなことで、その利用は非常に日々、毎日毎日盛んになっているということも、いかに市民の要望が強かったかということをあらわすものだと考えております。それで、そのスポーツ要望の中で特に強いのは野球に対する、競技のできるグラウンドが欲しいという希望の非常に強いことも、いま議員が指摘されたとおりでありまして、本当に強いものがございます。それで、そういうようなものに対しましては、各学校開放などによって大いに対応してきているわけでございますけれども、もう少しほかの場所がないのかということで多摩川の河川敷を利用した総合グラウンド、そこの所に少年野球場をつくったらどうだという請願なども出ているし、それから文教委員会などでもそういうようなことについての指摘が行われているわけでございます。これにつきましては、御存じのように、昭和四十二年以来河川敷を利用してきたんでございますけれども、昭和四十九年の九月一日の台風でもって全部水がかぶりまして、そして使用不能になりましたが、しかし、野球場の方は一応市の御努力によって整備していただいて現在は使っているわけでございます。その後、七面のバレーボールコートの方でございますが、これはまだ整備されてないでそのままになっておりますけれども、それについて今度少年野球場を整備したらどうだというようなことで、市の方も昭和五十五年度の公共施設整備計画には考えていただいてあります。したがって、私たちとしてもぜひこれは実現していただきたいということで、来年度には実現させていただけるんじゃないかということで希望しお願いをしたい、こういうふうに思っております。

さらに全体的な体育施設の計画でございますけれども、これについては企画財政などで、従来申しておりますように、たとえば桑園の跡地の利用等というようなものは、遠いかもしれませんけれども、しかし、また案外差し迫った問題として実現されていくんじゃないかということを期待しているわけでございます。以上。

○議長（秦　正一君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　いまの教育長の答弁で大体了とするんですけれども、来年度には何とかするというお話ですけれども、何とかというのは、あるいは予算化をするとか、そういうことも考えてよろしいのでしょうか。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　教育委員会としては、来年度の新規の事業の予算の中にはぜひそれをお願いしたいということで要望はしております。

○議長（秦　正一君）　飯山　茂君。
○四番（飯山　茂君）　では教育長のいまの答弁に対しては一応了といたします。
先ほども述べましたように、ある程度のものができれば市民が一体となってそのグラウンドのお守りをするということを重ねて要望しておきます。
そこで、いま教育長のそういうお話ですけれども、もう一つ私が考えているのは、これからお話をしたいのは大災害時におきまして市役所の隣の公園の一部をグラウンドに直したらどうかということです。都市計画に基づいた公園でございますので一部を利用した運動公園という名称で少年野球専用でもよいから、ひとつソフトボールでもできるような場所、決して高望みはいたしません。本当のごく小さい場所を一部提供していただければ、それにナイター設備でもつけてもらえば特に最高だと思います。それから大災害時の防災対策の面から見ても、公園の隣に消防署があり、そして緊急災害時におけるヘリコプターの発着も可能となりよいのではないかと思います。この点で、どうですか、実現できれば非常に幸いだと思います。市長は体育に理解ある人と、市民に大変喜んでもらえると思います。
予算の関係で新しい土地を購入するのは非常にむずかしいと思うことは私も十分存じております。土地施設の利用をして早くこの問題を解決することが市民にとってどんなに喜ばれることではなかろうかと思います。一万一千名の署名のある請願を見てもはっきりおわかりのように、どうかこの問題に取り組んでいただきたい。これはむずかしい問題だと思いますが、理事者がやる気があればすぐにでも解決するのではないかと思います。日本の国が小さいと言いますけれども、日野市も決して広くはございませんけれども、これから新しい土地を求めてグラウンドをつくってくれというのは大変むずかしいと思います。
そこで先ほども申しましたように旭ヶ丘、あるいは多摩平、そして多摩川の河川敷、こういう所をナイター設備をつけていただければ、昼に夜にも使えるんではなかろうかと思います。こういうことも全体的には大変無理かと思いますけれども、予算の関係、いろいろな財政の関係、こういうものがありますが、逐次おやりいただけるようなお考えがあればひとつお聞かせいただきたいということでございます。
○議長（秦　正一君）　都市整備部長。
○都市整備部長（前川恒雄君）　中央公園の件につきましてお答え申し上げます。庁舎前の中央公園につきましてはかねて御説明しておりますように、主な構想としまして、中央公園は都市計画的な見地から市の中央公園的な性格を持たせる。それからもう一つは庁舎に隣接しておりますので庁舎の前庭的な一つの市民に親しまれるシンボル的な意味を持たせる。それからもう一つは、ただいま御質問の中にありました震災時

の対応ができるようなヘリポートとしての役割りも持たせる。こういうことでつくられております。そこで、いま申し上げましたように、震災時の対策は「芝生広場」というものがございまして、そこでヘリコプターがおりられるように設計してございます。
野球でございますが、野球につきましては、ここは運動公園ではございませんので野球場というものはございませんが、ただいま申し上げました芝生広場ではキャッチボールはもう十分できますし、また子供たちがやわらかいボールで、正式な野球ではございませんが、野球の遊びのような、あるいはソフトボールのようなものをすることは十分可能であると考えております。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　市内に野球チームも多く、また野球人口もたくさんあるわけでありまして、確かに絶対数が足りないということはもう明らかであります。そこで何とかして河川敷等を利用してその場所を確保したいというのが東光寺であり、あるいはもっと下流の浅川、多摩川合流点の河川敷を将来は予定をしておる、こういうことはあるわけであります。さしあたり多摩川のいままでのグラウンドを整備いたしまして用に充てよう、こういうふうに来年度の予算では計画を持っております。なおナイター等につきましても十分検討して、少しでも、特に子供たちの要望にこたえていくというふうなことをしたいものだ、そのように考えております。以上です。
○議長（秦　正一君）　飯山　茂君。
○四番（飯山　茂君）　市長の大変前向きな姿勢をお聞きいたしましたので、ぜひ、それを実行していただきたい。特にナイター設備につきましては、先ほど申し上げましたように旭ヶ丘、それから多摩平、多摩川の河川、これを年次計画になるもののような形でお進めいただければ幸せだと思います。ありがとうございました。（「さすがは与党だよ」「与党か、知らなかった」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　これをもって三の一、体育施設建設を促進せよに関する質問を終わります。
四の一、市財政の確立のために一層の努力を、一九八〇年度予算の編成に当たってについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。（「日本社会党」と呼ぶ者あり）
〔二十三番議員登壇〕
○二十三番（一ノ瀬　隆君）　私ども日本社会党は、来年、すなわち一九八〇年度の市予算編成に当たり、十四万市民の命と暮らしを守る市民合意の施策を実現させるために要望書、いわゆる予算要求をつくり、十一月二十日市長に提出いたしました。この十二月定例会を通じてもそれぞれの面で主張した施策を来年度予算の中に実現させていくために私どもは努力して

まいります。その一環としてこの一般質問を通じ、全体で四十六項目になっている市民要求を凝縮した社会党の要求を主張し、予算組み入れの前向きの回答を期待したいと思います。

一九八〇年度の市予算編成に当たって、「環境のよい住みよい町づくりを目指して」、都市整備産業建設委員の大越久雄議員が、「豊かな教育と住民文化の発展のために」、文教委員の名古屋史郎議員が、「充実した福祉と市民の健康を守るために」厚生委員の本間　久議員が、それぞれ質問いたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして、これらの施策を実現するためにはどうしても多くのお金が必要であります。歳入の面での財政確立を目指して総務委員の私がまず質問させていただきます。

（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

社会党の一九八〇年度予算要求の歳入に関する点は次の十項目になっています。「住民自治と財政の確立について」と題しまして、

一、大企業優遇の租税特別措置、電気税の特定業種事業所の非課税措置を廃止し、事業資産についての税率を引き上げるとともに都市計画税住宅用土地の軽減措置を図ること。

二、個人、市民税の高所得者層所得割の累進制を強め、負担の公正を図ること。

三、地方交付税について人口急増基準財政需要額を市の実態に即応するよう国に対してその改善をさせること。

四、相続税、譲与税の市還元を要求すること。

五、教育・福祉施設の建設や機関委任事務に伴う超過負担の解消に一層の努力をされたい。

六、社会保障事業、国保、年金、保育運営費など社会保障事業の市負担費を解消するため国費、都費の増額を図ること。

七、道路公団の有料道路に固定資産税、都市計画税を課税されたい。

八、東京電力、東京ガスなどの大企業の市有地使用料を引き上げる、そして新設に努力されたい。

九、福祉負担金制度（仮称）、福祉負担金制度を検討し、市内大企業より保育園や学童クラブなどの一部補助制度を検討されたい。

十、ゼロ歳保育から学童保育に至るまで、保育費の負担補助については現在その不公平と矛盾が指摘されている。この問題を解決するために子供と家庭のあるべき姿を再検討し社会の諸矛盾を革新市政……と責任転嫁されぬよう、働く権利と保育の関係を明確にし、収入状況を考慮し負担の公平化を図ること。

以上の十項目が社会党の歳入についての予算要求でありますが、これらの要望についてどう対処していくかをお答えいただきたいと思います。

このうち幾つかを補足して主張しておきたいと思います。まず都市計画税の軽減についてでありますが、これは、昨年六月

定例会で満場一致で決議されているものです。従来より五割もアップされ、大衆課税強化になり家賃、地代のはね返りとなり、インフレ、不況と雇用不安のもとで市民生活への圧迫は必至となる。固定資産税が住宅用地、特に過小宅地には減額措置が講じられ、一般市民には関係のない償却資産も対象にしているが、都市計画税にはこのような減額措置がなく、総体的に大衆に負担が多くなっていると言えます。したがって、この都市計画税に対して、住宅用地に対しては減免措置を講じなければならないという議会の決議だったと思います。その後一年半たちました。いかに検討され、一九八〇年度予算にどう反映できるかを特にお答え願いたいと思います。

次に、わが社会党が独自に提案している福祉負担金制度であります。母親が勤務し、保育に欠けた子供はだれが責任を持って見るのか。市立保育園が預かっているということは市が見ている。しかし、これが本来の姿ではないと思います。企業が母親を雇用し、一定の時間を拘束しているのならば、それによって保育が欠けた子供は企業が責任を持つのが本当の姿だと思います。市の保育園がそのかわりを務めているのですから、その費用を企業が出すべきであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日本社会党が、「市内大企業から福祉負担金をいただきなさい」と言っているゆえんがここにあります。福祉負担金を御検討いただきたいわけでありますが、これについての考えは、検討の内容は、実現の見通しなどについてお聞かせいただきたいと思います。

三つ目として東京電力の市有地使用料でありますが、このうち高圧線下の補償であります。これについては何度か私も指摘しました。一般市民の土地は、わずかではありますが補償されています。市有地も当然補償されてしかるべきです。これについての検討、見通しをお聞かせいただきたいと思います。以上、三つだけ補足説明いたしました。

あと一つ、強いて十項目の中には入れてありませんが、合わせて考えをお聞かせいただきたいものを一つだけ追加させていただきます。それは固定資産税の不均一課税の問題であります。かねてより、わが党が主張していたもので、大企業、大資産家の固定資産を適正に評価し、事業用資産については税率一・七%の超過課税を行うというものです。ある都政通の人は不思議がっていました。「都がやらないからできないというのはおかしい。確かに二十三区の資産税の取り方はどんぶり勘定と言えるくらいでたらめで不均一にしたらそれにかかる人件費だけで余分に徴収した税の分を食ってしまいそうだ。しかし、三多摩の各市はそんなことはない。勇気を持って実行すべきだ」と言っていました。勇気ある日野市を期待するものですが、どうでしょうか。追加してお答えいただければ幸いです。以上です。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬　隆君の質問についての

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　お答えいたします。

ただいまの一ノ瀬議員の御趣旨でございますが、これは新聞やその他ですでに御承知のとおり非常に厳しい財政下に置かれまして、東京都が財政再建委員会というものを開きまして、それらに基づきまして各市町村にそのしわ寄せをいまやってきておるわけでございます。これに対しましては、財政といたしましては、これに対し昨年度並みの補助率、そういうものの確保に向かって、いま各市とも努力をしておる中で、なおかつ強い要望で再検討せよというような非常に厳しい情勢下にあります。そうした条件を踏まえまして、ただいま日本社会党から出されました、住民自治と財政の確立についてということの十項目につきまして財政サイドでお答えできる問題と、それから市民部の方でお答え願うものとがあるかと思いますが、私どもの、いま財政でお答えする第一点の大企業優先租税特別措置、そうしたものについて、それから都市計画税の減免にはすでに一年前からそれらの満場一致の措置を講じておるという中で、これらの問題は非常にむずかしい問題がありますが、市長会、そうしたものを含めまして税制のそうした改正、あるいは新設が、財源の申請ができるものか、そうしたものについて今後働きかけていきたいというふうに考えております。

それから二番目の個人市民税の件でございますが、ちょっとこれに付随しまして不均一課税が課せられているという追加の御質問がございましたが、現在、法人におきましては不均一課税は百分の十二・一、百分の十三・三、百分の十四・五というような累進でやっておりますが、これはあくまでも法人でございます。これを個人の対象に戻しまして、いまやってそれらの公正を期せということでありますので、これらにつきましても検討させてもらいたいと思っております。

次の三の地方交付税についてでございますが、人口急増基準財政需要額の市の実態に即応するよう、国に対して改善しろという御趣旨でございますが、これらにつきましては、すでに人口急増補正係数というのがございまして、基準財政需要額の中の方程式の中にございますが、それらのアップを経常経費の部門におきましては〇・〇六九から〇・〇七九に上げたということ、それから投資経費の部門におきましては〇・二八から〇・二九六に上げたということで、このアップということによりましてさらにこの需要額がふえるということと、もう一つ、対象項目を要望してまいりました。この対象項目は、経常、投資ともありますが、その中に、特に五十三年度から項目が一項目入りました。それは都市計画の費用でございます。いままでは公園とか土木、教育、社会福祉、衛生、清掃、商工というような項目がありましたんですが、そのような項目もふやしまして、需要額のアップを改善してまいってきておりますが、さらにな

お改善は今後も努力していきたい考えでございます。

四番目の相続、譲与税につきましての市の還元を要求するということでございますが、これらも財政サイドにおきましては補助金等の中でこれらを考えていきたいということと、これは市民部の方でまたそれらのお持ちのお考えもあるかと思います。

五の教育・福祉施設の建設や機関委任事務に伴う超過負担の解消に一層の努力をせよということでございます。これらにつきましては何年来超過負担についての都とのやりとりをやってまいってきております。そういう中で非常にむずかしい、厚い壁といいますか、そういうものにぶつかってはおりますが、これらも財政サイドだけでなく、その上の助役会、市長会、そうしたものに持ち出されまして現在もそれらの要求をやっております。先ほども一ノ瀬議員から大企業からも取れという、この趣旨でございます。これらについての要求もいまやっております。

それから第六の社会保障事業、国保、年金、保育事業費などの市負担の解消するための国費、都費の増額を図ることということで、これは先ほど申し上げましたが、国費においては予算化されましたとおりのものが入ってきておりますが、これら法令に基づくもの、それから条例に基づくもので負担金それから委託金とかというものでございますので、国庫にも補助金もございます。どんどん入ってきております。問題はむしろ都費の中で行われます、そうした補助金関係でございます。特に、ここで触れておきたいのは、現在の都の再建団体との答申の中で、一番大きな、いま市が背負っている問題といたしましては国保事業の費用でございます。金額といたしまして約一億円の金額を補助金としていままでもらっておりましたが、これを一〇〇％カットにもっていくというような方針であります。しかし、われわれはそれを認めてはおりませんので、財政課長会、さらに大きくした助役会、市長会というものでこれらの巻き返しをやっておるわけでございます。

七番目の道路公団の有料道路に固定資産税、都市計画税を課税せよということでございますが、現在、これにつきましては、二、三日前でございますか、私どもの方に市民部の方から通知が合議で返ってまいりました中に、高速自動車道路、国道等の通過市町村に対する助成の制度についてということで、これらの実現が五十五年度に実現をしたいということで通知が来ております。これはまだ大蔵との煮詰めがいま経過中でありますのではっきりとは申し上げられませんが、そういった通知が参ってきております。これらが実現されれば、五十五年度より助成制度が発足するわけでございます。これによりましてこうした有料道路の固定資産税、都市計画税というものがこの助成の中で、あるいは要望としてそれが実現されてくるんではないかというふうに考えております。

次の八の東京電力、東京ガス等の大企業の市有地使用料についての御質問でございますが、これは、現在、予算書にもありますように道路使用料は徴収しております。それから財産貸付収入でこれを取っておりますが、なおこれも将来に向かっての検討としていきたいと思っております。

九番の福祉負担金制度につきましての御質問でございますが、これは大企業より、先ほど補足説明がありました学童クラブのそれらの負担を、賛助金を制度化せよということでの御質問でございますが、これらについても関係課とまた協議して検討していきたいと思っております。

十の零歳保育につきましての負担金補助でございますが、これらにつきましては御承知かとも思いますが、保育料検討委員会において検討中であります。負担の公平というようなことを図るという中でいま保育料検討委員会でこれを検討しておるという段階でございます。

以上、雑駁でございますが、お答え申し上げました。

○議長（秦　正一君）　市民部長、特にありますか。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは、ただいま各税目を挙げて御質問をされたようでございますけれども、私ども、地方税法の中でその税の徴収をしていかなければならないという大枠がございますので、御指摘のようにそれぞれのことについて一々ここで申し上げるわけにはまいりません。大きくは地方税法の中でやらざるを得ない、こういうのが実情でございますが、一方、財源の確保といたしまして、担当者といたしましては市長会の下部組織といたしましても新財源研究会というような組織もございます。その中で新財源の研究に当たっておるわけでございますが、とりわけ、申し上げますと、新財源をどういうものを求めるかということについて検討をしておるわけでございますが、なかなか三多摩地域にかなうそういう税の課税客体ではないというのが実情でございます。したがいまして、そこで、この研究会では現状におきます税制の中での疑問点と申しますか、矛盾点と申しますか、そういうものを研究いたしまして積み重ね改正をしていただくべきものは機関を通じて積み上げた改正をする運動をしていこうというのがこの研究会の最近の動き方でございます。そこでそういう煮詰め方をいたしておるのがこの研究会の動き方でございます。

なお、ちなみに、いろいろ御質問の中でございましたので、ごく最近の政府の税制調査会におきます動向とこれらの研究会の関連でお答えをさせていただきますならば、五十五年度におきます税制調査会の税の改正の方向として、どういうことを求めておるかということでございますが、もちろん五十五年度の税制改正の中ではこの税制調査会が財政再建元年ということで、

歳出の徹底的な節減、合理化をということと、一方では国債の発行の減額、あるいは現行制度の中での選択的な増税を図っていこうというのがこの税制調査会の五十五年度におきます目標でございます。したがいまして、御質問の中にもありましたとおり、企業の関係の租税特別措置の関係でございますが、税制調査会の中で検討されているものに法人税率の引き上げということが一つの課題になっております。この法人税率の課題というものにつきましては、いわゆる、欧州ですか、欧米に比較しますと日本の法人税率というものは必ずしも高くはないということが言われておるようでございます。したがって、そういうことと兼ね合わせまして今後の経済情勢と合わせた中で、五十五年度にはこの税率のアップをしていこうというのが税制調査会の動きのようでございます。

それから、なお次に企業課税の強化を柱とした租税特別措置の合理化を図っていこうというのが一つうたわれておるようでございますが、この税制の積極的な是正をしていくということで、とりわけ申し上げますならば法人関係の準備金、あるいは特別償却資産の見直しをして、その中で優遇税の税率のアップですか、そういうことを改善をしていくというふうに言われております。

それから、そのほかには、いわゆる五十五年度で期限が切れます利子配当課税の分離課税を総合課税にするというようなことが検討されておるようでございます。したがって、こういうことが改善されますとおのずから地方税もそれに関連いたしまして改善をされてまいる、こういうことでございます。したがいまして、それらに合わせまして、税の担当者としてはこれに合わせた運動を進めていきたい、かように考えているところでございます。

それからなお固定資産税の不均一課税の問題に触れられたようでございますが、この不均一課税につきましては、税につきましては、あるものについてはかける、一方にはかけないということがいわゆる不均一課税で、法に触れますのでそういうことはできない、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。それぞれ前向きでの御検討をお願いしておきます。

次に市長に質問をさせていただきたいと思います。九月定例会の私の一般質問で、老人医療の無料化が逆行する危険があるというのに対して、森田市長は、「そんなことがあろうはずがない」と言っていました。市長の考えは甘いとは思いません。「鈴木知事よ、そんなことをしてはいけないよ」という意味を込めて言ったと思います。市長の希望的観測は除々に外れていっています。昨日、「都財政再建の方策中間答申」というパン

フレットが私たちに配付されました。これによりますと、市町村補助のカット、縮減を含めて福祉行政水準を大きく切り下げています。鈴木知事は、この中間答申を一九八〇年度都予算に反映させると言明しています。この答申の中で、「破綻に瀕した都財政」―この言葉を繰り返し、財政危機だ、財政再建だ、非常な措置を講ずべきだと強調しています。そしてその目標として、五十四年度に形式収支の赤字を解消する、五十五年度に実質収支の赤字を赤字限度額の二分の一以下に圧縮する。

三番目に、五十七年度には実質収支の赤字を解消し、経常収支比率を九五％以下に引き下げることが必要だとしています。これはいかにも財政危機でこれを再建するための非常処置のように見えます。しかし、これらはどういう形にも演出できるものであり、財政危機は仕組まれたものであるということを私は知り得ました。社会党都議団の財政局に対しての資料要求と、調査、計算によってそれがわかったのであります。実は、五十七年度、すなわち私たちは一九八二年度と呼んでいますけれども、「五十七年度に経常収支比率を九五％以下に引き下げる」とありますが、五十四年―今年度で九五％になっていることを確かめたのであります。六月補正予算のトリックは、「都政」という雑誌の六月と七月の合併号であばかれています。その後のごまかしの幾つかを挙げれば、税収の過少見積もりがあります。二百六億円と言っているが、五百六十億円に伸びると社会党は見ており、最近では財務当局もこれを認めています。そして執行残が一千四百億円もあるという、そのほか当然もらえる起債などで今年度でクリアーしていると見ていいのであります。これでも赤字だと危機を訴えているのはなぜなのか。したがって、福祉の切り捨ては赤字が原因などではないと言えます。何が目的なのか。鈴木都知事は環境アセスメントを引っ込めました。知事が提案したものを知事が引っ込めたというのは前代未聞だそうです。都市再開発をするのに邪魔になるのでしょうか。つくられた財政危機、都民の危機、市民の危機を打破するために、私たちは市長を先頭に立てて戦っていかなければならないと思います。市長のお考えを、先ほどの課長、部長のお答えの補足をも含めてお願いします。

さらに一つ質問をつけ加えます。同じく都政に関連して最も大きな目を向けなければならない問題があります。それは都内二十三区と三多摩各市との大きな差であります。区議会議員に聞くと、「公民館はある、学校も道路もつくることはない。やることがなくて困っているよ」と言っています。金があり余って、もうやる施策がないというのです。同じ東京都でありながら大きな違いです。都区財政制度というのがあって都がまるがかりで至れり尽くせりになっているのが二十三区の現状のようです。ある都政通の人に言わせると、「二十三区の人は三多摩の市のことを知らな過ぎる。そして三多摩の市長は二十三区の

内情を知らないのではないか」と言っていました。森田市長はそんなことはないと思います。福祉の、教育の都からの補助金が打ち切られたら断固戦う。特別区が下がらない限り「市」を下げることは許せない、同じ都民なのだから。―この武器も有力なものになるはずであります。都区財政についての市長のお考えもお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま一ノ瀬議員から指摘のありました、財政確立のための諸施策につきましての考え方は全く同感とするところでありました。いかにこれを運動として勝利あるものにしていくかというところにわれわれの大きな責任と課題があるというふうに考えております。

それから、東京都の都財政再建委員会の中間答申が出たことは、すでにわれわれもよく内容を見ておるわけでありまして、財政再建という一方的な、つまり政治抜きの、学者、あるいは財政課の意見をまとめるならば、こういう方法があるという、そういうものだろうと思っております。しかし、現実は生きた行政でありますから、まさか鈴木知事といえどもあれが示しているようなことが如実にできるものではない。まあ、われわれの感情ではそういうふうにも思えるわけであります。したがって、これからどのように運動を盛り上げていき、かつ東京都の当局の、特に三多摩に対するいままでの施策というものをうわさされているようなことに持ち込まれないために努力をしなきゃならないと思っております。そこで私は都の市長会におきましても、六月の補正議会に行いましたような議会、それから市長会、町村会、それらを網羅した三多摩財政獲得大会というふうな、そういう運動体をひとつつくるべきではないかということを市長会でも提起をしておるわけであります。しかし、だから時間もそう猶予はありませんし、どうも東京都のムードに乗せられて、何か、あたかもそれはやむない措置のようにしむけられつつある傾向は確かに明らかにある、こう思っております。したがって、いろいろな市民運動を含めた財政獲得の運動に、私どもも十分力を入れなければならないということを真剣に考えております。特に、お話にありました、二十三区と三多摩格差、これは明らかにいままで特別扱いをされておる従来の経過がありますからして、そこで三多摩格差というものが多年にわたって一つの論拠を持ってきておるわけでありますから、これが無視されるようなことは絶対あってはならない。そして、まさにいま三多摩こそ区部へ人口が流出する、そういう関係もあることであります。同じ都政の中で区民と市民に格差があるようなことは、これは当然あってはならないことだし、またりっぱな三多摩格差を主張する論拠たり得るものだ、このように思っております。抽象的でございますけれども、御指摘のことにつきまして大いにまた鞭撻をされるものもございますので、今

後一層の努力をいたしていきたい、このように思います。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。市民要求を実現させるために、そして財政確立のために最も必要な歳入を確保する努力を率先して行っていただきたく、そのために私たちの要求を実現していただきたいことを重ねて要望して、終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって四の一、市財政の確立のために一層の努力を、一九八〇年度予算の編成に当たってに関する質問を終わります。

四の二、身体障害者や難病患者への入浴サービスを実現せよについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　引き続き、身体障害者や難病患者への入浴サービスを実現させていただきたく質問いたします。九月の第三回定例会で、私は医療について一般質問し、日野市の難病対策、難病運動は全国でもトップクラスだが、これを市もさらに力を入れ一層前進させてほしいと要望いたしました。先月二十一日から仙台で開催された社会党の全国議員団会議でも、日野の難病運動の実情を報告し、すぐれている日野市のこの運動を全国に広めるためにいささかの努力を行ってきたところです。同行した東筋協一東京筋萎縮協会の石川左門さんの地域医療の話は参加者に深い感銘を与えました。私は難病検診に次いで、訪問看護の現状の報告を行ってきました。そして市が、本年七月から寝たきり老人の訪問看護を開始したことも報告しましたが、残念ながら在宅の障害者や難病患者に対しての訪問看護はいまだなされておらず、その必要な患者数すらも十分把握していない点を指摘し、今後克服していかなければならない問題も多く残っていることを話さないわけにはいきませんでした。難病検診についても市がもっと主体性を発揮し、費用の援助はもちろん難病運動の事務局員を提供するまでになる必要がある点を指摘いたしました。そしてさらに寝たきり老人に対する入浴サービスは行われていながら、年齢がわずかに満たない寝たきりの難病患者は入浴できない現状も打開しなければならない点もつけ加えました。これよりさき十月十四日、第八回難病検診が日野保健所で行われました。私も受付やカルテのコピーなど保健衛生課の職員の手伝いをする気持ちを持ちながら一日見学いたしました。医師、看護婦、保健婦、ボランティアなど多くの人の善意が満ちあふれ、難病患者がやってきても暗い感じは全くありませんでした。一日の終わりの総括討論の中で、難病の一つである筋萎縮性側索硬化症の五十二歳の女性に対しての病状、ボランティアによる訪問看護の状況が報告されました。寝たきりであるこの人の大変な看護を献身的なボランティアの美しい活動が知らされましたが、困っていることの一つに入浴がありました。立川の至誠ホームで入浴サービスが実施されているというのでぜひこのサービスを受けたいとお願いしたそうですが、年齢が六十歳に満たないというので断られたということです。そこに出席していた医師を初め、多くの人が行政の貧困を嘆いていました。そのときすでに職員は帰られた後で、日野市政に関係する人は私一人でしたので恥ずかしい気がしたのを記憶しています。そこで私は今回この問題を一般質問に取り上げたわけです。

寝たきり老人のみならず、一般家庭では入浴したくてもすることのできない難病患者や在宅障害者が入浴できる施設を設置していただくよう要望したいのであります。湯舟が機械操作で上下し、寝たままでお湯の中に入れる仕組みになっている、この特殊浴槽は非常に高価なものであると思いますが、ぜひ確保していただきたいと思います。聞くところによりますと、この特殊浴槽を備えたバス一バス付バスをつくり、市内を循環させて希望に応じている自治体もあると聞いています。日野市でもこれらを検討する、そして実現させる考えがあるかどうかを質問いたします。多額な金額を要し、日野市だけでは無理だとしたら、近隣市と共同してでも実現していただきたいと思います。

以上のように新しい施設をつくることがすぐにはむずかしい、あるいは検討や準備に時間がかかるとしたら、さしあたって立川の至誠老人ホームの入浴サービスの対象を拡大していただきたいと考えます。現在、老人だけのものを難病患者や身障者にも適用できるようにしていただきたいのであります。もちろん対象を拡大するだけだから簡単だなどとは申しません。当然利用者数もふえることですから職員の数も充足する必要がありましょう。設備の改善も必要かもしれません。また日野市だけその気になっても他の四市、そして社会福祉法人の至誠学舎の意向もあることでしょう。しかし、これらの障害を克服して何とか実現できるように努力していただきたいと思います。これについてのお考えを述べていただきたいと思います。実は、至誠老人ホームの入浴サービスを難病患者や身障者にも適用できるようにしたいと、私ども日本社会党は運営主体の五市で共同して努力しているところです。立川市では神田八十八議員が、国立市では星　茂夫議員が、国分寺市では山崎一男議員が、武蔵村山市では内田英夫議員がそれぞれこの十二月定例会の一般質問などで、それぞれの市に対してその実現を要請しているところであります。全国的な難病対策の先進市、日野市で他の四市をリードして実現への努力をお願いし、前向きな答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、難病患者の方、あるいは身体障害者の方、大変苦難な状況にあるということは私ども十分理解しております。そういう中でいろいろ御質問ございましたが、まず入浴サービス事業でございますけれども、寝たきり老人にしろ身体障害者や難病患者にいたしましても、まず健康上の不安がある人を対象としているということでございますから、事前に医師による健康診断が必要であることはもちろんでありますが、入浴の直前には看護婦等による血圧、体温、脈搏等の検査が当然に必要になってくるというふうに考えられます。このような状況下の中で特殊車両による身体障害者や難病患者等の入浴サービスを実施するといたしましたら、ただ単に特殊車両の購入ということのみならず、お医者さんとの連携プレーの問題、あるいは特殊車両に同乗する看護婦の問題、それから、これは保健婦は入りますけれども、あるいは入浴の介助者、あるいは万が一の事故に対する対策、こういったいろいろな問題がございます。こういった問題がございますので、相当綿密な調査、研究、検討が必要であるというふうに考えられます。おっしゃるとおり、いま都内の中におきましては、一区ですか、区内の方で一カ所ですか、私の方の調べによりますと車内方式といいますか、特殊浴槽を備えた特殊車両ですね、こういったものを設置している所があるようでございます。そういうことでございますので、この特殊車両を設置するということにつきましては相当時間もかかってくるであろうと考えられます。

　また、至誠デイケアセンターの利用をということでございますが、ただいま議員さんの方からもおっしゃられましたが、ここにつきましては、確かに老人の施設ということでございますので、老人であるものに対しても年齢が若い方、ある市によりましては確かにお願いしたこともございますが、確かに年齢が若いということだけでお断りされたということも伺っております。そういうことでなかなか困難性がございますけれども、いろいろな、先ほど私の方で申し上げましたとおり、同じような考え方によりまして、施設側における受け入れ体制の問題、当然これは人的な配置の問題もございます。あるいは補助金の問題、あるいは市の財政負担の問題、また御指摘がございましたとおり、共同施設である関係五市の足並みの問題、こういうような問題もございます。今後、相当相互に協議を重ねて研究、検討を加えていかなければこの実現は図れないと思います。何か、余り見通しのないお答えでございますけれども、いずれにいたしましても、これにつきましては関係五市におきまして検討いたし努力をしていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　老人福祉情報誌と銘打った「至誠老人ホームだより」、一九七八年九月一日の第九十九号に入浴サービスの記事が載っていました。日野市の難病集団検診で、この入浴サービスを知った日野の市民は、「四年ぶりの入浴に感激の夫」と題され、「一斉に三、四人の寮母さんがにこにこと迎えてくださった。シャワーだけで、四年の間、湯舟に入ることのなかった主人は久しぶりの入浴で大喜び。若い寮母さんたちが三人がかりで頭からつま先まで洗ってくださったのです。一度利用すると、余りの気持ちよさに、またあしたも来たいなあ、と言って寮母さんたちを笑わせた」とありました。また国立市の人が、「寝たきりの父にとって幸せの日が二週間おきに訪れてきます。それは寝たきり老人の入浴サービスなのです。父は入浴から帰宅してすぐその日から次の入浴日の来るのを楽しみに待っております。入浴サービスの日はお父さんの幸せの日でございます」とありました。このほか直接寮母さんから聞いた話だと、二十年ぶりに入浴した老人が生きていてよかったと感激したということも聞いています。老人は先が短いし大切にしなければならないのは当然だと思います。しかし、若い人は先が長いとすべての難病患者に言えないのが残念であります。筋ジストロフィーという難病は二十歳までの命なのです。現に、日野市難病運動のシンボルだった筋ジストロフィーの石川正一君は多くのボランティアの温かい心に支えられはしたが、去る六月十八日、二十三歳七カ月の若さでこの世を去っています。大きな幸せを感じさせるこの入浴を、老人には与えるが難病患者には与えなくていいとは何人も言えないはずです。難病患者や在宅障害者への入浴サービスの実現を重ねて強く要求して質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　これをもって四の二、身体障害者や難病患者への入浴サービスを実現せよに関する質問を終わります。

　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

午後三時二十一分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　五の一、福祉政策の基本姿勢を問う、一九八〇年度予算の編成に当たってについての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは五の一の福祉政策の基本姿勢を問うと題しまして一般質問を行いたいと思います。

先ほど、わが党の一ノ瀬議員の方からも基本的な財源政策につ

いての質問をいたしました。そのお答えを聞きますところによりますと、これから検討すべき内容がかなり含まれているようでございますけれども、具体的な答弁というものがちょっとなされなかったことに残念に思いますけれども、それほど市の財政計画は、一九八〇年代にかかりますその政策がなかなか厳しいものがあるんじゃなかろうかというふうに思うわけであります。これまでも社会党は、一ノ瀬議員の質問にもありましたように、一九八〇年度の予算編成に当たりまして予算要求を出したわけでございます。その中に、特に私は所属が厚生委員会でございますので、福祉政策の問題について触れていきたいというふうに思います。その前に都財政の再建の方策という形で昨日も中間答申が出されたようでございます。この中身を拝聴しますところによりますと、まずメンバーそのものがわれわれから見て、確かに一部労働者代表も含まれているようでございますけれども、あるいは、日野市の教育委員の方も含まれているようでございますけれども、全体的に見ますと必ずしもわれわれの意に沿ったような努力が見られないんじゃなかろうか、そういうようなメンバーで構成されているのが残念に思うわけでございます。五十四年の七月三十一日に鈴木俊一都知事の諮問を受けまして財政再建の方策についてということで審議会が設けられたようでございます。この答申、全般的にわたりまして、一言で言えば地方自治体が、いわゆる受益者負担というものが中心に今後置かれて、そして、いわゆる減量経営といいますか、企業と同じように何かそこに利益との関係、そうしたものが含まれる中で受益者負担の強化がされていく、そういう中で地方自治体の財源を確保しようという一つのねらいが示されて、福祉政策からいきましても大きな後退の一途をたどってきたんじゃなかろうかと思います。まず、その中で効率化とか、あるいは公平、安定、地方自治の強化というようなことについても結果的には、先ほども言いましたように原価主義といいましょうか、企業経営、いわゆる会計の原則の移入であって、決してそれがわれわれ都民なり市民の期待するところでないというところにこの方策の問題点があるんではなかろうかと思います。

都財政の危機については、これまでも言われましたように、いわゆる政府の不当な財政制度と、いわゆる自民党の経済政策の破綻がその原因であるということが言われております。特にこの答申の問題点につきましては住民の生存権を保障すべき地方自治体の責務という観点をまさに放棄をして財政問題のすべての点をすりかえている点にあるということと、あるいは福祉の原点であります。憲法の第二十五条についてもこれを大きく離脱し始めているというところに鈴木都政の反動姿勢が見られるんじゃなかろうかということに非常に残念な見解として見守っているわけでございます。

こういうような状況の中で、いま、これから一九八〇年代に

当たりまして、特に五十五年度の予算編成に当たって、（「八二年度、八二年度と呼ばなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）市も大変な努力がされていると思いますけれども、まず国や、あるいは都の地方自治体に対する基本的な姿勢といいましょうか、財源の見通しというものについてどのように市側は考えているのか、また日野市において具体的に補助金等の減額被害についてはどうなのかということが問題にされるわけです。特にこれは一つの資料でございますけれども、市町村に対する任意補助のうち、高率補助の問題で、いままでこの補助金なり、あるいはこちらに回されていたお金が大分カットされてくるんじゃなかろうか、あるいは見直しをされておるわけです。大体二十三項目ぐらいの事務事業の見直しがされているというところに大きな問題があり、聞くところによりますと、現在、都から、あるいは国から出されている、特に都から出されている福祉予算のうちの大体半分ぐらいカットされてしまうんじゃないかというようなことで非常に注目されるところなんですけれども、この辺の事情についての御説明を願いたいし、また、どのように対応していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、そうしますと同時に当然仮に財源不足になってくるとしますと、そのような政府による、あるいは都による福祉政策の貧困のしわ寄せを当然地方自治体が受けるわけでございますけれども、現在行われている福祉政策全般にわたって、どのような形でそれが今後実行されようとしていくのか。特に応益応能不担という問題についてもこの答申は相当触れているわけです。こういう問題につきますと当然家庭なり、あるいは個々の持ち出しが相当ふえてくるわけで、苦しい生活実態の中で、よりそれがそういった特に受益者負担の強化によって被害がこうむらないかどうなのか。そして市側としてこれらを解消するために、そして現在の福祉政策をさらに前進しながら進めていくためにはどのように考えているのか、これについてまずお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

ただいま本間議員さんから福祉政策の基本姿勢ということで三点が御質問になっておるわけでございます。その第一点から申し上げますと、国・都の地方自治体に対する財源の見直しという観点でどう対処するかということでございますが、先ほども一ノ瀬議員にお話申し上げたような状況下にあります。それで、私どもの国、都の関係でございますが、現在、これは議案として今議会に提案いたしております補正予算、その中でまた触れてみたいと思いますが、現在、国の十二月補正までの国の総額は一体幾らになるのかといいますと、補助金でございますが、十三億六千九百十七万八千円である。そのうち特に大きい

ものといたしましては、教育費十一億四百六十九万八千円、これは建設費でございます。東光寺だとか十六小、それから六中、図書館というものと、それから衛生費におきまする粗大ごみの工事費というようなものでございます。こうした国の補助金に対しましては一応現在確保されてきておるわけでございます。しかしながら、国では一般消費税の増税ができなくなり、勢いそれに基づく政策といたしまして、五十五年度におきましては歳出面の一〇%の削減をしていくんだというような考えが現在打ち出されております。五十四年度におきまする日野市の国の補助金はそういうことで一応確保されておりますが、五十五年度にいきますとこの一〇%がどのような形でわれわれに降りかかってくるかということにつきましてはなお一層の努力をし、そして国との話し合いを持って地方自治のためにがんばっていく考えでございます。

それから都の補助金のことでございますが、それは先ほど本間議員さんが調べて、また御理解されているとおりでございました。その中で、十二月補正予算でございます。まだ補正は通っておりませんが、これまでの補正に計上いたしました金額といたしましては、都の補助金は幾らであるかと申しますと六億三千十四万三千円でございます。これが現在の補助金の総額でございます。そうした中間答申、そうしたものを見ながらこれに各局でいま対応しておるわけでございますが、先ほど本間議員さんが申し上げました任意補助の高率補助の一覧が都から出ておりまして、それによりますと二十三項目カットされるんじゃないかというような御指摘でございます。確かにそれらにつきましての説明はなされております。しかし、一月末査定までにおいて、各市、各団体、先ほども申し上げました市長会、そうしたものをフル活動いたしまして、これらに対する高率の補助獲得に進んでいかなければならないと思います。そうした中で、歳入面では特にいま現在問題になっておりますのは学校運営費でございます。これは予算では九千八百三十六万三千円、これと国保事業費の一億六百二十三万七千円が一〇〇%のカットに一応なるやもしれないというような状況下におかれております。これを合計いたしますと二億円のお金が補助金としてカットされてくるという厳しい状況下にいま現在あります。しかし、これらを市長会、そうしたものを、いま動員いたしましてこれらに対する交渉を行っておるわけでございます。

以上のような状況下におきます、第一点でございますが、これらにつきましては都に強力にこれらの団体、それから、われわれ、各市長会、そうしたものを動員いたしましての働きかけ、そうしたもので財源の幾らかでも増額補助というものをかち取っていくという面とともに、歳出面におきましては人件費、そうしたものの切り下げを極力して予算の充実化を図っていく考えでございます。

次の二点目の日野市における補助金等の減額被害について、いま数字を申し上げましたが、その中で市の補助金のうち特に影響を及ぼしている中で運営費と国庫補助金、合計いたしまして二億四百六十万円が現在一〇〇%のカットの俎上に上っておるという中で、これらを含めまして、十二月現在減額になったものはどのくらいあるかと申しますと各補助金関係でございます。それらを合わせまして九千四百四十六万一千円が現在減額になっております。これは見通しではなく減額でございます。そのものでございます。そうした中で大体一億円のお金がすでに減額になっておるということでございます。これらの減額被害に対し、またその対策については、先ほども申し上げました人件費、それから物件費、そういうものを見合いながらなお節約をしてこれに対応していきたいというふうに思っております。

それから第三点の件でございますが、政府による福祉政策貧困のしわ寄せと応益応能負担についての考え方でございますが、先ほどお話がありましたように、福祉の後退は絶対あり得ない、また、すべきでないという基本方針の中でそれはどうしていくかということで、それらに対しまして、「政府のものだぞ、それは」と呼ぶ者あり）福祉の後退を避け、そして、それらの政策を強力に進め、いま現在、財政課で言えることは、これらに対してともかくも都の補助金をいかようにしても多く確保していくという点についております。そしてさらに内部努力でこれらを考えていきたいというふうな姿勢でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは、一、二については運動なり努力によってかなり解消はされていくという、あるいは期待を持ちつも考えなけりゃなりませんけれども、まず私が心配いたしますのは、このような東京都の、あるいは国の政策のしわ寄せが除々に地方自治体にかかってきて、せっかくよりよい福祉なり教育がなされてきているさなかに、このような、われわれから言わせれば一つの攻撃がかかってくる、地方自治体いじめがかかってくるというような形の中で、現在、よりよいこの施策が、あるいはこれから考えていこうとする福祉政策が実現ができなくなったり、あるいは維持が不可能になってくるというような心配があってはならないし、また、そのための努力が具体的に払われていかなきゃならないというきわめて重要な時期かと思います。そこで、いまたとえば保育園なり、あるいは幼稚園なり学童クラブなり、こうした一つの保育料の値上げが検討がされている。そして、それらにつきましてもやはり応益、あるいは応能のような負担が、負担といいましょうか、そのような形での市民協力を求めなければならないような財政危機 ― 財政的な問題が出てくるんではなかろうかというふうに心配をしながらいるわけですけれども、実際にそのことをそ

ういうものによって、具体的にこれこれこの問題についてはこのように考えているというふうな問題があればお聞かせ願いたいというふうに思うんですが、まず私が思いますのは、特にこの責任は何も革新日野市政が責任を負うべき問題じゃないものがたくさんあるわけです。それはやはり市民本位にでき上がって運動を進めてまいりました、あるいは、（「施策六〇％」と呼ぶ者あり）施策を進めてきた（「しっかりやれ」と呼ぶ者あり）市政に対して、やはりそれを維持していこうということであれば当然若干財源不足ということになってきた場合には、やむを得ず応益なり、あるいは応能負担もやむを得ないときもあるかもしれませんけれども、それらにつきましてもしっかりと自民党の不正なり、あるいは都政の福祉政策なり教育政策の貧困さをきちんと市民の前に明らかにしながら、（「しっかりしろ、自民党」「都政を果たしているのはだれだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）進めていかなければいけないというふうに思うんですが、そのような検討がされている……、いま具体的でなくても結構ですけれども、この問題、この問題についてはこのような施策はとらざるを得ないという問題がありましたらお聞かせ願いたいと思うんですが……。市長。（「市政の公平分配だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問の中で、財源不足の状況中で、何か市民負担にお願いをするようなものがあるか、こういう御質問だと承りました。私どもは、大きな原則といたしまして、低成長下の自治体経営をこれを経営として確立するとともに、合わせて住民福祉の増進ということを行う、この二本のレールの上に市の仕事、それから財政運営を図っていこう、このように考えております。したがって、絶えず、健全財政といいましょうか、将来を見通した、しかもその発展に役立つ、そういう対策をとりながら仕事を進めていかなきゃならない、このように考えております。

　そこで、その方法を、では、どういう方法かということを問われておると思うんですが、はっきり言えば、それは応益なのか応能なのかという一面もあろうと思っております。考え方といたしましては、私は、負担の公平、極力アンバランスがないということが原則でなければならない、こう思っておりますが、それはつまり能力のある人にはある程度もちろん負担をしていただかなきゃなりません。しかしながら、一方に財政負担を大きくある事業に支出をしていくということは、全体のバランスを崩しますからしてそれの均衡も図っていかなきゃならない、このように考えております。特にいま保育料検討委員会というところに幼稚園の保育料のアップ、それから保育料の料率アップの、われわれの考えております試案を検討していただくということを進めていただいております。つまり、幼稚園につきまして は、特に私立に依存するところも多いわけでありますし、そのまた公私立の負担が余り格差があっては全体のうまい運営に支障を来すことになりますので、幼稚園の保育料を、いま三千円ですが、六千円ばかりにお願いをしようということを提案をいたしております。それから、これまで保育園の保育料につきましても政府の定める基準の五〇％程度はやはり負担をしていただくということにしたい。そのことによって、将来、幼児教育につきましても保育行政につきましても堅実な発展を図っていこう、質、量ともに発展を図っていこう、このようにいま考えております。それは一つの例でございますが、不特定多数が使われる施策につきましては、なるべく高くない方がいいと思いますけれども、さればといってある特定の使用に限定されるといいましょうか、たとえば七生公会堂、あるいは体育館、そういうところにはごく高くない程度の一般的な負担をしていただく、こういうことによって市民感情も理解を取りつけていこう、このように考えております。例を挙げればそういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま市長からの話で意味するところが大体わかりましたけれども、それほど、大分、市の財政もこれからまた福祉政策を進めていく、福祉政策のみならず全般的なそういう行政を前進させるために、何といっても財源確保や、あるいは財源をどうしても生み出さなければならないという状況がやってきたんではなかろうかという中での苦肉の策としての一つの市民、公平の原則ですか、そのような形でやられていくというのが、まあ、やむを得ないと思いますけれども、それらにつきましても、私が言いたいのは、やはり、そうした行政をこれから進めなければならない原因が都なり、あるいは国の考え方に起因するというところに大きな問題があるんではなかろうかというふうに思うわけです。これから市民本位にやはり革新市政を進めていくという状況の中では、どうしても財源的に苦しい面がありますけれども、それらにつきましても十分努力をされながら福祉政策の後退をしないようにひとつお願いしていきたい。

　社会党は、充実した福祉と市民の健康を促進するためにということで九項目から十項目の予算要求を出しましてこれまでの施策をさらに前進させること、それから、新しい政策を含めまして要求をしているところでございますけれども、これらの問題につきましてもぜひ一九八〇年代のしょっぱなであります来年度予算にぜひそう反映させていただきまして、そして私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって五の一、福祉政策の基本姿勢を問う、一九八〇年度予算の編成に当たってに関する質問を終わります。（「自民党後援会が足りないぞ、ほら何

やってんだ、やれ、やれ」「社会党、全員起立」「腰かけたか」と呼ぶ者あり）

次に五の二、市制創立記念日に市民祭の開催をについての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

ここで通告質問の題名ですけれども、「市政創立」となっておりますが、ただいま本人の方から「市制施行記念日」、このように施行のように変更してもらいたいという要請がありましたので許します。（「議運に言わなくちゃだめじゃないか、議運だ、これは」「議運でやれよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○十二番（本間　久君）　それでは、（「休憩」と呼ぶ者あり）五の二にいきまして市制施行記念日に市民祭の開催をと題しまして質問を行いたいと思います。このことにつきましては、数年来から私は理事者側の方に、何か市民が一堂に会して、市制記念日とはそのときに言いませんでしたけれども、一つのお祭りを開催することは非常にいいことではなかろうかということで話を進めてきたこともございました。いま市民の間では文化祭を中心としまして菊祭りをやったり、あるいは産業展なり商業展なりそれぞれの分野におきまして開催がされているようでございますし、そのほか市内の中に、いまお祭りにはおみこしを担いだり、あるいは御神楽をやったり太鼓のグループがあったりフェスティバルのグループがあったり、また学生もかなりふえてきているという状況の中で、全体的にこうした祭典とか、あるいは催し物をしてほしいというふうな声がかなりあることも聞いております。また近隣諸市におきましても、八王子とか、あるいは立川だとか、あるいは町田だとか、このような所におきましても市民祭というものが開催されたわけでございます。こうした市民祭、ちょうど日野市が、十一月三日、「文化の日」ということで市制施行の記念日に当たっているということがまことに一つは喜ばしいことではなかろうかと思います。いま企画なり、あるいは産業課なり、その他の市役所の中の機構を一つはフル動員しながら、そうした市民のいままで行われてきた行事、あるいは、これから行おうとする、あるいは行うだろう行事等も想定しながらそれぞれの団体なり、あるいはグループなり、また商店なり企業なり学生なり、一般市民なりが創造性を生かしながらそこで市民祭を一堂にやったらどうだろうか。あるいは、そういう場の中に野菜の産直なんかもやったらいいだろうと思うし、いろいろな面でもって通用するんではなかろうか。たとえばの話、ことし豊田でやったら来年は高幡でやるとか、そのぐらいの形にしながら、（「下田、下田」と呼ぶ者あり）（笑声）たとえばの話ですから……、そういうような形の中で、いわゆる歩行者天国を設けながら一堂にそこに集まる場所をつくる、あるいは庁舎の前の公園等も利用もできるかもしれませんけれども、とにかくそういう一つの行事を

これから企画をしてぜひ行っていただきたい、このように考えているわけです。このことが、（「行事が多過ぎる」と呼ぶ者あり）市民全体にとって非常に有意義なことになるのではなかろうか。いまみてますと個々ばらばらでやっていますとよけい財政的にもマイナスではなかろうか。一堂にやってもらえないかという声も市役所の中ですらかなりあるようでございます。そうしますと市民の中にも、先ほど言いましたような形をすればそれぞれのグループなり団体、企業なりの創造性の中でやっていくということはお互いの創造性なり市民の触れ合いというものが保革関係なくでき上がっていくんではなかろうかというふうに思います。幸いにして市にも吹奏楽団なんていうものもあるようでございますけれども、たとえばの話、そのような形の何でもとにかく自分たちで市民祭に参加しようという部分については門戸を大きく広げて、あくまでも市が中心になってリーダーシップをとってやっていかれたら、それこそ、より文化の日というものが、あるいは施行記念日というものが有意義になるんではなかろうかと思いまして質問をする次第でございますけれども、この辺についてどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（藤本享一君）　お答えいたします。

市制施行記念に市民祭の開催をという質問ですが、市民祭に対する御質問は最近の市民の声を代表するすばらしい質問だと感じております。（「ほめんな、ほめんな」「とぼけんな」「何かもらったのか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）昭和五十五年度の予算の編成の方針の中で市民の参加による市民祭が施策の重点に入っております。市としては初めての試みなので他市の状況、場所の問題、または規模等を考慮した中で、できるだけ日野市の特色を生かした市民祭を計画するため、庁内の関係各課との協議を重ね、さらに市内の各種の団体などの協議を行ってから実行委員会を編成し、市民に親しまれる市民祭を計画したいと考えております。（「…写真撮っといてやれ」「ほめられちゃったらもう質問ないだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。（「質問終わりだ」「ほめられて終わりだ」と呼ぶ者あり）

○十二番（本間　久君）　具体的にはどのようなことで進めていき、いつごろから実施ができるように検討されていくのかお答え願いたいと思いますが。

○議長（秦　正一君）　企画課長。

○企画課長（藤本享一君）　先ほども申したように非常に大きな種類のものを一応考えておるわけですけれども、何分にも初めてですので、やはり時間が多少必要でございます。役所の各課の協議を重ね、それからさらに、ある程度の時間をお

いた中で学生や企業や、または商工会、いろいろ相談をする問題がございます。私どもがいま考えているものは、できますれば、五十五年度中にそれらのことを固めて、五十六年の秋ごろに実施したい、こんなふうに考えております。（「一生懸命がんばりましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　これは忘れるといけないからあれですけれども、単なる、企業なり商店の店が並ぶとか、あるいはそういったところの商工会なり、あるいは各種団体の催し物も並ぶということのみならず、市内の民謡グループだとか、あるいはいろいろなグループがあるわけです。そうしたものも一堂に、あそこに行けばこれが見れるとか、あそこに行けばこういう物が買えるとか、そういうような形で、まさに市民ぐるみの市民祭にしてほしいということをつけ加えておきたいというふうに思います。（「終わり」と呼ぶ者あり）そういうことをもちまして、（「終わり」と呼ぶ者あり）市長から特別、答弁がなければ、（「なし」と呼ぶ者あり）答弁ないですか。

（笑声）

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民祭という発想は、私が日ごろ市民自治という、つまり日野市民が日野市民であるという自覚を持つ、そういう催しとして、何かやってみたい、そしてまたその意義があるというふうに思っておりますが、すでにその行事は全く新規にやるということではないわけでありまして、まさに秋の文化祭、それから産業祭、一連の市民文化活動というものはまさに市民祭そのものに価する、このように思っております。したがって、よそでやられておりますような、たとえば八王子で観光団体、あるいは商工会議所、そういうところで行われているものよりも少し性格の違う形になるんではないかと思っておりますが、（「日野は文化の水準が高いよ、市長の言うとおり」と呼ぶ者あり）はい、とにかく文化祭を中心とするそういう催しをやることが適切ではなかろうか、このように思っております。また、もう一つ、春にはやはり緑の市民祭というものがあってもいいと思っておりますので、（「がんばれ」と呼ぶ者あり）そういう発想のもとに、この問題には取り組んでいこう、このように考えております。（「夏になったら水の祭りだ」「終わり」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって五の二、市制施行記念日に市民祭の開催をに関する質問を終わります。（「続行だ」と呼ぶ者あり）

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十八分散会

十二月十日　　月曜日　（第三日）

昭和五十四年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十五号

十二月十日　月曜日　（第三日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川島博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	田中鯛一	君
九番	藤林理一郎	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	本間久	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	橘祐子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十一番	島村孝志	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	杉山寅三郎	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君
三十番	三浦重春	君

欠席議員

二十四番	竹ノ上武俊	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	鈴木晴彦君	書記	串田平和君
書記	五十嵐隆君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聡一郎君

議事日程

昭和五十四年十二月十日（月）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時二十一分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

一般質問を行います。

六の一、市民福祉の向上を目指すホームヘルパー（家庭奉仕員）の充実についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　市民福祉の向上を目指しまして現行の家庭奉仕員、老人の家庭奉仕員、ホームヘルパーとも言っておりますが、これをさらに充実させていただきたい、こういう願いを込めまして質問を行いたいと思います。

御承知のように、人口の高年齢化ということが近年指摘されております。事実、そうした世帯、あるいは家庭、人口が多くなってるわけでありまして、推計によりますと、人口の大体三％が六十歳以上の寝たきり老人によって占められるということが推定されているそうであります。したがいまして、老人に対する福祉や医療、その他社会的な対策というものを、これまで以上に強めていかなければならない状況にあるわけであります。

こういうところから、政府におきましても、高齢者の、特に障害を持っている老人、あるいは病気の老人、その他非常に病気になりがちのこうした老人に対する施策というものに、力を入れざるを得ないわけでありますが、近来の政策的な動向と申しますか、動きの一つといたしまして、施設をつくることによって施策を前進させるということとあわせて、在宅のこうした老人に対する福祉の施策、サービスを強めるという方向がとられてきているようであります。

私たちは、現行制度のもとで施設のサービスを落とさずに、もっともっと充実させる中で、在宅老人サービスを向上させるということが必要である、と考えているわけであります。非常に不十分な今日のこれら老人に対する施策の中で、とりもなおさず、現行の老人家庭奉仕員を、もっと老人の、あるいは老人を抱える家庭の期待にこたえる内容、そしてその規模を広めていくことが重要なことではないか、このように考えてるわけであります。

そこで質問を行いたいわけでありますが、障害者、それから母子家庭等も含めまして、老人家庭奉仕員の現状がどういうふうになっているか、日野市の場合をひとつお聞かせいただきたいと思います。その回答によりまして、以下の質問を行っていきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

本市におけるヘルパーの配置状況でございますけれど、一般に、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、老人家庭奉仕員、老人向けならばそういう言葉なんですけれど、通称ホームヘルパー、こういうことで、市の場合には、身障家庭あるいは老人家庭、ともに混合してローテーションを組んで、その中で行っているということであります。現在、六人の職員がおりますが、十月の派遣世帯、対象世帯を見ますと、老人家庭、これが二十世帯、それから身障家庭が十五世帯、これは先ほど母子家庭というのを言われましたけれど、一応身障家庭でございますが、合計しまして三十五世帯、十月中の派遣延べ日数を見ましても、二百十三回というような状況でございます。これにつきまして、確かに御指摘もございますけれど、これは現行の制度上における決められた内容のサービスを行っているわけでございますけれど、週二回程度、半日を単位としての原則、こういったことで、先ほど申し上げました件数を実施している、という内容でございます。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　昭和五十二年度の厚生白書を見てみますと、援護を要する老人のための対策といたしまして、幾つかあるわけでございますが、その中の一つといたしまして、老人家庭奉仕員の問題を取り上げております。全国的には、いま一万数千人の老人家庭奉仕員を擁しておりますけれど、この中で老人家庭奉仕員の位置づけをこのように述べております。老人家庭奉仕員制度は、在宅老人に対する施策として中核的な地位を占めるものであり、今後ともその充実の方策について、十分検討する必要がある、こういうふうに述べております。そして、毎年と申しますか、五十二年度では五百人、五十三年度では三百人程度の増員を見込んでいる、こう述べております。

厚生白書で言いますように、在宅老人に対する福祉の施策の中核的な地位を占める、ということであるならば、私は、政府においてもこの家庭奉仕員制度に対する助成適用の拡大、そういったものがもっともっととられてしかるべきだ、と考えるわけでありますが、しかし、現実の住民要望、市民要望から見てみますと、非常に制約された形になっているということは、いま部長が説明したとおりであります。

私も、この内容を幾つか調べてみましたが、非常にやはり限定されたものになっている。これは老人だけではなくて、身障者の方、あるいは介護を要する家庭、そして最近では、母子家庭の介護員というようなことも制度化されておりますが、こうしたことに対する対策が、非常に限定されたものであるという点であります。

私も、もともとこの質問を取り上げる際のきっかけとなりましたものは、市民の方からの相談があったからであります。たとえば、ことしの三月まで家庭奉仕員のお世話をいただいていた御家庭で、その子供さんが高校を卒業したということから、四月からばっさりと家庭奉仕員の派遣を打ち切られてしまった、という世帯が二ヵ所あったわけであります。本人にも会って、いろいろとその家庭状況、また本人自身の身体的な状況なども伺ったわけでありますけれど、こうした家庭は、大部分が経済的にも余り恵まれない、そして高校を卒業したなら直ちに子供は働きに出なければならない、こういうことになるわけであります。したがって、朝あるいは夜、勤めから帰った後の家庭における老人に対する世話というものはできるわけでありますけれど、日中はこうした世話ができないという状況に当然なっていくわけであります。したがいまして、奉仕員の派遣を機械的に打ち切られるということになりますと、これは本人にとっても、家族にとっても、非常に困ってしまうようになっていくわけであります。

こういう派遣の対象となるべき家庭、あるいは老人に対する制度の適用の枠を広げるということから、政府においても若干は手直しが加えられてきているはずであります。たとえば、この家庭奉仕員制度が設けられた当初には、要保護老人ということで、低所得の家庭というところに限定されていたものが、低所得の者というふうに、経済的な緩和というものが一応図られてきているわけであります。したがいまして、家庭の状況云々ということとあわせて、本人の所得というものが対象になってまいりまして、派遣の対象が幾らかでも広がってきた、こういうことになってくるわけであります。

私が直接相談を受けたこの二つの例は、いずれも子供の学校卒業によって、本人の所得というものが変化したわけではありません。以前と変わらぬ実態にある、こういうことであるわけであります。したがって、子供の成長に伴って家庭における介護、あるいは看護、そしてさまざまな世話というものが、機械的にできているということには決してならないわけでありますから、こうした面の取り扱い、あるいは対象者を見る際のこの辺の事情というものも、十分考慮していかなければならないんじゃないか、このように思うわけであります。

最近、ことしの七月一日からですか、訪問看護制度を実施いたしました。この制度によりまして、派遣を受ける本人や家族にとって大変喜ばれた制度であるわけであります。一層、訪問看護の内容充実や対象者を広めていくという点に力を入れていただきたいわけでありますが、こうしたこととの抱き合わせで、家庭奉仕員というものも考えていく必要があるんではないかと思うわけであります。

全国的にもいろいろな事例などが発表されておりますが、「月刊福祉」のこれは一九七八年の五月号でありますが、ホームヘルプサービス問題を特集したものがありますが、この中でも、やはり今後の対策として、派遣の対象の拡大を考えていく必要

があるということを強調しております。この際、ヘルパーの増員であるとか、あるいは予算化を確保するというような問題も当然あるわけでありますけれど、派遣の対象を広めていくというところに、私は、もっともっと検討の要があるんではないか、そのように思うわけであります。

それと同時に、東京都の老人総合研究所社会学部というところから、ことしの三月に発行されております「在宅障害老人とホームヘルプサービス」という調査のまとまったものがございます。これを私も見せてもらったわけでありますが、たまたまこの調査の対象になった市町村が、主に日野市と立川市でございます。したがいまして、私たちの身近なところの障害老人、あるいはホームヘルプサービスを受けている家庭の実態というものが、非常によくあらわれているところでありますので、福祉部においてもこうしたものを参考に、ぜひ今後の検討の材料にしていただきたいと思います。

この中で政策提言を行っております。幾つかに分かれておりますので、これを全部ここで申し上げるわけにはいきませんが一、二を申し上げますと、一つは、現行家庭奉仕員の運用方法を変えて所得制限を撤廃する、もしくは大幅に緩和する必要があるんではないか、そして現在派遣されている家庭はもちろんでありますが、派遣されていない家庭の老人、あるいは市民の要求にもこたえていく必要がある、こういうふうに述べております。

そして二つ目には、家庭奉仕員制度の訪問回数をふやす必要がある。先ほど部長は、週二回奉仕に行っているというふうに述べておりますが、これは一回のところもかなりあるようであります。政府の決めた要綱には、週二回以上派遣すること、こう規定されておりますから、最低限はこの週二回の派遣を守っていく必要があるんではないか、そう考えております。

そして、この問題もこの政策提言の二番目に述べられておりますので、こうした点は十分検討の中に入れていく必要があると思います。進んだ西洋の例なども引用されておりまして、日本の福祉制度はまだまだ大きな立ちおくれを見ているという点なども指摘されております。そうした政策提言なども含めまして、今後の対応というようなものについて市側では検討されているかどうか、ひとつその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　ただいま、東京都老人総合研究所の調査された事項並びに政策提言ということで、いろいろお話がございましたが、これにつきましては、私どもも内容を一応読んでおります。そういう中で、確かに御指摘のような所得制限の撤廃の問題とか、訪問回数の問題、いろいろございますが、この内容を見ましても、これを改める場合には、相当大幅な内容の変更ということになります。こういうふうになりますことは、いずれにしても財政問題というものもいろいろ出

てまいりますので、今後、十分検討をしていかなければいけないのではないかと思っております。

確かに、ここに掲げている個々のいろいろな問題につきましては、おっしゃられるとおりでございます。いま、研究されているかということですけれど、これにつきましては、現段階におきましては、まだ読んだという程度でございまして、そこまでいかないのが実態でございます。今後、十分研究していきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　家庭奉仕員制度について、もし市長の見解があれば一言伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり、確かに人口もふえておりますし、それから老齢化社会が進行しているわけでありますから、将来の福祉の方向には、家庭奉仕員制度ということが重視される施策である、このように認識いたしております。

さしあたりといたしましては、ボランティアセンター等の活用のことも考えまして、なるべく充実させていく方向で、また市民の御要望も聞き直してみたい、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　家庭奉仕員の問題については、実は、私は議会の一般質問で取り上げたのは初めてであります。どちらかというと、こうした問題での論議は余りなかったことでありますけれど、私は、今後、こうした問題は議会でも大いに論議され、施策としてももっともっと力を入れていかなければならないことではないかと思います。

福祉の分野というだけではなくて、医療の面、あるいは施設を増設するというような面等もあわせて、総合的に検討されることも必要かと思います。ボランティア活動というようなことも、いま市長からあったわけでありますが、そうした人たちの力も借りるというようなことも必要であります。

そのほか、要綱に定められてあることだけでも、まだまだ事業の拡大方向は示されているわけでありますから、今後、市側においても、十分検討の余地はあると私は思うわけであります。

日野市の寝たきり老人の実数、実態、あるいは障害を持つ人の家庭の実態、こうしたものがまだまだ十分把握されていないという初歩的な段階もあるようでございます。そうした実態を把握するということなどもあわせて、今後も鋭意検討をお願いしたいわけであります。

以上をもちましてこの問題での質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって六の一、市民福祉の向上を目指すホームヘルパー（家庭奉仕員）の充実に関する質問を終わります。

次に七の一、防災対策についての通告質問者、滝瀬敏朗君の質問を許します。

〔十八番議員登壇〕

○十八番（滝瀬敏朗君）　それでは、防災対策について質問いたします。

近く東海地方に大地震が起こる可能性があるということで、地震学者、あるいは専門的な機関等で、見解の相違はありますが、公表されております。そういう中で、日野市の議会といたしましても、総務委員会を先頭に、宮城県沖地震の仙台市に視察等に行っております。また消防委員会等におきましても、伊豆半島地震等を視察しております。

先般、消防委員会におきまして、地震における住民の緊急行動について、こういうことで市長から諮問を受けまして、本年の二月に答申をいたしました。その中で、幾つか市にお願いをする事柄がございます。そういうことで質問をいたしたわけでありますが、市当局に望むこと、こういうことでお願いをしてあるわけであります。

幾つかございますが、市民の自主的な災害対策の行動の誘導、こういう中で、各戸に三角バケツの配布、それから防災市民組織の結成の推進、組織的な活動体制と経費の補助、それから地域の消火器の充実、それから防災広報の充実、それから防災行政の無線網の整備ということで、アマチュア無線の活用、それから緊急用飲料水の確保、それから古井戸の見直し、それからろ過器の購入とその配置、それから備蓄庫の建設、それから緊急医療体制の整備ということで緊急医療器材の整備、このようなことを答申したわけでありますが、市側におきましても、一応の対策は講じられておるとは思いますが、こういう問題をどのように受けとめているか、こういうことにつきまして質問をしたいわけであります。

それからいま一つは、防災対策として多摩動物公園における防災対策、これはもちろん日野市の動物公園ではございませんが、東京都でやっております動物公園でありますが、日野市としてどのような対応をしているか、こういうことについて質問をいたします。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　五十四年の四月に答申されました答申でございますが、八項目のうち、二十一の質問事項がございまして、それらについて、市の方でどういうような対応をとっているか、そういうような御質問かと思いますが、これにつきましては、一応このいずれもが重要な案件でございます。私たちも真剣にこれを検討しなければいけないわけでございますが、財政事情等も踏まえまして、今年度につきましては防災組織の結成促進、この中の一応消火器、あるいは組織的な活動の体制づくりの、何ていいますか、整備をしていくような形のあれを一つとして考えております。

それから情報収集、伝達の体制の整備、これにつきましても、一応現在検討しているわけでございますが、何とか来年度予算に計上していきたい、かような形でいま検討しつつあります。それから、そのほかにつきましてもいずれも重要なことでございますが、一応その時宜に適しまして、いろいろな体制づくりの中で検討してまいりたい、かように考えているわけでございます。

それから、二点目の動物公園の防災体制でございますが、これにつきましては、日野市の防災計画の中に、災害応急対策計画という条項がございまして、この中で、建造物については自衛防災組織が義務づけられているわけでございます。それらに基づきまして、一応動物園でも自衛の防災組織を構成しまして、日々、訓練を重ねているわけでございます。

特に災害の場合における猛獣等の脱出対策につきましては、特別に要綱をつくりまして、それらを踏まえて、係長、課長、あるいは担当職員、そういうような方が順次入れかわりながら、その施設をチェックしていく、それから非常の場合でございますが、これらにつきましても、いわゆるライフル銃とか、そういう形のあれも毎月一回点検をしてる、それからトランシーバー等につきましても、やはりそれも点検してる、それから脱出時の応急対策、あるいは夜間脱出応急対策、こういうようなものもきめ細かに決めまして、それでその対応をしていく、かように動物園自体ではそういう組織をつくって活動してる、そういうことでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　防災対策につきましては、先ほど御答弁があったわけですけれども、「備えあれば憂いなし」といいますか、大変必要なことであろうというふうに思います。

幾つかの点につきまして、いま対応してるということでありますが、先ほど申し上げました事項につきましても、非常に多種にわたっております。予算上もなかなか大変だろうというふうにも考えますが、先ほど申し上げましたように、非常に地震の恐ろしさと申しますか、そういうことを身近に私どもは感じております。そういう中で、市長のこの対応策につきまして、特にありましたらお願いしたいというふうに思います。

それから、多摩動物公園における対策でありますが、いま御答弁を聞いておりますと、日野市としてはもちろんのことというふうにも思いますが、全然対策を講じていない、こういうふうに感じられます。実は私どもも、動物公園はどうなっているかということにつきましても、いままでうかつといいますか、全然考えてもいなかった問題だろうというふうに思います。市側におきましてもそのとおりだというふうに思います。

そういう中で、昭和五十三年度の一日平均の入場数などを見

ましても、五千五百四十二名の方が平均して入園をしておられます。こういうことを一つ見ましても、いざ災害が起きた場合に、この五千五百四十二名の方々をどういうふうに誘導していくか、こういう問題につきましても、非常に大きな問題ではなかろうかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、私どもも本当に承知をしておりませんでした。ただ、外さく等を見ましても、金網で外さくをしてあります。それだけで非常に何か危険なような感じさえ受けるわけであります。そういうことで、ひとつもっと真剣に考える必要があるんではないか、こういうふうにも思います。

先ほど申し上げましたように、私どももそういう対策についても、これは考えてもいませんでしたし、できればこの問題につきましては、議員あるいは執行者の皆さんも、ぜひ多摩動物公園に行って、どういうふうになっているか、じかに目で見きわめる必要もあるんじゃないか、こういうふうに思いますので、そういう機会をできたらつくっていただきたいというふうなこともお願いをするわけであります。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の御趣旨につきましては、全く同感でございます。そうして、このたびの組織改正におきましても、防災という部分を特別に強化する一つのスタートをつけております。

防災、特に地震対策ということになりますと、非常に広範な配慮を必要とするわけでありますが、特に家庭並びに住民の避難ということにつきまして、一番初歩的な部分で施策をすることが重要だ、というふうに思っております。昨年、消防委員会に検討をお願いいたしまして、地震時における住民の緊急行動について、ということの答申をいただいております。その中で、また提言も適切な指摘をいただいておりますので、極力、体制を充実し、それから施策を打ち出していきたい、このようにいま部長の方からお答えをしましたとおりの状況でございます。

大きい意味におきましての防災都市づくりは、やはり都市計画的なサイドから、あるいは余り過密にならないような建築物、あるいは市民生活の設計の面から指導してまいることでありますし、それから災害時の飲料水、あるいは食糧、医薬、これらにつきましても、むしろ市内にあります業者の方々とあらかじめ契約を明らかにしていて協力を仰ぐ、そういう体制づくりをしておこうということをただいま進めております。

それから、訓練という一番身近なことなんでありますが、近ごろあちこちで起震車を買って、一つの住民に対します警鐘的な材料に用いてもおりますが、わが市でも、そのことをぜひ考えたいというふうにいま進めております。

それから、情報あるいは住民組織ということでございますけれど、これには、かなり組織的な積み上げが必要でございますから、一番効果のある方法を選んで進めていこうということも、研究をいまいたしております。

確かに、いつ災害がやってくるかわかりませんから、日常の構えこそ大切だ、というふうに考えまして、かなり重点を置いて取り組むことをいま進めているわけであります。また、議会の皆さんにも一層のいいお考え等の御提言をいただきたい、こう思います。

それから、市内にあります都立動物園のことにかかわります、災害時を想定した対策でありますが、これにつきましては、都の施設でもありますので、一遍そのことをよく要請し、それから市民の目で見ていただくようなこともあわせ考えていきたい、こういうことを動物園の当局とも協議をしたい、このようにいま考えておるところでございます。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　一点お聞かせ願いたいと思うんですが、いわゆる動物公園におきます猛獣といいますか、そういう動物がどのくらいいるのか、できたら教えていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　動物園には、猛獣という部類に入りますのが一応十一種、七十一頭ございます。そのうちの主なものを申し上げますと、ライオンが三十頭、それからヒグマが三頭、それからトラが三頭、以下インドゾウ、チンパンジー、ゴリラ、こういった形で十一種、七十一頭でございます。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　市長から答弁をいただいたわけですけれども、前向きな姿勢で取り組んでいる、特に取り組んでいく、こういうふうな答弁でございますので、期待をいたしておきたいというふうに思います。ぜひ新年度予算には、先ほど申しました中にも予算的な絡みの出てくる問題も多分にあるわけですから、ぜひお図りを願いたいというふうに思います。

多摩動物公園の防災対策ということでございますが、先ほど申し上げましたように、私どもも余りよく承知していないということがありますので、ぜひそういう機会をつくっていただきたい、というふうに思います。

ちなみに、先般、新聞、ラジオ等で報道がございました千葉県の君津市神野寺で起こりましたトラ騒動でありますが、これらを見ましても、ただ一頭のトラで総計が四千六百六十七名、こういう人たちが出動しております。警察官が二千六百三十九人、また自衛団というのが千三百四十二名、ハンタークラブ、これが四百三十五名、市役所の職員が二百五十一名で、四千六百六十七名という、こういうふうな大ぜいの人が、たった一匹のトラで出動してるというふうな状況を見ましても、よくおわ

かりだというふうに思います。

非常に膨大な費用も使われております。近所にありますゴルフ場等では九千七百万円、こういうふうな大きな金を神野寺に要求しておるようであります。いま民事で訴訟されている、こういうふうな状況を見ましても、何か一たん事が起こった場合には、非常に大変なことになるんではないか、こういうふうに思いますので、ぜひ多摩動物公園における災害時の危険防止と申しますか、そういう面でもひとつぜひ力を入れ、また先ほど申し上げましたように、そういう機会をつくっていただきたいことを要望いたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって七の一、防災対策に関する質問を終わります。

次に七の二、非常備消防に対する市長の考え方を問うについての通告質問者、滝瀬敏朗君の質問を許します。

○十八番（滝瀬敏朗君）　非常備消防における市長の考え方ということで御質問いたします。

消防団の目的につきましては、火災を予防して消火に務め、もって日野市民の命と財産を守り、ともに火災、または地震、水害による被害を、消防署あるいは警察、市役所が協力して最小限にとどめ、日野市民の福祉の増進に資するものである、こういうことが消防団の役割りであろうかというふうに思います。

そこで、一つは消防団員の処遇の改善、こういうことで質問するわけでありますが、報酬の問題、あるいは出動手当の問題、それから消防団員の互助会制度の補助金の問題、それと器具置き場、あるいは貯水槽の私有地の問題であります。こういうものを早期に解決しなければならないというふうに思いまして、質問するわけであります。

器具置き場と貯水槽の私有地の解決でありますが、聞くところによりますと、ほとんどが私有地につくられている。こういう中で、貯水槽をこれから改良する、あるいは器具置き場を改築するというふうなときに、非常に支障になっている、こういうことも聞いております。当然、こういうものは市のものにすべきではないか、というふうに思いますので、その辺を質問するわけであります。よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　消防団員の待遇改善でございますが、これにつきましては、非常勤特別職員というような形と同じような形で、その都度改定をしているわけでございます。それから出動手当につきましても、手元に資料はございませんけれども、一回の出動が千二百円ということで、恐らく他市並みではないか、かように考えております。

それから互助会につきましては、一応日野市にはございませ

んけれども、ちょっと私の方で都下の二十六市を調査いたしましたところ、四市ばかりがこの互助会制度をやっているようでございます。それから、互助会制度がなくてそのほかに家族慰安、そういうような形でやっているところが数市ございます。これらのいい点、悪い点を研究いたしまして、今後検討をしてまいりたい、かように考えております。

それから、貯水槽の私有地についての問題でございますが、これにつきましてはいろいろ歴史的な背景があろうかと思いますが、これにつきまして市が中に入りますと非常にいろいろな関連がございまして、いままでは自治会単位でやられた、そういうような経緯があるわけでございます。ですから、この辺につきましても、これから消防団等とも相談しながら、一応いい方向で検討してまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　改善をしていくということでわかりますが、二、三例を挙げますが、報酬の問題につきましても、他市を見ますと、非常に日野市の場合は低額であります。団員等を見ましても、お隣の多摩市などは二万三千円、日野市がいま八千四百円であります。稲城市なども二万円を出しております。出動手当等につきましても、非常に他市に比べると安いようであります。こういう点は、ひとつぜひ改善していかなければならない問題であろうというふうに思います。

特に日野市におきましては、水害等で行政のおくれという問題も多少あるというふうに思いますが、そういう面で消防団の出動状況を見ましても、非常に回数が多いというふうなことも聞いておりますし、ぜひそういう改善を望むわけでありますが、新年度予算におきまして、ぜひ報酬の問題、あるいは出動手当の問題、こういう問題について検討をしていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応他市等の実態を踏まえまして、いろいろこれから検討してまいりたいと考えております。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　先ほど申し上げましたように、もちろん基準がございません。報酬といいましても基準があるわけではありませんが、他市に比べて非常に低額であるというふうなことでございますので、ぜひ検討し、新年度予算には考慮していただくことを特に要望しておきます。

器具置き場、あるいは貯水槽の私有地の問題でありますが、これも先ほど質問をいたしました防災対策の一環というふうなこともございますので、ぜひ早急にといいましても、なかなか予算のかかわる問題だろうというふうに思いますが、検討をし、

解決をするよう特に望みまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって七の二、非常備消防に対する市長の考え方を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時十五分休憩

午後　一　時十六分再会

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問八の一、中小企業従業員（未組織）に対する生活資金貸付制度の実現について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君より、かぜのため本日の質問を最終日にしたいとの連絡がありましたので、最終日に質問することにいたします。

次に九の一、日野市内駅周辺の自転車駐車場対策とその管理についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これから質問してまいりたいと思います。日野市内駅周辺の自転車駐車場対策とその管理について質問いたします。

ここ数年来、いろいろの意味において自転車ブームを起こしております。これらの現象は大変結構でございますけれども、ともすれば現代の社会的機構が運動量の不足を大変来しやすい現状等から見ますれば、好ましいことだと思うのであります。

しかし、最近の駅周辺の路上、歩道、空き地等の自転車駐車場の状態はキャパシティーをはるかにオーバーし、現実問題として混乱状態に陥っているというのが現状の姿ではないかと思うのでございます。

このような現象は、何も日野市に限らず、全国的な現象でございまして、どこの近隣の市も、行政的に大変苦慮されておるわけでございますけれども、先般も日野市におきまして、長期放置物件の自転車の強制撤去を行ったわけであります。それらの処置にもかかわらず、現状は焼け石に水といった感がございます。

先ほども申し上げましたように、バイコロジーブームと申しますと、市民の根強い要求であり、交通費の値上げ、諸物価の値上がり、省エネ対策、あるいは健康管理等でこれらのブームを来したことは結構なことでございますけれども、ただこれの成り行きを見守り、根本的な行政対応にいささかおくれがあったことは否定できない事実だろうと思います。

今日のように地価が高騰し、特に駅周辺の地価価格では、買収等を図って新たな設置個所を設けるということ等は、しょせん無理な話と思うわけでございますけれども、それならばもっと知恵を出して、何らかの方法、対策を持たなければ、今後、市民の間に大きなトラブルを生じかねない問題に発展していくのではなかろうかと思います。

現在でも、自転車駐車場周辺は商店街であり、またふだんでも人、車の交通量の大変多い環境でありまして、大量の自転車が所狭しと道路を占領していることから、日中、市民は大変迷惑をしているわけでございます。現在でも、時折、自転車を駐車する人と商店街、あるいは通行人とのトラブルが発生しているわけでありますが、とりわけ朝方は高齢者事業団の人たちの整理である程度の整理を行っておるわけでありますが、学校あるいは会社がひけて帰宅する時間帯になりますと、はみ出された自転車は積み木状態に積まれ、一寸の余地もなく置かれている自転車は身動きができず、自分の自転車を出すのに大変苦労され、積まれた自転車をおろし、重なり合ったものを引き出して帰っていくわけであります。

そのときの路上の自転車の放置状態は道路一面に広がり、通行人は自転車と自転車の中を縫うようにして歩かなければならない状況にあります。そこで、このような状態を今後いつまでも続けていくということは、行政側としましても余りに無策であり、また町の美化の上からもはなはだ醜く、あるいはその近辺で火災あるいは災害が発生したときには、緊急自動車さえ通行できない状況でございます。

そこで、何らかの対策をあすの住みよい日野市の町づくりのためにしていかなければならないと思うわけであります。そこで質問に入らせていただきます。

まず第一点といたしまして、日野市は現在のこの問題に関してどのような対策を持っているか、できれば、これを地域ごとにおっしゃっていただければなお結構でございます。

二点目に、現在行っている高齢者事業団の方々の朝の整理を夕方にも行うようにすべきだと思うのですが、その点についても御質問いたします。

三点目に、特に歩道上の放置自転車はもっと厳しい管理が必要ではなかろうかと思うわけであります。その点についてお聞きいたします。

四点目に、現在、駅周辺で営業している自転車預かり店が、大変効率の悪い営業をしてると思うわけでございます。これらの立体的な活用を図るように指導し、それらを実行するために、低利の長期貸付制度を設けてはどうだろうか。また、駐車場難の解決を図るために、駅周辺の空き地、特に地主に、有料自転車駐車場の営業を市側から積極的に働きかけていただきたい。

最後の五点目は、先日の撤去作戦でどのぐらいの自転車を撤

去し、その後の状況をお聞きしたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　　市川資信君の質問についての登弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　　御質問にお答えいたします。

第一点目は、市として現在どのような対策を持っているかということでございますが、御指摘のとおり、国鉄、私鉄の各駅周辺には、通勤者、通学者の放置した自転車が道路狭しと道路上を占拠しております。このことは駅前広場や道路の美観を損なうばかりでなく、歩行者や通行の妨害となり、交通安全上も、また災害時における緊急活動をも阻害する等、ゆゆしき社会問題でもあります。市といたしましては、自転車置き場の設置、自転車整理員の配置等の努力をしているところでございますが、いまだ十分でなく、これが対策に苦慮しているところでございます。

今後の対策といたしまして、日野駅につきましては、現在進行中の開発行為に伴う道路の一部を利用いたしまして、駐車場の設置を検討しております。豊田駅につきましては、都道百五十五号線の陸橋下に設置してある駐車場が、余り利用されていないため、この駐車場を利用されるよう、市民の方の今後の啓蒙に努力いたします。平山駅につきましては、滝合橋下に公共用地で駅に余り遠くないところにかっこうの場所がありますので、ここに設置を検討しております。南平駅については、線路の北側、駅の西側に旧提塘敷がありますので、ここに設置を検討しております。高幡駅につきましては、適当な公共用地を探しておりましたが、潤徳小の運動場の南端沿いに、市道との間に空閑地がありますので、ここに設置してはと検討いたしたいと思っております。

次に、現在の朝の整理を夕方にも当たるようにすべきだという御指摘でございますが、現在、高齢者事業団に整理を委託しております。国鉄関係で六名、私鉄関係で三名でございますが、現在は一日置きの午前中、八時より十二時までですが、今後は人員増等、午後も実施できるように現在検討しております。

三番目に、特に歩道上の放置自転車はもっと厳しい管理が必要ではないか、という御指摘でございますが、自転車置き場が未整理のところは、その管理を厳しくするということは困難でありますので、自転車利用者に対し、他の交通機関を利用するか、あるいは徒歩十分ないし十五分以内の方に対しては、できるだけ自転車利用をやめるようにお願いしてはと考えております。

四番目に、駅周辺の空地を持った地主に、有料駐車場の営業を積極的に市から働きかけてはどうかという御指摘につきましては、一つの方法として、今後検討していきたいと思います。

五番目は、先日の撤去作戦でどのくらいの自転車を撤去し、その後の状況はいかん、ということでございますが、豊田駅北口については、六月の十八日に実施しております。警察署、東京都、日野市の三者共同で、九時から四時の間でございます。移動先は都道百五十五号線の陸橋下の駐車場でございます。撤去台数は、市道分については六百八十五台、都道分については七百五十六台、計千四百四十一台でございます。その後の状況につきましては、相変わらずもとのもくあみで自転車が放置されているようでございます。

次に、日野駅、豊田駅、高幡駅の放置自転車で、使用した形跡のない自転車を対象として撤去しておりますが、これは十月の二十三日に市の職員だけで実施しております。移動先は旧市役所の南、高速道路の高架下の場所でございますが、撤去台数は日野駅で八十台、豊田駅で四十七台、高幡駅で三十台、計百五十七台でございます。

次に、豊田駅の今度は南口でございますが、十月の二十九日、これは終電車の終了後、午前一時から六時までの間に、国鉄、タクシー会社、日野市により撤去を実施しております。移動先につきましては、同じく都道百五十五号線の陸橋下の駐車場でございます。撤去台数は三百五十台、その後の状況につきましては、現在のところ一台も放置してございません。これは近くに交番があり、警察官の注意によるものと思われます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　　どうも回答ありがとうございました。

まず一点目から再質問させていただきたいと思うんですけれども、日野駅の開発行為に伴って、それに従って自転車置き場の設置をする、この一点目は大変計画性にも具体性がありますし、結構だと思うんです。また、平山については、現在も有料駐車場、あるいはその近辺に置かれておりますけれども、南平等、比較的スムーズで、大きく道路を占拠するというような状態に立ち至っていない。

それから、四点目の高幡不動駅前の駐車場対策は、潤徳小南端のところにどうかということをおっしゃっておられましたけれども、私は、あそこを見て、ちょっとむずかしいんではなかろうかなあという判断をするんですけれども、今後の市側の努力、地域住民の協力等も促して確保できれば大変結構だと思うんです。

ただ、その中の、質問の三点目ですが、歩道上の放置自転車について、市側として非常にこれから歩道を指導するのに、管理上むずかしいという答弁なんですけれども、多摩平の第一勧銀の前の歩道もそうですけれども、特に私は、現状が余りにも最悪事態になっておるという、高幡不動駅前の住友銀行前の駐

車場問題だろうと思うんです。あの場所は、御存じのようにバス停があり、歩道も大変狭いわけです。バス停に並ぶ人たちと通行人とがもう完全にできなくて、あの往来の激しい車道を人間が歩いているという姿で、再三私のところにも地域住民から要請等が来ております。

ましてや、道路交通法によってもあれは撤去できるはずだろうと思う、いわゆる歩道の占拠ですから。そういうものに対して、いままで警察等と市側と連携を取り合って、その撤去、あるいは指導等の方法をとったことがあるのかどうか、もしあるとすればどうだったのか、もしないとすれば、今後どういう対策を立てるつもりなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　十月に交通安全対策の事務の移管により、まだ二カ月程度で、警察とまだこのことについて接触は持っておりませんが、早急に、このことについても御趣旨に沿うよう努力したいと思っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　今後努力されるということで、ぜひお願いしたいと思うんですけれども、私、先日も住友銀行の支店長にお会いしたんですが、けさも電話で確認をしてまいりました。住友銀行では、日野警察にあれを撤去してもらいたいということで、あそこに告知をしたんだそうです。看板が出ておりました。「歩道上につき、ここに自転車を駐車することはいけません」と大変やわらかい文章だったらしいんですが、その看板を出した時点では、ある程度の効果はあったそうですけれども、やはり現在はまた昔のとおりに戻ってしまったということで、住友銀行でも、あるいは地域でも、あの撤去を強く望んでおりますし、また住友銀行の裏側に行けば、ちゃんと自転車駐車場が確保されているわけです。ですから、何らあそこの自転車を撤去しても差し支えがないんじゃないか。また、付近にもないわけではございませんし、歩道の自転車の占拠については厳しく今後とも対策をたてていっていただきたい。特に私が議員になる前だろうと思うんですが、五十一年ですか、駅周辺の自転車駐車場対策という請願が採択されておりますし、また先日の豊田の南口の整理実績等も大変効果を挙げておるようですので、それらを踏まえて、今後真剣にこの対策に取り組んでいっていただきたい、と要望するものでございます。

私、ここで大変興味あるお話というんでしょうか、提案をしてみたいと思うんです。それは、先日、ある新聞に載っていた記事でございますけれども、どの新聞だったか、ちょっと切り抜いておいてうっかり書かなかったんですが、朝日と読売と日経と三つとっておりますので、そのいずれかの記事だろうと思うんですが、その中に「交通ノート」という見出しで、自転車駐車場の問題を取り上げておりました。ちょっと読み上げてみますので、市側としてそれに対応できるかどうかお聞きいただきたいと思います。

「自転車一台を駐車させるのに、理想的には四平方メートルが必要だと言われている。だが、自転車が普及し始めて以来、八十年間自転車とつき合ってきたというオランダ国鉄は、日本の常識を破る効率的な駐車場を育ててきた。仮に五十メートル掛ける十メートルそこそこの敷地があれば、平家でもそこに千二百台ぐらいの自転車を収容している。日本の常識なら五百台のスペースだ。オランダの駅の自転車駐車場は、自転車を置く場所が上下二段に分かれている。それぞれの段に三十センチ間隔で、自転車を滑り込ませる木製あるいは金属製のといのような器具がついている。そのといは、三十センチ間隔で自転車を並べてもハンドル同志がつかえないように、一台置きにといの車輪が重なる部分の高さを変えている。こうして五十メートルの長さがあれば上下各段に百五十台、合わせて三百台は楽に並ぶ。そして幅十メートルちょっとあればこの列が四列できる。私にとって印象的だったのは、このような施設構造そのものだけではない。このオランダの駅の自転車駐車システムは、利用者自身が、自分の力を使うことを前提にして成り立っている点だ。つまり、上の段に上げおろしするのは、利用者が自分の腕の力を使わなければならない。最近の日本のミニサイクルの大きさではなくて、普通の自転車ばかりだ。それを娘さんも自分でやっている。しかも入り口には、上の段から入れてください、と書いてある。そのとおり、みごとに上の段から埋まっている。この駐車場ただではない。一日八十五セント、約百円である」こういうふうな記事が掲載されておったわけです。

大変、私、これに興味がありました、自分でも日常身につまされておりますので。最近、日本でも、駅近隣に市営あるいは民間等で、アイデアに富んだ自転車駐車場が開発されておるということを、新聞等でお見受けするわけでございますけれども、このぐらいの効率的な自転車駐車場というものは、余り聞いたことがないと思うんです。できることならば当日野市においても、こういう大変効率的な駐車場を、全国のトップを切って、国鉄のオランダ方式というんでしょうか、そういうものを考えていただきたい。

狭い場所で、これだけ駐車効率を高めるということは、非常に魅力があるんではなかろうか、また、建設についても、りっぱなものをつくらなければ、十分に対応できる予算でできるのではなかろうか、かように思うわけでございます。そういうものが市独自で運営できるところとできないところとあろうかと思うんですけれども、そういった場合には、駅周辺の自転車預かり店に技術指導等を行って、改善することによってある程度

の緩和が図れるのではないか、かように思うわけでございます
先ほどの建設部長の答弁ですと、日野駅周辺の開発行為に伴ったところに、新しい自転車駐車場を設けるというようなお話がございましたけれども、できればそういう効率の高い駐車場を考えて建設していったらどうか、こう思うんですが、この点について、もしお答えがありましたらお答えいただきたいと思うんですが……。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　今後検討させていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市川　資信君。

○二十番（市川資信君）　いまの私の話がわかっているのかどうかわかりませんけれども、ぜひこれを一度検討してみていただきたい。実際、この自転車駐車場のために、どれほど近隣の市民が日常悩まされておるかということを知っておいていただきたいと思います。

自転車は、御存じのように百年の歴史の中にあって、道路交通法、あるいはそのような法律はかつてなかったわけでございますけれども、明治の初期に大阪で「通行人の妨害少なからずにつき、みだりに行き来するな」というような取締条例のようなものが出された記録があるそうですけれども、現在では歩道を駐車場にして、歩行者に車道を歩かせたり、逆に加害者になろうかとしているわけであります。

もっとも、自動車優先の道路行政は、自転車においても道路からはみ出されたものでありまして、手近で便利な庶民の足、自転車のスペース等はほとんどいままでは考えられなかった、あるいは考えられたとしても、ほんのわずかな配慮しかされていなかったとしか言いようがないと思うんです。

今後、ますます駅から遠い住宅事情、あるいはバスが時間どおりに走れない、またはバス料金の値上げ、そして半年分のバス代で自転車が買えること等を考えてみますと、八〇年代に向かっては、ますますこのような増車傾向が来るのではなかろうかと思うわけで、真剣に行政側といたしましても考えていただきたい課題であると思うんです。

現在、わが国の自転車の保有台数は、大体五千万台から六千万台とも言われておりますけれども、もはやこれらの解決には、市民要求というよりは国民要求でありまして、モータリゼーションの現代にあって、ある意味では、自転車族も被害者であろうかと思うんです。また、もう一つの被害者は、先ほども申しましたが、お年寄りや幼児、また買い物の主婦、また駅周辺の小さな商店でございます。

従来、とかくこれらの問題は、地域の問題として葬り去られておったわけでございますけれども、ぜひ、国鉄、私鉄、そして行政者とが一体となりまして、これらの解決に向かって努力

を図っていただきたいと思うんです。もし、市長のそれらに対する毅然たる行政態度がありましたらお話をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、駅周辺の自転車放置の問題は、おっしゃるとおり全く一つの社会問題になっていて、しかも解決の方法が行き詰まっておる、こういうふうに現実に思っているわけであります。

日野市内、駅も多うございますからして、それぞれ何か方法をということで、こそくながらもやっておるわけですが、一応、いま解決をなし得たというのは、豊田の南口だけであります。それぞれ一応の対策は、先ほど部長が話しておりますとおり、進めようとはしておりますけれども、これで解決というようなことにはまだほど遠い。ちょうど乗る方の群集心理的、あるいはマナーにかかわることもあろうかと思っておりますが、自転車がその性格上、乗り物としては弱者であり、また市民の足という意味合いもありますので、余り権力的な手段がとり得ないといううらみがあります。国でもその対策につきまして、多少予算計上してその施策がなされるというふうになっておりますが、どうも私どもの日野市で、それを受け入れて適用する方法がないということで、まだ解決策に行き悩んでいるわけであります。

有料預かり所、あるいは空き地による地主さんの有料駐車場、こういうことが確かに一つの方法だとは思うんですけれど、有料である限り、ほとんど置き場に置かれない、また正しく置かれない、こういうこともありまして、ちょうどいま言われますような有料駐車場ということが、一つの経済ベースに乗るものであるならば、大きな解決の手段になろうかと思っておりますから、この点ももっともっと詰めてみたい、このようにお話を聞いて感じました。

それから、オランダ方式ということを言われまして、オランダという国のお国ぶりもあろうかと思いますが、つまりこれは国鉄が用地を出しており、やっぱり用地が必要であるというところに隘路がわれわれの場合には出てくると思います。いま言われました日野駅近くの予定しておる場所というのは、これは線路とそれから造成地との間に、当面行き詰まりの道ができるものですから、六メートル幅ばかりでありますが、そこは露天駐車して相当数を置けるというふうに思って、その造成の終わりますことを待っておるわけであります。確かにいいアイデア、御提言なんですが、用地を確保するというところに一番の隘路があるわけであります。また、駅前から数分間でもある距離が生じますと、なかなかまた利用されない、こういううらみもあります。

いずれにいたしましても、将来必ず自転車はもっとふえるで

ありましょうし、いろんな角度から、利用する方のマナーに訴えましたり、あるいはある程度近隣の方は歩いてもらうことをお願いいたしましたり、それから国鉄、あるいはその他の用地の確保につきまして、十分努力を進めていきたいと思っております。いずれも先ほど部長が、検討中であります、というお答えをいたしましたわけですが、かなり見込みのあるものもありますので、幾らか解決の助けになろう、そのように真剣に取り組んでおるわけであります。

ただし、抜本策がないというところに依然問題が残るわけでありますから、ひとつ振り出しに戻らないように、今後よその自治体などとの協議も進めまして、努力をいたさねばならない、このように感じております。

○議長（秦　正一君）　市川　資信君。

○二十番（市川資信君）　最後に要望というんでしょうか、ただいまの市長の答弁では、大変むずかしい問題ですから、そうはっきりした答弁ができないのは当然だろうと思います。

確かに、有料駐車場の利用度が少ないということは、平山の駅においても立証されております。ただ、今後、日野駅の近隣に駐車場の確保ができるという見通し等を立てておるんですから、私は、できることならばこの際英断を下して、有料駐車システムを取り入れて、それらをできることならば、高齢者事業団等に委託するということを望みますし、またもう一点は、歩道上の自転車の管理、これはやはり毅然たる態度で対処していただきたい。そのようなことの指道によって、有料化の自転車駐車システムもできるようになるんではなかろうか、と思うわけでございます。それらを強く望みまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（秦　正一君）　これをもって九の一、日野市内駅周辺の自転車駐車場対策とその管理に関する質問を終わります。

次に十の一、教育の中の情緒教育についてお考えを問うについての通告質問者、正国　務君の質問を許します。

〔二十九番議員登壇〕

○二十九番（正国　務君）　いま議長から言われましたとおり、教育の中の構想、要するに情操の教育、情緒ということを書いておりますが、情操ということも含めて質問したいと思います。

この前もそうでしたが、御答弁を願うのは教育委員長にお願いしたわけでございますが、やはり御都合が悪くて、出られないということが教育長を通じてありましたので、私は情緒から細かく質問を申し上げたい、こう思っておりましたけれども、そうなるというとなかなか時間もかかりますし、御答弁次第ですけれども、それはまず省きまして、情操教育ということを質問いたしたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、教育長においては十分御承知だろうと思いますが、情緒教育ということは、要するに皆さんも御承知のとおり、母胎の中からの子供に対する教育であり、保育園までは情緒教育になるでしょう。しかし、情操ということになりますと、御承知のように義務教育の段階に入るんじゃないか、大まかに言って、私はそう解釈しておりますし、一般でもそう言われております。

したがって、教育基本法により、あるいはまた憲法の二十三条によって、いろいろと教育の問題は取り上げられて今日まで来てまいりましたが、この情操教育というものについても、やはり教育基本法の中には、二条、三条を通じて私はあると思います。日野市においては、情操教育を義務教育の中でどういうふうに取り扱っておいでになるのか、方針としてはどういうふうにおやりになっておるかということを質問いたします。教育長、お願いします。

○議長（秦　正一君）　正国　務君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいま正国議員から指摘されましたように、教育委員長自身への御質問でございましたけれども、これにつきましては、公的な用が前から埋まっておりまして、この日にはどうしても間に合わない、明日の午後ならば当然出てお答えしたい、こういうことでございましたけれども、また議会との打ち合わせでそれも調整がならないで私が答弁させていただく、こういうことになりますので、よろしくお願いいたします。

いま、正国議員から言われましたように、情操教育、あるいはもっと小さいときのことを言えば情緒教育じゃないか、こういうようにそれぞれの見解はあるにしましても、学校段階におきましては、普通は情操教育というふうに呼ばれているわけでございます。もうこれは言うまでもないことでございますけれども、教育の目的というのは、人格の完成を目指して、心身ともに健康な国民を育成するということを期して行われているわけでございます。そのためには、よく言われることですけれども、知、徳、体の調和の中に豊かな人間性の育成ということが大事なんだ、特に今度の教育課程の改定の中では、豊かな人間性の育成ということを非常に強く主張しております。

これは、言いかえてみれば、いま正国議員が言われるように、情緒教育の必要という、ともすると知育、いわゆる本当の意味の知育ではありません、偏差値による知育だったと思いますけれども、そういうものに走りがちな現在の教育に対して、それではいけないんだ、本当のそういう人間の行動を支える、基本になる情操というようなものをもう少し高めていく必要があるんじゃないか、こういう形から情操教育というようなものを強調しているんだ、それが豊かな人間性という言葉ではあらわさ

れておりますけれども、さっき申しましたように、情操教育ということを、戦後三十年たった今日、改めてそういう問題が問われてるし、そのことの重要性が言われている、こういうふうに考えておりまして、いま、正国議員が指摘されるとおりだと思います。

それでは、情操教育というのは、一体、日野市ではどう取り組んでいるのかということでございますけれども、これはいろいろな面で取り上げられていくわけですけれども、家庭教育でもこれは非常に重要な問題ですし、それから学校教育においても重要です。あるいは、子供たちのそういう情操というようなものが育てられるためには、社会のあり方というようなものも、当然大きな意味を持ってくる、こういうふうに考えております。

それで、そういう中で、日野市の教育では特にどんなふうなかかわり合いをそれと持っているかということでございますが、その一つは、私は、学校教育はいろいろな場面がありますけれども、その中で授業というのが非常に大切なんだ。というのは、彼らが学校に行っている中で最も長い時間を費やすのは授業でございまして、だからそれをいかにするか、ともすると、授業といいますと、知識を授ける、特に最近のような学歴社会の中では知識を詰め込んで、そして試験に受かって、それでいい大学に行けばいいんだとか、あるいは高校に行けばいいんだというような風潮が家庭の中にはもちろん非常に強うございますし、それから、それに押し流されて、学校でも、ともすると偏差値というようなものが、非常にものを言う時代になってきている、ということも事実でございます。

しかし、これについては、これは正しいはずはありません。だから本当の意味の知育、さっき言いましたように、情操の中でも、真理を探求するという知的情操というんでございましょうか、そういうようなものが、授業の中で育てられていかなければならないんじゃないか、そういうふうに考えまして、授業というもののあり方を、子供の立場に立ってひとつ徹底的に追及していこう、ただ教え込むということじゃなくて、そういう教えることに対して子供が一体どういう反応をしているのか、というようなことなどをひとつ十分把握していく。そういう中に教師と先生の触れ合いもありますし、あるいは生徒同士が、あるいは児童同士が触れ合って、そこに本当の意味の知的情操、あるいはもっと違う面で言えば、協力をするというようなことによって道徳的な情操というようなものも育てられていくんではないだろうか、こんなふうに考えております。

じゃあ、それだけをやっているのかというと、そうじゃなくて、たとえば学校行事、クラブ活動、こういうようなものを重視することによって、その内容を重視することによって、いま言ったような学校、あるいはそれがさらに拡大して、家庭との触れ合いというものも十分持って、そして教育の充実、特にいま申されたただ単に形の上じゃなくて、それを支える情操というようなものを育てていくということに大きく重点を置いて考えているし、それを学校現場には強く要請してるわけでございます。

それから、そういうふうなことと、教育の内容について、あるいはわれわれの教育活動そのものについてもそうでございますが、同時に一つは環境をいかにして整えていくか、ということも非常に大きな課題でございまして、幸いにして、日野市は人口急増であるにもかかわらず、適正規模の学校を維持するために新しい学校をつくっていただいたり、あるいはプレハブの解消などにも皆さんの御協力を得ながら非常に前進している、こういうふうに考えておるわけでございます。

それと同時に、ただ学校さえつくればいいじゃないかとか、そういうことじゃなくて、たとえば情操というものは、自然とのつながりが非常に大きいわけでございまして、その自然というものを学校の生活の中にできるだけ取り入れるとすれば、食事をしたり、あるいはそこで菜園をつくったり、あるいは花壇をつくったり、というようなことが非常に重要でございますので、こういうようなものについても、学校が自発的にそういうことを申し出てくれれば、私たちは、それに対して市当局にお願いして、予算措置をとったりしてやって、情操の育成というようなことに、大きく努力をしているつもりであります。

いずれにしても、教育というものは一朝一夕にして効果が出てきません。それだけにまた、逆に言うと、それが一つの隠れみのになる可能性というものもありますので、その辺を十分自戒しながら、いま言ったような情操、あるいは教育全般の内容の充実、ということに努めていくのが、私たちの努めではないか、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　聞いておりますと、教育長のお答えはなるほど結構でございます。総論的には実に結構なことでございます。私は、時間の関係もありますので、単刀直入に、具体的に、各論的にお願いしたいと思います。

ということは、例を挙げますというと、教育長も御承知のとおり、今回十六小が皆さんの御努力によってでき上がりました。それはまことに結構でありますけれども、学校をつくるについて、八小の一部が、川崎街道を線を引いて、その南側は十六小へ行けということが、まだはっきり出されていないようですけれども、出されるやに受けとめられておりますが、それに対しまして、地元の方からも、いろいろ私の方にも相談に見えましたし、それから私もいろいろ考えまして、学区という問題は、なかなかむずかしい問題であるからして、私一人がどうこうというわけにはいきませず、さらにまた、私がこうなさいというわけにもいかないので、したがって、これは請願をお出しにな

って、そして何とか皆さんの御意思が通ずるものならばやってもらったらどうか、ということをお話ししましたところ、集まられまして、代表者が請願を出されたわけでございます。

それで、みんな余り御承知になっていないので、これは紹介議員という方がいりますよ、ということを申し上げ、これは法的にいると私は思うんですが、だれに言ったらいいでしょうか、と言われますから、私は、これはどっちかと言えば議会全体の問題であろうと思いますので、現時点は別として、会派の代表の方にでもお願いして御了解を得られたらいいんじゃないか、ということをお話ししましたところ、即刻そういうふうにされたようでございます。私自身も代表の方にお願いに行きました。

そういう中で、今回の提出は時期を失しておる、ということが、わかりました。もちろん文教委員会の担当になると思ったのでございますが、すでに学校を決めないというと教員の配置がむずかしいんだということも裏から聞いたわけです。そういうこともあろうかと思いますけれども、結局、文教委員会さんではこれを一応取り上げていただいて、正式の委員会にはどうかと思うけれども、とにかくこういうことが出たということだけは、ということでやっていただいたようでございますが、私は、この際紹介議員になっていただきました代表の方、さらにまた教育委員会の方の御苦労に対して、ありがとうございます、ということをお礼申し上げたいと思います。

ただ、私は、ここで残る問題は、要するに学区を決めるということ自体が、行政的にはなかなかむずかしいと思います。しかしながら、御承知のとおり、八小ができますときには、潤徳が満杯になったから八小をつくるんだということで行政的なあれがあったわけですが、そのときにはいろいろトラブルもありました。しかしながら、何としても、八小から学区が変わる子供もいるけれども仕方がない、ということで、そのときの子供の状況というのは非常にかわいそうに感じております。要するに、自分が一生懸命に親から通えと言われたところの潤徳から、八小の新しい学校ではあるけれども行かなければならん、ということに、子供は衝撃を感じたことと私は思います。

したがって、親の方へもお願いしまして、いろいろ事情があるから、この問題についてはひとつ用地を確保してもらいたい、ということを申し上げて、父兄の方も非常にこの点については了解されまして、そして用地を確保していただきました。

それで問題は、そのときの現実の子供の痛ましい姿を見ております私としては、今回さらにその子供たちが、自分の母校として何とか一生懸命にやっていこう、という気持ちでやってきましたものが、再び十六小に行く、変わらなくてはならないという現実を見るときに、私はその痛ましい姿を見るわけにはいきません。そういうことから、こういう請願も出たのでございましょうが、いま申し上げましたように、学区の問題は大変むずかしい問題でございます。

請願は、皆さんの方へ文教委員会からもいろいろお話があったと思いますから、私は請願を持ってきておりませんが、請願の中にはこういうことが書いてあるんです。潤徳のときに、おまえたちがこれから一生懸命に行って育てる学校だよ、八小は、ということで子供に言って聞かせて、そして子供たちは、そうですか、そうですかということで、泣きながらそっちへ移った。それで、今度はいよいよ自分の母校としてそれを育てていこうということを、いま教育長が言われたように、学校の教壇からも先生方がそういう意味のことで、しっかりやろうぜ、この学校を育てていこうぜ、ということでずっときたものです。

ところが、再び十六小に行かなきゃならんという状況になりまして、それで、子供たちの親が言いますには、何というひどいことでしょうか、どの家庭も同じです、私の家では朝出るときに、おまえはこの花を持っていって八小の校庭に植えろ、そして育てていけよというふうに教えて、そしてその花を持っていって育てた現実もたくさんあります。そういうことを考えるというと、私は非常に学区の問題が、ただ、ここでなくちゃ学区が困るから、一線をパーッと引いただけで、おまえのところではこっちへ行けということだけではいけない、私はこう思います。

いま、家庭の夫婦が、小さな花を持っていかせて学校の校庭に植えさせたということも、いま教育長がおっしゃるように、情操の教育であり情緒の教育であると私は思うのでございますが、そういう点については、教育長はどういうふうにお考えになるかお答え願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

それぞれの学校が分かれなければならんということは、これはもう本当にどうにもならん一つの事実なんでございまして、分かれるとすると、どうしてもどっかで切らなきゃならんというのは、これは正国議員も十分御了解の上でおっしゃっているんだと思っておりますが、しかし、そういうときに、一体どこで切るのかということ、それから基本的にはどこを考えるのかということになると、やはり私たちとしては、さっきも私が触れましたけれども、あの年齢の子供にとっては、学校教育というのが、やっぱり一番大きな意味を持つ教育の場だ、というふうに私たちは考えております。

その教育の場である学校が過大になって、そしてプレハブがあったり、八小で言えば、たしか三十六学級ぐらいだと思いますが、そういう形の中で教育をされるよりは、やはり適正な規模の中で、新しい環境の中で教育される方が、私たち、子供の情操教育の上から言っても大事だ、こういうふうに考えております。あるいはその父母が、いろいろな学校のことに対して、

御努力いただいたということに対しては、私はこれは本当に感謝されますし、そして、そのことが子供たちの中に一つの大きな芽となって、いわゆる情操というようなものを高めていっただろう、こういうふうに思います。

しかし、それだからといって、じゃあ、いまそこでもって教育をするのがいいのかどうか、どっかを切ればどっかをまた残さなければならんという、そういう状況があるとすればやはり一つの妥当な線とすれば、たとえばさっき言った規模の問題もありますし、それにかかわり合って、子供たちをどちらで切ればいいかということになれば、やはり通学の一つの危険というようなものをできるだけ避けるということも、こういう機会における一つの観点として知らなければならない。

したがって、さっき言った子供たちが、私は子供たちも、それは子供によっていろいろあると思いますが、しかし、大方の子供というのは、新しい学校に行くということについて、むしろ一つの、これから新しい学校をつくるんだという、そういう気迫を持っている子供の方がむしろ多いと思いますし、そしてそういうようなことが子供たちにとっては、私は、将来伸びていくためには、大変大切なことなんじゃないか。新しい学校づくりをするんだ、これは先生方にとっても同様だと思いますが、そういう意味で、私は、子供たちはいま感傷に浸っているような面もないとは言えないと思います。ある一部分においては。

しかし、大体はそれでいいと言うんじゃないか。というのは、私たち、いままでの学校を建設したときの例から言って、そうなっておりますので。本当は人口がふえなくて、そして学校もつくらなくていいという状況なら、これにこしたことはないと思います。こういう現状の中では、私の言った形でせざるを得ない、ということをひとつ正国議員も御理解いただきたい。

これについては、私たち、いままでそこの自治会の方などを通して、反対だということを聞いておりますけれども、ひとつ私たちのこともよくわかってくださいということで、八月の初めに説明会を持った後も、何回もお願いしていたんですけれども、なかなか、いや反対なんだから反対だ、という形で推移しておりますけれども、さっきも正国議員が触れましたように、教員の配置というようなこともあわせて、どうしてもある時期までに結論を出さなければならない、こういうことでひとつ御協力いただきたいということで、それの中心になっている人たちにお願いをして、一昨日の土曜日でございますが、御父兄の方に集まっていただいて、そして私たちの方の事情などを、再び申し上げる機会だけは持たせていただきました。

そのときも、要するにわれわれも余りよく知らなかったんだ、それじゃあ、ひとつこれを機会にまた考えてみようー考えてみようというのは、反対だということを取り消すという意味ではないとおっしゃっていましたけれども、私たちと話し合

う一つの機会が持てたということで、今後とも請願などもあわせながら、地域の人たちとの十分な理解というものをこれからも進めていきたい、こう思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　やはり教育委員長に出ていただかなくては、教育長では行政的な面だけで答弁されたようですが、これは別に失礼なことではない。あなたは行政の方をやっているからしようがないです。

しかし、いま、御答弁の中で聞きますというと、父兄の方にも了解を得つつあったということですが、非常に遅かったですね、これは。これは早くから、十六小を建て始めたころから、すでにもうそうなってるんだから、そのころから、子供にちゃんと教えていかなくちゃいけないと思うんです。

その証拠には、この間、八小の十周年記念のときに、子供が読んだ感想文をお聞きになりましたか。教育課長がおいでになったので、教育課長はお聞きになったと思うんですけれども、あなたはおいでにならなくて、あのときには、先生に教えられたとおり、いま言われたとおり、新しい学校に希望を持っていきます、ということを言っております。言っておりますけれども、涙を出す者があったじゃありませんか、三人ほど読んだけれども。そこらですよ、教育というものは。それが要するに国家をつくり、社会をつくり、世界の平和をつくっていくのです。

そこが根本になるんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことをあなたからお答え願うのは無理かもしれないけれども、だからぼくは、教育委員長においでをいただきたいということを言ってるわけです。教育委員長をいじめるわけでもなんでもないんだ。日野の教育長ですから、そういう考えを十分にお持ちになっていると思うから私が言うんです。そういうことを私は思ってるんです。

それと、学区の問題については、議員の方も御承知でしょうが、なかなかむずかしい問題です。いまの私の情操教育の問題についても、なかなかむずかしい問題でございますけれども、やはり市全体としても、これを考えていかなければならないというふうに私は考えます。それだからといって、こっちに子供がいるから、この子供を全部こっちにやるというわけにはいかないでしょうけれども、そこらを何とか教育委員会で考えなければならないというふうに私は思うのでございます。

いま、私が申し上げました八小の十周年記念で、行く子供は、なるほど先生の言われたとおり手を振っていくでしょう、希望を持って。ああ希望を持っていく、それをあなたが見て、希望を持っていってるじゃないか、と言ったんじゃだめなんだよ、私はそう思うんです。

私は、要するにこの請願を本当に心からくんでいただいて、心からこれに賛成していただいて、紹介議員になっていただい

た方に対しましては、私と請願者がともに心を合わせてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただ、ここで残ることは、要するにさっき申しましたように、学区と子供との関係でございます。情緒、情操の関係でございます。この点については、教育委員の一人であられます倉又教育長も、将来真剣に考えていっていただきたい。教育の根本でございますので、どうぞよろしくお願いして私の質問を終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十の一、教育の中の情緒教育についてお考えを問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後三時三十三分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問十一の一、環境のよい住みよい町づくりについて、一九八〇年度予算編成に当たってについての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　それでは、環境のよい住みよい町づくりについて、一九八〇年度予算編成に当たっての通告質問をいたします。

市財政の収入については、わが党の一ノ瀬議員からるる質問をいたしまして、財政確保について務めることを答弁されましたので、私といたしましては、都市整備産業建設委員でございますので、土木費関係について質問をいたしたいと思います。

いま、明年の一九八〇年度の予算については、国においても、あるいは都においても、非常に財政の硬直化という関係から、地方財政に影響するという大きな問題がございます。三割自治と言われる中で、なおかつこれに対して、地方財政の負担金や交付金、補助金等について、国においても、補助金等については相当緊縮するようなことを国会等でも答弁されておりますし、また東京都におきましては、下水道関係の補助金等につきましては、基準財政需要額において、豊かなところにつきましては、起債等に変更して、下水道関係については実施をするような方向に指導されるということになっております。

個々におきまして、私たちは、明年度の予算要求をすでに各議員から発表されておるとおり、過日要求をいたしまして、私は支出の面について、幾つか質問を申し上げます。

まず一つとして、全地域に公共下水道を推進し、都市計画決

定と事業認可を一日も早く取りつけ、本格的な下水道事業に着手できるよう、一層の努力を図られたい。これにつきましては、万願寺の下水道処理場のすでに計画決定をしております。昨年は下水道元年と言っておりますが、今年度はこれをどのように具体化されるかにつきましてお答え願いたい。

二つ目といたしましては、区画整理事業、あるいは都市計画道路建設を積極的に推進し、東部、南部、西部地域の格差是正を中心とする、また豊田南口地域の開発につきまして、積極的に取り組んでいただきたいことを要望いたしております。この東部地域については、万願寺区画整理事業というものが計画決定をされておる。いま、この事業決定を云々という段階までに至っているようですけれども、これらの問題について、具体的に明年度はどのようにお進みになるか、また豊田地区の南口についても、いろいろと南口開発促進委員会というようなものができたかのように私は伺っておりますが、これをどのように扱って南口地域の開発をされるか、その点についてお伺い申し上げます。

次に三点目といたしまして、水害の問題は、いつも高い地域から開発された関係上、低地帯におきましては、いつも大雨が降ると困るというような地形でございます。これにつきましても積極的に対策を立て、雨排水路の改修と整備をし、積極的に推進するとともに、家庭の雑排水吸い込み処理を余儀なくされている地域の解消に、努力するように要求いたしておりますが、これにつきましては、豊田地域、あるいは町の真ん中でも、いまだ吸い込みで苦労している地域がたくさんございます。こうした地域は、それぞれ私たちの委員会には常に付託されて、請願がそれぞれ採択されております。

しかし、いま、下水道対策といっても、下水道は十年も十五年もかからざるを得ない、というような将来展望もあろうと思いますので、こうした地域について、暫定的にでも、吸い込み処理等の関係につきましては、解消を図るべきじゃないかと思いまして、明年度は、こうした地域の問題についてはどのように対策を考えられるか、お伺い申し上げます。

次に四つ目といたしましては、公営住宅、これにつきましては、向川原団地等の建てかえ行事を行っております。これは年度的に実施をいたしておりますけれども、明年度も引き続き、高層住宅への建てかえ等をして、低家賃住宅の大量な建設を図っていただきたい、こういうことで私たちは要求をいたしておりますが、明年度の公営住宅の関係についての構想についてお答え願いたい。

次に五つ目といたしましては、学校区など、地域社会ごとに、また生活圏の広がりにより、安全な街路や公園、子供の遊び場、保育園、幼稚園、学校、集会所、図書館、運動場など、文化、スポーツ関係の公共施設を整え、快的な住民の生活の第一歩に

するよう、都市づくりの策定に努力を図られたい。これは申すまでもなく、このようなことについて、明年度はいかようにお考えになって予算の執行をされるか、お伺い申し上げます。

六つ目といたしましては、一応、河川改修計画ですが、これも年次計画を持って確かに進められて、根川の改修等が進められておりますが、聞くところによりますと、豊田用水等の破壊もあります。これらにつきましても、明年度は、河川改修についてどのように取り扱われるか、具体的にお答え願いたいと思います。

七番目といたしまして、指導要綱に、私道に対しまして四メートル以上について云々の中で、七〇%あるいは一〇〇%の補助をすることになって、七〇%等の問題については、本年も確かに実施をいたしておりますけれども、私たちといたしましては、四メートル以下の道路であっても、公道に準ずるような道路については、当然一〇〇%の補助率にアップをしていただくような指導要綱をつくるべきである、という要求をいたしておりますが、これらのお考えについてお伺い申し上げます。

八つ目といたしましては、開発から文化財を守るため、地域住民と専門家の参加を得た文化財保護の機関をつくり、調査の活動を進めると同時に、国や都に対する文化財買い上げ助成制度を認めさせ、さらにこれを公開するための資料館の建設等を急がれたい。この文化財の問題については、いろいろと開発的な問題についても大変な問題ですから、これらの文化財の取り扱い等の問題につきましては、いっときも早く文化財保護委員会の協力を得て、地域の開発のために努力を図られたいので、そのお考えをお伺い申し上げます。

九つ目といたしましては、交通災害から命を守るために、必要に応じ、道路には歩道とガードレールを設置するとともに、駅前の自転車置き場の設置について努力を図られたい。これについての考え方。

十番目といたしましては、これは災害でございます。水害や地震、火災から住民を守るため、その震災予防条例に基づき、市の震災予防計画の具体化について努力を図られたいことを申し添えておりますが、この点についてもお答え願いたい。

次に十一番目といたしまして、旭が丘に六四ブロックがございますが、この市有地は市民の要望を十分把握いたしまして、当地域の唯一の市有地でございますので、有効適切なものの積極的な施策を進める施設をぜひつくっていただくよう、予算化はどうなっているかお答え願いたいのでございます。

次に、いま、インフレと不況で住民は困っております。それにつきまして、都市近郊農業の体質改善を図るために、実情に沿った営農方針を立て、緑化のための苗木栽培や産直野菜などの新たな角度から農業振興を図るべきであろうと思いますので、この点についてのお答えを願いたい。

次に十三番目になりますが、中小企業で働く労働者を対象とした労働行政の諸施策の推進にさらに努めていただきたいと思います。労働行政については、一応、課の中に労働行政の担当部を設けてございますが、いろいろまだ中小企業関係の労働者は苦しんでおりますので、これについての考え方をお答え願いたいと思います。

次に十四番目です。中小企業担当部をつくって、経営上の援助に努めるとともに、中小企業の融資制度の拡大を図っていただきたい。この融資制度の問題については、ある議員からすでに質問されまして、いろいろ問題がありますが、十分これらの検討を図った上において、明年度のこういう融資制度の問題についても遺憾のないように取り扱っていただきたい、この考え方をお伺いいたします。

十五、地区高齢者事業団活動は援助し、生きがいのある高齢者就職対策の推進をさらに図ってもらいたい。高齢者事業団は本年発足いたしまして、いま着々とその成果をあらわしておることでございますが、さらにこれを強化、発展するよう努めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

この程度で……（笑声）質問の十五項目ばかりをいま質問いたしましたので、一項ごとに各担当部長から答弁を受け、最終的には市長のお考えをお聞きいたしますので、お答え願いたい。以上です。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。一から順次答弁願いたいと思います。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　一点目から三点目までお答え申しあげます。

まず下水道でございますが、これにつきましては、なるべく早い時期に事業認可を申請し、認可を得たいと考えております。そして来年度につきましては、都の事業でございますが、都の事業の中で、処理場の設計、あるいは調査などを、都でやっていただきたいと考えているわけでございます。

それから、二点目の区画整理でございますが、東部の万願寺区画整理につきましては、今年度末に事業認可をとる予定で進んでおります。これがとれれば来年度はまず換地設計の準備から入りたい、このように考えているわけでございます。続きまして豊田の南口でございますが、これにつきましては、去る七日に南口整備準備委員会が発足いたしました。それで追っかけことしじゅうにこの委員会に何を調査、研究していただくか、市長の方から問題を諮問していただく、こういうふうな手はずになっております。

それから、三点目の雨水排水でございますが、雨水排水につきましては、私ども、来年度最も重点を入れないといけないと思っておりますのは、多摩平六丁目の水害対策でございます。これにつきまして、来年度を第一年度としまして、逐次やって

いきたいと考えているわけでございます。また、そのほか現在まで継続でやってまいりました日野の駅前、平山、その他の雨水排水につきましても完成させるよう鋭意実行していきたいと思っております。また、最後におっしゃいました豊田その他の現在吸い込みでやっていらっしゃる地域につきましては、早急に吸い込みの解消のため、側溝あるいは下水の整備をしたい、このように思っているわけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　建設部関係をお答え申し上げます。

四番目の公営住宅の建てかえ工事でございますが、第二年度、五十五年度も、債務負担行為による工事の予算化で実施しております。なお、今後も継続して建てかえる予定でございます。

六番目の河川改修計画でございますが、根川の改修につきましては、五十一年から五十五年の計画で第一期の工事が終わるわけでございますが、なお引き続き上流につきましても改修のためにすでに測量も実施し、続いて改修の計画でございます。なお、豊田用水ほか各水系の用水路につきましても、引き続き改修個所につきましては、予算化に努力いたします。

七番目の私道整備補助要綱につきましては、昨年の十月、適用条件の緩和、あるいは補助額の改定で引き上げを実施したわけでございますが、今後、状況の推移に応じて対応を検討していきたい、こういうふうに思っております。

それから九番目の駅前の自転車置き場でございますが、これは先ほどの市川議員さんの御質問でお答えいたしましたとおり、各駅前の自転車の駐車場につきましては、検討の上、逐次設置していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　豊田用水の改修の件でございますが、今度の債務負担補正でお願いいたしまして、いま国と交渉中でございます。早急に着工するように計画をたてております。

それから、震災予防計画につきましては、特に先ほど申し上げましたような形で、一応市民に対するＰＲ、その辺と、それから無線の充実を図ってまいりたい、かように考えております。

それから産直構想でございますが、これにつきましては、毎月一回、月末の土曜日にやっておるわけでございます。これについても、非常に好評でございますので、これにつきましても、なお改良すべき点は改良いたしまして進めてまいりたい、かように考えております。

それから、労働行政の施策の点でございますが、これにつきましては、現在、担当の方で調査をいたしまして、その集計を待っておるわけでございますその集計に基づきました策を打ち

出してまいりたい、かように考えております。

それから、中小企業の融資制度の検討でございますが、これにつきましても、現在施行されております条例につきまして、一応新年度から、額につきまして再検討するような形で、現在担当の間で詰めております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　残ってる部分の答弁を願います。再開発からの文化財保護。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　開発から文化財を守るためにという御質問でございますけれども、御承知のように、開発というものと文化財保護というようなものは、非常に矛盾する面を持っているわけでございますけれども、それの調和を図るために、記録保存という一つの方法を考えて、現在は対応してるわけでございます。

しかし、記録保存をするためには、やはり調査をしなければなりません。これには非常に大きな費用、それから長い期間というようなものがかかりまして、それに対応するだけのまた調査をする能力というものも、全国的に見ても非常に不足してるという状況でございますので、これについては、今後どうしたらいいかというようなことをさらに検討していかなければならない。

ただ、現在、日野市では遺跡調査委員会というものを設けまして、一応それに対応してるわけですけれども、何かにつけて少しスムーズに進展しないといううらみのあることは認めざるを得ない。

それから、さらに資料館の建設というようなことですが、これにこしたことはございませんけれども、長い目で見れば、確かにそれも必要かと思いますけれども、当面、すぐにそれをつくるというところの計画までは至っておりません。現在ある遺跡調査の事務所、それから収蔵庫というものを活用して、そして折に触れて文化祭などに展示をして市民に見ていただくというような形以外に、ここ当分はそれ以外にちょっと対応する方法がないんじゃないか、こういうふうに思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　旭が丘六四ブロックの利用。市長。

○市長（森田喜美男君）　旭が丘六四ブロックの利用につきましては、いろいろ市民要求もこれまでございますし、これまでまた議会でもお話ししておりますとおり、幼稚園を中心とする幼児教育施設、こういうものをある程度設置する時期が近づいたんではないか、というふうに思っております。それから、中学校の校地の拡張というようなことも言われておりますからして、何か運動に使えるような、共用できるようなことも必要であろう、このように思っております。まだ、明確に利用計画までにいっておりませんが、近いうちにある程度の固めができるであろう、このように思っております。

それから、特に質問の中のいわゆる私道の補助制度一〇〇％アップという部分につきましては、まだ実施した個所はないわけですが、ようやく向島の三枝さんにかかわる部分が解決を見るようでありますからして、公道化して舗装するなり、あるいは一〇〇％補助の対象になり得るだろうと思っております。なお、日野台にもそれに近い部分がありますので調査をしようと思っております。

以上のようなことで、大体お答えをしたんではないかと思っております。

○議長（秦　正一君）　高齢者事業団の充実強化。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　発足間もない事業団でございます。基盤が固まるまで、五十年度同様に貸し付け等の援助を行いまして、この事業の推進に努力していきたい、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　五番目の学校区ごとの地域社会、そういった面の生活圏の広がりによる安全な街路や公園、子供の遊び場、保育園、幼稚園、学校、集会所、図書館、運動場の諸施策の構想。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは、御指摘の点についてお答えいたします。

ただいままでの、十五項目質問全部にわたって言えることかと思いますが、市当局としましても、五ヵ年計画をつくりまして、一応、御指摘のような部分についての考えは、持ってるわけでございます。そして、その中に学校整備、あるいはそれに付随する児童公園等の整備計画等も考えてございます。それらは三ヵ年、五ヵ年という年度ステップによりまして、その中に計画として一応組み込まれております。

ただし、それらはあくまで計画でございますので、それに張りつけていきます実際のお金、つまり予算の動きの中で少々変更する部分があるかと思います。しかし、意欲としては、御指摘のような点について、より豊かな町づくりを進めるべく一応計画はつくってございます。それらの計画にのせて御要望の点におこたえいたしていきたい、と考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　七番目の、私道四メートル以下の問題についてもう一回再質問いたしますが、これについては、聞くところによりますと、南平台の道路がまだ舗装になっていないんだけれども、あそこでは、市に移管をしようというような運動を起こしておるように聞いておりまして、あの道路を全部舗装してくれ、と明年度あたりに出てくるような機運が見受けられるんですけれども、五十四年度におきましては、公道から公道に通ずる道路について、一〇〇％の補助というものがうたわれておりますけれども、これについては、都産でも公平に扱うように、この一〇〇％の場合には、そういう方向で、指導要綱は、これは技術事項ではございませんけれども、理事者側に対しては要望しておるところですが、南平台のようなところについてどうお考えになっているか、この点だけ再質問いたします。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

御指摘の南平台の宅地の私道の整備でございますが、これにつきましては、五十四年度に実施の予定でございましたが、地主等の話し合いがうまくいかなかったために、実施できませんでした。しかし、五十五年度において、この話し合いのめどがついたということでございますので、五十五年度の実施を予定しております。以上です。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　それでは、ただいまこれは一応、十二月中に各部からの予算要求をされる中で、十五項目に対して、意のある答弁をいただきましたので、これについてはいろいろヒヤリング等もございますでしょうが、答えた点については、完全に消化のできるような予算編成を組まれることを希望いたしまして、私からのこの質問を終了させていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の一、環境のよい住みよい町づくりについて、一九八〇年度予算編成に当たっての質問を終わります。

次に十一の二、程久保十三号地域における土地の不動産登記法第十七条に定める地図の整備促進と水道問題についての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

○二十二番（大越久雄君）　この問題については、程久保十三号地域といっておりますけれども、梅ヶ丘も含んでおるのでございます。

とにかく、不動産登記法第十七条には、必ず登記をして、それに伴う法務局の登記所に、地図と登記簿謄本というものを備えつけなければならない、これは法律で決まっておるところでございますけれども、この地域は、いろいろ開発行為が行われたり、あるいは個人でも開発したりして、登記簿謄本と原図とが全然合っておらない。そのために、住民の中には、家の売買、あるいは建築をしようとしても、建設の問題についてのトラブルが起きてしまう、そういう問題も起きているし、また反面におきましては、登記簿にはあるけれども、公図の中には、その土地が実際に現地にはないというようなことが現実に起こっておる問題でございます。

まして、この程久保地域につきましては、今回付託されようとしております町名地番の整理の請願等も出されております。当然この地域の問題が、もし町名地番の整理をすれば、表示的

な町名地番の整理をせざるを得ない、こういう弊害も必ず起きてくることでございますので、この地域の方々が長年苦労されまして、いろいろと開発の問題につきましても、住民みずから立ち上がって、東京都に対しましても、あるいは法務局に対しましても、いろいろと鋭意折衝し、努力を払われてまいられたところでございますが、しかるに、程久保十三号地域においては、残念ながら公図の閲覧禁止という問題が発生いたしておりますので、次の点について質問いたしますが、その前に登記法第十七条について申し上げますと、不動産登記法第十七条は、登記所には地図及び建物の所在図を備えるものとし、また同法十八条は、地図は一筆または数筆の土地ごとにこれを作製するものとし、各筆の土地の区画及び地番を明確にするものとし、建物の所在図は、一箇または数箇の建物ごとにこれを作製するものとし、各箇の建物の位置及び家屋の番号を明確にするものとなることを要す、とこういうふうなことで不動産登記法に明記されておりますけれども、残念ながら程久保あるいは梅ヶ丘地域については、これが法務省で整備をされておらない、そのために閲覧禁止ということになっておりますので、次の五点について質問いたします。

法務局登記所には、現在、不動産登記法第十七条に定める地図が調えられていないことを御存じだと思いますが、法務局からどのようにお答えをされておるか、お伺いいたします。

二点目といたしましては、従来、前記の地図の代用として土地代帳付属地図、いわゆる公図と称されるものが使用されてきたが、現在はその地図は公示中止になっていますが、どう対処していただけるかお伺いいたしたいと思います。

三点目といたしましては、前二項のため、住民は所有土地の権利保全、取り引きの安全、円滑化を欠いているばかりでなく、法務局は不動産登記法の公示の原則を失っておる、この点についてはどうお考えになっているか。

四点目といたしまして、土地台帳の付属地図と現況と合致せず、公図の役目が果たされていない。この原因は、昭和四十四年以降、業者による無許可開発の結果によるものである。こういうことをお知りになっておって、どう指導されたかお伺いいたしたい。

五つ目といたしましては、法律第十七条の地図の整備は国の責任であるので、速やかに合法的に改善整備されるのが当然でありますので、市は国に対し、すなわち法務当局に対し、これを推進するお考えがあるや否やをお伺いいたします。

先ほど申し上げましたが、六点目といたしましては、町名地番の整理をもし実施するとしたら、この地域の取り扱いをどのようになされるか、お伺いいたしたい次第でございます。これは程久保の参考までに申し上げますけれども、一応、法務当局に地元の自治会長さんたちがお骨折りいただいて、一応、法務

当局から三沢、程久保地域の皆さんということで、一応接点だけはおろしてあるのを私も見てきましたし、ここに法務当局の各家庭に配ったものもありますので、読んでみたいと思います

「東京法務局は、日野市三沢及び程久保の一部地域、別の区域に、登記のための土地の測量の基準点の標識の設置作業を実施します。現在、登記所に備えつけられている地図、いわゆる公図は、土地の境界や形状や地積が不明確なことが多く、特に梅ヶ丘団地、下程久保地区は、急激に開発が行われたため、現況と著しく相違してしまい、登記事務処理上の隘路となっています。今回この作業が行われますと、今後は登記に関する土地の測量は、この基準点を基礎として行うことになり、当該土地の位置が地図に正確に掲載され、皆さんの土地に関する権利の確保のため、重要な資料となります。つきましては、本月下旬から三月中旬にかけ、測量のため作業員が皆様方の地区に参りますが、作業の趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。また、設置された基準点標識は、長年にわたり登記のための測量に使用するものであり、当局としましても、その維持管理に十分な注意を払うつもりですが、皆様方におかれましても、何分御協力をお願いいたします。なお、今回の作業は、皆様方の土地の境界や面積を測量するものではありませんので、あらかじめ申し添えます」、これは五十四年一月二十日に、法務当局の民事行政官室から、三沢、程久保の各自治会の家庭に配布された文でございます。

このようなことから、水道問題、あるいは道路問題等についても、いろいろと隘路があるのでございます。一応水道の問題につきましては、やはり当時、住民の方々の努力もありまして、七十五ミリの管は入っておりますけれども、これについての消化栓等の問題にも苦労され、当時の、三十五軒程度の当時はよかったんですけれども、これから、これらの水道等の開発のためにも困るので、そういう問題の隘路解決のために、どのように市は対処していただけるか質問いたします。以上です。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答え申し上げます。

御質問の項目がいろいろございますが、このとおりの順番でお答え申しますと、かえってちょっとお答えがわかりにくい点があるかと思いますので、まずご質問の中にありました、登記法の十七条と公図との関係につきましてお答えし、次に現状と公図がどうなっているのか、なぜ閲覧中止になっているのか、ということを御説明して、現在どのような解決策を法務省がとろうとしているか、そして最後には地番整理の問題、こういう形でお答えさせていただきたいと思います。

登記法の十七条に定めております地図、先ほど条文をお読み

いただいたわけですが、現実には、このとおりの地図を備えている地域は、余り多くはございません。大体区画整理が終わったような、はっきり測量をして、現実の土地と図が完全に一致するような状況になっているところだけが、いわゆる十七条の地図があるわけでございます。ですから、十七条に定める地図が備えられていないのが、相当多い地域にあるわけでございます。

ただ、このような現状の中で、法務省としましては、この十七条に定める地図が備えられるまで、当分の間、旧土地台帳法施行細則第二条に規定する地図、つまり、これがいわゆる公図でございますが、この公図をもって、その十七条に定める地図に一応かえているわけでございます。でございますので、本件に関しましては、特にこの地図だけの問題ではないわけでございます。

この地区の問題は、二点目に御質問いただきましたいわゆる土地台帳の付属地図、これが公図でございますが、この公図が現状と著しく違っている、この点が問題でございます。そのために閲覧中止になっているわけでございます。これも少々の違いじゃございませんで、非常に大きな点は、いわゆる公図上の地番の数と、現実に所有者がそれぞれ自分の土地だと称している土地の数とが違う。その数自体がもう違う、というような問題がございます。そういうことで、全く公図としての役をなさないということで、現在、公図を閲覧中止にしているわけでございます。

このことで、法務局といたしましても、何とかしないといけないということで、やっているわけでございますが、これを解決する方策としましては、一応考えられることは幾つかございます。たとえば、いわゆる土地が分割される前の状態に戻しまして、改めて地積の訂正を行う、というような方法も一つ考えられますけれども、すでにこの所有権が多数の者に移っておりまして、その中には抵当権などの設定をされている者などもございます。そういうことで事実上実行不可能だ。また、問題の地域を実測しまして、現実の公図に合わせるというようなことも考えられますけれども、これも先ほど言いましたように、現実の所有者と、それから公図で言う地番の数とが違う、という状況では、これもほとんど不可能ではないかと思っているわけでございます。

そこで、現在法務局が行っておりますのが、先ほど大越議員が最後に読み上げました法務局から地域の住民にPRしましたことでございまして、定点を定めまして、そこから基準点を設けて、土地の分割の際に実測をして整理する、こういう方法をとっているわけでございます。ただし、これとて完全に整理するのは非常に困難かと思います。つまり、分筆する場合には、御承知のとおり周りの地権者の判こがいるわけでございますが、

公図上の地権者と実際の地権者が違うというような場合には、そういうことは不可能でございますので、これはあるところまでいけば、そこでストップせざるを得ないんじゃないか、と私ども思っているわけでございます。

これにつきまして、非常に大きなむずかしい問題を法務局は抱えておりまして、私ども法務局に何とかできないか、ということを御質問のようにお話をしたわけでございますが、とても八王子の範囲ではできない大きな問題だ、東京法務局が直接やらないといけないような問題なんだ、というようなことも聞いております。大変むずかしい問題だということでございます。

最後に町名地番整理のことでございますが、町名地番整理は、このままの状況ではやることはできません。なぜなら、いまの公図の状況のままで、それに単に町名を冠し、番地を振ってしまいますと、現実と全く違う町名地番をつけないといけない、こういうことはさらに困難をふやすということになりますので、この地域の町名地番整理は、私どももっと十分検討しなければなりませんが、いまのままの状況では、大変むずかしい状況ではないか、というふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いずれにいたしましても、これは国の責任ですから、市では国の責任を追及して、いっときも早くつくってもらうしかないんですけれども、町名地番等については、表示地番の整理でもせざるを得ないだろう、と思うんですけれど、先ほど部長からも話されたとおり、実際には登記簿にはあっても、実際に行ってみるとその土地がない。その土地を現在売買されているんです。売買されていて、いろいろと私道なり、あるいは道路を寄付しようとしても、実際には合っていないために、寄付もできないし、その他の面で住民の協力に市はこたえようとしても、むずかしい面がたくさんこの地域では起きているわけです。

また、聞くところによりますと、この隣が、いま、緑を切って開発をしよう、というようなことも上がっているわけですが、地元の方は、こういう面から、絶対はっきりしないうちは何とかして食いとめて、これを解決してもらった暁なら、これは権利者のものですから、協力もできるけれども、いまの時点で、このようなことの中で、開発行為等について、市は許すということについては、どう考えているだろうということで、地元住民は立ち上がって、具体的にそういう開発行為に対する問題について、住民側でやっているわけなんです。こういうものは、やはり見ていられないんじゃないかと思うので、この点をもう一回お聞かせ願うとともに、これは何ともしがたい、ということだけではこれは困るわけなんで、やはりこれは国の責任ですから、国に対して、このようなことについては、当然行うべきじゃないかと思うんです。

私たちもすでに沖縄に参りまして、こういう軍用地等については、当時の占領政策の中で、民有地であろうと何であろうと、ブルドーザーで整地してしまったために、境界なんていうものは全然わからないわけです。こういうものについては、沖縄の市役所ではつぶれ地特別対策委員会というものを設置いたしまして、こうしたつぶれ地とか境界の問題については、種々検討しているそうですけれども、これと同じような、ただこれは軍用地ではございませんから、民地ですからまだよろしいんですけれども、法務省は住民にこたえるということで、一応こうしたチラシを各家庭に配りまして、接点だけは落としてくれたんです。接点以後の整理等についても、何らかの方向をやはり住民にこたえるべきじゃないかと思うんですが、その点について、知っておりましたらもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたことの繰り返しになるわけでございますが、現在、法務局がやっております、いわゆる分筆の場合に、公図を直していく方法しか現在はないんじゃないか、と私どもも思っているわけでございます。

ただ、これとて、先ほど言いましたように、この方法で全部が解決するということにはちょっとならないわけでございます。このことは、単にいわゆる法律の技術上の問題、あるいは測量、あるいは地図を作成するというような問題じゃなくて、権利関係に深く問題が存在しておりますので非常にむずかしい。先ほど大越議員もおっしゃいましたように、権利者の数と公図上の数とが違うという、このことが一番の根本問題でございます。これを解決するというのは、あるところで、よほど大きな問題を地元の方々に解決していただかなければ、これはできないというふうに思っているわけでございます。

ただ、私どもとしまして、もちろんこれは国のやるべき仕事でございますが、何とか解決していただけるよう、今後とも法務局に連絡を取りまして、お願いしたいと思っております。ただ非常に困難であるということだけ御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いずれにいたしましても、むずかしいことは伺っております。しかし、むずかしいからといって、いつまでもほうっておくわけにはいかない。やはりこうした権利者が苦しんで、これからあの地域を去っていこうとして、売ろうとしても、売るのについてはいろいろトラブルが起きる、裁判ざたになるというようなことを起こさせておくようではいけないので、やはりこのような問題については、法律的な見地から、やはり法律家とも十分相談をしながら、やらなければならないこともあると思うんです。

いずれにいたしましても、住民要望にこたえるように、市の方でも十分関係官庁に対しまして、実施ができるように努力を払ってもらいたい、と言うほかはないと思うんですけれども、そのように努力を払ってもらいたい。

水道部長から一言お答え願いたいんですが、確かに消火栓その他について、こういう地域でございますので、困っていらっしゃると思うので、今後、やはりこれらの水道面等についても、消火栓とかなんかの面について、どのように御努力されるかお伺いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　お答えいたします。

御指摘の地域につきましては、御指摘がございましたように、確かに四十六年に、当時の市の直営時代に七十五ミリの本管を布設して、そこからさらに五十ミリの連合管で二ヵ所から管を接続いたしまして、現在あの地域に給水をしてるわけでございまして、現状の中では、いまとりあえず早急にあそこの地域に出水不良、あるいは水圧が低いというふうなことはないように聞いております。

特に水圧等につきましては、八キロということで、通常は二キロないし三キロという状態の中で、非常に高いということが言えます。したがいまして、各御家庭からのじゃ口の水の出が悪いということはあり得ないと思います。しかし、その後人口の増加等もございまして、当然給水人口もふえているわけでございますので、本管布設の関係についての増径問題等についても、確かに御心配があろうかと考えております。

しかし、現在の状態では、東京都は、御存じのように、まず本管の布設につきましては、公道でないと布設しないという大原則がございます。したがって、これらの問題を考えますと、やはり私道ですと非常に不安がございまして、特に本管を布設する場合の地役権の問題等については、非常に不確定なものがございます。それらを考えますといろいろ問題がございますけれども、なお、さらに東京都の方とも十分協議をいたしまして、検討させていただきたいと思っております。

それから、消火栓につきましては、現在あそこは本管が約三百メートルの長さで入っておりますけれども、単口地下式の消火栓が一基設置してございます。この消火栓の設置基準につきましては、大体二百メートルないし三百メートルに一ヵ所、家屋の密集地帯には設けなさいという東京都の照準もございますので、現状の中では、一基設置されているという中で、まず基準に適合してるというふうなことが言えると思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の二、程久保十三号地域における土地の不動産登記法第十七条に定める地図

の整備促進と水道問題に関する質問を終わります。

次に十一の三、平山補助十二号線の道路整備についての通告質問者、大越　久雄君の質問を許します。

○二十二番（大越久雄君）　平山補助十二号線の道路整備についてお伺いいたします。

これは、かつて請願されまして、十二号線には側溝をつくったり、あるいは道路の全面舗装がなされてないので、路肩をつくって舗装してくれというようなことから、整備を五十三年度、五十四年度、なお引き続き五十五年度も行われるわけでございますけれども、しかしせっかく拡幅したようなかっこうに、道路境界線いっぱいに舗装をいたして道路の整備をされております。

しかし、残念ながら、道路を整備していくについて、当然雨水が流れることはわかっているとおりですが、側溝がつけてなくて整備をしているために、今度は逆に側溝をつけてくれというような住民の要望が返ってくるわけです。なぜ、二重投資になるということを、いつも議会側でも言っていることですが、せっかく路肩をつくって、りっぱにつくってしまえば、側溝を入れるということになると、また二重投資になるだろうと思うんです。

いま、畑であるところがあるから、畑で水を引くところがあるからよろしいということで、整備をされている地域もわからないわけではないけれども、しかしその平山補助十二号線沿線には、やはり民家がだんだん建ってきています。建ってきますと、道路より低くつくる人はございませんから、道路より高く土を盛ってつくれば、当然道路上の雨水が屋敷に流れ込む場合もありますし、また道路上で右往左往してる、こういうことが現実に起きております。また、その地域は、吸い込みでまだ困ってる。

そういうことが起きるので、どうせつくるならば、また補修を完了するならば、一緒に側溝もつくっていくべきじゃなかったのか、と思うんですが、なぜ二重投資的な方法になるのに側溝を設備されなかったか。

それから、補助十二号線には、武蔵台団地から排水管が入っています。下水道と言っておりますけれども、武蔵団地の地域の管が、あれは昭和三十年ごろだと思うんですが、あの開発に伴って都市計画審議会で決定し、当時、完成後には、付近住民の方々から要望された場合には、この排水管にとらしてくれという条件を付して、審議会では私は答申した覚えがございます。当時、市長も都市計画の審議委員であり、同じく東京都まで行きまして、この問題についてやった経験がございます。

五十三年の八月ですか、ようやくあの排水管が市に移管になった。この問題については、地元の住民側に実際に知らせてなかったわけです。そのために、今回、今度は補助十二号線の一

部、約二百メートル程度、改修がまたなされるわけです。二重投資というかっこうで。しかし、この地域の方々からいろいろと問題点が提起されております。

なぜそういうことが起こったかというと、当時は移管されないということで、深さを五十センチにしてしまい、今回は移管されましたから、当然管が使えるんですから、使えるということならば、前もって使えるということを住民に知らせておけば、側溝というのは雑排水を流すのが側溝ではございません。道路上の雨水を排水するのが目的でつくるということは、だれしもがわかっておりますけれども、現在のこうした下水道では、あるいは排水問題が解決されていない現在において、やむを得ず側溝に雑排水を流さざるを得ない。こういう関係から、各地域から道路には側溝をつくってください、こういうふうな請願が出てくることは間違いございません。

今度、平山八号線という方向に、補助十二号線等の排水等についてはは別途に考えられるようですが、しかし、どうして補助十二号線には最初から側溝を入れなかったか、この点について建設部長からお答え願いたい。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

御指摘の補助十二号線のうち山崎商店より中央線の平山大踏切、延長千百七十メートルの区間でありますが、このうち山崎商店より武蔵台までの約五百七十メートルの区間は、既成の市街地となっておりますので、側溝整備を重点に五十二年より施工し、五十五年に完了する予定でございます。また、武蔵台住宅より平山大踏切までの延長六百メートルの区間は現時点では未開発地域であり、大部分が畑地でありますので、当面は住宅が建つことは少ないものと考えております。

一方、住宅公団等の開発整備も予想されている地域ともなっておりますので、当面は通学路として支障のない程度、すなわち現在の道幅、幅員を利用し、土どめ及び舗装に重点を置いて、五十三年より年次計画により整備し、五十五年までに完了する予定となっております。

なお、土どめにより整備しますこの道路の区間に、側溝をということでございますけれども、市街区域の下流の方の市道について、ようやく五十五年に側溝が入るという状態でございますので、その上流については、下流に側溝がないところでございますので、上流に側溝を設置するということはむずかしいんじゃないかということで、側溝は設置してございません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　いま、そういうお答えで返ってくることは間違いないんです、現在終わっているんですか

ら。終わっているんだけれども、今後そういうことがあれば二重投資になる。住宅公団云々と言いましたけれども、果たして住宅公団がいつになるのかわからない、そうした未開発の地域です。こういう地域に対して、いま家が建たないものと解釈いたします、というお答えでございますが、現在、どんどん建っているんです。開発行為によって開発もされてきましたし、そうすると、当然畑のところは、だれが考えても畑に流れて吸い込むからいい、という考えを持つけれども、だんだんその畑も建築性があれば、売ってしまえば買った者は建てるということで、道路沿線にだんだん建ってきてるんです。

それで、結局今度武蔵台団地の排水管も使えることになったでしょう。そうしたらこれについては、やはり住民に対して、地域沿線のものについては、この排水管を御利用願うというようなことについて、なされればよかったんじゃないかと思うんです。そういうお気持ちがございますでしょうか。それで、五十五年度においては、引き続きどういうふうなかっこうを考えていらっしゃるんですか。その側溝がまだできない平山八号線から、十二号線に変更するような予定だ、ということもある程度伺っていたんですけれども……。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　市街地の市道についての側溝の設置ということが、武蔵台住宅までなお五十五年度の予定になっておりますが、下流に側溝がついていないところに、上流に設置するということは不可能でございます。

なお、中央線の踏切から側溝をつける場合の地形的な落差については、U字溝で十分排水は可能である、というふうに測量の結果聞いております。以上です。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　やむを得ないということで、了解せざるを得ないんですけれども、しかし、つくってつくれないことはないと思うんです。上をつくっておけということは、二重投資のことで、つくっておけば、だんだん下をやっていくことによってつながるんですから、その地域のことについては、吸い込みかなんかだってがまんしてやらざるを得ない、と思うんです、その地域の問題は。しかし、そういう畑のところまで持っていくとかなんとかということで、吸い込めると思う。だから、初めからそういうふうに整備する考えがなかったから、そういうことになっちゃったわけです。

いずれにいたしましても、道路の形態をつくる場合には、今後、二重投資にならない方向で、側溝等の整備も完全にしていただくことを希望いたしまして、やむを得ずこの質問を終了させていただきます。

○議長（秦　正一君）　これをもって十一の三、平山補助十二号線の道路整備に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十五分散会

十二月十一日　火曜日　（第四日）

昭和五十四年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十六号

十二月十一日　火曜日　（第四日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

十四番	橘祐子君	二十四番	竹ノ上武俊君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
社会教育課長	小山哲夫	君
学校教育課長	沢三郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君

議事日程

昭和五十四年十二月十一日（火）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時十九分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

一般質問を行います。

十二の一、教育施設の充実を図れ、一九八〇年度予算編成に当たっての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（名古屋史郎君）　私ども社会党は、一九八〇年度の予算要求ということの中で、教育問題に関していわゆる十二項目の要求書を提出してございます。本日はその中の学校給食の問題、そして幼保一元化の問題、それから教育内容の充実の問題、それから社会教育全般に関しての問題、この四点について、通告に基づきまして御質問いたしたいと思います。

申し上げるまでもなく、国の財政、あるいは東京都の財政が厳しい、市の財政も大変苦しい、そういうことがいろいろと論議されておりますが、教育の問題というのは、ほかの問題もそうですけれども、やり直しのきかない重要な問題であるということは、どなたも認識は同じだろ、こういうふうな観点から特に教育問題について、いま申し上げた四点を中心にお伺いしたいと思います。

まず、日野市における学校給食の問題ですけれども、学校給食の教育的な効果、あるいは体位の向上といいますか、重要性ということについての認識は、特別の議論をお持ちの方を除いては、いわゆるもう戦後今日まで定着し、その効果というものも大きく評価されている段階だろうと思います。一九七八年の日野市の基本計画資料によりましても、体位の向上といいますか、そのデータが出ております。ここで、体位ということと体力ということとはちょっと別問題だろうと思いますけれども、一方の先ほど申し上げたような教育的な効果という点で、学校給食の上げている成果というものは相当大きいものがあるんじゃないかと思います。

そして、いま日本の中で、米飯給食だ、あるいは先割れスプーンで食べさせられている子供たちのみじめな姿が、いろいろ報道されたり論議されたりしております。私は、そういう実際にいま日野市で行われている給食の現状というものを、教育長にまずお伺いしたいんですけれども、どういう位置づけというか、評価といいますか、されているかということを伺いたい。

それから、さらに教育長、あるいは企画財政部長に伺いたいんですけれども、現状のいま行われている給食の問題、さらに中学校の給食の問題というのも、もう叫ばれてから相当久しいと思います。区部では九八・七％もの中学校で完全給食が行われております。三多摩の市部ではわずか三六・二％という形の現状で、日野市の中学校の完全給食というのがもう相当長年月検討されているとは思いますが、その辺を企画財政部長に伺いた

いと思います。教育長には、現状の給食の問題点というか、成果といいますか、全般にわたって伺って、さらに企画財政部長には、中学校の完全給食に関してどういう論議が今日までなされ、いまどういうふうな状況になっていて、いつごろどういう計画をお持ちか、こんな点について伺いたいと思います。

続いて幼保一元化の問題ですけれども、これも皆さんがよく御承知のとおり、市長が非常に意欲的に、東京都との関係で幼児教育研究所という形の誘致をお考えになったんですけれども、東京都との関係でいわゆる実現に至らない現状で、本年度予算ですか、さらに意欲的に百万円という委託調査費ですか、そういう形の中で幼児教育のあり方を確立していこうというお考えが途中経過でも発表され、検討委員会でほぼ最終的な答申という形が示される時期だ、きょうあすじゅうに示される、というような話も聞きましたので、この問題については東京都の幼児教育研究所誘致という形から、現状調査研究の結論が出なければならないと思いますけれども、現状で、きょう段階での市長のこの幼保一元化といいますか、幼児教育についての考え方といいますか、現状で結構ですからお答えいただきたいと思います。

それから、教育内容の充実の問題ですけれども、学校教育課長に伺いたいんですけれども、私も文教委員でいろいろ伺ったりしているんですけれども、現状、三多摩二十六市と言わず都内と比較しても結構ですから、いわゆる教育内容の充実のために、施設面、それからいわゆる教職員の資質の向上という意味で、教育研究の重要性というのは、これはだれも認めるところだと思います。そういう中で、教育研究に、教材研究といいますか、回されているいわゆる予算面での日野市の他市との比較、これがどういう現状にあるのか、世間一般並み、三多摩一般並みなのか、いやそうじゃないんだ、三多摩でも誇るに足りるだけのお金は十分に出してある、あとは教職員の自主性というか、やる気の問題だ、こういうことなのか、その辺、数字的な面で結構です、内容について一々伺うわけじゃありません。

それから、私はお答えの中からまた御質問したいと思うんですけれども、時間の節約の意味も含めて、教育センターといいますか、教育研究所といいますか、文教委員になってからも、数年前から各市の、青梅市、あるいは立川市、八王子市、独自でその市の教育研究の向上のために施設をお持ちになっているところが大分ふえております。

そういうことに関して、教育委員会、これは教育長に伺いたいんですけれども、どういうお考えをお持ちか、現在、一番最初の質問は、教育研究にどれほどの予算、どれほどの内容をかけているか、ということと同時に、それらの現状で十分なのか、それとも各市で持っているいわゆる教育研究施設、東京都には都立教育研究所がありますが、それと同じように、日野市の教

育研究所、仮称ですけれども、そういったものを持って、より高度な教育研究がなされる方向を論じられたことがあるか、あるいは予算的にも大変なことだろうと思いますけれども、それらを教育委員会として、あるいは市長部局に対してお願いをした、そういったような経過があるかどうか、またその必要性をどうとらえていらっしゃるかについて、教育長から伺いたいと思います。

それから、社会教育課長に伺いたいんですけれども、日野市の社会教育も非常に盛んに行われていることは十分認めますけれども、どうも私の考えでは、料理の講習会がいけない、こういうことじゃないんですけれども、講習会あるいは研修会、そういった形で体育面あるいは文化面で、非常に豊富にいわゆる社会教育が行われていますけれども、社会教育の本来のあり方ということから考えて、ただ補助金、あるいは講習会、研修会といったようなものが盛んに行われていればそれでいいのかどうかということをお伺いしたいわけです。

町づくりというか、日野市のあり方というものと社会教育のあり方というものとがどこかで結びつかなければいけない。ただ、ここで申し上げたいのは、日野市の社会教育課なら社会教育課、あるいは日野市のあり方というものを押しつけるということではもちろんありません。役所のプランに従って社会教育の活発化を図れ、こういうことではないんですけれども、ただ自主的に学習したい人、自主的に学びたい人に、それぞれ勝手にといってはおかしいんですが、やってもらっていればそれでいいのかどうか。

たとえば障害者の社会教育への参加といいますか、たとえばスポーツなども障害者がどれほど日野市の福祉行政の中へ組み入れられるように社会教育面から配慮しているかどうかということ、あるいは市内には大きな企業もたくさんありますが、そういう企業と日野市の町づくりという観点からの企業の社会教育への参加、こういったものに目を向けられた事実といいますか、具体的なそれがあるかどうか。

それから、社会教育というのは社会教育課の職員だけのことで、何ていうんですか、やりくりというとおかしいんですが、実施しているだけでは、とてもいわゆる活発化というところには遠いんじゃないか。仮に一般の市の職員の能力のある方の応援といいますか、そういったことを考えたことがあるかどうか。

とにかく、みんなで日野市の町づくりの中へ参加するという姿勢を、お互いがつくり上げるという考え方が私は大事じゃないかと思うんです。好きな者が好きな勉強をしていればそれで社会教育は非常にもう盛んなんだということじゃなくて、一本どこかに、完成化ということじゃなく、あらゆる面で、障害者も、企業も、市の職員も、担当も、みんなして、幅広い意味でそれに向かっていくという、それがないと、私は、ただ補助金

をもらうからやるというか、出してるからやっているだろうという、そういうことではいけないんじゃないかと思いますが、その辺についての社会教育課長のお考え方を伺いたいと思います。

それから、そのことに直接関係があるわけじゃないんですが、教育長に伺いたいんですが、この間の高橋議員の質問で、文化祭の招待状がおくれていてけしからんといったようなお話がありましたが、私は、通告質問と直接関係はないんですけれども、招待状がおくれて出されていたあの経過は、仮にそういうことだとすれば申しわけないというふうなことでしたけれども、その後お調べになった経過はどんなふうなのか、そしてさらに、そこで市長が、主催者である私のところにも案内状が来ないといったような、そんなようなお答えがあったと思うんです。

私は、先ほど申し上げたように、市長部局も教育委員会も太いパイプでつながれていて、日野市の町づくりという観点の中から市民文化祭も社会教育の範疇に入るんだろうと思いますが、そういうことが行われていかないといけないんじゃないかという考え方を持っているので、招待状のことは直接基本にかかわる問題ではないんですけれども、ちょっとあそこで食い違いという形が見えたことは非常に残念に思うわけです。基本線は違っていないんじゃないかと思いますけれども、その辺についてもしその後の経過があれば教育長から伺いたい、こういうふうに思います。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、順序に従ってお答えいただければまたお伺いしたいこともございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

まず、学校給食のことでございますけれども、日野市では、小学校については完全給食をやっておりますし、それから中学校については、一応ミルク給食ということで、ミルクをお昼の時間に飲むような形をとっております。それで、主として小学校の方について申しますれば、私は、やはり学校給食というのは学校生活に潤いを与えるという一つの精神的な効果があると思っております。そして、現実に私も学校を訪問したときには、給食の状況などを見るために、子供たちと一緒に食べるまではいきませんけれども、そのところを回っていろいろ見ているんでございますけれども、子供たちは給食の調理員とか栄養士、あるいは先生方の御指導などがあるため、あるいはそれについての心温かい取り組みをされているために非常に喜ばれている。これは父母もあわせてよく聞く言葉でございます。

それから、さらにそれにおける効果のようなものですけれども、一つは、やはりマナーなども大変よくいっているんじゃないか、こう思っております。ただ、この学校だけのマナーというのは、家庭における食事とのかかわり合いを持つわけでございますけれども、家庭における食事のマナーの一つの起点になって、いいマナーというものが子供たちについていけば大変ありがたい、こんなふうに思っております。

それからもう一つは、よく言われることですけれども、好ききらいというようなものが大変少なくなっている。特に小学校一年ぐらいのときは、各家庭でもって好きな物を食べていたんですけれども、それが好ききらいがなくなって、決まった時間にやっぱり食べるんだという、そういう一つの習慣というようなものもついてくるという意味の効果というようなものはありまして、したがって学校給食というものは、今後とも、小学校に関する限りは続けられていくことがいいんじゃないか、こんなふうに思っております。

それから、中学校給食は企画財政部長への御質問でございますけれども、一応このことについては、教育委員会の姿勢はどうなのかというのをちょっと問われてきているものですから、なぜいままでおくれてきているかというようなことについての一種の隘路というんでございますか、そういうようなものについて一応御説明をさせていただきたい。それについてさらに企画財政部長の方からつけ加えていただければ結構かと思います。

まず、学校給食については、昭和五十年に中学校の学校給食準備委員会というものをつくりまして、その結論として、各校方式でやってもらいたい、それから新しい学校からひとつやってもらいたい、この二つ、それからさらにもう一つは、先生方の十分な理解を得た上でやってくれ、この三つの条件をつけて、ひとつ早くやってくれ、こういうことでございまして、その後、教育委員会でもいろいろな点について話し合っているわけですけれども、中学校においても、やはり学校給食である以上は、教育の一環という意味を持たなければならない。そうした場合に、中学校と小学校と、その辺が大分違うんじゃないか、それから先生方の学校給食に対する認識もかなり違っておりますし、その辺の一つの理解をお互いに深めるためにどうするかということを話題にしながら進んでいますけれども、今日までも、学校の現場との完全な共通理解というようなものには達しておりません。

しかし、これは今後進めていけばできない問題ではないと思っておりますけれども、しかしもう一つの大きな隘路とも言うべきものは、新しい学校からやればいいじゃないかということですけれども、しかし同時にこれは、ある時期には、ある学校は行ってある学校は行わないという地域的な、あるいは学校別の差が出てくるということは、これはやはり大きな問題でございますので、既設の学校でも給食がどの程度できるのかというようなことを調べてみますと、そのような学校の配置をしてお

りませんし、空き地なども非常に困難なために、この辺をどうするかということをどうしても解決して、その見通しを立てていかなければならない。その見通しがいまのところなかなか立っておりません。

たとえば、一中などは一体どうするのか。空き地はあるにしても、そのためにはある施設を動かさなければならない、あるいは三中にしましても、空き地はずっと上の方でないとなくて、物を運搬するためには非常に困難がある、こういうようなこともだんだん調べてくるうちに出てきておりますので、この辺の解決策として、一つは、現在ある新しい学校に二、三校受け持たせるような給食をやったらいいじゃないかというような線もありますけれど、これはさっき言いましたように、父母の各校方式というようなものにも反しますし、それからもう一つは、それだけのスペース、三校分ぐらいのものをつくるだけのゆとりというものもありませんし、それから、そういうものをつくろうとすれば、やはり準工業地帯というようなものとの関係というものが出てくる、こういうようなことで、いろいろ考えてみれば考えてみるほどかなりむずかしい問題があるというのが一つの現実でございますので、その点を御報告させていただきます。

○議長（秦　正一君）　二点目。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

いわゆる企画財政部の範囲として、まだ中学校給食問題を討議する段階に至っておりませんので、部内にそれを検討するためのプロジェクトチーム的なものもまだありませんから、討議した経過はございません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　三点目。市長。

○市長（森田喜美男君）　幼保一元という事柄につきましては、さきの教育長の永野さんの当時に、東京都との話し合いが進められておりまして、私もその精神に非常に共鳴をしてまいりました。ところが都の事情でそのことがとんざいたしましたので、市でひとつ引き継いで行える可能性があれば取り組んでみたいということで、いま、やはりその当時関係されました重松元東京都教育研究所長でありますが、その方に委嘱をし、その方が中心になって、四、五名ばかりの専門の方に、市の依頼を受けていろいろ検討していただきました。その結果の報告が二、三日のうちにいただけることになっておりますので、それをいただきました上で議会にも資料をお配りして、その時点でまた意見交換をさせていただいたらどうだろうか、こう思っております。

○議長（秦　正一君）　四点目。学校教育課長。

○学校教育課長（長沢三郎君）　日野市の教育研究活動、これと他市の状況との比較、この点でございますけれど、いま、直接的に資料その他は持ち合わせておりませんけれど、

日野市の教育研究活動そのものに取り組んでいる状況、あるいは予算措置、これは決して他市にひけをとるような状況ではないと確信しております。

その一つの実績といたしまして、これは日野市が現在各学校での授業研究を充実する、こういう名目の中で、三百六十万円からの予算を措置していただきまして、小中学校の二十四校が授業研究の活動に取り組んでいる。最近では他市の先生方も招待して、公開授業という方向にまで内容が高まってきている。この点等は、他市の教育委員会から非常にうらやましがられている。こんなような現状でございます。

なお、各市によりましては、それぞれ施設の面では、たとえば教育研究所的なものを八王子市あたりも持っておりますし、こういう中で、先生方が学校から一応離れて研究活動ができる、そんなような場所等も持っているという点におきましては、それぞれ各市ごとの一長一短がございますけれど、いま申し上げましたように、日野市の教育研究活動、あるいはそのための予算措置が他市と比較して必ずしも見劣ってるような実態ではない、このことは断言できます。

なお、宿泊研修という形で、先生方に先進市のすぐれている教育内容、こういうものを十分取り入れて、日野市の教育を発展させるための手だてということで、これも日野の小中学校の先生方に年間百十万円からの宿泊研修旅費というものを計上いたしまして、それぞれ先進市の進んでいる教育内容の視察、あるいは授業の進め方、そういうものに対する研究活動に参加できるような措置等もとっている。

さらに、市の教育研究会というのがあるわけでございますけれど、これも各市で大なり小なりやっておりますけれど、日野市の場合には年間一人二千円、百八十万円程度の負担金というような形で、市教研というものに措置を行いまして、そのための研究協議会活動、これを現場の先生方の自主的あるいは総合的な活動をさらに伸ばしていただく、こんな面での対応もやっている。

こういうところで、現在日野市が教職員の研究活動そのものに注いでいる力と申しますか、この点は決して他市に見劣るような状況ではない、こういうようにお答えいたしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　五点目。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　教育センターの話でございますが、これがあることがいいことは言うまでもございません。先生方あるいは校長先生、そういうような方との話し合いの中でも、教育センターというものをそろそろつくってもらいたいという話は出ております。しかし、人口の急増してる日野の状態では、いますぐそういうようなものを要求するということが必ずしも妥当ではないんじゃないか、こういうふうに私たちも

判断して、そのことは先生方とも話し合って、特にことしはこれをつくってくれということは言っておりませんけれども、全体の計画、五年計画というんですか、そういうようなもののヒヤリングの中には、そういうようなものの必要性もあるということは申し上げております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　六点目。社会教育課長。

○社会教育課長（小山哲夫君）　六点目の社会教育行政のあり方についての御質問につきまして、私の方から私の考え方につきまして申し上げたいと思います。

大変むずかしい御質問であろうかと思いますが、社会教育行政の根本的なあり方の問題については、社会教育というのは、御承知のとおり、市民の自発的な自己教育活動でございまして、しかもこの自己教育活動というものは、一生涯にわたっての教育でございます。いわゆる生涯教育と言われているのはそこにあると思います。

そういったものにつきまして、行政側はどういうふうに対応したらいいのかということになるかと思うんですけれども、社会教育の基本的なあり方としては、あくまでも市民の自主的な、自由な活動に任せるというものが本来のあり方であろうと私は考えております。したがって、市が市民に対しまして間接的に上から押しつけるというふうな、したがって市民がこれについてくるような天下り式のものではなくて、市民が市民の手で自己教育ができるような方向づけがなされなければならないというふうに私どもは考えております。

従来の社会教育は、ややもいたしますと市民の一部を中央に集めまして、青少年教育、あるいは婦人教育、成人教育、あるいは各種の行事等を行ってきた感じでございますけれども、それはそれなりに市民の教養とかあるいは知識の向上、生活の改善に対する工夫、社会の変化に対する生活の合理化等の知識の涵養の上に役立ってきていると思いますけれども、しかしこれは単発的な研修行事に終わってしまって継続性が伴わないということと、なおその上に市民というものは、何でも社会教育の方で市がやってくれるというふうに期待されまして、それに対する継続性が伴わないというふうな問題がございまして、特に市民による自主的に学んでいこうというふうな意欲が損なわれているというふうな感じが反面するわけでございます。

これは、社会教育の一つのいままでの行き方としては評価されると思うんですけれども、これを繰り返して行いますと、今後市としても、莫大な資金と労力を提供しなければならないということになってまいります。

特に日野市の場合ですと、現状を見ますと、人口が非常に年々ふえております。そういった中で、学校とか道路、水道布設の建設等に追われておるのが現状でございます。したがいまして、いままでのような市の方のおぜん立て形式による社会教育というふうに私どもは考えております。

なお、名古屋議員から御指摘がございましたが、あくまでも市民の自主性に任せっ放しでいいのかどうかというふうな問題がございますけれども、自主活動の促進を促すということのほかに、やはり現在の社会情勢を見ましても、非常に急激な社会の構造の変化が行われています。そういった変化に対処するためにも、市民一人一人の個性や能力というものを啓発するための行政は、財政面から言っても、大変困難になってきているというのが現状ではなかろうかと思います。したがって、今後は、やはり市民が自分たちの手で、自主的な社会教育活動ができるような配慮をする必要があるんじゃないかというふうに考えております。

これに対しましての具体的な施策の問題につきましては、非常にむずかしい問題でございますけれども、要するに市民というものが市をよく知りまして、郷土を知って、市民の交流、親睦の機会を与えまして、市民の盛り上がりによるものが当然必要だと思います。それには、やはり自分たちの共通目的に従った青少年団体、婦人団体、文化団体、体育団体等の組織づくり、あるいはまたそのリーダーの養成というものが当然必要になってくると思います。こういった人たちが中心になりまして、仲間づくり、あるいは事業を興していくような自主活動ができるような方向づけが今後は必要じゃないかというふうに私どもは考えております。

なお、名古屋議員から御指摘がございましたが、あくまでも市民の自主性に任せっ放しでいいのかどうかというふうな問題がございますけれども、自主活動の促進を促すということのほかに、やはり現在の社会情勢を見ましても、非常に急激な社会の構造の変化が行われています。そういった変化に対処するためにも、市民一人一人の個性や能力というものを啓発するために、市民に、あらゆる機会を利用しまして、学習する機会を与える必要があるんじゃないかというふうに考えております。それがまた生涯教育であるという観点に立ちまして、反面におきまして、幼児から老人に至るまでの各志向が研修会等を開催してるという意味があるわけでございます。

それから、その中でいろいろと障害者学級の問題等についての御質問がございましたけれども、私も就任しましてから日が浅いものですから、社会教育における現状をよく把握しておりませんけれども、障害者学級につきましては、昭和五十年から「障害者問題を考える会」の方に委託をしながら、障害者の青年教育に一応配慮しておるということでございます。

それから、勤労青少年等を対象とした社会教育課の方のいろんな研修その他の行事でございますけれども、これにつきましては、現在、社会教育センター等にお願いいたしまして、勤労青少年を対象とした青年講座等を、現状において開催しておるということでございます。

それから、市民、それから市の職員が中に入りまして、これからの社会教育の行政につきましていろいろと考えてみる必要があるんじゃなかろうかというふうな御質問でございますけれども、これらにつきましては、今後十分に教育委員会の中で検討し、対処していきたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　最後に文化祭の招待状の件について。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これにつきましては、今回の議会の冒頭において、高橋議員から指摘があったわけでございますが、議長にも機会をいただいてそれについての事実を申し上げたい、こう思っていたわけでございますけれども、きょうこういう機会を与えていただいたので、これに関連してお答えさせていただきたいと思います。

　文化祭は、市とそれから教育委員会が主催して、主管は日野市文化協会にお願いしてる、こういう形をとっているわけでございますが、その招待状などについては、これはやはり主催者を中心としたような形で御招待をするというのは礼儀だと市長からもこの前言われましたけれども、われわれもそういうふうなことについては十分検討しなきゃならん、今後の課題としてそれを取り上げて検討してみたい。と同時に、主管というような形が果たしていいのか、あるいはもうこの段階に来たんだから、文化協会を主催者にして市とか教育委員会が後援という形をとるのがいいのか、この辺のことについても十分検討していきたい、こう思っておりますが、それに伴っていろいろな手違いのようなものがあったんですけれども、実はこういう内容でございました。事務局について調べてみますと、文化祭の事務局は社会教育課が行っておりますが、そこで調べたところによりますと、第十七回の市民文化祭の開催についての通知は、送付は十月十七日に行っております。その合計が三百二十二、これは市会議員、自治会、それから教育委員、それから社会教育委員、青少年委員、文化財専門委員、青少年問題協議会委員、公民館運営審議会、あるいはＰＴＡ、こういうようなところへ送付しております。これは十月十七日に送付して、郵便局でも って受取をもらってありますので、間違いがございません。

　ただ、それじゃあどうしてああいう通知が高橋議員のところに行ったかというと、これは御存じのように埋蔵文化財展を十一月十二日から十一月十四日まで、一階の一〇一の会議室で行ったわけですが、それについての御案内なんでございまして、これは本来ならそこまで念を入れなくてもいいし、それから、それならそれだという明確な招待の文面を添えて出さなきゃならなかったんだろうと思いますが、その辺についての手配については不十分な点があったと思います。その点、高橋議員には御迷惑をかけたんだろうと思いますけれども、これは文化財専門委員、それから遺跡調査会の理事、こういう形で、特にそのために念を入れて出してしまった、それがかえって誤解を受けた、こういうことでございます。

　なお、ちなみに高橋議員は文化財専門委員でもあられるし、遺跡調査会の理事でもあられる。こういう形で、念には念を入れたのがかえって裏目に出てしまった。こういうことでございますので、決して事務局がこういうようなものについてミスをしたということではないことをここで述べさせていただきたい、こう思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　それぞれのお答えありがとうございました。

　給食の問題について、まことに残念というか、頼りないというか、教育長のお答えを聞いてると情けない気がしてきます。五十年度に準備委員会を発足した、それから隘路はこういうところにある、その後、言葉じりじゃないんですが、考えてみるとこうだ、こういうことのお答えしかないんです。ぶつかった、やった、こういうふうにしたというのはちっともないんです。委員会のいただいた結論を見て考えてみたら全然だめだ、こういうお答えなんです。

　もし、そうじゃないんだ、たとえば先生とは三十回、五十回、こういうふうに話し合ったんだ、それから市長部局とはこういうふうに話し合ったんだ、というのがあればお答えいただきたい。そうでないとすると、私の感じでは、準備委員会を開いてみて、いろいろ聞いて考えてみたら全然だめそうだ、こういうふうにしか聞こえないんですけれど、これはどうでしょうか。

　それから、二点目の幼保一元化のそれは、一両日中に委託の結論が出るということで、また意欲的なお取り組みを心からお願いしておきたいと思います。

　それから、教育長にも伺いたかったんですが、学校教育課長の方から、他市に比して遜色のない教育研究が行われている、これは大変心強く思います。教育長からお答えありましたね。財政事情の厳しい折からというようなこと、これも非常に残念に感じました、教育長のお答えとしては。私も、あしたつくれ、来年つくれということになるかどうかは別として、やはりそこの担当の最高の人が、よりいい教育をということで子供たちも一緒に研究の対象というか、参加できる、先生方の研修もできる、資料もある、さらにいままでの各校持ち回り方式の研究ももちろんやる、より高めていこうという場合にまず頭にくるのは、この厳しい折というのもそれはわかりますけれども、やはりどこかで踏み切っていかないと、現状はこういう研究をやっているからそれでいいということになりはしないかと思うので、この点についてもう少し、さらにお考えがあれば……。なんか、私の抱いた感じでは、それはあれば結構だ、なくても別にというぐらいの意欲しか感じられないんですが、その点について特にお考えがあれば伺いたいと思います。

　それから、社会教育課長の方からいろいろお答えがあったんですが、日野市の町づくりという観点から、企業、大企業ばかりとは申し上げません。要するに一般の市民も、企業も、商店も、それぞれ中央から講師をお呼びしてという形ばかりにとら

われないで、いろいろな能力を持った人の開発といってはおかしいんですが、そういったことに目を向けてやってらっしゃるかどうかということをあわせて伺いたいわけなんです。市の職員で特技を持った方もいらっしゃるでしょう、町の中で、こういうふうにした方がいいんじゃないかと思われる方もいるでしょう、それも押しつけじゃありませんけれど、そういったところにも目を向けられたことがあるかということなんです。要するにこの問題については、何々大学の何先生ということだけに終始していてはいけないんじゃないでしょうかということなので、そのお答えを伺いたいと思います。

それから、教育長の文化祭の招待状は、先ほど申し上げたように、主催者の名前で出すのがいい、あるいは市長というか、文化協会の丸山さんの名前で出す、私はそういうことがどうこうというんじゃなくて、あの高橋議員の質問に対しての答弁の範囲では、市長の考えと教育長の考えが違っているように思うんです、そのことが、名前はどういう名前で出すのが適当かということ。そういうことを含めて、私は、社会教育のあり方ということの中で、やはり先ほど社会教育課長のお答えにあったように、教育というのは教育委員会でやる仕事なんだ、社会教育は社会教育の仕事なんだ、市長部局は別なんだ、こういう考え方があっちゃいけないんじゃないか、町づくり、日野市づくりという中で文化祭はこうしていきたい、社会教育のあり方についてもこうしたいというものが、年じゅう、教育委員会だけじゃなくて、市長部局の各部との連携その他も十分行われていかなきゃいけないんじゃないかという観点から、この招待状のあれが非常に妙な感じに映ったのであえて伺ったわけで、その辺についてお答えがあればさらに伺いたいと思います。以上。

○議長（秦　正一君）　三点目を抜かして、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　中学校の学校給食については、生活指導審議会などでその話題を取り出しまして、そしてそれを課題にして話し合ったことは何回もございますが、なかなか現場の先生方が、中学校の教育の中では必ずしもなじまないんじゃないかという意見が非常に強い。

というのは、従来も、御存じのように、たとえば昼休みの活用などにつきましては、これは進路指導とか生活指導、特に中学生になるとそういうようなものに使う時間というのが非常に多いので、その場合はどうしてもその時刻を抜くとなかなかやりにくい、それからもう一つは、じゃあ放課後にやったらいいじゃないかということですが、子供たちにはやはりクラブ活動というのがございまして、そちらの方へどうしても時間がとられたり、先生方もその指導に直接タッチしなきゃならんというようなことから、給食をするということが、学校の教育全体の中で果たして必要なのかどうかというようなことについての疑問というのが、なかなかまだ解決しておりません。しかし、これについては今後の一つの課題として、やる以上はその辺をまず固めてかからなきゃならん、こういうふうに思っております。

それから、さっき言いましたようなことは、非常に物理的なっていうんですか、客観的な一つの面もございますので、これをどうするかということは、これからスタートするための一つの根本課題だ、こういうふうに考えざるを得ないということでございます。

それから、もう一つは教育センターの問題でございますけれども、これにつきましても、やはり教育委員会として一つの施策を考える場合にも、やはり予算というものをどうしても考えざるを得ません。だから、これは非常に重要である、こういうものがあることは大変いいんだということは、これはだれもが理解してるんでございますけれども、いまの段階ですぐにこれをということでなしに、そういうことの必要性というようなことについては、さっき言いました年次計画などの話し合いのときには、市長部局の方へ折に触れて話しているということでございます。

それから、町づくりというようなことについてでございますけれども、これはやはり名古屋議員が一番先に指摘されましたように、ただ単に何とか教室というようなことだけでいいのかということについての批判は全くそのとおりでありまして、やはり市民全体が、あるいは市民の一人一人の中で、われわれが直面している地域の問題、あるいは市の問題、ときには国の問題、こういうようなものが当然課題として上げられて、それで一つの話し合いの場というようなものが社会教育の中でも当然行われてしかるべきだ、こういうふうに私は思っております。

そして同時に、そういうものの話し合いが行われる中に、さっき言った日野市に対しての新しい町づくりというようなものが生まれてくるんじゃないか、こういうふうに思っております。だから、ただ余り短絡的に、町づくり町づくりということだけで、じゃあこうしろこうしろということではなしに、いま言ったようなことを話し合う中からそういうようなものが高まってきて、それが当然町づくりにつながっていくし、いい日野市ができてくる、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　社会教育課長。

○社会教育課長（小山哲夫君）　企業関係を対象とした社会教育事業が行われているかどうかという御質問であろうかと思いますが、大変申しわけなく思いますが、私、まだ就任して間もなくでございますので、現状を十分に把握しておりませんので、大変恐縮でございますけれども、後ほど調べましてお答えさせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。よろしく御了承いただきたいと思いますが……。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　いまの最後のあれですが、企業関係に対しての社会教育ということじゃないんですよ。企業もあります、商店連合会もあります、そういう中で、町づくりということに参加してもらうという意味で、特に有能な話を聞きたいような人もいるじゃないか、そういう発掘に心がけていらっしゃいますか、それとも講師と言えば大学の先生、謝礼は幾ら、そういうことにだけ終始しているんじゃ前進はないでしょう、ということなんです。企業への社会教育を伺っているんじゃないです。それは後で結構です。

さらに続けて、やっぱり教育長は、給食はまあ大事だということを押さえてらっしゃるようですけれども、生活指導の主任の先生とも何回も話し合った、昼休みの時間も生活指導に、中学としては大事だから、と言うけれど、やはり給食がなくても弁当は食べてるわけです。昼の時間というのはあるわけです。利用の方法というのは、いたずらする子もいますし、いろいろありますから、昼休みが十分使い切れないということはありますが、だから中学校の給食は踏み切れないんだということともちょっとおかしいので、どうも私は、教育委員会から上がってこないから企画の方も全然検討したこともないということのようですが、どうもこれに対しての気迫が伺えないので非常に残念に思います、給食については。

それから、教育センターについても、財政ということを考えないで要求するわけにはいかんからと言いますけれども、これも、私はちょっと残念な気がいたします。ぜひひとつ、それこそ教育長なんですから、こうしたいんだということを、たびたび熱意を持って関係にあれしてるんだ……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）という気迫を聞きたかったわけなんです。

私は、やはりよりいい教育をするためには、いまの方式プラス資料も調う、子供も参加できるという、それがぜひ必要じゃないかというふうに思います。

それから、あと社会教育の面について教育の中立性ということで、教育行政は教育関係のところだということにとどまっちゃ私はいけないんじゃないかという考え方がありますので、最後に総括して市長から、教育内容云々ということじゃなくて、特に社会教育の問題について、何か特段御感想があればお答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市の一般行政とそれから教育委員会の所管をされます教育行政が、もちろん太いパイプで連結され、かつまた双方が意欲を持って取り組むということが一つの前提であることには全く同感でございますし、そういう立場でやってはおりますが、さればといって、特に学校給食というふうなことになりますと、当局の、特に学校という現場が、意欲に燃えて持ち上がってこないとなかなか実施できない、こういうことも現実の問題であります。私も、特に中学校の給食につきましては、一体やる気があるのかないのか、そこをいま問うておるところであります。

それから、社会教育につきましては、これはまさに市民の日常生活そのものが、町づくりにおきましても、あるいは人生の充実ということにおきましても、広い幅を持っておりますから、一定したこういう方式が完成の方式であるということはあり得ないと思っております。いろいろ模索をしながら、そうしてやっぱり市民のそういう参加の意欲を高めていく、あるいは市民自身が行う場を積極的に提供していく、あるいは装置をしていく、こういうことが大切だと思っております。

それから、教育センターのことにつきましても、これは、私は、確かにセンターという場があることは望ましいと思っておりますけれど、いまの日野市内の教育取り組みを見ますと、いろいろな研究会が持たれておりますし、それから学校同士の連携も密に行われておると思っておりますから、強いて言えば、そういうことを統一する、あるいは常時使える会場というものの問題になろうと思っております。そういう意味では庁舎もございますし、場所をなるべく活発に使っていただいて、教育研究活動がますます旺盛になるようなことを期待いたしております。

いまの御質問に対しまして、そのように感じております。

○議長（秦　正一君）　名古屋史郎君。

○十一番（名古屋史郎君）　いろいろのお答え、大変ありがとうございました。

私が申し上げることは、厳しい財政の折から、ちょっと理想に流れ過ぎるというあれもあると思いますけれども、冒頭に申し上げたように、教育の問題はやり直しのきかない問題ですから、それぞれ市長部局、教育委員会、鋭意教育の向上のためにお力を入れていただくよう心からお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秦　正一君）　これをもって十二の一、教育施策の充実を図れ、一九八〇年度予算編成に当たってに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩

午後　一　時二十分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問十三の一、行政と文化財についての通告質問者、谷

長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　行政と文化財について質問いたします。

最初に、大きな悩みを包蔵している文化財を守れば行政の立ちおくれが目立ち、文化財保護法を守るために、行政指導に忠実な所有権者は非常に大きな損害をこうむるということです。

すなわち、正直者がばかをみる、こういうふうに言われております。埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地に家を建築する場合は、すべての方が、日野市におきましては教育委員会の社会教育課と話し合いまして、埋蔵文化財発掘調査協議書を話し合いの上で締結して工事にかかるということになっております。それで、これに忠実な方は、調査が延び延びとなってしまい、非常に大きな損害をこうむる。

その間、どうして損害をこうむるかと申しますと、物価は上がり、工事に要する費用、特に土地を一メートル、または一メートル五十も掘られてしまって、非常に地盤が軟弱になり、基礎工事等に二倍もの費用を要してしまうわけです。これは本当に困った問題であります。それは、区画整理をやる場合、どうしても事前に調査会の方と、いわゆる担当部がよく話し合ってやらないから、このようなことが起きるのではないかと思うのでございます。

発掘調査に大きな資金を個人として負担している。がしかし、負担したからといって、行政側においても出土品の目録とか、または資金がどのように正当に使われたかという報告書、すなわち発掘調査に携わる日野市の遺跡調査会、それから日野市教育委員会等が出しておる日野市の年報、これは五十二年、五十三年版でございますが、これは国民の義務ではあるというかもわかりませんが、発掘調査に協力して、または協力をさせておきながら、そういうような、どういうふうに使ったか、どうしてお金を取るんだというような明確なことがなされていないように聞いておるんです。税金でさえ、予算、それから執行に当たってはさらに市民の公共の発展のためになるように慎重に使われ、しかも決算報告まで行われておるわけですけれども、文化財に関しては決算報告も行われていない、これは所有権者に対しても。

それで、また年報を見ますと、終わりの方に規約があるんです。この規約を見ますと、非常に規約に、私としたら好ましくないんではないかと思われるところがあるわけなんです。それで、文化財保護法に基づいて日野市の教育委員会、それから日野市の遺跡調査会、これの会長は市長でございますが、こういうような機関が調査に携わっておるが、しかし、公共事業にしても、こういう埋蔵文化財の調査を行うと非常に工期がおくれるわけです。それで最後には、または途中においても、事業資

金計画の変更等も行わなければならない。必ず事業資金は増額になるわけです。それですから、結果的にはすべての市民が損するというふうになるんじゃないかと思うんです。

そこで、日野市は、遺跡調査会、こういうようなやはり規約も慎重に検討していただいて、好ましい調査規約にしてもらいたいということをお願いするわけです。

それから、日野市は都心に近く、自然環境にも恵まれておりますので、住宅地としてのイメージは非常によいというのが、いま市民から言われている評判であります。そこで人口もさらに伸び、総合開発計画等による一貫した政策を立てて、これから都市基盤の整備に当たらなければいけないんじゃないか、そういうふうに考えております。

それで、さらに、これは前に新聞に出ておったんですけれども、第三次全国総合開発計画というようなものを見ますと、非常に都市に集中する人口、その比率は多いわけです。これは、いろいろパーセントはございますけれども、ここでは、都市に人口が集中するということはわかっておるので言いません。そのようなことを考えてみますと、日野市の人口というのは、いま申しましたように、ふえるんだというふうに考えても間違いはないと思うのであります。

予想どおりそういうふうになると、いま申しましたように、基盤整備はさらに急がれなければならない。それと、国民の文化的遺産である文化財を、自然環境を守るとともに保護しなければならない。こういう保護と並行して行政を進めなければならない。まして、市の財政は非常に硬直化しており、行政の責任者は四苦八苦で、頭痛の種じゃないかと私は思います。

そこで、この人口増に伴う社会資本の整備、環境、文化の保護等の関連というのを考えてみますと、道路をつくるとか、または区画整理をやるとか、学校をつくるとかというときに、そういうものに直面しなければいろいろ論じられない。そのときになって、本当に行き当たりばったりだということが言えると思うんです。

文化財を守りながら公共事業を行うという問題につきましては、年報等を見ますといろいろなことが書かれています。とにかく、これが行政機関の出している、日野市遺跡調査会、それから教育委員会の出している年報であるかというふうに、私は、どこから出たのか、ああ名前だけ書いてあるのか、そんなぐらいに見る以外に、本当に不可解で不可解でならないというのが、この年報を見て初めてわかったんです。

それで、日野市においても、もう以前から調査がなされておって、多くの遺物が出ている。それにまた、民具等もたくさんあるということはよくおわかりだと思うんです。それで幾らわかっておっても、文化財はものを言わないとか、また、結局こういうのは、やはり皆さんに展示して、社会公益のためにこれ

を使わなければ何にもならないんじゃないか、使ってこそ初めて文化の発展はあるんだというふうに私は思うんです。

どうしてかといいますと、前にも教育長が言われましたように、文化は伝承である、ということを言っておられました。そういうことをあわせ考えてみますと、私もそのとおりだと思うんです。ですから、教育のためにも、日野市で出たもの、それから日野市に伝わったものを展示して、教育、文化の発展のために尽くしてもらいたい、こういうふうに思っております。

そこで、質問に入るわけなんですけれども、質問は要旨にして通告してあるとおり、一問、二問、三問、四問、五問ということで、この五点について質問いたします。

第一問は、発掘調査協議書に基づくわれわれが納める納付金、それから支払いの方法はどうかということです。これはどうしてかと申しますと、この発掘調査協議書を見ましても、規約によりますと好ましくないようなところもあるわけなんです。ですからこのようなことを質問するわけです。

それで、いわゆる納付、支払い、これについては事業所等を学術的に調査団が委託を受けてやっておるところもあるだろうと思うんです。さらには、五十三年度の決算額等を見ますと、二千九百二十三万円という決算額になっておるようです、これからこれは審議するわけですけれど。さらに五十四年は七千三百七十万円、こういうふうに委託費として発掘調査費が組まれておるわけなんです。

こういうすべてのものをあわせて考えてみますと、調査会の規約、そして個人負担――いわゆる個人負担というのは個人住宅です、そしてまた小企業者が家を建てるときに、五十二年度から五十三年度にかけて取ったんですか、それを取っておった、それが昨年あたりですか、ことしですか、これはつまびらかではないんですけれども、取らなくなった、そういうふうなことはやはりどうして取らなくなったのか、また規約の変更等がなされてあるのかどうかということです。

それで、あっちこっち言うようですけれど、この規約を見ますと、会長は市長の森田喜美男、それから副会長は教育長の倉又秀作、こういうふうになっているんです。それで引っかかるところは、市長がこういうのを兼職してどうなのかということです、いいのか悪いのか。いいのか悪いのかということじゃなく、好ましいか好ましくないかということです。また、社会教育の課長が、事務局長かなあ、そういうふうになっているんです。

そうすると、この規約をつくったのが昭和四十八年になっているわけです。それで変更は何回かされております。五十二年の十月と五十三年、五十四年、こういうふうにされているんです。それで、調査会が発足した当時は、日野市も非常に、新聞等で皆様御存じのように、日野方式といって高く評価されたと

思うんです。しかし、その規約をいままで使っておったということです。その当時は、やはり日野市を三カ所か四カ所やればよかったんじゃないですか。それだから、こういうような規約で間に合ったと思うんです。

それから落としたのは、この規約に理事はおっても幹事がいないんです。また、事業は、いつから始まっていつ終わるんだか、これはわからないんです。それだから、当然初めがあって終わりがいつだかわからない。それから、幹事がいないから会計監査等も行われないんじゃないかと思う。そこらもひとつあわせて、第一問としていろいろ申しましたけれども質問します。

第二問は、万願寺区画整理内の文化財の調査費はどのくらいかということです。これはどうしてかというと、万願寺に文化財があるかどうかということは、私は知りません。年報等を見ますと、事業等を行う場合には、一年前に事前協議をした方がいいんじゃないかということが書いてあるんです。それで、万願寺の区画整理の認可の目標というのは年内らしいんですけれど、それでありますれば、もう当然そのような事前協議がなされているんじゃないかということで質問します。

それと、遺跡調査の分布図ですが、昭和五十三年と五十二年、そうしますとこれが変わっているんです。これは万願寺の区画整理と何らかの関係があるのかどうかということです。また、もし変わっていれば、どういう手続を経てこういうふうに変わられたのか、この点をお伺いします。

それから第三点は、保留地の処分の方法。これは万願寺区画整理の中です。これは、もし区画整理をすれば必ず保留地を取ると思うんです。取りますと、やはり土地を、さっき申しましたように、処分をする場合に、これはなければ結構ですけれども、あったときには、やはり事前に調査をしておいた方がいいんじゃないかということでお伺いするわけなんです。

それで、保留地の処分について関係があるんですけれども、保留地処分は認可が十二月だということですから、当然、保留地処分の区画整理の条例の案というものができているんじゃないかと思うんです。それで、認可の申請をするときには、認可申請と同時に条例の案をつけて出さなければならない。そうすると、保留地の処分がわかるわけです、認可を申請するときに。そこらがどういうふうになっておるかということをお伺いします。

その次は、一・三・二路線付近の発掘調査が非常におくれておるということです。おくれている理由、それからその費用等をどうしてここで質問するかと申しますと、文化財保護法によりますと、工事をするときには、五十六条では三十日と書いてあって、五十七条の何項かに、それを六十日と読みかえるというふうになっているんです。それですから、工事をしたり発掘をする場合には、六十日前に届け出せということになっている

んです。それで、結局、届け出の日から三カ月は、そのうちに調査が普通はできるんじゃないですか、それでいろいろなことがあったなら、また文化庁とよく話し合うということになるんじゃないかと思うんです。さらに三カ月は延ばすことができても、それ以上は延ばすことができない。そうしますと六カ月ということになるんです。こういうのを見ますと、一・三・二の付近を見ますと、六カ月以上も延びちゃうわけです。それで、今度は六カ月以上延びたらどうするかということになりますと、やはりこれは損害補償というものが出てくると思うんです。そこらの点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから五番目として、前に教育長にお伺いしたことがありますけれども、文化財の目録はつくられておるのかどうか、結局、保管の状態やなんかがどうなのかということです。これは、いわゆる保管目録をつくれば、やはりどういうものがどこにあるというのも整理されてわかると思うんです。

それと、いわゆる収蔵庫というか、倉庫というか、いまのようなああいうようなプレハブの簡単なものでは、もし盗難等があった場合には、やはりこれは国民の文化的遺産でありますから、それは国民の損害なんです。そこらをあわせ考えますと、当然、市でも、資料館と申しますか、またはいろいろな民具やなんかがあるとすれば、名前は何でも結構ですけれども、郷土館等をつくった方がいいんじゃないか、そういうようなものをやはり私はつくった方がいいと考えておるんです。

どうしてかといいますと、この目録の件については前に質問したことがあるんです。いわゆる、ひすいが行方不明になった、それから土偶がとられたというようなことです。それで、その後、いろいろなくなったものがあるかどうか、もしあったらひとつ教えていただきたい。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

谷議員も御承知のように、文化財の保護、保存ということと開発ということは、非常に矛盾する形をどうしてもとらざるを得ない。その中で、私たちそれの一方では保護に当たっている教育委員会と、同時にまた学校をつくったり、あるいはいろんなものをつくるということの開発にもかかわり合っている教育委員会としましては、非常に苦慮しながら仕事を進めさせていただいて、そのためにいろいろ遅滞があったりなんかして、御迷惑をかけているわけでございます。そうかといって、どうしても公共の事業が優先するんだから調査をしないで発掘していいということになりますと、これは一つの法律が一方にあるもんですからそういうこともできない、というところも、一応はさっき谷議員がいろいろ述べられましたけれども、そのことについては御理解していただいている、こう思っております。

そこで、まず一番先の五十二年のころは、個人住宅について、全く個人の住宅でございますが、そういうようなものについても原因者負担というようなことで、調査費をいただいていたということは事実でございますが、これは一応都の指導の中で行っていたんでございますけれども、これは大変矛盾があるんじゃないかということで、国の指導で、五十三年からは個人の住宅等については、これは原因者負担としての調査費などはいただいてない。しかし、たとえばいろいろな営業のためにアパートをつくるとか、そういうようなものなどについては、これはやはり大変申しわけありませんけれども、原因者から、発掘調査をした場合には、その費用を負担していただく、こういうことになっていますが、これも国の指導でそういうふうになっているわけでございます。

それで、そういうようなものになっていますけれど、それに基づいていろいろ調査をやっている遺跡の、特に埋蔵文化財の調査をやっている遺跡調査会、その下に埋蔵文化財の調査団というのがございますが、その調査団などはどういう規約によって行われてるのかということでありますが、これは日野市遺跡調査会の規則がございまして、それに従ってやってるわけです。これは、さっきも御指摘なさったように、四十八年にできまして、その後部分的には修正してきておりますけれども、やらなければならない仕事の量が非常に多くなりましたし、それから、さらにそれに伴って費用なども非常に大きくなってきました。したがってこれについての改定、これは一つの大きな課題だというふうに私たちは考えております。

さらに、さっき御指摘になられたように、従来は日野方式という、会長が市長で、副会長は教育長であろうとそれは別として、会長が市長であるということが一つの特色として非常にすぐれた点を宣伝されましたし、それに伴って東京都などにも、それが非常に理想的な姿なんだという形で指導を受けて、それに伴っての調査会の方式をつくっている市が、二十六市のうちでも何市かふえてきております。

そういうふうな状況でありましたけれども、果たしてこれでいいのかというのが国の一つの法律の上から疑問視されてきまして、果たして市長が会長というような形をとるべきかどうか、もちろん現職の私たちが兼職するということについて疑問が出されまして、文化庁はそういう見解を出していますが、都の見解はそれに対してまだ十分明確ではありませんけれど、しかしおおいおいそういう形でもってこの規約というものも改正していかなければならない、こういうふうに考えておりまして、したがって、今後、そういうものを踏まえながら抜本的に改正をしていきたい。その中に理事があって幹事がないんじゃないかというような一つの欠陥もありますが、最初は非常に小規模のも

ので出発したためにそうなったんだと思いますけれども、これも絶対に必要な一つの組織だ、こういうふうに考えております。

それから万願寺区画整理、これは一体どれぐらいの費用がかかるのか、その積算をしてあるかということでございます。それと同時に、今度の年報の中に、あそこが周知の遺跡地域の分布ということが明確になっているけれど、これは一体どういう手続をとったのか、こういう御質問だと思います。

区画整理のことにつきましては、いまのところは、まだどれだけの費用がかかるかというようなことについては試算をしておりません。しかし、公共事業としてそういう大規模な仕事をする以上は、やはり遺跡の存否確認はせざるを得ないだろうというふうに考えております。それで、存否確認で存在しなければ問題はないんでございますが、いわゆる遺跡が出てきた場合、その場合にはどうしてもそれの今度は本調査をしていかざるを得ないだろう。その本調査をするところも、全域にわたるか、あるいはどの地域にわたるかというようなことによって、費用などに当然違いが出てくるわけでございますが、その場合に、普通、私たちっていうんですか、本調査をやる場合、これはほとんど人件費なんでございますけれども、それは一平米、以前は一万円ぐらいといっていたんですが、最近は一万五千円ぐらいかかるんじゃないか、これは全くの推算でございます。その出土する状況によって違いますけれども、それぐらいはかかるんじゃないかということが一般的には言われております。しかし、もちろんそういうものは実際にやってみた場合には、最終的に実際の費用を精算するのは言うまでもありません。

それから、発掘が行われる場合に、申し出て三十日以内、あるいはせいぜい長くても六十日以内にそれをやらなければならないんじゃないか、これはいわゆる突然に出てきた緊急発掘の場合でございまして、こういう公共的なものとはちょっと性格が違うというふうに私たちは理解しております。したがって、大規模な発掘の場合には、遺跡があると予定されているところについては、前もって調査をするのがたてまえになっております。したがっていま言われたのは、緊急な場合、思いがけないところに出てきた、そうすると、それは遺跡地域でございますので、やっぱり調査をしなきゃならない。その場合に、個人の場合は、どれぐらいの日程を見て調査をしていかなければならないかということで決まっておるのがその法律である、というふうに私は理解しております。したがって、公共事業の場合にはちょっと内容が違ってくる、こういうふうに思っております。

それに伴いまして、一・三・二の道路の開発がなぜおくれてるのか、こういうようなことでございますけれども、これは一年ぐらいおくれていることは事実でございますが、今年度は橋脚、あそこのところは必ずやるということになって、しかし能力が十分ではございませんので、それ以外のそれに続く道路の

調査については、少なくとも来年度にはやるような計画を立てたい、こういうふうに考えております。

なぜこういうふうに延び延びになってくるかといいますと、さっき申しましたように、緊急発掘のようなものがどうしても途中で出てきたりなんかします。思いがけないものが出てきて、どうしても調査しなきゃならんというようなことになった場合に、いま言ったような十分な能力を持っていないもんですから、そうかといって、じゃあほかの調査団をつくってその調査をすればいいじゃないかといいましても、これは全国的に言って、調査をする能力というのは不足してるわけでございまして、なかなかそういう応急というものの対応ができないというのが現実でございます。

どうも申しわけをするばかりになりますけれども、どうも遺跡の調査というようなものは、教育委員会としても、どうしても受け身の一つの姿にならざるを得ないような面がございますので、ひとつ御了解いただきたい。

それから、その次は文化財の目録でございますけれども、この文化財の目録につきましては、現在どういうことで対応してるかと申しますと、埋蔵文化財が発掘された場合には、その出土品については復元したものも含まれて、遺跡の発掘地点ごとに出土遺物台帳というものをつくりまして、それに記録しております。細かいものもあります。そういうようなものについては、段ボールに入れまして一応保存する。日野市の場合には、収蔵庫に入れてそれを保管してるわけでございます。ただ、これはどんどんどんたまっていったら一体どうするのかという一つの問題は、これは全国的な問題として一つの大きな課題になってると思います。そこで保管してるということでございます。

それから、ただ、全体の目録をつくるということもある意味では大事ですし、それは大変結構なことでございますけれども、発掘の方にどうも追いまくられまして、そこまで実際には手が回っていないので、いま言ったような遺物台帳ということの記録でもってやっておるものと、それから年報というものを出しまして、主たるものについては、それをそういうふうに考えております。

それから、物が、実際に収蔵庫にあれでもって安全なのか、こういうことでございますが、これもまた大変申しわけないんですけれども、一つ紛失してるということの報告を申し上げなければなりません。それは、昭和四十四年八月十六日ぐらいから、日野史談会が中心になって発掘した南広間というところから出たカメ型の土偶でございます。これは縄文後期から晩期にかけたもので、いまから三千年ないし二千年前のものだろうと思います。それは大変貴重なものでございますので、日野市でも非常に大事に考えていて、実際は収蔵庫じゃなくて、遺跡事

務所の戸だなの中に入れておいたわけでございます。
それがなくなったのはいつであるかといいますと、この十月十六日の火曜日、午前十一時でございます。なぜ、そういうふうになくなったかということがわかったかといいますと、小金井市でやっぱり遺跡展のようなものを開きたい、それでひとつ貸してくれないかということで、じゃあ教育委員会の方へ向こうから借用証書を出して、それでその上でということで、それに対応することをやろうとして、所在を見つけたときには、もうこのときにはなかった。じゃあ最終的にその出土品を確認したのはいつかというと、この十月の十三日、土曜日でございますから、午後十時ごろには、池上という職員がおりますけれども、それがあったということを目で確かめているわけなんです。したがって三日ぐらいの間になくなった。
したがって、私も現場に行ってみまして、要するにあそこのそういう盗難よけは機械警備をやってるわけなんでございます。普通は、全部出ていってしまって留守になるときには機械警備でやってるんでございますけれども、しかし作業などが、特に遺跡の場合は掘るだけじゃなくて、出てきたものをやはり整理したりなんかしなければならないために、調査員などが遅くまで残って仕事をしています。そういうような場合には、一時、二時ぐらいまでやる場合があるものですから、したがってそういうことのために、前の教育委員会が開かれる一つのむねがございますけれども、そこに宿泊ができる設備を持っております。
そして、そこで宿泊してるわけでございますけれども、その場合に、じゃあ無人警備を全部やってあるのかといいますと、お手洗いが外にあるもんですから、そのたびに無人警備では困るということで、施錠は全部してるんですけれど、無人警備をそこだけはしないで、そしてシャッターはありますが、そこを一つの出入り口にして手洗いへの通路としていて、これも本来ならそのたびに施錠をすべきものなんでしょうけれども、ガラガラッとあければすぐ隣だからわかるだろうというような油断がございまして、その施錠を忘れていた、こういうことがもとになりまして、いま言ったようなものが紛失してるわけですが、恐らく中に入って、時間はいつかわかりませんが、とにかくそこへ入って物を持っていった。しかも、そこには写真機とか、その他非常に重要な、現代的に言えば金目のものがあるんですけれど、それには全然手を触れないで、それだけがなくなっているというところに私たちも非常に困窮して、一つのマニアというんですか、そういうようなものへの理解のある人がむしろそれと関係があるんじゃないか、こう思いますけれども、それ以上はどうしても追及できない。これについては警察に盗難届を出して捜索をお願いせざるを得ないという形になっております。
そういう意味で、確かにりっぱな収蔵庫があればそれはそれにこしたことはありませんけれども、一応、現在の段階における収蔵というようなものについて、どうも十分に職員が、私も含めてでございますけれども、活用できなかったということについては本当に申しわけない、こういうふうに思っております。その後、かぎをかけるとか、そこに宿直する人たちの姓名をきちんと整理するとか、そういうようなことについての指導は、一層厳重にやっております。
そういうことで、大変申しわけないんですけれども、そういう事実がございました。
それから、もう一つちょっと落としたと思うんですが、たしか、万願寺の遺跡分布図というようなものが年報の中に入っているじゃないか、これは以前の周知の遺跡地域の分布図より拡大されたものじゃないか、ということでございますが、これは確かにそうなんでございまして、都でもってつくったものよりそこが拡大されておりますけれども、それがいつの間にそうなったのか、こういう御質問だろうと思いますけれども、これについては、正式な手続はまだとられておりません。
ただ、正式な手続というのは一体何なのかということは、これまた非常に問題なんでございますけれども、少なくとも教育委員会で発行するものですから、教育委員会への連絡は当然なされるべきところが残念ながらそれがなされなかった。したがって、あれは一つの先走っての地図だというふうに私たちは理解しておりますが、しかしあの地域に恐らく遺跡が出るんじゃないかなという何か不安のようなものが、不安といっては大変申しわけないわけですが、そういう感じはなきにしもあらずでございます。ちょうど落川のところが、突然そういう遺跡が発見されたのと同じような意味でございます。
しかし、いま申しましたように、現在のところは、あの地図が確定的なものだというふうには私たちはとらえていないわけでございます。これは、それを発表した者との今後の詰めをして、はっきりさせていきたい、こんなふうに思っております。どうも失礼しました。
○議長（秦　正一君）　都市整備部長。
○都市整備部長（前川恒雄君）　保留地の処分方法につきましてお答え申し上げます。
十二月に認可をというお言葉でございましたが、私どもはそうは考えておりませんで、来年の三月にできれば認可を申請したい、このように考えております。それで、細かな処分方法の詰めはしておりません。ただ、従前の方法によりたいと思っております。多少変わるとすれば、いわゆる競争入札によって地価の高騰を招かないような方法がとれれば、このようなことは一応考えておりますが、原則としまして従前の方法でやりたい、このように考えております。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　一番に質問しました発掘調査協議契約書に基づく納付金、それから支払いの方法というのがまだ説明がないんです。

それから五十三年は、配られた決算書を見ますと、二千九百二十三万円ということになっておりますけれども、住宅供給公社とかその他の事業所の調査費、それからアパートとか、また個人的な負担というのがどういうふうになっておるのか。それと、いわゆる五十二年までは取っておって、五十三年度は調査費は取ってないということなんだけれども、境目の人なんかの場合には、非常に行政に対しての不信感等も出てくるんじゃないかと思うんです。そこらの考え、これはどうなっているかということです。まず最初にそれをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一番先にちょっと触れたつもりでいたんですが、民間の場合と、そういうつもりですが、もう少し詳しく説明させていただきます。

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘届をもとにして、個人の自宅のための住宅建設を除いて、教育委員会は事業者から原因者負担の協力を求めて、事業者は日野市遺跡調査会と調査に関する委託契約を締結しています。その場合に、原因者負担は原則として前納でいただき、そして調査費に充て、調査終了後に精算してるという形をとっております。

それから、さっき申しました住宅公団などとか、あるいは供給公社、あるいは道路建設などに伴っての建設省の事業などについては、その監査は、われわれは資料はもちろん提供しますが、それはそちらの方の段階でその内容については監査する、こういうふうになっております。

それからもう一つ、いつのものからどういうふうにしたかということでございますけれども、私は、いま的確に、いつ何件がどうなったという資料は持っておりませんけれども、常識的に言って、この調査会には年度はないじゃないか、こうおっしゃるけれども、しかし一般の年度、国の予算などとかかわり合っている問題でございますので、そういうようなものについては、その年度の区切りでもって対応せざるを得ないものになっている、こういうふうに私は考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　私が聞きたいと思っているのは、いわゆる契約書に基づいて納付した金が、どこに、どのような形で入って、いわゆる今度はそれを支払う場合は、どのような形で支払われているかというのを聞きたいんです。いわゆる社会教育課長が事務局長ですから、事務局長のところに行っていると思うんです。そうしたら、その金はだれがどうやって持っているのか、いわゆる通帳に入るんだったら貯金通帳にだれから入った、番号でいいですよ、それで入って、それから今度は

それから、市の公共事業、または国、都の補助対象の遺跡調査については、市長と日野市遺跡調査会、これは会長は市長ですけれど、これはおかしいというので、やっぱりそれの代表として副会長である私が、市長と調査委託の契約を締結します。そして、契約に基づき予算から執行されて、調査団により調査が執行されていくわけです。

それで、執行された経理は、調査会事務局長である社会教育課長が管理して調査費に充てている。この場合に、それについて、一種の委託なもんですから、本来ならその中に監査というものを設けるべきですけれども、いまのところはそういう規約がないので、慎重を期するという意味で、事業、それに伴う費用などについては、副会長である私と事務局長との間で、厳正にひとつ対応しようということを申し合わせて、それを実施してるわけです。ただし、今後の問題として、さっきも規約改正のところで申しましたけれども、幹事というようなものをどういうふうに位置づけるかということが大切だと思います。

なお、五十三年度は、これは市長の指示もございまして、これだけ大きなお金になってるものを、素人である私が見たってどうもしようがないじゃないかというような御意見もございまして、それはもっともだということで、市の監査委員である、専門員である牧野さんにそういうことについて全部申し上げ、指導を受けております。そういう形でございます。

出したらどういうふうにして出したんだ、そういうところです。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それについては当然帳簿を持っておりまして、その帳簿でもってやっております。そして、実際に指揮を受けてやっているのは、遺跡調査会のアルバイトというような形で、長くずっとやってる女の職員がおりまして、その人にそういう出し入れの事務的なことをやらせて、それを課長が十分監督してるわけですが、しかしこのこと自身も少し筋がおかしいんじゃないかということで、今後はそれに社会教育課の中の職員の一人を当たらせて、その経過を、そしてそこで検討させて、それを課長あるいは主幹、それから最後には教育長の判こまでひとつ検閲を求めたらどうかという形でいまは対応しております。以上です。

○議長（秦　正一君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　今度は市長にお伺いしたいんですけれども、この規約は、教育長が言うには、改正しなければならないというふうに私は受けとめておるんですけれども、市長はその点でどのようなお考えを持っているか、市長にお尋ねいたします。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　遺跡調査会の会則は、私が市長に就任しましたらすでにできておりまして、その条項の内容

には、全会一致でなければ改正ができないというふうな条項もあるようであります。

私は、文化財保護そのものの総論的なことにつきましては、これは郷土の先輩といいましょうか、古代の人たちの残したものですから大切にしなきゃならないと思っておりますけれど、現実にいまの社会生活、あるいは住宅を建てましたり、あるいは道路をつくったり、学校、公共事業を行うという際に、かなり現実論としては困ることに遭遇するわけであります。

ですから、現実に即する方法で、しかも精神はある程度生かされるという範囲でよろしいんではないか、こういうふうに思っております。そういう意味での改正ならば結構ですが、調査そのものをますますがんじがらめにするような改正は、この際よほど研究を要する、このように考えております。

○議長（秦　正一君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　先ほど教育長が答弁しました分布図拡大については、前のは都がつくったんだ、今度作成したのは教育委員会に連絡がなくて勝手につくられた、こういうことなんですけれども、その点について再度質問いたします。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　全くそのとおりで、これは当然私たちの監督不行き届きというふうに非難されざるを得ない、こう思っておりますので、それに対応する善処を考えていきたい、こう思っております。

○議長（秦　正一君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　万願寺の区画整理の保留地の処分について市長にお伺いしたいんですけれども、三月の認可申請を目途に条例等がつくられるんですけれども、その場合、供覧土地の現状というのは、公共事業が行うそのような保留地の処分じゃないかとも広く言われているわけなんです。

そこで、この保留地の処分は、部長は、従前の方法によってやるんだということを言っているんですが、しかし、これについて、やはり従前の方法ということになると競争入札ということになるんじゃないかと私は思うんです。その点について従前の方法でやるのか、それとも、事業計画の指揮にのっとって、何ていいますか、事業をするときに土地の評価というものがあると思うんですが、そうしますと、その評価額にのっとって幾らをかけてそれでやるのか、とにかく高騰にならないような方法でやられるのかどうか、その点をお伺いします。高騰に結びつかない方法ですね。

○議長（秦　正一君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　先ほど私がちょっと申し上げましたが、従前の方法で原則としてやりますが、地価の高騰にならないような方法を取り入れたい、このように申し上げました。具体的には、抽せんの方式等を取り入れまして、

いたいんです。これを要望して終わります。

○議長（秦　正一君）　これをもって十三の一、行政と文化財に関する質問を終わります。

次に十四の一、今後の市財政の見通しと都の反動的「財政再建」策に対する市の対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　今後の市財政の見通しと都の反動的財政再建策に対する市の対応について質問をいたします。具体的な質問に入る前に、最初に市長から見解を伺っておきたいと思います。

御承知のように、いま日野市を初め三多摩各市町村とも、来年度の予算編成作業を進めております。しかし、東京都の三多摩関係の予算、特に市町村振興交付金とか各種補助金の予算計上がどうなるのか、この点に重大な関心を寄せながらその作業が進められているわけですけれども、御承知のように、鈴木都知事の私的な諮問機関であります財政再建委員会が、十一月九日に中間答申として、都財政再建の方策を都知事に提出しております。鈴木知事はこの中間答申を受けて、直ちに都財政再建推進本部を発足させました。各局に対して、五十五年度の予算見積書の再提出を指示しております。

鈴木都政が誕生して半年余が経過しておりますけれども、こ

のわずか半年余の経過の中で、すでにこれまでの都政の後退が続いております。たとえば敬老パスに国の基準を取り入れて所得制限を導入する、結果的に多数の老人から敬老パスを取り上げるという福祉の切り下げが行われてきましたし、あるいは環境アセスメント条例を撤回するとか、これまで革新都政のもとで行われてきた公害読本の配布も打ち切られる、こういう後退が多くの都民から批判的に指摘されてきておりますけれども、今度の中間答申は、一口に言えば福祉を一層切り下げていく、そして都民と都職員に多くの負担と犠牲をしわ寄せしながらこの危機を乗り切ろう、こういう内容のものだと私は理解しております。

この答申の特徴的な点を幾つか指摘したいと思いますけれども、一つは、地方自治体として住民の生存権を保障するという本来的な責務を放棄して、すべてを財政問題にすりかえるということがこの答申の中で行われております。具体的には、都の職員一万一千名を削減する、給与費の抑制、こういった徹底した減量経営を行っている。さらに、使用料や手数料など、原価計算を取り入れて徴収をしている、こういう減量経営主義が積極的にこれに取り入れられております。まさに財政あって都民なしの内容になっております。

二点目は、大都市の実情を無視して画一的に国の基準を当てはめていく、結果的にこれまでの施策の水準を引き下げる、こういう内容になっております。福祉や教育、医療や交通、さらには上下水道など、都民の暮らしにかかわる重要な施策を大幅に後退させる、都民不在の財政至上主義がこの内容に盛り込まれております。

三点目は、この答申が単に東京都政だけではなしに、区市町村政の具体的な施策、それぞれの住民に直接かかわりのあるさまざまの施策が結果的に後退せざるを得ない、そういう側面も持っております。

もちろん、この財政再建委員会の中間答申の内容は、御承知のように、第十七次地方制度調査会の国、地方に通ずる行財政の簡素、効率化の提言、あるいは鈴木知事を委員長とする日本都市センターの都市行財政研究委員会の都市経営論、これが下敷きになってこの答申がまとめられた、こう言われております。

いまここで指摘するまでもなく、東京都の深刻な財政危機がどういう要因でもたらされたか、これはこれまで新財源構想委員会で指摘されてきたことを引用するまでもなく、一つには、大企業などを優遇している不公平税制の問題があります。二つには、膨大な額に上る超過負担の押しつけ、三点目は、大都市の行政需要を全く無視した地方交付税制度、四点目は、地方財政の実態を無視した不当な税源の配分の問題、さらには地方債の不当な許可制度、こういった財政危機をもたらした五つの要因が指摘されてきておりますけれども、背景にはもちろん自民

党政府の高度経済成長政策の破綻があるわけでありますけれども、こうした財政危機をもたらした真の原因がどこにあるのか、この点がこの中間答申では全く無視され、そして意図的にそのしわ寄せを都民と都職員に押しつける、こういう内容になっております。このことは、先ほど指摘したように、三多摩の各市町村の今後の施策にも大きく影響を与えようとしております。

この中間答申をまとめた都の財政再建委員会、この顔ぶれを見れば、今度の中間答申がどういう内容のものであるか、これは一目瞭然だと思います。大企業の社長、あるいは金融機関の頭取、総裁、お抱えの学者や評論家など、体制擁護の人物でこの委員会が構成されている。答申が出される前から内容はわかっているようなものだ、こういうふうにも言われてきておりました。しかも、この検討が進められてきた委員会は全く傍聴も許されない、事実上は秘密会の中でこれがまとめられたということから言っても、いかに反都民的な立場からこの中間答申がまとめられたかということが、容易に理解できると私は思っております。

そこで、まず一点市長にお伺いしたいわけですけれども、いま申し上げた立場、つまりこれまで都民の立場に立って進められてきた都政が、この中間答申に見られるように、また半年余の鈴木都政の経過に見られますように、これまで進められてきた都政とは全く逆の方向で今後の行政が進められようとしている、しかも鈴木都知事はこの反動的な中間答申をほとんど全面的に実施しよう、こういう態度を表明しております。きわめて遺憾であり、都民としては許すことのできない態度だと私は思いますけれども、森田市長に、この中間答申、それに対する都知事の態度について、どういう見解をお持ちか、まず一点伺いたいと思います。

以後、具体的な質問ですけれども、二点目は、五十四年度の予算執行との関連で一、二お伺いするわけですけれども、この四月から、事実上、予算の執行がなされているわけですけれども、その間に中央直結の鈴木都政の誕生、あるいは石油危機、その他経済の動向など、さまざまな問題がありました。そこで、当初予算で見込まれた税収、歳出面で言えば石油危機等、支出の面でかなり影響を受けざるを得なかった経過があったと思います。端的で結構ですから、この四月以降今日まで、事業を執行する中で、強いて挙げればどういう特徴点があるのか、この点を二点目として伺っておきたいと思います。

三点目は、都の市町村振興交付金やその他の補助金など、いまマスコミ等で騒がれている報道でいけば、かなり大幅に削減あるいはカットがされる状況が懸念されておりますけれども、今日の時点で、その見通しはどうなんだろうか、この点、わかる範囲で結構ですので、伺っておきたいと思います。

四点目は、削減やカットをされたとしますと、これまで行わ

れてきたさまざまな施策、これがもし市独自で財政的な措置がされないとすれば、その施策がもちろん中断するわけですけれども、その点について、財政当局としてどう対応しようとしているのか、この点を伺いたいと思います。

とりあえず四点を伺っておきます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都の財政再建検討委員会の中間答申が出たわけであります。非常に原則的な、また再建といいましょうか、そういうところにのみ力点が置かれていることでありますが、この間どなたかの質問にもお答えしましたように、私は、生きた政治、生きた行政というものは、そういうことは、そのとおりになるということはあり得ないというふうに申し上げているわけであります。

先般、市長会にも行政部長が出向いて、いろいろ相談的な現状の都の考え方の説明もございましたが、三多摩市町村側では、ひとつ団結をして、従来、特に三多摩格差という施策の中で行われてきたものが、再建を理由に、また特別区行政とギャップが広くなるというようなことは、とうてい承認することはできないからして、議長会とも手を携えて、そしてたしか正月の知事査定の直前ごろに大きく意見を申そうということになっております。

したがいまして、まだ基本姿勢としては厳しきものももちろん出るだろうと思いますけれど、現実の方法にはまだそう細かくは触れられておりません。ただ、財政の弱い自治体もあるわけですから、それらに伴って東京都の方に財政調整交付金という、そういう新しい交付金を一つの政策としておいて、そこに従来の補助金とか、いわゆる都側の支出金を、それぞれの市に対しての現実に即しながら積んでいこう、こういう考えが言われておりますが、この辺に対して、日野市という立場では、むしろ有利ではなくて不利ではないかというふうにも考えられます。

幾つかの項目で、たとえば国保の補助金、それから学校の運営費の問題、それから病院のベッドに対する補助金の問題、それから消防委託金の負担割合の問題、大きな政治的な取り決めを要する課題が残されております。これらにつきましては、私どもは、ひとつ市長会を中心といたしまして、全力を挙げて、すでに施策としてとられてきたものが大きく後ずさりをしたり、あるいは福祉が目減りするようなことになってはならないということで対応いたす、そういう意思決定の確認が行われております。私もそういう立場で行動したい、このように思っております。

あと二、三の具体的なことにつきましての御質疑には、部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

二点目の五十四年度当初予算以降、いわゆる執行状況の中でどのような特徴点があるかというお尋ねでございます。特徴点をあえて都の支出金の部分に求めますと、都の支出金につきましては、当初予算、都では暫定を組んだわけでございます。つまり、その当時を思い起こしていただければおわかりと思いますが、どの程度の補助カットをするのか検討がつかないために、やむなく暫定を組んだという経過がございます。

そのために、日野市におきましては、わずか九千万円程度の計上に終わったわけであります。実質、五十三年度実績で、都から来ています金は十三億円ございました。それを九千万円程度の組み方をしたわけでございます。それが今日までの経過の中で、十一億三千四百万円程度の都からの収入になっております。といいますのは、その間、いろいろ見直しとか、あるいは協議を重ねた上、減額の率の変更、そういうようなもろもろの要素が加わりまして、約十一億三千万円という数字に回復してるわけでございます。

しかし、その中に依然として、たとえば学校運営費、それから国保問題の補助金等につきましては、まだ現在は明確な答えが得られておりません。一応、たてまえはいただけるということになっておりますのが国保の方でございます。学校運営費につきましては、もうこれは出さないということを都側では申しております。その辺が特徴あるという一点になるかと思います。

もう一点、あえて特徴という点を申し上げますれば、これから皆様に補正予算の御審議をお願いするわけでございますが、その中で法人税の収入の増がございます。これは、この期に約五億円の増収があったということは、一つの特徴であったと思います。

三点目は、都補助、あるいは振興交付金等の今日の時点での五十五年度に対応する扱いはどうかという御質問でございます。これにつきましては、先ほど市長が言いました財政調整交付金というような新しい交付金制度を都が設けようとしております。その最初の財源にするものは何かといいますと、いままで振興交付金の中の特定分として配分していたもの、つまり屎尿の手数料とかいろいろございましたが、そういうものを全部まとめまして、当初の財調財源として交付金という一つの枠の中に組み込んで、各市町村の財政力に応じて配分したらどうかというような案になっているようでございます。

その他、福祉関係におきましては、いわゆる一〇〇％補助と称するもの、高率補助ですね、高率補助を行っているものの補助率の見直しをしよう、項目にして約十五項目ぐらいの対象事業がその俎上に上っておりますが、それがどのくらいの率に落ちつくものか、いまのところはっきりいたしません。ただ、一

応削減の対象となっている、そういう情報となっております。

次に四点目は、それなら、そのようなものがカットされた場合、財政当局としてはどうなのかという、非常に高度な御質問でございますが、事務屋がどうのこうのという段階ではないかもしれませんが、先ほども申しましたとおり、五十三年度ベースで、とにかく都から入ってくる全額で約十三億円でございます。それが最悪の状態はゼロになるわけです。五〇％で六億数千万円ですから、五〇％としても六億円の欠損ができることは明らかであります。もし、都からお金が来なくても、同じ事業を継続しようとすれば常識的に考えてそうなるはずでございます。

いわゆる、六億円から十億円間の不足財源をどうするかという問題になると思いますが、こういうことを申してあるいはおしかりを受けるかもしれませんが、私としては、だからといって直ちにやめるというような状況にはないんじゃないか、どこかを削ってでもそういう財源を生み出さなければならないんじゃないか、そのような考えは持っております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　再質問いたします。

今年度の予算執行がこれまで経過する中で、幾つかの特徴点としていまお答えがあったわけですが、それとの関連で、来年度予算編成に当たってどの程度の税収の伸びが期待できるのか、この点を一点伺っておきたいと思います。

税収の中の市民税だけ、あれやこれや細かく言っても大変ですので、一つだけにしぼって伺いたいと思います。

今年度当初で、市民税は前年対比で九・五％の伸びで計上されていました。その後、いま答弁がありましたように、法人税割りの伸びが当初よりもかなり大幅に伸びたということもあって、決算見込みでは前年対比で二一・八％の伸びに落ちつきそうであります。特にこの中で、いま答弁にもありましたけれども、法人税割りが前年対比で三八・五％、かなり大幅な伸びを見せております。こういう前年実績、もちろんまだ決算見込みの段階ですからはっきりした数値は出ないでしょうけれども、少なくともこの時点で、来年度はおおよそこのくらいの市民税の伸びは期待できそうだというくらいの数値は出せるのではないか、こう思いますので、大まかで結構です、その辺の伸びの期待をどの程度に置いているか、一点伺っておきたいと思います。

それから、灯油関係の支出が、相当年度の途中で当初の見込みよりも、値上げなどがあって、かなり大幅にここで補正しなければならないという事態になっているわけですが、今年度当初で需用費が九億三千八百万円ほど計上されています。この需用費の中の燃料費関係がどのくらいの積算になっているのかわかりませんけれども、今年度の決算見込みで数値がわかればで

結構ですが、当初の九億三千八百万円の需用費の計上に対して、決算ではどのくらいの数値になるか、わかればあわせて伺っておきたいと思います。これは財政当局です。

それから、市長に一点再質問したいと思いますが、三多摩各市の市長が協力して、東京都に対して、これまでどおりの振興交付金や各種補助金を、施策を後退させないために、削減やカットをしないように積極的に働きかけていくというお答えがありました。これはぜひ積極的に、座して結果を待つというのではなく、文字どおり先頭に立ってひとつがんばっていただきたいと思います。

同時に、私は、通り一遍に市長が集まって、東京都の財政当局、あるいは都知事に束になって当たっても、決して効果がないとは言いませんけれども、決定的な力にはならないだろう、そう甘くはないというふうに見ております。これは、やはりそういった財政事情、実態を市民に明らかにしていく必要があると思うんです。

このままでいけば、来年度の日野市の予算、特に市民生活にとって直接かかわりのあるこれこれこういう施策が、このままでは後退せざるを得ない。ひとつ市長が先頭に立って市民ぐるみでやはり運動を展開していく、ものを申していく、これは地方自治を守る、住民本位の行政を進めていく、その責任ある市長とすれば当然やらなければならないことだというふうに私は思います。周囲の状況、財政事情に流されて、成り行き任せということであっては責任ある市長の立場は貫けないだろうと私は思います、市長がそうだとは申しませんけれども。

たとえば最近の広報を見ましても、いま、マスコミその他、都に対するさまざまな住民運動、要求団体の動きがあります。当事者にしてみれば大変深刻な事態であります。市当局も、東京都の動向いかんで大きな影響を受けざるを得ない立場にあるわけですから、その実態をまず市民に知らせていくということぐらいの広報活動をして当然だというふうに私は思うんです。特に事態の深刻さを市民に率直に訴える、市民とともに考え、市民とともに闘うという立場がこの際とりわけ必要だというふうに私は痛感しております。森田市長が独自で精力的に奮闘されることとあわせて、そういった基本的な対応もこの際必要ではないかというふうに私は考えています。この点について一点伺いたいと思います。

それから、先ほど部長から答弁がありましたけれども、つまりこのまま予算の編成作業の中で、詰めの段階で、あれが削られ、これも削られたということがかなり出てくるだろう、残念ながらそういうことがあり得るだろうと思っています。その際、市長としてどう対応するか、つまり都の後退した部分を市として補うというお考えなのか、やむを得ないということで、ないそでは振れないという態度をとらざるを得ないのか、この点につ

いて、老婆心ながら確認の意味で伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、都の予算編成に取り組んでおります情報はわりあいに新聞にも出ておりまして、注目を集めておるところだと思っております。この際、確かにわれわれは、市民に主張を訴えたい立場でもありますが、余りそれをやりますと、何か都のお先棒を担いで、これもむずかしくなりつつありますというふうにとられても困ると思っておりますから、やっぱりいまは都に対する主張を先にし、やっぱり堅実を確保していくことが先ではないかというふうに思っております。

ただし、冷たい風がある程度吹いてくることは、これは予測もしなきゃなりませんし、あるいは覚悟もしなきゃならんと思っておりますが、その度合いというものを、ひとつ現実の福祉の仕事などにつきましては、なるべく緩和をしていかなきゃならない、このように考えておるところでございます。

いま、特にわれわれも将来を見通して、町づくりの面、あるいはやっております福祉の事業等の発展ということを考えます場合に、財政基盤の確立ということはやっぱり非常に大切でございますからして、そのあたりをしっかり確かめつつやっていきたいものだ、このように庁内にも伝え、またそういう方針を打ち出しておるわけであります。

ただし、それは何か福祉の後退を予測するというような、あるいは受益者負担ということを強調するというような意味ではなくて、もっともっと基本的な自治のあり方ということで主張すべきことだというふうに考えております。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　予算編成上の五十五年度税収、お尋ねは市町村民税ということでしたが、ここにあります資料は税収全体を含めたものとしてありますので、それでお答えさせていただきます。

財政サイドの一応の見込みとしましては、百十九億五千万円程度を見込んでおります。前年対比八・八％程度の伸びになっております。

それから、二点目の需用費の中の燃料費でございますが、はなはだ申しわけないんでございますが、需用費の中にはたくさんの項目がありますために、ちょっといま直ちには困難な点がございますので、後日資料をつくって手元に差し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　最後に一点、この機会に伺っておきたいと思います。

日野市では、これまで各種の基金を積み立ててきております。公共施設建設基金、財政調整基金、あるいは退職手当基金等々

がありますが、五十四年度の年度末の現在高の見込みは約十四億三千万円ほどになるようです。これは年々こういう形で積み立てをやっていく計画なのかどうか。公共施設建設資金だけでざっと十億円ありますけれども、これは来年度に多少取り崩して市民要求にこたえる、そういう予算の執行が予定されているのかどうか。されていないとすれば、全体の日野市の財政規模から言って、今日の積立金の総額は、財政当局の立場から言って、どういうふうにこれを評価すればいいのか。この点は素人ですので、この機会に一点伺っておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答え申し上げます。

端的に言いまして、各市で持っていますいわゆる基金類を平均しますと約十六億円になります。その水準からいきますと、日野市の場合はちょっと平均よりは下回るんですが、ただし、もちろんこんなことは釈迦に説法でございましょうけれども、特定目的がありますす基金につきましては、その事業にしか使えないわけでございます。

いまの御質問の中に財調基金というお言葉がありましたが、これはこの議会にこれから御提案申し上げる基金でございまして、まだ当市では財調基金は持っておりません。御承認がいただければそれから始まるわけでございます。この財調基金につきましては、いわゆる特定目的基金ではなくて、たとえば緊急に起きた起債の返還とか、そういうものでございます。性格を説明申し上げるとそれだけでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　別の機会にその点は論議することにしたいと思います。最後に一点、市長に意見、要望を申し上げて終わりたいと思います。

いまさら市長に意見を申し上げる必要はないと思いますけれども、地方自治体の行政は、言うまでもなく住民の暮らしを守る行政、住民本位の行政を進めていく、これが中心的な責務だろう、こう思います。同時に、自治体としてその自治権をさらに一層守り、発展させていく、こういう立場を貫いていく、このことも中心的な責務であると思いますし、さらには公正で民主的な行政を貫いていく、先ほど指摘した大企業だけ優遇するというような不公平な税制など、その改革を目指すということも含めて、こういった基本的な姿勢を貫いていく必要があると思いますし、その立場から東京都に対しても積極的にものを言っていく絶好のやはり機会だと私は思います。

そういう意味で、もちろん東京都でいま進められている財源、財政の見直し作業の中で、市民にその実情を訴えていく、そのタイミングといいますか、時期の問題は、市長は市長としての思惑があると思いますけれども、全く市民が市の広報を通じて何ら知らされないまま、実はこうだった、しかも市民として東

京都に向けて運動を進めていく、ものを言っていく、こういうことがないままに経過するということであってはならないと思います。

いま、鈴木都政のもとで進むべき方向は明らかだと思います。それは中央直結、都民不在の方向だ、このことははっきりしていますから、都民の立場に立って、都民のための行政を進めようとすれば、好むと好まざるとにかかわらず、いまの鈴木都政とは対決せざるを得ない、そういう立場にあると思います。そういう立場から、今後も一層真に市民の立場に立って奮闘、努力されるように最後に強調して、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これをもって十四の一、今後の市財政の見通しと都の反動的「財政再建」策に対する市の対応に関する質問を終わります。

八の一、中小企業従業員（未組織）に対する生活資金貸付制度の実現について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君より、かぜのため本日の質問を取り消したいとの連絡がありましたので、取り消すことにいたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時九分散会

十二月十二日　水曜日

（第五日）

日野市議会会議録

第二十七号

昭和五十四年
第四回定例会

十二月十二日　水曜日　（第五日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	監査委員	牧野秀夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	谷野省三君
次長	朝倉敏夫君	書記	串田平和君
書記	鈴木晴彦君	書記	川上輝子君
書記	五十嵐隆君	書記	原清美君
書記	平川雅弘君		

議事日程

昭和五十四年十二月十二日（水）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五四－三三号　（都市整備産業建設委員会）

豊田三丁目二五番地二六番地付近沿いの道路及び下水の整備についての請願

（取り下げ）

二　請願第五四－一九号

戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情

三　請願第五四－二五号

日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願

四　請願第五四－二九号

三多摩市民生活協同組合の営業所増設絶対反対陳情

（議案上程）

五　議員提出議案第一六号

日野市議会昭和五十三年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

六　議案第七七号

昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

七　議案第七八号

昭和五十三年度日野市一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認について

八　議案第七九号

昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

九　議案第八〇号

昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

一〇　議案第八一号

昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

一一　議案第八二号

昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

一二　議案第八三号

日野市財政調整基金条例の制定について

一三　議案第八四号

日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一四　議案第八五号

日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一五　議案第八六号

農業共済無事戻金の交付について

一六　議案第八七号

市道路線の一部廃止について

一七　議案第八八号

市道路線の廃止について

一八　議案第八九号

市道路線の認定について

一九　議案第九〇号

昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第三号）

二〇　議案第九一号

昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）

二一　議案第九二号

昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）

二二　議案第九三号

昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）

二三　議案第九四号

昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）

二四　議案第　九五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）
二五　議案第　九六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）
二六　議案第　九七号　川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結について
二七　議案第　九八号　多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結について
二八　議案第　九九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
（報告事項）
二九　報告第　七号　交通事故（日野市高幡六七四番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
（請願上程）
三〇　請願第五四－三五号　「学区をかえないで下さい」に関する請願
三一　請願第五四－三六号　水害防止に関する請願
三二　請願第五四－三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願
三三　請願第五四－三八号　下排水整備の件に関する請願
三四　請願第五四－三九号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願
三五　請願第五四－四〇号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願
三六　請願第五四－四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情
三七　請願第五四－四二号　原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情
三八　請願第五四－四三号　道路整備に関する陳情
（議案上程）
三九　議案第　一〇〇号　日野市一般職の職員等の昭和五十四年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
四〇　議案第　一〇一号　昭和五十四年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
四一　議案第　一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第一から第四一まで

午前十時十七分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

これより請願第五四－三三号、豊田三丁目二五番地、二六番地付近沿いの道路及び下水の整備についての請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　それでは請願五四－三三号につきまして審査報告をいたします。豊田三丁目二五番地、二六番地付近沿いの道路及び下水の整備についての請願であります。本請願が出された場所は豊田三丁目地内で非常に日常生活等に直接関係ある道路及び排水の問題であります。現地を調査をし、また付近住民より事情を聞き、審査の結果、側溝を布設すれば排水の可能性があるというふうなことで、全員一致採択と決定をいたしました。よろしく御審査のほどお願いいたします。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　第二回の定例市議会に提出されておりました請願の五四－一九号、戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情、代表者加島兼吉さんでございます。この陳情の取り下げの申し出がございました。

それから、第三回定例市議会に提出提案されておりました請願は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－三三号、豊田三丁目二五番地、二六番地付近沿いの道路及び下水の整備についての請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。請願第五四－一九号、戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情、請願第五四－二五号、日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

本二件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　第二回の定例市議会に提出されておりました請願の五四－一九号、戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情、代表者加島兼吉さんでございます。この陳情の取り下げの申し出がございました。

それから、第三回定例市議会に提出提案されておりました請

願の第五四－二五号、日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願、代表者赤松美彦さんでございますが、これも去る十月二十三日付で取り下げたいとの申し出がございました。それぞれ御報告をいたしまして、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本二件の請願については、取り下げることに御異議（「議長」と呼ぶ者あり）本間　久君。

○十二番（本間　久君）　請願第五四－二五号の、日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願ということで、聞くところによりますと、一万名くらいの署名が集められて、それであそこに市民の利用できるプールを建設しようということで、いままでの経過を見ますと、大分市の方にも陳情があったり、あるいは議員の方にも紹介議員を依頼し、そして尽力を仰いだりということで、そのほか教育センターの館長といいましょうか、あるいは副館長といいましょうか、通しながらこの建設に対して要望してきたようですけれども、それに対して市の理事者側もそれなりの対応を続けてきたようでありますけれども、若干全協にも諮られましたように、何かあれだけいろいろと騒いだことが急転直下取り下げということに至ったようでございますけれども、この辺の経過がわかりましたらお聞かせ願いたい。というのは、大分このプール建設に当たってはいろいろとうわさされ、行き違いもあったようですけれども、特にこの件に関して協力しない、協力しないといいますが、現実不可能ということで説明をした私たちの経緯もありますけれども、にもかかわらず、その協力をしなければ結局非協力的だというような一つの運動の流れもあったように見えます。したがいまして、急転直下これに至った経過がわかりましたら、御報告を願いたいというふうに思います。

○議長（秦　正一君）　ただいまの本間　久君の質問に対してこの際理事者から答弁を願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　私の方が答えるのは筋ではないと思いますが、知っている限りの経過をお話ししておきたいと思います。要するにこのことにつきましては、われわれとしましても貸与してある地積の範囲でできるものであれば達成してあげたい、という好意的な考え方は持ってまいりましたが、現実、一定の設計どおりには建築ができないということがわかったわけでありますから、そのことをお答えとして指導してきたところ、一時、市民の方にもそのことがある程度進められたわけだと思うんですけれども、そのことも市民自身も無理だということがおわかりになって、つまり請願というふうなことをしても、やはりかえって行政もセンターも行き詰まってしまうということがわかって、取り下げられたというふうに聞いております。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いまのどうも市長の答弁…、直接深い事情はあるいはわからないかもしれませんけれども、この運動の経過を見てみますと、全く市の関係部局とのかかわりはないというふうには言えないし、また、このような形になったことは決して軽視はできないということがあるんじゃなかろうかと思います。特に、市の行政の一環とは言わないまでも、やはり社会教育という一つの運動といいますか、その中でやられている社会教育センターの館長名をもちましてこのプールをつくると、結果的にそれがいろいろと障害があってできない、そのことに対して陳謝をし、さらにまたそれを翻して署名が、運動が行われた、社教センターを取り巻いての運動体であったことは、私は事実じゃないかというふうに思うんですね。全くの市民だけがやってきたという運動ではない。そういうようなことから考えて、しかも一万名の署名を集めたその運動の中心となる人たち、社会教育センターも含めまして、表面には出ておりませんけれども、実際にはそのような形でかかわり合いを持っているという状況の中で、市がもっと適切な指導なりあるいはアドバイスなり、あるいはそういったところがあれば、このようなことにもならなかったんじゃなかろうか。というのは、重大問題とするのは、一万名の署名といいますと、よきにつけ悪きにつけ、それだけ市民を社教センターにプールをつくろうよ、ということで一つは幻想を持たせた、それができないということは、イコール市の責任かのごとき、市がオーケーしないからできないんだ、というふうな宣伝が植わっているんじゃなかろうかというふうに思っているわけです。そうしてみると、一つは社会教育センターを中心としたこのような運動が、私は本当は正しい運動ではないというふうに思うんですね。そういうところから、理事者側として、あるいは担当部局としてそれぞれかかわってきたわけですから、それについてどういうふうな考え方を持っているのか。

　単純に署名といっても、これからもいろいろな署名もそうですけれども軽視はできない。一般の道路の云々、側溝の云々、ということはともかくとしても、これだけ大きな事業をやろうというようなときの運動、特に補助金まで出して運営されている社会教育センター、それと市とのかかわり合い、この辺をひとつ今後明確にしていただきたい。そして明らかに市民運動であるのか、あるいは市民を利用した運動というものに対して、きっぱりと私は市の方から指導すべきではなかろうか。それで、それがだめだったら直接いろいろ対処しなければならない面もあるんじゃなかろうかというふうに思うんですね。これだけやはり市民に対して幻想を与えたということは、私は決していい結果が出ていないだろうというふうに思うんですね。それについてどういうふうに考えているのか。社会教育センターと市の

関係、あるいはこの取り下げに至りました、その辺をもう少し詳しく報告願いたいと思うんですが。

○議長（秦　正一君）　本間　久君、どなたに答弁を求めますか。

○十二番（本間　久君）　社会教育センターと市のかかわり合いからくるものですから、それは市長でもよろしいし、あるいはこの問題に至る経過は教育委員会でもいいし、あるいは企画財政部でもいいと思うんですが……。特にはっきり市長の方からもう一度答弁していただいて、請願といいましても、問題がやはり社会教育センターを中心とした運動の流れが、いわゆるごり押し請願だったというふうにもみるんですよね、一面。無理なものをそのときにはっきりと市の方でもってそれだけ指導がされなかった、しかも途中から館長が陳謝をした、あるいはまたそれを翻したとかいうようなことに対して、市はただ黙って「ああそうですか。今度こう変わりました」というような態度では私はいけないと、その結果がそのような、請願そのものはこれは取り下げるんですから自由でしょうけれども、請願者の関係でしょうけれども、請願者とあるいは署名をしたものの関係かと思いますよ、恐らく一万名の人に理解を求めて取り下げたわけじゃないでしょうから。そういうようなことが社会教育センターを中心として行われているということなんですよ。それと市との今後の関係について、私はこの際はっきりとしていただきたい、こういうふうに思うんですから、市長の方からの答弁を願いたいと思います。その面について。（「答弁できない」「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君の再度の質問に対して答弁願います。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。私はその問題については全く関知しておりませんものですから、内容等については全く存じておりませんので、お許しいただきたい。

○諺長（秦　正一君）　市長、確認の意味で答弁してください。

○市長（森田喜美男君）　どうお答えしていいか、なかなかお答えに困るわけでありますが、結論から言いますと、先ほどお答えをしたことに尽きるわけでありまして、社会教育センターでも十分多分反省があった、そしてまた社会教育協会の責任者からも市に対する陳謝、あるいは行き過ぎがあったというふうなそういう反省もあったというふうに受け取っております。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私はやはり重要だと思うんですよ。全協まで、あるいは総務委員会までかけてきたその経過の中で、運動の中で、やはり市は極単に言えば全く何といいますか、無視されている、侮辱されている、という点も一面あ

るんじゃなかろうか。やはり教育長もさっき関係ありませんと言ったけれども、社会教育でしょう、あれは。社会教育とは大きな関係があり、また福祉問題とも大きな関係がある、社会教育センターの存在というのは。そういうような状況の中で、特にあそこの人たち、館長を中心としましたこの運動が、あれだけ紆余曲折ありながら、あるいはあれだけ市に対して、私から見れば　―　私が仮に市長だったらかなり侮辱された運動だなというふうに思いますね。そういうものに対してどういうふうな処置を取っていくのか。やればやりっぱなし、文句言われれば言われっぱなし、それで補助金は出します。そんなことでは私はおかしいと思いますよ。あれだけ問題になったんですね。このプールの問題は。にもかかわらず、翻してまた運動を始めた、それを社教センターの方からその運動をやめるようにという指導が一回もなされてない、丸っきり市が悪者になって運動が終わっているじゃないですか。そういうところに対して補助金をぼんぼんぼんぼん、社会教育の問題だからと、かえればいいじゃないですか、責任者を。そういうような甘っちょろいところに私は問題があるんじゃないかと不信があるんですよね。言われっぱなし、そしてお金はやる。子供だって言うこと聞かなかったらお金もやらないですよ。そのように、その辺の態度をはっきりしてもらいたいと思うんですね。もうたびたびだと思うんです、あらゆる運動においても。そういうことも含めて私は、できれば単なる取り下げだということでなくて、ちゃんと議会にも来て、これこれこうだからこうなりました、というくらいのあいさつがあったってしかるべきだと思うんですよ。だから簡単に取り下げオーケーです、と言いたくないですね。総務委員会に戻したいですよ。それで総務委員会の中でちゃんとその経過いろいろなことを言っていただかないと、ずいぶん悪者になった議員だっているんじゃないですか。理事者も相当悪口言われていますね。だから私はそういうようなことに対して野放しに、あれは別個の団体だからということだとしたら私は補助金なんかやることはない、運営資金なんて与えることない、補助することない、というくらいに私は思うんですね。（「そのとおり」「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君、意見としていいんですか。総務委員長の報告ですか。

○十二番（本間　久君）　どういうことで取り下げに来たのか、取り下げたいという、あるいは議長からでもいいですよ。そうでしょう、取り下げに来たわけですからその説明をちょっと。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　先ほど報告いたしましたように、ことしの十月の二十三日、請願の代表者、赤松美彦さんより所定の手続を経て、取り下げの申し出がありました。

十月二十三日は、ちょうど総務委員会が開会される日でございまして、その早朝と申しますか、委員会が開会される以前に、手続が済んでおります。したがいまして、委員会に報告があり、そのことを委員会としても確認した、とこういう経過でございます。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと委員長、そのままいてほしいんですが……。請願を取り下げるということは、当然、紹介議員もその経過を知ってるはずだと思うんですね。ただ、そういう手続が所定の手続がされてるから、その請願はいいんだということじゃなくて、その請願についても、やっぱりどのような総務委員会でもって審議がされたのか。ただ取り下げる、はいそうですか、ということでは私はないと思うんですよね。やっぱりどういう経過で取り下げをしたのか、ということがはっきりしなければ、手続が済んだからああそうですか、請願というのは、一回かけた以上は、付託した以上は、取り下げは本会議でなかったらできないわけですからね。幾ら紹介議員がうんと言ったって、議会がだめだったら、だめっていうことですからね。そういうことですね。ですから、その辺の審議がされたかどうなのか。委員長いじめてるわけじゃないですよ。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　これまで請願の取り下げが行われたと同じような経過で、委員会としては確認しております。（「同じといってもいろいろあるよ、全部同じじゃないよ」「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　本間議員の質問に対して、答弁大変あちらこちらで窮しちゃってるようですけれども、角度を変えて一点質問をしたいんですが、御存じのように社教センターには土地も市の土地を無償で提供している、貸している、あるいは年間それなりの補助金を出している、こういう状況が基本的にはあるわけですけれども、過去、現在、あるいは将来を通じて、社教センターに対しての市としての対応といいますか、位置づけといいますか、そういうようなところが当然あるだろうと思うんですね。これは土地を貸し、補助金を出してる以上は、全く別団体だから自由勝手でいいんだ、というわけにはもちろんまいらないわけで、それなりのやはり指導性というものが必要になってくるだろうと思うんです。その辺のかかわり合いは、どんなふうにお考えになっていられるのか、この基本的な部分をまずひとつ確認をしたいと思うんです。いかがでしょうか。

　これ、答弁できない範囲じゃなくて、市として社教センターはどんなふうにお考えになってるのか。補助金を出し無償提供しているそういう立場において、どんなふうに社教センターと

いうのを考えているのか。それの基本部分について、ひとつ御説明を願います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

私の答えられる範囲といいますのは、運営費の補助を出してるという範囲にかかわるわけですが、運営費の補助といいますのは、いわゆる予算用語でいいますと、需用費関係ですね、それを見ている、光熱水費とかそういうものを見ている、そういう範囲です。ですからそれ以上の、いわゆる何といいますか、基本精神とかあるいは運営の方法の理念については、委員会がございまして、その中で討議されて、おのずから形成されていくものだ、というふうに理解しております。

○議長（秦　正一君）　市長。補足はいいですか。

○市長（森田喜美男君）　過去、十年余りたったと思っておりますが、当初の精神に沿って、一つの地域社会のために、いわゆる社会教育サイドからの市民施設という役目を果たしてきておる、とこのように思っております。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　ただいま答弁がありましたけれども、そういう一つの考え方のもとに発想をして、土地を提供し、あるいは補助金を出し、とこういうことになれば、当然その運動には、市としてのやはり指導性というものが必要になってくるだろうと思いますね。そういう面で、全協の中でも私再三申し上げましたけれども、今回のこの請願の問題にしましても、単純に市民の段階から素直に出てきた請願、そういうものではないだろうと基本的に思うわけですね。ある社教センターの一部の方が、市民を扇動をし、署名を集め、そしてあるときにはこれを撤回をし、あるときにはまたその撤回したものをさらにまた運動に展開をし、また再度謝ってくる、こういうような状況が、同じ館の責任者の名前で行われているというところに問題点があるだろうと思うんです。

　一万からの市民の方々は、その経過をすべてを知りつくして、その運動に参加したわけじゃないと思うんですね。この署名を集める段階では、どういうことがささやかれていたかといいますと、市長が土地を貸さないからできないんだ、プールができない理由は、市長があるいは市が、土地を貸さないからできないんだ、という一つの運動の中で、署名が集められたという経過を踏まえて、この辺を考えますと、先ほど申し上げた、出したり引っ込めたり、やめたり行ったり、というような状況を踏まえて考えますと、当然社教センターの市の指導性というものを考えた場合に、このまま、出しました、やめました、はいそうですか、というような状況ではないだろう。その辺で、市としてやはり基本的な部分を踏まえた上で、今後の社教センターの運営を考えた場合に、この問題は、単にはいそうですかでは

なくて、何らかの処置があってしかるべきではないか、こういうことを本間議員も再三言わんとしているわけです。基本的な部分を踏まえて、社教センターの今回の一連のこういう行為については、市はどういう対応をしていくのか、このまま請願が引っ込められたからそれでいいじゃないか、ということで終わりなのか、あるいは今後も考えた上で、やはりこの問題については、はっきりしたけじめをつけるべきではないか、というのが質問の趣旨なわけですから、その辺も踏まえて、ひとつ御答弁をお願いをしたいと思います。（「休憩だな、これは」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　市長。答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　どうも問われてる趣旨が私にはよく理解できませんが、間違ってる点があれば今後正してまいります。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　問われている趣旨がわからないと言いますけれども、これは一連の経過を見て、全協の中にも報告があったように、私はあえて全協の中で、議長にもひとつ文を読んでくれ、どこから出てるんだ、こういう質問をした経過がありますけれども、これは事実として、同じ館の責任者の名前で、責任者といっても、最高責任者とは申し上げませんけれども、館の責任ある立場の人の名前で、取り下げましたという書類が出、そしてまた運動を続行しているという文書が出、何遍かその繰り返しがあったことについては、全協でも明らかになっている事実なんです、これは。その運動の裏には私どもも耳にしておりますけれども、市が土地を貸さないからできないんだ、という市民に対しての運動があった、ということも事実なんです。こういう一連の行動を考えた場合に、単純なことじゃないですか。土地を無償でお貸しをし、毎年補助金を出している実態があれば、当然これの健全な運営についての発言権は、市にもあるわけですから、そういう立場を踏まえて、その社教センターが一連のそういう行為をしたということに対して、やっぱり責任を持って指導をすべきである、あるいは何らかの処置をすべきであるということは、当然の理じゃないですか。むずかしいことでも何でもないでしょう。

　要するに、市としてこの問題については、単に請願が出てきた、引っ込めた、じゃこれで終わりだということではなくて、やはり館の立場にある人は、そういう無責任なことはやっちゃだめだよ、請願の取り下げあるいはその他の問題は別にしましても、一連のそういう文書で提出された問題だけをとらえたって、はっきりしているじゃないですか。その辺のけじめは、きちんと市として補助金を出す以上は、けじめをつけておくべきだ、ということを私申し上げてるんです。当然じゃないですか、これは。その辺の理屈がわかりませんかね。補助金出すということは、運動の基本的な理念が正しいから、ただ、ぼんぼん出

して、後は好き勝手でいいです、というわけじゃないでしょう。やっぱり出す以上は、その中での運営あるいは運動の状況等々で、問題があれば当然指導していかなければならない立場にあるんでしょう、そういう立場で、今度の一連の問題どう対応するんですか、とこう申し上げてるんですから、簡単なことでしょう。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう指導といいましょうか、市側の終始一貫した態度で、こういう結論になったということですから、立派な指導に役立った、と思っております。

　それから市が悪く言われているという言い方をされておりますけれども、これはもういろいろ市に対する意見というものは、これは市民に当然あるわけですから、そのことでもって、何か報復－報復というのは当たりませんが、そういう反応を示すということは、私はあんまりいいことではない、このように思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私は、なぜわれわれがこういうふうに言うかと言いますと、社会党としても、あるいは市長を含めて、当時の企画財政部長やあるいは関係者弱ってたじゃないですか、社教センターの横暴には困るよと。それでいま市長の答弁聞いたり皆さんの答弁聞くと、あれはあれでやっていくんだがらしようがないんだ、それは市にはいろいろ批判があるんだろう、これじゃ何もかもやりたい放題。そういう私は、少なくともこの請願については、一度もうかけられたわけですから、総務委員会に付託されたわけですね。だからこれだけしつこく言うんですけれども、またいままでの運動の経過、いままでの取り下げの請願の経過とは違うんですね、これは。そのような大きな流れの中で、対市と社会教育センターを中心とした激しいいろいろとやりとり、そういう中の運動が市民一万人に対して影響を及ぼしているわけですよ。一万人というと、大体有権者の八分の一ぐらいじゃないですか。そういうような運動に対して、それを中心となってやられてこられたのは、社会教育センターじゃないですか、はっきり。そのセンターの責任者が、市に対してそのような態度で、いままでやられてきたと全く市の実情というものを無視して、しかもそのグループのリーダーの中にも、やっぱりもうはっきり、市が拒否をしなければ、これは何でもないんだ、建つんだ、極端に言えば、一時ごまかしてでも建てたらどうだ、という話まで出たんですよ。そういうような運動だけに、私は、少なくとも社会教育センターの、これからのあり方なんかについてもよく検討していただかないと、あるいは指導していただかないといけない。いままでの経過の中でも、幾つも問題あるんですよ。そういう状況の中で、絶えず問題になってきてるでしょう。だから個人が悪いと

か、何とか、そういう考え方が問題なんですね。ですからそういうものについて、今回の問題についても、単純に、ああそうですか、と言うべきじゃなく、はっきりとした処置を取るべきじゃないか、こういうふうに考えるんですね。そうでなければ、補助金なんかやることはない。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。今後の段階において決算もあるし、また予算のときにも大いにそういった面で基本的な面について意見を交わしてもらって、今回のこの取り下げについては、御了解願いたい、このように思います。議長そうしていきたいと思います。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ちょっと休憩をほしいんですが、五分程度。五分間ないし十分……。（「続行」「いま、だれに聞いてるんだよ、聞かれた人が答弁しなけりゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時十五分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの本間　久君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今後、社会教育センターにつきましては、誤まりのない指導を適切にやっていこう、このように考えておりますので、御了承をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　さらに教育長の方から社会教育の今後の対応に対する基本的な考え方を求めます。

○教育長（倉又秀作君）　教育委員会としましても社会教育というのは非常に重要な面でございます。その社会教育センターも同じく社会教育について努力しているものでございますので、十分協力し合って正しい方向に邁進したいと、こう思っております。以上です。

○議長（秦　正一君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ただいまの市長と教育長の方から答弁がありましたけれども、実は先ほどそういうような答弁がほしかったわけであります。というのは、企画財政部長も含めましてただお金を出しているんだと、そして市長もあるいは教育長も直接はタッチしていなんだと、余り関心がないような答弁がありましたものですから請求したんですけれども、特に今度の運動の場合について―いまでも私はあると思うんですけれども、多くの署名された方々は市がオーケーしてくれないからいまだに建たないんだと、恐らく請願が取り下げられたということも知らない署名者が圧倒的多数だと思いますね。そういう状況の中で、これから今後この種の問題を検討される際にも、企画財政部におきましても、あるいは関係の都市計画でしょうかね、そういうようなときにも十分調査をされて、それでだめだということが起きましたらきちんと相手を指導する、それで請願が出す、出さないは、これは自由でしょうけれども、ごり押しになかなか屈せないような、あるいはそういうような議論のならないような市民を惑わすことのならないような適切な指導をしてほしい。特に今回の場合、市長は毅然として、いわゆる一般のような建て売り業者のような違法建築までやっても建てよう、というような極単に言えばそういう運動もあったんですけれども、それが毅然として譲らなかった、そういう態度に対しては私はりっぱだというふうに思います。そして、これから教育センターが全く別個の法人格の団体だから関係ないということではなくて、日野市の社会教育の中心のセンターでもあるわけですから、十分ひとつその社会教育の前進のため適切な指導をしていただき、なおかつ、あそこの中心になっている方々にも正しい運動が展開されるように十分話し合っていただきたい。そしてできれば、代表者会議あるいは全協にまで諮られた問題ですから、十分その辺のことについてもそれなりの一言があってもよかったんじゃなかろうか、という問題から十分その辺の真意を理事者側もくんでいただきたい、そのようにひとつお願いいたします。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　取り下げに関してですか。（「はい」と呼ぶ者あり）石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　委員長報告の中で、取り下げの問題で休憩をしたということも数は少ないんではないかと、こういう中で私も総務委員の一人であって、しかも私の会派で田中議員がこの問題の紹介議員にもなっている経過を踏まえまして、私もずっといま本間議員、島村議員等の理事者とのやりとりを見ておりまして、いま少し真相を究明すべきだ、こういうことを考えまして、こういう扱い方を議長はどう扱うかしらんけれども、議長も総務委員の一人でもあるので、いま一回総務委員会で何かの形で休憩してもらって、総務委員全体寄ってこの取り扱いを協議して、いわゆる社会教育センターの関係者なり、その間に流布された問題点なりを究明して、それからやるべきだと、こう思います。（「休憩」「いいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ただいま石坂議員の方から発言があったわけですけれども、議長といたしましては、この請願の取り下げに関しては代表者の方から申し立てがあったわけですから、これは素直に受けとめて、この内容的な面や、また今

後のいろいろなそういったことに関しては決算委員会もあることだし、また予算委員会もあるだろうし、そういった中で十二分に論議を交わしてもらって、先ほど市長の方からやまた教育長の方からも答弁あったわけで、その点をくんで、この際取り下げの方向に進めていきたい、このように思っております。御了承願いたいと思います。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私は委員長に総務委員として聞きたいと思うんですが、いま議長が、貴重な時間でそういう議長の決定に対しては強く云々ということは申し上げません。ただし、総務委員会でこの問題、いわゆる総務委員会に付託されての問題だけに、いわゆる会期中の総務委員会の中でこの問題をやるということを私は委員長に確約できるか、その点の委員長の答弁を願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　本請願を、五四－二五号のこの請願を今回ここで取り消せば、総務委員会として議題にのせることはちょっとむずかしいのではないか。できないと思います。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私は議長に強く申し上げます。休憩して総務委員会を開くべきだと思います。（発言する者あり）

○議長（秦　正一君）　総務委員長、特にただいま委員の方から発言あったわけですけれども、総務委員長の特に考えありますか。御意見ありましたら……。総務委員長。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　先ほどの総務委員会の報告でひとつ御了承いただきたいと思います。（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本二件の請願については、取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－一九号、戦後強制抑留者に対する実態調査を求める件に関する陳情、請願第五四－二五号、日野社会教育センターの温水プール建設に関する請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

次に請願第五四－二九号、三多摩市民生活協同組合の営業所増設絶対反対陳情の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、都市整備産業建設委員長より報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　御報告いたします。本請願は、昭和五十四年九月四日に提出された陳情

であります。三多摩市民生活協同組合の営業所増設絶対反対の陳情でありますが、十月十七日に取り下げたいとの申し出がございました。委員会といたしましても審査をした結果、取り下げることに決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については、取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、請願第五四－二九号、三多摩市民生活協同組合の営業所増設絶対反対陳情の件については、取り下げることに決定いたしました。

これより議員提出議案第一六号、日野市議会昭和五十三年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一六号、日野市議会昭和五十三年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七七号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七七号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第二号の専決処分の件で、地方自治法第百七十九条第一項及び第三項の規定により議会の承認を求めるものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ一千百万円を追加し、歳入歳出の予算総額を七億二千八百四十八万円とするものであります。なお、詳細につきましては、水道部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　それでは私の方から御説明を申し上げます。専決処分いたしました額につきましては、ただいま市長の方から申し上げましたとおり、それぞれ歳入歳出額一千百万でございます。この内容と理由を申し上げますと、三沢の配水池に緊急遮断弁を設置しまして、災害時における飲料水を確保したい、こういう計画で緊急遮断弁を設置するものでございまして、この件につきましては、九月議会におきまして八百万円の補正を議決をいただきました。その後、東京都と

協議をいたしまして、東京都といたしましてもこのような施設をつくるのは初めてでございますので、現場の試堀をしたり、あるいは基本設計等につきまして種々協議を重ねてまいりました。その結果、遮断弁を設置するための弁室をつくるのに非常に大きな工事が必要になるということがわかりましたものですから、どうしても八百万円の予算では工事が施工できないということになりまして、今回一千百万を補正で処置するということにいたしたわけでございまして、なお、工期の問題につきましては、設計を含めますと五カ月を要するというようなこともわかりましたので、専決をさせていただきました。何とぞ御理解を賜わりまして御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七七号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第二号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第七八号、昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七八号の提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定でありまして、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき議会の認定を求めるものであります。同規定により監査委員の意見書並びに主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　監査委員から監査報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（牧野秀夫君）　昭和五十三年度の日野市一般会計決算の認定につきましては、前もって市長から提出を受けました歳入歳出決算書並びに付属の証書、帳票、調書等について審査期間を九月二十日より十月三十一日までと定めまして、審査を行い、関係の職員よりも所管事項等について詳細な説明を受けました。審査の結果は、決算書等は法令に準拠し、正確に作成されており、会計原案にも沿っておりますので、適正なものと認めました。御承知のとおり、監査としましては毎月例月出納検査を実施しておりますので、決算審査は補完的審査と申しましょうか、確認審査とも言えるべきものであります。また、決算審査は、予算の執行状況を審査することによって決算結果の追求に終わるものではなく、次年度予算編成に役立つことを願望しているものであります。各事項、細かい事項の審査内容については、お手元にお配りしてあります審査意見書を御披見願いたいのでございますが、今回は、議会の議決に従っておおむね予算の執行は適正に執行されているということを確認した次第であります。簡単でありますが、一般会計の審査報告にかえさせていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七八号、昭和五十三年度日野市一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第七九号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第八一号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第八二号、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは特別会計関係の決算の認定議案につきまして、それぞれ説明を申し上げます。

議案第七九号は、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定でありまして、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第八〇号は、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会

計決算の認定でありまして、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第八一号は、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定でありまして、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第八二号は、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定でありまして、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

以上四議案、それぞれ認定をお願いするものでありますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　監査委員から監査報告を求めます。

○監査委員（牧野秀夫君）　四特別会計とも、特に御報告するようなことはございません。

決算の審査に当たりましては、計算に過誤はないか、収支の命令に合致しているか、予算の執行は適法になされたか、この三点を主な眼目として審査を行ったわけであります。

ここで、四特別会計のうち、特殊な形態をとっております受託水道会計について、ちょっと御報告したいと思いますが、これはもちろん東京都の会計でございますから、御参考のためにお聞き願いたいと思いますが、御承知のとおり日野市水道事業は、昭和四十九年六月一日をもって、都と一元化されたわけであります。そのときの起債残額は、十六億一千五百万円でございました。自来五年を経過しまして、給水施設等の拡充のため投入された投資的経費は、十億円を超しております。したがいまして、五十三年度の決算期末においての起債残額、つまり借入金の残額は、二十六億を超しております。ちなみに五十三年度の単年度の収支の差額、つまりいわゆる赤字、これが三億一千万円でございます。こういうことを考えますと、当市の水道事業としては、財務的にも利得が大であった、と言えるのではないかと思います。これはあくまでも参考でございます。

これをもちまして、一般会計並びに四特別会計の監査報告を終わらせていただきますが、終わりに臨みまして、前年度の種々の監査の結果、監査委員として要望いたしました事項について理事者あるいは職員の方々が、積極的に検討を加えられ、ある事項については、早速是正が行われたことは、監査業務に対する協力のあらわれとして、謝意を表するものであります。

これをもちまして、監査報告すべてを終わらせていただきたいと存じます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七九号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第八一号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第八二号、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後　一時二十二分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第八三号、日野市財政調整基金条例の制定、議案第八四号、日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八三号につきまして、まず提案の理由を御説明いたします。

本議案は、災害復旧、市債の繰り上げ償還などのために財源不足を生じた場合、その不足額に充てる財源として、基金を積み立てるものであります。

議案第八四号は、七生支所及び多摩平支所を利用する市民の利便を考え、所管区域の一部を変更するものであります。

それぞれの議案につきまして、詳細は、企画財政部長並びに市民部長に説明いたさせますので、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　日野市財政調整基金条例について御説明申し上げたいと思います。お手元にあります議案書の中に、条文が出ておりますので、御参照いただければと思います。

第一条につきましては、災害復旧、市債の繰り上げ償還その他財源の不足を生じたときの用に充てるため、という設置の趣旨の内容でございます。

第二条の基金の積み立ての分につきましては、積み立てるべき基金をどのように予算上処置するか、という処置の問題が規定されてございます。いわゆる「……一般会計歳入歳出予算で定める。ただし、各会計年度において生じた決算剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入する場合は、市長が定める」、これは自治法二百三十三条の二に規定されております余剰金の積み立てという条文そのものを基盤としてつくられております。

第三条の（管理）、これは積み立てました基金の管理の規定でございまして「……金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」、二項としまして、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる」、そういうような規定になっております。

四条につきましては、つまり基金運用上生じた益金の処分の方法についての規定でございます。「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。」

次、第五条は、繰りかえ運用の規定でございます。「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて、運用することができる」、いわゆる基金からの引き出し運用という形によって行われるものでございます。

次に基金の処分に関してでございます。第六条、「基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、その全部または一部を処分することができる」。

一、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

二、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

三、緊急に実施することが必要となった土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五、償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

以上となっております。

第七条は委任条項でございまして「この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める」いわゆる規程を定めることによって、その運用の細部を決めるというものでございます。

以上が提案しました日野市財政調整基金条例の概要でございます。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは、議案の八四号について内容を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、現在、七生支所の所管になっております地区の西平山の五丁目、一般的に申し上げますと、豊田団地、それから大和田自治会、大平地区、この地域でございますが、これを七生支所の管内から本庁に変えるということ、それからなお、多摩平の支所の管内からは、東豊田の一丁目、二丁目、四丁目、それからなお大字日野の六四八八から六五九一、なお、大字豊田、大字南平、それから大字川辺堀之内、大字上田―主として中央線の西側で、実践の短大の付近の地域でございます。この地域を多摩平支所の管内から本庁に変える、こういうことでございます。

なお、実施の時期につきましては、ここにありますように、来年の二月の一日から施行いたしたい、と考えておるわけでございますが、この時期につきましては、三月、四月の異動の非常に多い、それ以前に移管をしてしまう、こういうことで実施の時期を考えておるわけでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　日野市財政調整基金条例、これについて若干の御質問を申し上げたいと思います。

まず内容はまた別として、いままで財政的な問題でこういう条例ができてなかった。しかし、突然というか、いまここでつくられた根本的な理由をひとつお聞かせいただきたい。

それに関連して、日野市公共施設建設基金条例ですか、これとの関連、それからきわめて素朴な質問でございますけれども、日野市の行政の予算の中で、何をどんな施策をとりましても、いわゆる予算がないから市民の要望にこたえられない、というのが現況だと思います。そういうことは、わからないわけじゃないんですけれども、市民から見て、いわゆる基金、これは何か補正予算ですかに組まれているようですけれども、それと先ほど申し上げた公共施設基金、これらを合わせますと、十二、三億になるんじゃないだろうかなあ、とにかくいずれにいたしましても、公共資金の場合でも、昭和五十三年度の分だけ見ましても、九億二千八百万が五十四年度に移向してるわけですけれども、五十四年度の決算はまだわかりませんので、どのくらいの数字になるかわかりませんけれども、相当な、いわゆる魅力のある数字が、いわゆる基金という形で、何といいますか、

一般の市民に直接関係するような、たとえば幼稚園の、公私立の格差是正、あるいは教育費一つとりましても、小学校の営繕費が三千五百万で年間賄う。いろいろやっぱり一般質問の中でもございましたとおり、やはり学校のトイレがどうとか、あるいはカーテンがぼろぼろだとか、やらなければならない目の前のことがあるように思います。

そういう市民感情から見ますと、こういう日野市の公共施設の建設基金だとか、そういうものがだんだん出てきますと、なおさらやはりそういう意味では、非常に市民にちょっと理解しかねる、いわゆる目先のことかもしれませんけれども、これも市民に対しては、非常に関心の深い予算の執行だと思います。

それらを踏まえての中で、いま申し上げた公共施設建設基金との関連、それからこの基金制度をいまここで設けて、いままでにも繰り上げ償還あるいは等々については、やはり何といいますか、やりくりというと言葉が悪いですけれども、そういうことでおやりになってきただろうと思います。

それから地方債の関係も当然出てくると思いますけれども、それともう一つは、条例の字句の問題でございますけれども、やはり地財法第四条の四の積立金の処分ということがここに書かれていると思いますけれども、一、二の一では「当該不足額をうめるため……」というようなうめるの字が、やはり何といいますか、自治法あるいは地財法から見ていきますと、ひらがなで「う」と書いてあるわけですけれども、ここでは漢字をお使いになっております。これはどっちも、これがいけないとかいいじゃなく、字としては当然そうだと思いますけれども、これをひらがなをわざわざ漢字になおされました理由は、何か御理由があるのかどうなのか、やはり条例というものは、法令に準則してつくられるのがベターじゃないだろうか、というようなことで、いわゆる法制局で書いておりますこの字と変わっておりますので、その辺のひとつ御説明をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

一点目の、いまここでこの条例をつくる理由は何か、という御質問だと思いますが、二点目、三点目も、それを説明することによって、大分関連がありますので、ある程度おわかりいただけるかと思いますが、一応、一点目から御説明申し上げます。

いまここでこの条例を、基金条例をつくります理由の最大のものは何かと申しますと、これは、この後御提案申し上げております補正予算をごらんになっていただければわかるとおり、法人税の、五億九千の法人税の伸びがございます。これは、地方交付税を、五十四年度の地方交付税を自治省から受けます際には、これだけの収入があると見込まれていなかった額でございます。地方財政法の条文によりますと、「その後、収入に増減があった場合 ― 著しい、その翌年度においてそれを調整する」という規定がございます。これは、いままでもそのようになされてきておるわけですが、当然、五億三千万に対する基準財政収入額見合いの七五％分、四億少々の金額につきましては、来年度差し引かれてしまうわけでございます。ですから、その差し引かれる財源をすでに手当てせねばならない、というやむにやまれない事態が一つあるということでございます。ですから、法人税の収入につきましては、俗な言い方をすれば、もうかってから一年たってじゃないと安心して使えないという、そういう仕組みがございますので、そのための補完ということでございます。それが一番大きな理由でございます。

それから二点目、公共施設整備基金との関連という御質問でございます。公共施設整備基金は特定の目的を持ったところの基金でございます。いわゆる公共施設の建設にのみその財源充当ができるわけでございます。ですから、たとえばある工事をして、その工事の起債が、その起債部分がありますと、その起債を返還する段になりますと、今度は工事費ではなくて償還金になってしまいます。そうするとその場合は、公共施設整備基金から出すことはできないで一般財源を充てなければなりません。そういう場合にはこの財政調整基金ですとその資金を充てることができるわけでございます。そして公共施設整備基金の使い道としましては、御案内のとおり、日野市におきましては、道路事情あるいは公園あるいは学校用地、種々ないわゆる需要要求を抱えてございます。議員さんの御指摘のとおり九億数千万確かでございますが、それとてもちょっと油断をしますと、― 油断という言い方はおかしいですが、気を許しますと、すぐにゼロになるというそういう繰り返しの中で運用されているわけでございます。年度末には一応いっぱいになっていますけれども、途中の補正予算の段階では、御承知のとおりそこから取り崩して使っているという、そういう運用をやってきております。ですから、公共施設整備基金をもって財調基金にかえるということは、少し基金の性格が違うので無理かと思います。

三点目、予算がないからという、市民要望に対して、こういう中で、予算がないからという事情でもっていろいろ事業費をカットされている。そういう中で、このお金というのは非常に市民の目から見たら奇異に映るのではないか、という御指摘でございます。まことにもっともだと思うんですが、第一点目で御説明申し上げましたとおり、そういう決められた法律の規則なんですが、応々にしてそういうところ見落とされますので、そういうことがございます関係上、どうしても一応これは来年のためにこれだけのものは何としても用意しておかなければいけないんではないか、そういう考えでございます。

さらにもう一点、その交付税見合いが四億一千万程度でございますが、あと四億六千万ですから、五千万少々あるわけですが、それは東京都の財源落ち込みに対する補完として考えよう、

そういう考えが一つあることもつけ加えさせていただきたいと思います。以上でございます。

文字につきましては御指摘のとおりでございますので、早速訂正するようにいたします。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　いま、生野部長の説明で私もあれですけれども、ただ、さっきも申し上げましたとおり、市民から見ますと、素朴な考えで、あれも足りない、これも足りない、学校の設備もめちゃめちゃじゃないか、それだけここで急に基金を積まなければどうなんだ、いままではどうしたんだ、というようなことが出てくると思うんですよ。もちろんこれは何といいますか、公共施設建設基金ですか、これは一般財源とそれからいわゆる行政協力費ですか、これが財源だと思いますから、やはり行政協力費だからといってどこにでも使える性格の金じゃないと思うんです。これはわかっています。ただ、そういう基金、何といいますか基金だらけという言い方もちょっとおかしいんですけれども、苦しい、苦しいとは言いながらなかなかどうもそうではなさそうだ、それから地方債の返還についてもそうだと思います。地方交付金とやはりそれだけの基準財政収入額との合算がその年度の基準財政需要額を上回ればこれはどうしても相殺されるわけですから、これも一年じゃなくて二年間にわたってだと思います。精算は。翌年度、単年度でじゃないと私は思っていますけれども、いま、部長の方では翌年度ということですから一年間というふうに解釈します。その辺は私の勘違いかどうかわかりませんけれども、再度ひとつ確認をしていきたい。

それから、やはりそういう意味での何といいますか、言われる精神はわかるんです。都下二十六市のうちでほとんど二十市前後がこういう基金をつくっていることも承知しております。ですから、いま部長の説明の中で東京都の補助金が非常に問題だと言いますから、私もこの前いつだったか時は忘れましたけれども、やはり東京都が推奨した事業がいわゆるたくさんあると思うんですよ、それであと市におっかぶせている事業が。担当市にしてみればそれを東京都から言われた仕事をするために事務量も大変だろうし、それに含めて人件費もそれにふくらんでくる、正比例して、そういうものは東京都が提唱した事業は東京都に私はお返ししなさいと、こういうことなんですよ。それで補助金が少ないとかどうのこうのというんじゃなくて、もとから東京都にお返ししたらどうですか、ということなんです。市は市でやれる範囲の仕事をやればいいんであって、都の仕事まで市がやる必要はないだろう、それがやはり国あるいは都道府県、市町村事務分掌というふうに分かれているのがそこのねらいだと思うんですけれども、そういう点の考え方が、私の考え方違うかどうか、ひとつ再度部長の方からでも結構ですからひとつお考えいただければ……。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一点目の二年で返すのか、端的に言いまして一年で返すのかという御質問にまずお答えしたいと思います。いわゆる地方交付税法には、返せという規定だけあって、何年ということはないのであります。そこらが国の方で運用する上のある意味では妙味になっておりまして、国の財政が豊かなときには二年くらいに分けてくれる、それも非常に、三、七だとか、四、六とかいうふうに。ところがきびしくなりますと頭から取っていくというようなことをやるわけです。ですから、その対応は法律に規定がないために翌年というふうになっているために、一応一年で取られることも想定したい、そういうことでございます。

それともう一つは、この積立金を運用することによって、市民生活にたとえば都の補助金がなくなった場合、すぐに影響が出るようなことは避けたいという一つの弾力的な財源として使いたいという意思でございます。これはその方が市民の方々に対する急減な負担を避ける意味においても、より行政的にベターではないかという判断でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　最後に一つ御質問して、あとは担当委員会で十分御審議をいただいて、最終日にはひとつ納得のいくような御回答をいただきたいと思います。第二条の「基金として積み立てる額」云々、これはさっき部長も言われましたように、地方自治法第二百三十三条の二いわゆる「歳計剰余金の処分」というところから出ていると思うわけですけれども、これをちょっと読ませていただきますと、「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、または普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる」、こんなふうに書いてあるかと思うんです。それと、いまここで第二条でうたっております条項とはどういうふうなことになるのかな、これは。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。結局、条文の内容、第二条の内容は、いま議員さんのお読み上げになりました二百三十三条の二の内容でございます。市の条例でその二百三十三条の二を条例化することによって「剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入する場合は、市長が定める」というその形が優先的に生きるという、そういう関係が生まれるわけでございます。内容は同じでございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　先ほど申し上げましたとおり、まだいろいろお伺いしたいことはあるんですけれども、これればかりというわけにはいきませんので、一応この辺で質問は終わりたいと思いますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、担当委員会では十二分な御審議をいただいてお願いしたいと思います。質問終わります。

○議長（秦　正一君）　次に市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま杉山議員から私の質問しようと思ったこと、ある程度お聞きしましたが、ある一、二点について御質問しておきたいと思います。総務委員会で当然そのようなことは議論されると思うんですけれども、たまたま私、総務委員でないのでお聞きしておきたいと思います。

いま運用方法においては企画財政部長からお答えがありましたので、そういう意味においては緊急の運用方法という意味で結構だと思うんですけれども、ただこの中で、私いま読ませていただいてちょっと疑問に思う点は、たとえば予算額あるいは限度額等がないわけですね。そうなりますと、この運用方法によっては、まず第二条においては、「基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。ただし、各会計年度において生じた決算剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入する場合は、市長が定める」となっておるんですけれども、第六条の三項には、「緊急に実施することが必要となった土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てることができる」というふうになっているわけです。そうなりますと、この使用目的は非常に拡大解釈ができると思うんです。限度額も設けてない。また予算額も当然ないわけですけれども、その辺のところは一体どのような運用方法を取るのか、ということを聞きたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。御懸念の点はもっともかとも思いますが、一応、六条の三項に規定されております、たとえば土木の用に供するという場合、これは当然予算を基金から一般会計の予算化という、いわゆる予算化という手段を取らなければ使えないわけでございます。基金のままで使うわけではないので、当然議会の御承認という形が出てくると思います。

それから限度額云々の件でございますが、どのくらいの額を余るかわからないという場合と、ある計画のために来年度は幾ら幾らの金を基金として財調に積むんだ、という二つの場合があると思います。計画的財調基金を持つ場合、それからたまたま余剰金が出たんだから積むという場合、たまたまの場合には限度を設けたらちょっとまずいのでこれは設けられないわけです。それから計画的にする場合には、当然二条の前段にありますとおり、「積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める」となっております。予算で定めて歳入歳出組みます、その際に、当然議員の方々の御審議をいただく、そういう形になると思います。それで、そのために限度額はなくても議会の方々の承認という手続を必要としますので、問題はないものと、そのように考えております。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　次に林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私は八四号について御質問したいと思いますけれども、総務委員会でいろいろと細かい点は討議されるんじゃないかと思いますけれども、この八四号議案を行うということについては、役所としても運用上の問題でプラスになるということの見地からこのような形になったんじゃないかというふうに解釈するわけですけれども、これまでの経緯、このような提出するまでになったような経緯、請願も採択されておった時点もございましたけれども、どのような形で市民との関係が話し合いその他がなされたのか、今後のＰＲの点についてもどのように処置されるか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　お答えをいたします。それでは今後の問題として先にＰＲの方法等についてお答えを申し上げたいと思いますが、広報を通じて二月一日以前に二度ほど載せたいと思っております。それからここの地域にかかわるそれぞれの住民の方に直接はがきで通知もいたしたい、こんなふうに考えております。そういうことを今後進めてまいりたいと思います。

それからいままでの過程でございますけれども、前回の議会のときに市長からお話がありましたとおりでございますけれども、その後、九月、十月にかけましてこの地域の方々にアンケートの調査をいたしました。それでちなみに地域の結果を申し上げますと、七生支所管内から本庁に変わる、いわゆる大和田地域でございますけれども、この地域につきましては、世帯の一〇％やや超える数のアンケートをいたしたわけでございますが、その六五％の方から回答を得ております。八十通のアンケートをいたしまして、回答を得たのが五十二通で回答率が六五％でございます。それで、その五十二通の内容について申し上げますと、変更した方がよろしいという方が四十七通、それから変更しない方がいいというのが五通で、変更した方がよろしいというのが九〇・三％という結果でございます。それでなおその中にも多摩平支所がよろしいというのと、本庁でよろしいという四十七通の内容があるわけでございますが、本庁でよろしいというのが三十四通で、多摩平というのが十三通で、この比率が大体本庁が七十、多摩平支所が三十ということでござい

ます。したがいまして、これを全体を直しますと六三%の方が本庁でよろしいという、こういうことの結果が出ておるわけでございます。それからなお、多摩平の管内で本庁に変わる地域のアンケートでございますけれども、これは大体同じような結果が出ておるわけでございます。回答率につきましても五三%、それからその回答の内容で、変更した方がよろしい、それから変更しないでもよろしいというのが全く同じような数でございます。六十二通と六十三通という結果でございます。したがって、いろいろ内容が、地域的に賛成、反対というふうな片寄った地域もございます。特に事例で申し上げますと、黒川地域あるいは豊田の第一、第二、第三というコーポの地域がございます。地区で申し上げますと、中央線の北側で、黒川の公園の付近一帯です。この辺については、現状の地域がよろしい、というような意向がございました。

したがってその後、そういう方々の自治会長さんあるいは地域の集会がございました際にお伺いをして、それぞれのことを御相談を申し上げ、賛成を得られないというか、残してほしいというような要望、あるいは地域の変更をした方がよろしい、ということをそれぞれその地域ごとにまとめまして、ここにありますような結果を得て御提案を申し上げた、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　部長の説明でよくわかりましたが、部長、何か今回そのような形になったということは、アンケートを一方ほかにも何か自治会とかそういう形の中で説明会を開かれたというか、その点がちょっとはっきりしないんですけれども、ほかの自治会の単位とか、そういう形の説明会は開かれなかったんでしょうか。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　ちょっと説明で不足いたしたかと思いますけれども、全体的にはアンケートで進めてきたわけです。

それで特に問題がありそうな地域といいますか、そのアンケートの結果で、その地域で御相談を申し上げた方がよろしい、というふうに感じた地域について打ち合わせ会を持った、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　私もその点で、ちょっと地域に行きましたところが、アンケートそのものはそうでございますけれども、浸透率というか、そういう形の面がちょっと欠けているようなので、御質問申し上げたわけですけれども、今後もやっぱりPRとかそういう点について、いま一度細かく浸透させていただくということが必要じゃないかと思いますので施行以前にやはりその面も文書も出すということでございます

けれども、注意されてやられた方がいいんじゃないかというふうに感じますので、よろしくお願いしたいと思います。

細かい点については、また総務委員会で再検討をお願いしてほしい。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　議案の八三号についてでございますけれども、これは別途、委員会等で十分審議の場があるわけですけれども、私は、この制定についての考え方、これをお聞きしたかったわけですけれども、いままでの質疑の中で、それなりに理解できる部分もございますけれども、重複する回答は避けても結構ですから、ひとつお聞きしてまいりたいというふうに思います。

この条例による多くの目的を持つ基金の必要性、これは私も理解できるわけでございますけれども、何せ補正の中の大部分をこの基金に繰り入れる、こういうような内容になるわけでございまして、むしろこの種の条例制定、あるいは基金の確保、こういうものは、当初予算の中で全体的な関係、こういう中での設定が望ましいんじゃないか、というように考えておったわけでございます。

したがいまして、できるならば補正等による増収は、いま緊急必要とするいろいろな交通対策なり、生活環境なり、こういう面に活用することが望ましい、とこんなふうに思っておるわけですけれども、この点についての考えをお聞きしたい、ということでございます。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答え申し上げます。確かに一般の場合ですと、おっしゃるとおりだと思います。

ただし、この財源が法人税でなかった場合ですと、そういう形がとれるんでございますが、たまたま先ほど御説明申し上げました部分にもありましたように、増収部分が法人税であるために、地方交付税との相殺関係にあるということです。そのために、やむを得ず基金をつくらざるを得なかった、ということです。

それともう一つは、これは必ずしも拘束されるものではございませんが、東京都地方課、あるいは自治省等から、法人税の増収を彼らはもうわかっておりますので、それを察知した上でのいわゆる文書によらない口頭通達で、指導なども来ておるわけでございます。増収をそのまま使ってしまうと、今度は返還のとき困るぞ、というような内示的なものもありまして、一応それらを考えた上でも、これらの政策をとった、ということでございます。当然、補正などしないで当初にする、というのが政策的なものについては当然でございますが、この場合につきましては、事情がそういうことなので、御理解いただきたい、このように思います。

○議長（秦　正一君）　川嶋　博君。
○五番（川嶋　博君）　八三号の日野市財政調整基金条例のことにつきましてですけれども、ただいまの質問の中に、基本的なものが質問されておりますので、省略させていただきます。
その中で、三条の中の二項の中に「最も確実かつ有利な有価証券にかえる……」ということと、第六条の一項の「経済事情の著しい変動……」とそういうことが載っておりますけれども、これを具体的に説明をしていただきたいと思います。
○議長（秦　正一君）　企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。これは最も有利で確実といいますのは、時の債券市場と、いろいろ公定歩合、そのときそのときによりましての金利関係等考えた上で、一番有利な方法でという含みでございます。
それから後の著しい経済情勢の変動、たとえば四十八年のオイルショックあるいは現在起こりつつあるような経済変動の中、こういう形でいわゆる当初予算の確保がむずかしくなるような事態が起こった場合、とそのように御理解いただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　島村孝志君。
○二十一番（島村孝志君）　八四号について御質問をしたいと思います。私の聞き漏らしかもわかりませんけれども、八四号御提案の際に、前段の七生支所の部分、設置という部分については目的はわかりますけれども、所管区域の変更ですね、これらについては目的の説明がなかった、というふうに何か思われるんですけれども、何の目的でこういう移動をやるのか。移動をやった結果、市としての利点はどこにあるのか、あるいは害はどこにあるのか―害はないと思いますけれども、そういった基本部分をひとつ御説明願いたいと思います。
○議長（秦　正一君）　市民部長。
○市民部長（田倉高光君）　お答えいたします。提案の理由といいますか、目的でしょうか、提案の理由の中で申し上げておりましたので、その辺ちょっと重ねて申し上げなかったことについては、落ちだったかというふうに感じておりますけれども、いわゆるできるだけ近いところで十分利用していただければ非常に幸いだ、こういうことでおのずから庁舎も、本庁舎も位置が変わったことでございますし、それぞれ付近で利用していただくことがより便利、こんなふうなことで、所管区域の変更をお願いしてるわけでございます。
それからなお、そのことが即、市民に対する何といいますか、利点と申しますか、そういうことで考えておるわけでございまして、それ以上申し上げることもないわけでございますけれども、そういうことの中から、地域の方々の意向を聞きながら改

善をしていきたい、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。
○議長（秦　正一君）　島村孝志君。
○二十一番（島村孝志君）　ただいま説明がありましたけれども、私は、今回のこれにつきましては、先ほど林議員の質問に対しまして、アンケートの結果、あるいはむずかしいところについては、会合を持ってという御説明がありましたけれども、それ以前の問題として、現存する多摩平支所が、ある部分飛び越えられて本庁に来ているという部分について、どうもひとつ基本部分で理解がしにくいわけです。これはどう考えても、市長もたびたび正式には言っておりませんけれども、非公式な発言の中で、ちらりほらりとありますが、多摩平支所のいずれ廃止ということと、かなり深いかかわりあいがあるんではないか、というふうに思わざるを得ないわけです。
したがいまして、既成事実という面での一つの行為かと思いますけれども、それらを考えますと、単純に今回のこの支所の管轄の移動というのは、了解しにくい部分があるんではないだろうか、この裏には、多摩平支所のいずれ廃止というものが隠されているというふうに考えざるを得ないわけです。隠すという言葉が当たるかどうかわかりません。もうすでに非公式には口にしておりますから、隠すという言葉が当たらないかもしれませんけれども、そういうふうに考えざるを得ないわけでして、非常にむずかしい問題がこの八四号には含まれているんではないか、というふうに思いますので、あえてここで、この本会議の場で、本日これ以上の質問はいたしませんけれども、これの付託されます総務委員会の中で、それを踏まえて十分御審議をいただき、審査報告の中で御報告をいただきたいと思います。お願いしておきます。
○議長（秦　正一君）　大越久雄君。
○二十二番（大越久雄君）　八四号の件について質問いたしますけれども、これは請願に基づいて二つの請願が出てきたと思うんですよ。西平山六丁目からも出てきた。東平山地区からも三丁目付近からも出てきた。
これらの問題については、過日、市長が地区の対話集会の中でも、アンケート調査をした上において、基本台帳の変更をする、というようなことを発表してるわけなんですね。それで、ましてや西平山の五丁目、六丁目については、請願が、これは具体化されたでしょうけれども、東平山地区の問題については、この場でどういうふうにして、また依然として七生支所の方に管轄権が移ってますけれども、この面については、どうなんでしょうか。
聞くところによりますと、西平山一丁目から四丁目までは、まだ市役所までの交通のための道路状態が完備されていないために、バス等の運行がないから、やむを得ずそれよりも近いと

ころの、すぐ京王線を利用できるので、いまのところでは、本来ならば本庁に変わろうとも結構なんだけれども、交通機関が完成した時点においては、本庁に変えてもらいたい、という気持ちは十分あるんですけれども、その意味については、一丁目から四丁目まではわかるけれども、東平山地区については、本庁の方へ来たい、ということから請願が出されているんですけれども、これをどうして取り上げないのか、改正の中に。お伺いいたします。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　お答えいたします。御指摘の地域につきまして、全体的に平山の川の北側ですね。この地域をどういうふうにしようか、ということで検討はいたしました。本来的には、やはり川の北側全部がこちらになることが好ましい姿であろう、こういうことは検討してきたわけです。

したがって、そういう過程の中から、平山の駅に近い、いわゆる浅川寄りですね、この辺の地域について、意向の打診もいたしたわけでございますけれども、現在の時点では、平山の駅を利用して七生支所の方へ行くことの方が好ましい、便利であるから、そういうふうにしていきたい、こういう意向もあったわけでございます。したがって、平山のここにあります西平山の地域、できれば全部変えたいわけですけれども、ただ変える場合に、いま御指摘のような三丁目だけを、ということになりますと、あそこにあります道路の北側を全部どこかで、適当な場所で線引きをしよう、というふうに考えたわけでございますけれども、一例で申し上げますと、たとえば三丁目の半分だけが本庁で、半分だけが七生支所だ、こういうふうなわけにもまいりませんので、いずれ地域の所管区域の変更をするとすれば、三丁目なら三丁目全部を変えた方が、行政上、所管区域として処理していく上に好ましいということで、そういうことがまとまる時点で暫次移向していこう、こういうことでございます。したがって、あの地域全体の検討はいたして意向の打診もしたわけでございますけれども、その丁目の中で、一部だけ変えるというわけにもいきませんので、今回は譲っていずれまたいろいろ時期を見、話し合った中で、まとまり次第変えていこう、こういう考え方でございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　対話集会の中で報告したものですから、これは請願ですから、採択されているんですから、それについては今度変わりますよ、二月から、そういうことについては、もう請願した地域は変わるものと思ってるわけですよ。いままで、ただ七生と旧日野と道一つのために、七生支所に行かざるを得ないような状況であったわけですね。しかし、現在の自動車を各家でほとんど持ってるという条件の中においては、いま京王線を利用するよりも本庁に直通で、いまの時点

でバスがないけれども、こちらに来た方がよろしいという関係で、もうそうなるものと解釈をしておる。それを、一部の東平山地区の一丁目か二丁目の付近の方々が西平山地区の一丁目から四丁目の方々と、いろいろ循環バス等の問題について、感情点もありまして、いまのような言いわけをして、七生支所の方がよろしいんだ、というような関係のことも私も伺っております。

そういう地域については、やむを得ないかしらんけれども、最も希望して請願を出された地域に対して、ましてや対話集会の中で、アンケート調査をして、なおかつ二月一日から基本台帳の変更をいたします、ということを市長から発表されてるわけです。理事者の一番長から発表されてるにもかかわらず、この地域を、それも請願が通ってなければ問題はないんですけれども、やはりそういう住民の希望というものは、当然取り入れて、一括して改正すべきじゃないかと思うんですが、その点について、もう一回お答え願います。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　私の説明がちょっと足りなかったかもしれませんけれどもそういう地域について話し合いを持ったり、意向調査をしたわけです。しかし、適当な線引きをする場所がない。くどいようですけれども、たとえば三丁目の半分だけがこちらで、半分が七生支所、というわけにもいきませんので、いずれかの時期を見てきちっとした形で移管をしていきたい、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　委員会に付託されるでしょうけれども、こういうことについては、早期にやはり住民の意向というものを具体的に――アンケート調査だけだろうと思うんですよ。各そうした自治会の代表を呼んで、あるいは代表を一堂に集めて、こういう方向で基本台帳の移向をするけれどもいかがでしょうか、ということではなかったと思うんです。アンケート調査はなされたということについては、先ほど西平山の五丁目、六丁目については、五十七通返ってきたとか何とかということで、九十何％が本庁がよろしいとかということはわかりましたけれども、東平山地域の問題については、アンケート調査もやらないんじゃないですか。ただ単に相談してみたけれどもこうだ、というようなことじゃないんですか、いかがですか。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　いわゆるいま御指摘の地域については、アンケート調査はいたしておりません。ただその前に各地域をずっと歩きまして、大方の意向を調査をしております。したがってそういう調査をした後で、なお再度アンケート調査もしたということでございます。事前に調査をしたときにな

かなかまとまりがむずかしいということだし、それから線引きをする適当な場所といいますか、位置がむずかしい、こういうことだけでございます。

○議長（秦　正一君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　総務委員会で十分その内容について御審議を願いたいと思います。いまのようなあいまいな答弁をされておることについて、明確に調査をして審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八三号、日野市財政調整基金条例の制定、議案第八四号、日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第八五号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、農業共済無事戻金の交付、議案第八七号、市道路線の一部廃止、議案第八八号、市道路線の廃止、議案第八九号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは上程されました五議案につきまして、それぞれの提案の理由を説明申し上げます。

議案第八五号は、淡水区東公園外二公園の完成、並びに東光寺第一緑地及び神明上第一緑地の取得に伴い日野市立公園条例の一部を改正するものであります。

議案第八六号は、日野市農業共済条例第三十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づく無事戻金の交付で、昭和五十一年度から昭和五十三年度の三カ年にわたり事故等がなかった者に対する支払いであります。

議案第八七号は、市道森久保一号線及び市道北広間地六号線の一部を廃止し、高幡四号線及び日野七十八号線として認定するため、道路法第十条第一項の規定に基づき路線の一部を廃止するものであります。

議案第八八号は、市道川原三号線の現況が廃滅し公共の用に

供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第八九号は、日野七十六号線外十路線を道路法第八条の規定に基づき市道認定するものであります。

以上五議案につきまして、その詳細につきましてはそれぞれの部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。淡水区東公園につきましては、川原付市営住宅の建てかえに伴う設置でございます。川久保公園、かくれ穴公園につきましては、宅地造成事業により設置し市に帰属した公園でございます。東光寺第一緑地、神明上第一緑地につきましては、市が取得し公園緑政課に移管された緑地でございます。なお、この名称につきましては、史談会とか地元の方々と協議いたしました。なお、緑地の名称につきましては、全体の引き継ぎを完了した時点で日野緑地という名称に統合したいと考えております。

次に八七号、八八号、八九号でございますが、これにつきましては、市道路線の一部廃止、市道路線の廃止、あるいは市道路線の認定でございます。このうち、市道路線の認定につきましては、豊田百三十三号線と豊田百三十四号線につきまして

○

○

○

開発行為による道路の移管事務が完了したためでございます。日野七十六号線と七十七号線につきましては、道路の新設によるものでございます。その他の七件につきましては、すでに十数年前より現況は道路として公共の用に供されておりますが、今回認定事務の未処理であることを発見いたしましたので、これを整備するものでございます。よろしくお願いします。

○議長（秦　正一君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案八六号につきまして御説明申し上げます。根拠法令といたしましては、農業災害補償法第百二条これを受けまして日野市農業共済条例第三十六条によりまして無事戻金の交付を行うものでございます。これにつきましては、五十一年度から五十三年度分、当該年度から過去三カ年についての二分の一を限度として交付するというような条例の規定でございますので、それに基づきまして支給するものでございます。交付対象者につきましては三百四十名、金額につきましては三十四万五千三百三十一円、平均千十五円でございます。それから農作物の麦につきましては四名でございまして、平均の交付額が五百九円となっております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　八八号の市道路線の廃止は、

これは地主は都の方でしょうか。ちょっとその点について。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明いたします。八八号の川原三号線の市道路線の廃止につきましては、この辺につきましてはすでに現況が壊滅して公共の用に供されていないということで、これは千代田林間学校の前の市道でございます。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私が聞いているのは、その地主はどこであるかということを聞いているわけだけれども…。理由ではないです。隣接の地主について。

○議長（秦　正一君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　隣接の地主については承知しておりません。

○議長（秦　正一君）　建設部長、後でまた調べて答えてください、高橋議員の方に。

○建設部長（森久保三次君）　後ほど調べましてお知らせいたします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本五件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八五号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、農業共済無事戻金の交付、議案第八七号、市道路線の一部廃止、議案第八八号、市道路線の廃止、議案第八九号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第九〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九〇号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算第三号であります。補正の額は、歳入歳出それぞれ十億三千三百二十五万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百億九千七百七十七万七千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　歳入歳出全般及び第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正の説明を関係部長から求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　では御説明申し上げます。お手元にあります日野市一般会計補正予算第三号の歳入の三ページから一応説明をさせていただきたいと思います。

三ページから九ページまでが市税でございます。この市税の総額は七億九千九百七十四万二千円になりますが、その中で一番大きなものは、三ページの下段のところにあります五億三千七百五十三万三千円という法人税の分が一番大きいわけでございます。法人税はこの時期の増額としましては、前年に比べ四四％程度の延びになっております。

次に十一ページの交通安全対策特別交付金でございますが、これは額の確定に伴う補正でございます。

次に使用料及び手数料、使用料につきましては、市民プールの値上げ分の差額と、それからあと事業終了による額の確定に伴うものでございます。

次に国庫支出金、十五ページ、これも額の確定に伴う補正でございます。その次に国庫支出金、国庫支出金の中の国庫補助金、次が都支出金、次に都の補助金、都委託金ですが、ここまでは全部額の確定に伴う補正でございます。

次の二十五ページになりまして、物品売り払い収入、これは郷土かるたの受け払い収入の補正でございます。郷土かるたができまして、それの売り払い収入による見込みでございます。

それから繰入金につきましては、これは退職者の確定によります退職額の確定によります補正でございます。積立金いわゆる受託水道事業会計にかかわる部分でございます。

次のページが繰越金でございます。これは五十三年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

諸収入、雑入につきましては、これは五十三年度の老人医療費の精算分でございます。

次に市債、これは川原付団地の事業量確定に伴う市債の確定分でございます。それから下の百草台小学校につきましては、補助資格増に見合う分についての起債の確定における補正でございます。

次に三十五ページから歳出に入ります。歳出につきましては、特段に変わっている部分についてのみ御説明申し上げたいと思います。

まず一番初めに三十八ページにあります下の文書広報費の中のマイクロフィルム作成、これは追加分でございます。

それから次のページ、安全対策費の中にある多摩平二号線歩道設置というのがございます。これも追加分でガードレール等の追加分でございます。それからその中段にございます備品購入費で二百三十二万九千円につきましては、これは古くなってしまって危険な庁用車の買いかえ分でございます。

それからずっときまして四十三ページ、備品購入費、ビジブ

ルレコーダー、ビジブルレコーダースタンド等がございますが、これは西平山地区あるいは実践周辺、七生支所あるいは多摩平本庁というような所管がえに基づく備品の購入でございます。

あと四十九ページ、民生費の関係でございますが、これらの中で最下欄の老人訪問看護事業貸おむつというのがございます。これは利用者の増による補正でございます。

次の五十三ページにいきまして、工事請負費、学童クラブ新設、学童クラブ開設備品、二項目ございます。これは八小と四小の分の学童クラブ開設に伴うものでございます。

次に五十五ページ、五十五ページにつきましてここの扶助費の減額につきましては、これは生活保護世帯の対象減によるものでございます。補助額の確定に伴いまして減額措置をしたものでございます。

次に五十九ページ、医薬材料費百十二万五千円でございますが、これは塩化水素ガスの除去装置に使用しますところの薬剤の購入でございます。それからその下のごみ焼却の四百万がございますが、これは多摩市にその分のごみを委託する分の補正でございます。さらにその下にございます三百四十六万二千円燃料費、これは原油の値上がりに伴う差額の補正でございます。

次のページにいきまして、六十一ページの水田利用再編対策実施確認、これは補助額の確定に伴う支出の方の部分でございます。なお、その下の四百五十五万につきましては、東京都優良集団農地及び日野市生産緑地保全、ともに対象増そういう形の中での補正でございます。それからその下にあります金額は少のうございますが、二十二万四千と二十五万、これは事業費増による補助の増加分に見合う支出行為の分でございます。

次に六十五ページ、土木費、これは十三番の委託料でございますが、これは森久保一号線測量につきましては、寄付に伴うものでございます。

次に七十一ページの公園管理費がございますが、その中の需用費九十一万六千円、これは中央公園の分でございます。修繕費と光熱水費で九十一万六千円、これは中央公園の分でございます。それからその下にございます東豊田緑地保全地域測量調査というのは東豊田緑地保全地域の部分につきまして都の買収が行われます、その買収に伴うその付近一帯の測量、保全地域の地域測量を行うというそのための補正でございます。

次は七十九ページ、教育関係でございますが、八十ページ、十一番の需要費、これは燃料費と修繕料でございますが、燃料費につきましては、原油の値上がりによるものでございます。修繕料につきましては、一小、五小の雨漏り、消防施設等の保守点検によって指摘されました部分の改修、そういうことの予算でございます。それから備品購入費の減額等につきましては、これは補助対象費のうちの中の確定に伴うものでございます。

八十七ページ、使用料、賃借料二万六千円、少のうございますが、これは中央図書館の借地料なんですが、契約に基づき一平米当たり一円アップになっているための差額に対する補正でございます。

最後のページの九十一ページの予備費でございますが、予備費につきましては、台風災害等によって使用した部分につきまして補てんするそういうものでございます。

事項別明細の歳入歳出につきましては以上のとおりでございますが、次に最初のページの方に戻りまして、債務負担行為補正について申し上げます。

変更につきまして、まず第五ページの分でございますが、変更、第六中学校（仮称）新築事業、五十四年度、五十五年度にかかわる分でございますが、限度額の変更は、これは契約により差額の分を減額しての限度額決定でございます。

六中開校開設備品、これは増になったための限度額変更でございます。

川原付団地市営住宅は、契約差金による減額でございます。

次に追加分といたしまして、第一小学校他二校になっておりますが、申しわけございませんが、これ一の誤りでございますので、御訂正願います。それは、プレハブ仮設教室設置のための一小、四小の分のものでございまして、一小が三百四十三万、四小が六百四十八万八千、以上でございます。

七生中学校仮設校舎借り上げにつきまして、これも同様でございます。

それから豊田用水堰復旧事業、これは総事業費を一応計上してございます。まだ、国、都の補助が未確定なので、事業費、一応、総事業費だけを計上してある、そういう形でございます。

次のページの地方債補正、これにつきましては、百草台小学校につきましては、三年で買収しているものでございますが、今年の資格増の増収分に伴う補正でございます。

下欄の川原付市営住宅建てかえ事業につきましては、いわゆる住宅内のセンターの部分にかかわる分が、二年度事業ではなくて、今年度中に一〇〇％ということになったための額の変更でございます。

以上が債務負担行為並びに地方債補正の説明でございます。

以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　過日ですか、いつですかちょっと忘れましたけれども、第二小学校の校庭用地が一部買収できるというようなことになった、というようなお話を承ってるんですが、今回の予算の面にはのってないんですけれども、国との補助金等の問題もあるでしょうけれども、なぜここにのってないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第二小学校の校庭の拡張につきましては、長い懸案でございました。ここのところで校庭の中にございますプールを新しく買収したところへ移設しよう、それで既存の校庭を拡げて広く使える、こういうふうな考え方で、大体買収交渉がほぼ整ったわけでございます。現在のところ、八王子税務署へ税務上の軽減処置の協議書を回している、という段階でございます。現在のところは、年度内に要する開発公社とし買収を行いたい。その後、教育の方で国庫補助金だとか、そういうものの確定の中から、市の要するに買収用地、校庭にしていきたい、そういう経過でございます。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　予算に直接関係はないんですが、中学校の体育館のことで、ちょっと教育長にお尋ねいたしますが、よろしいですか。（「予算に関係ないんじゃないか」と呼ぶ者あり）いや、きのう全協のときに、私が手を挙げたんだけれども、議長が取り上げなかったので、ここでやらせてもらいたいと思うんだけれども、昨日か一昨日の新聞に、二中の卒業生が楽団を組織しているというんだけれども、その音楽の先生が四中の方へ行かれて、その後そちらの方の体育館を借りていたんだけれども、いろんな事情で、先生に迷惑かけるというので今度やめて、どこかないかと言ったけれど、適当なところがないので、先日、七生公会堂でやったけれど、一回やっただけで五千円とかかかったのでやめちゃって、いまそれでどこの中学校へ行ってもみんな断られて、それで市としては出初め式とかあるいは成人式のときに、そうした楽団を使っているんだけれども、何とかほかに適当な場所があるかないか、その点どういうふうに考えているか、ちょっと回答願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。これは市民相談のときも、市長にも直接そういうことを申し出ていたようでございます。

そのことについては、私たちもそこからまた連絡を受けて、それで四中に対して、その辺の事情をいろいろ聞いて見ました。それはいま言われたように、西村という女の先生ですけれども、この方が週二回ずつ指導をしてくださって、たしか水曜日の午後六時から九時まで、それから日曜日の午後一時から五時だったか、六時だったかそのあたりまで指導してくださっていたんですが、しかし、健康も損なわれましたということで、それについての指導はなかなか困難だということで、楽団の者もその点を了として、これ以上西村先生にお世話になるわけにいかない、そういうことで、その指導からは離れたわけでございますが、ただその場合に、いままで学校では、あれは教室を使うものでございますから、その教室を使う場合に、やはり先生につ

いていただく、ということを学校の管理上お願いしているわけなんですね。

それで、今度学校の先生から離れたのでどうなのか、これについては私校長と教頭に連絡をしたんですけれども、まだそのことについて、正式にそういう話を聞いたことはないので、この間も新聞を見てびっくりしたんだ、とこういう話でございます。それで私の方からは、それは毎日指導をするということになると、これは先生にとっても大変な負担になることは事実でございます。そういうことから、ひとつまあ先生が指導するという、その指導のことだけはちゃんと認めておいて、ときには先生が不在であっても貸してもらう。そしてその上さらにまた使う方についても、とかくそういうふうにして、先生がつかなきゃならんというのは、使う方のいろいろなマナーにも問題があるわけでございますから、その辺の指導は十分しながら、ひとつその辺のことについて、ひとつ考えてくれないか。それは教頭の方でも、そのことを初めて聞いたので、そういうようなことについては、十分ひとつ対応してみたい、こういうふうに言っておりますが、事情はそういうことでございます。

ただ音楽というのは、じゃ体育館をとか、あるいはその他のところというんですけれども、なかなかこれは当然なことですけれども、音楽というのは音が出るものですから、地域の人たちのかなり反感というんですか、迷惑というようなことで、なかなかうまくいかないという面もありますので、その辺は楽団の良識というようなものと十分対応しながら決して貸さないとか、いやそんなものはだめとか、そういうような姿勢では臨んでおりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）市川資信君。

○二十番（市川資信君）　一点だけちょっと市税に関して御質問しておきたいと思います。

来年度予算の要望に含まれるかとも思うんですけれども、実は、日野市内にたばこ販売業者の組合がございます。その組合で、来年の五月に高幡不動尊に建設されております五重の塔を記念して、記念たばこを販売したいんだとか、というような現在計画があるわけです。私のところに要請されましたのは、その記念たばこ作製について、いわゆる基本印刷代というんでしょうか、これ二十万とか三十万とか、二万個つくるのに印刷代だけでかかるんだ。したがって、いま市にたばこ消費税が三億五千万余り年間入っておるわけですから、ぜひそういったときに、その基金の捻出に苦慮しているというようなことをお聞きしましたので、どうかそういった事業には、日ごろのたばこ販売業者の労をねぎらうこと等も考えて、積極的に市側も対応していっていただきたい、ということを要請しておきたいと思います。もし、その点についてお答えいただければ、ありがたい

と思うんですが……。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだそういう話を聞いておりませんが、別途に検討いたします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はございませんか。

林　重義君。

○十九番（林　重義君）　一点だけちょっと簡単にお聞きしたいと思うんですけれども、特別土地保有税なんですけれども、この補正にきて約一割の上のものが補正されたということ、この保有税事態は、当然開発されれば減ってくるというようなことが、そうじゃないかと思うんですが、ふえたという理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　確かに御指摘のような疑問持たれるのが当然かと思います。税につきまして、正しく積算はしておるわけですけれども、土地の把握上、把握の問題、いわゆる移動の関連もございまして、この特別土地保有税について、多少の計算上の相違があった、ということでございます。したがいまして、計算のし直しでこういうふうになった、ということでございます。

○議長（秦　正一君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　そのような形で、予算編成のときに数字が違っておるということもちょっと腑に落ちないんですけれども、ともかく特別保有税とか固定資産というものについては、予算当時の限定がつかめてなくちゃいけないんじゃないかと思うわけです。その間に移動ということについても、たくさんのこれは、千五百坪以上ですか、そういう形の中で大量に動いたとか動かんということはすぐわかるんじゃないかと思うわけで、そういう点から言っても、今後の予算編成の上で、なるべくそういうことがないようによろしくお願いしておきたいと思います。要望いたします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第二表債務負担行為補正、第三表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第九一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九一号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれふえませんが、ただ款の組みかえをするものでありまして、歳入歳出の予算総額は十九億七百七十六万一千円と変わっておりません。詳細につきましては市民部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号で、その説明書の裏側に第一表で歳出予算補正というふうになっております。これで御説明を申し上げます。予備費を減額いたしまして、総務費に充てるという内容でございます。歳出の面では、総務費では総務管理費で人件費が二百六十六万五千円、それから徴税のための郵便料として四十五万円を支出するという組みかえでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第九二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九二号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ二億五百四十七万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を一億七千三百八十八万九千円とするものであります。

次に議案第九三号についての提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ六百五十万七千円を追加し、歳入歳出の予算総額を一億二千七百十九万一千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　都市計画特別会計について主な点を御説明申し上げます。説明書の九ページにございます都市計画事業の業務委託、約二億二百万円が主なものでございます。

続きまして下水道特別会計について御説明申し上げます。説明書の五ページにございます需用費、汚泥運搬のための委託料これが主なものでございます。それぞれ不足分は一般会計よりの繰入金で手当てをしてございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第九四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第九五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九四号の提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計予算第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正であります。補正額は収入支出それぞれ一億一千九百五十六万一千円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を十三億五千七百二十六万四千円とするものであります。

次に議案第九五号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号であります。補正額は歳入歳出それぞれふえませんが、ただ目の組みかえをするもので、歳入歳出の予算総額は七億二千八百四十八万円と変わっておりません。

両議案につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）　それでは議案第九四号の日野市立総合病院事業会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。提案理由にもございましたように、今回の補正は収益的収入支出のみの補正でございます。提案理由にもございましたように、補正総額は一億一千九百五十六万一千円でございまして、収入関係から説明を申し上げますと、入院収益と外来収益、その他の医業収益、患者外給食収益、この四点の補正をお願いするものでございます。まず入院収益と外来収益でございますが、備考欄に掲げましたように、それぞれ入院につきましては、一人当たり一万二千八百円を想定できる、実績に基づきまして計上いたしました。その額が六千六百三十万七千円。それから外来につきましては、三千百円患者一人当たり徴収実績を見ておりますので、四百二十八人を乗じました五千百八万七千円の補正をさせていただいたわけでございます。それから、その他の医業収益につきましては、百七万三千円でございますが、これは受託検査の収益でございますが、九月までの実績を見まして三月までの見込みを立てたものでございます。それから患者外給食でございます。これは職員食も含め付き添い食等、実績を見まして百九万四千円の追加をさせていただきまして、合計一億一千九百五十六万一千円の補正をお願い

するものでございます。

それから支出でございますが、ほとんどが人件費でございます。当初予算に計上いたしました数値は五・二でございますが、三月までの見込みを立てました五・九、それからプラスアルファ分を追加をさせていただきましたことと、それからベース改定の費用を追加させていただきました。その費用が歳出におきましてはほとんどでございます。まず給与費四千八百二十九万四千円大きくここに掲げさせていただいたわけでございます。それからいま一つは材料費でございますが、六千六百五万六千円の追加をお願いしてございますが、収入で説明をさせていただきましたように、入院、外来収益が上がりますと、どうしても薬代を必要といたします。この薬品費が約一カ月五百万円の不足を生じております。それで六千百二十万四千円ここで追加をお願いするものでございます。加わえてその下欄の診療材料費、当然診療収入を上げることによりまして必要額を生じます。この金が四百八十五万二千円でございます。それから経費といたしましては、四百十四万一千円の追加でございますが、このほとんど内容は、油の代金が上昇いたしてございます。二百七十四万三千円を追加させていただきました。その他委託料等を加えまして、ここに掲げました四百十四万一千円の追加をお願いするものでございます。それから一番下欄の医業外費用でございますけれども、先ほど収入で申し上げましたように患者外

○

の給食費の材料費でございます。百七万円の不足を生ずる見込みを立てておりまして、ここに追加をお願いするものでございます。

なお詳細につきましては委員会で説明をさせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　それでは昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第三号につきまして御説明申し上げます。

御説明申し上げます前に、大変恐縮でございますけれどもミスプリが二カ所ございますので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書の三ページでございますけれども、下から三行目の説明欄「一般職二人」と書いてございますけれども、これは八人の誤りでございますので訂正をお願いしたいと思います。それから続きまして一枚めくりまして六ページでございますけれども、六ページの計欄の上段の部のところに棒読みいたしますと、一〇〇七一〇と書いてございますけれども、これは一一〇七一〇つまり一億一千七十一万円の誤りでございます。大変申しわけございません。訂正を以上のようにさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳出予算の関係の組みかえでございます。したがいまして歳入予算の補正はございません。総

括的に補正の内容を申し上げさせていただきますけれども、給与改定の見込み分あるいは期末勤勉手当の増額見込み分の、いわゆる人件費関係の増額補正、それに計画関連工事に伴います配水管の移設、あるいは配水本管の布設工事に関係します事業費の増減調整のための補正でございます。

以上、大変簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　内容にわたる質問ではないんですけれども、先ほど市長が提案されましたときに、日野市立総合病院事業会計予算について、五十四年度第三号というふうに提案されたようですので、二号の誤りじゃないかということで確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　さようお願いいたします。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第九五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算、

○

（第三号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第九六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九六号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計予算第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正で、それぞれ五百六十一万三千円を追加し、収益的収入及び支出の予定総額を二千四百万一千円とするものであります。詳細につきましては生活環境部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　内容につきまして御説明申し上げます。

まず二枚めくっていただきまして、農作物共済勘定でござい

ます。収入、支出とも五百八十九万円でございます。このうちの主なものといたしまして、水稲保険金の五百三十二万三千円が主なものでございます。これにつきましては、本年度被害が大きかった、こういうことで、一定の算式に基づきましてこれらを農業共済連合会からいただくと、ういう内容のものでございます。

それから次の二ページでございますが、二ページの水稲共済金五百三十五万一千円でございますが、これが歳入に見合う歳出の分でございます。以上締めまして五百八十九万円の支出でございます。

それから業務勘定につきましては、収入支出とも二十七万七千円の減額がございます。この主なものといたしましては、人件費の関係で二十七万七千円の減額が出た、そのほかにつきましては計数整理によりましてこういうふうになった、以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第九七号、川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結、議案第九八号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第九七号及び議案第九八号の提案理由について説明申し上げます。

まず議案第九七号でございますが、本議案は、川原付団地市営住宅新築工事第二期工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第二条の規定に基づき提案するものであります。入札の結果、大成プレハブ株式会社が一億五千五百八十万円で落札いたしました。

議案第九八号についての提案理由を説明申し上げます。本議

案は、多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第二条の規定に基づき提案するものであります。入札の結果、東洋建設株式会社が三億一千五百万円で落札いたしました。

それぞれ両議案につきまして総務部長に詳細に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の第九七号の御説明を申し上げます。

提案理由にもございましたように、川原付団地市営住宅の新築工事第二期の工事でございます。この工事につきましては、日野市宮三九九－七の従来の川原付団地内でございます。

工事の概要としましては、鉄筋コンクリートづくりのプレハブ工法三階建て、二十四戸、一棟、それで二十四戸それぞれ三DKでございます。それで敷地面積は二千四百八十八平方メートル、建築面積は五百・五八三七平米でございます。各階の面積は一階、二階、三階ともにそれぞれ四百二十二平米でございます。それで各階とも八戸建てということでございます。この床面積の合計は、千二百六十六・七三二平米でございます。

付帯の設備としましては、電気、給配水設備一式、それから外構、敷地の造成、通路、プロパンボンベの倉庫、自転車置き場でございます。これらを含む工事でございまして、十月の三十一日に指名委員会を開催し、十一月十九日に、指名しました入札調書の八社でもって入札を執行した結果、大成プレハブ株式会社に落札したわけでございます。落札金額は、一億五千五百八十万円でございます。

工期につきましては、昭和五十五年の七月三十一日まで、このようになっておる次第でございます。

次に議案の第九八号でございます。提案理由にございますように、多摩川第二排水区排水管埋設工事のその二の請負契約でございます。これにつきましては、新町一丁目一番地先の工事でございまして、日野駅の西側より－別表をごらんになっていただくとわかりますけれども、日野駅の西側より国道二十号を横断し都道百六十九号線をシールドしまして、新坂下団地より排水管が延びております。それに連結するわけでございます。別表の方を御参照いただければ幸いと思います。

十一月の五日に指名委員会を開催したわけでございまして、十一月二十日に調書にございます業者八社でもって入札を執行した結果、東洋建設株式会社が、三億一千五百万円で落札した次第でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって質疑を終結いたします。
本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第九七号、川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結、議案第九八号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
これより議案第九九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。助役。
〔助役登壇〕
○助役（野呂　章君）　議案第九九号についての提案理由を申し上げます。
本議案は、来年四月に予定されている日野市立三沢台小学校及び日野市立大坂上中学校の開設に伴い、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。
なお詳細につきましては、教育長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。
○教育長（倉又秀作君）　説明させていただきます。ただいま助役の方から提案されましたように、本議案は、昭和五十五年四月一日開校予定の小学校、中学校の設置についての条例改正でございます。その所在地は、この提案に示されたとおりであります。
次に校名についての経緯を少し申させていただきます。校名については、一つは、市民全体からおよその位置の見当がつくような校名がいいんじゃないか、それからもう一つは、親しみやすい校名である、というようなことをひとつ勘案しながらこのような提案を申し上げたわけでございます。
その観点から、三沢台小学校、大坂上中学校といたしました。
三沢台小学校の所在地の地番は、百草でございますけれども、校地全体で言えば、三沢と百草の両地区にまたがっております。また百草台小学校は、すでにそういう校名がございますので、この際は三沢台小学校というのが適当ではないか、とこういうふうに考えております。
その次に大坂上中学校でございますけれども、この所在地は、日野地番でありますけれども、日野地番というのは、非常に広い範囲でございまして、その所在地をもう少ししぼった地名で校名を考えた方がいいんじゃないか、とこう考えました。大坂上という地名は、明治時代に定められた字名でありまして、仮

称六中が所在する位置でございます。そういう意味から、そして現在もその呼び名というのは残っております。したがって、大坂上中学校というのが適当ではないか、こういうふうに考えたわけでございます。
これについては、去る十一月二十六日の定例教育委員会でも検討して、校名案についての合意を得ております。
なお、両校の学区についてのものは示してありませんけれども、これは反対の請願が、一部の地区より議会に出されていますので、その意見をも踏まえて後刻決定したい、こういうふうに考えております。
なお、事務局案としましては、一つの仮称十六小は、八小学区を川崎街道及びさらに東側に行くと、山の尾根というようなものを境にして、区切ってございます。それから、そうなれば学校規模は、大体児童の数が六百三十名で十八学級ということになります。
それから仮称六中については、その学区については東光寺小学校、第七小学校の学区全体と、三小学区の大半を一応考えておりまして、規模については、生徒数およそ七百二十名、十八学級と、それから身障学級一―十八名の二学級、こういう形で発足したいとこう思っております。以上でございます。
○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。本間久君。
○十一番（本間　久君）　もちろん文教で審議することなんですけれども、日野市立大坂上中学校、非常に大変な名前だと思うんだけれども……（「いい名前だ」「何が大変なの」と呼ぶ者あり）校歌をつくるときなんかも、大変歌いづらい名前で、別に地名とることもそれなりにいいかもしれませんけれども、何かやたらと地名が出てきたり、そうでもないところに地名使ってみたり、どうも一貫性がないようなところもあるんだけれども、こういうことは、すでに地名でいくということは、もう決定しているんですか、教育委員会で。字名でいくということが……。やっぱり子供たちがそこで学ぶときに、やっぱりなるべくいい名前の学校がいいんです。これね、そういうことわかるでしょう。ですからわれわれはもう行くこともないから、子供も行くこともないから、そういうことは要するに言えないんだけれども、やっぱり何となく、あんまりぼくら感覚的にいい名前とは思わないんだよね、正直言って。（「いい名前だよ」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　この校名を考える場合に、第八小までは、大体学校の建設された順序に従って、ナンバーを使っていたんでございますけれども、ナンバーでいきますと、いかにも冷めたいんじゃないか、とこういうような意見から、昭和四十五年ぐらいかと思いますが、これはひとつもっとわか

りやすい名前を言えば、ああああのあたりにある学校だな、ということの方が市民全体から言っても受けがいいんじゃないか、という線で、主として地名というものを中心にして考えてきているわけです。

そういう意味で、今度もそれに従いましたし、校名としてもそうおかしくないんじゃないかということで、教育委員会では、一応こういうことを考えたわけです。以上です。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　二点ばかりお聞きしたいと思うんですが、第一点は、昨年も文教委員会に、東光寺小学校とか、その前に平山台小学校とこういう校名が出たときに、文教委員会で、たまたま私文教委員をやっておりましたので、こういう校名をつけるのに、―自分は、校名がいいとか悪いとかということじゃないんです。先に教育委員会でまあ内定というか、する前に、文教委員会にも相談をした方がいいんではないか、とこういうことが今度行われたかどうかが一点。

それからいま一点は、教育長のいま説明を言わなければ二点目は聞かないと思ったんですが、実は百草の八百何番地にあるけれども、これは三沢と両方にまたがっている、百草の方には百草台小学校がある、とそういうことおっしゃるから、平山台小学校があって平山小学校があるのはどういう問題だ、ということが過去に出たと思うんです。やはり適切であるから三沢台小学校にしたとか、いわゆるいろんな固有の関係があるからした、というんならぼくは了承しますけれども、そういうことだというと、この校名いいとか悪いということじゃなくて、教育長の説明を了としない、ということを申し上げておきます。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　文教委員会についての提案というものは、その機会を持っていないものですから、まだ諮ってありません。今度のところで十分検討していただきたい、こう思っております。

それから、たまたま私が地名というこの説明をしましたのは、むしろ地名というものを一応考えるとすれば、誤解を受けやしないか、あそこは百草じゃないか、こう言われることを弁解する意味でさっき申しましたわけでございまして、決して、それの方が、そしてまた校名としても私は適切だ、このことは皆さんでは、教育委員会では、そういうふうに考えたわけであります。以上です。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ただいま教育長が、文教委員会といろいろ話し合う機会がなかったと言いますが、この名前はいつ決まりましたか、それを確認したいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これを討議いたしましたのは、十一月の二十六日のものでございまして、そしてそれが決まってすぐに一応この議案に上程しなきゃならんものですから、それでこちらの方へ連絡した、とこういう形のものでございます。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　十一月二十六日に教育委員会か何かあったんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それで決まったということですね。でも決まったについて、一応考えてから決めたんだろうと思うんですよ。その考えた時点をひとつちょっと言ってもらいたいと思うんです。教育委員会に出すのに、教育長や教育関係の職員が何か考えたんだろうと思うんですよ。その点を言ってください。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。これにつきましては、従来も学校の意見、あるいは父兄の意見、こういうようなものも一応取り入れているわけで、これについても、校長などを通して、ＰＴＡの意見を一応聞いてもらいましたけれども、これについては、特に特別いい学校名というものも考えていないので、ひとつこちらへお任せしますというような話でございました。

そういうようなことなどを経過して、したがって、それが提案されたのも、わりあいに今度は最終的に決まったというのは、二十六日にありましたけれども、それの二日、三日前に大体これがいいんじゃないか、ということで決まりました。

○議長（秦　正一君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　そうすると、学校の校長というのは、八小の校長とか、あるいは中学については中学の各校長に聞いたんじゃないかと思いますが、そういう中で、文教委員会というものを考えなかったかどうか。私の前任者の委員長である石坂さんが、校名を決めるについては、文教委員会にも前もって話すように、ということを言ってる、というような関係を私いま初めて聞いたんですが、それならば、文教委員会が今度は力がないから言わなくてもいいんだ、というようなつもりで考えたんだ、と私は判断するんですが、そういうようなことで、文教委員会になぜ言わなかったか。学校に相談しながら、文教委員会にはなぜ相談しなかったか、その点につきまして、本当の気持ちを説明していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。いま言われたことを、実は学区などでもって、かなりごたごたしておりまして、校名を決めるのがかなりおくれた、とこういうことも事実でございます。それの中で、いま言ったように、文教委員会に意見を聞かなかったということについては、これは別に軽視したとか、そういうことでは決してございませんで、私の

全く不注意だった、こういうことで御了解いただきたい、こう思います。（「了解、後は委員会でやりますから」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　いまの教育長の答弁、私も本当に不満なんです。東光寺小学校ができるときに、文教委員の中からも、あけぼの小学校とかそういう明るい名前もあるじゃないか、ということも言われたわけです。それにもかかわらず、いま話を聞いてみますと、大変学校区のわりに忙しくて言えなかった。前回の前任者の石坂文教委員長も、あのときにちゃんと申し入れてあったんです。これも文教委員会全員で、この次の学校のときに、ひとつぜひ文教委員会に御相談いただきたい、ということも申し入れあったと思うんです。そういうところで、大変忙しくできなかったということは、教育長は文教委員会を全然思ってない、というようなことは言ってませんでしたけれども、私は大変無視をされているんじゃないかと思うんです。その辺をひとつもう一度……。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そういう非難を受ければ、これは私の全く申しわけないことだ、とこういうふうに考えまして、今後はこういうことを絶対に、今度は三度と繰り返してはならん（笑声）こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第三九号、日程第四〇号、日程第四一号を先議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、日程第三九号、日程第四〇号、日程第四一号を先議することに決しました。

これより議案第一〇〇号、日野市一般職の職員等の昭和五十四年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一〇〇号についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年十二月期における一般職の職員等の期末手当の特例に関する条例の制定であります。

本期末手当は、一般職の職員につきましては、職員組合と交渉の結果、給与額の百分の二百五十三プラス一律一万円で合意を見、また市長等の特別職につきましては、これに準じて支給率を百分の三百十三とするものであります。

なお、支給日は十二月十八日にしたいと存じております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の一〇〇号に関する御説明を申し上げたいと思います。

昭和五十四年度の十二月期の職員の期末手当でございますけれども、職員組合と十一月の二十日から六度にわたりまして、団体交渉を持ちまして、十二月の八日に妥結に至ったものでございます。

その内容を申し上げますと、十二月期の職員の期末手当は、三・一三ヵ月とする。一律部分については一万円、それからその内容を申し上げますと、期末手当と称する部分は二・五三ヵ月でございます。それに勤勉手当でございます。勤勉手当〇・六が加算されまして三・一三ヵ月となるものでございます。これを五十三年の十二月期と比較しますと、五十三年の十二月期は三・二でございました。それから一律の部分が二万円でございました。これと比較しますと、率の面におきましても定額の一律分におきましても多少下回るわけでございます。こういう内容をもって妥結したわけでございます。それから詳細申し上げますと、一人当たり平均の支給額は六十五万九百三十六円になるわけでございます。昨年は六十四万二千十二円でございますので、率とか一律の金額は下回ったといいましても、多少、八千九百二十四円実額においては上回っておるわけでございます。支給の人員は千二百九十三人でございます。支給の総額は八億四千百六十六万二百四十八円、昨年の同期の支給額は八億一千四百七万一千円でございます。三千三百万ばかり一人員等もふえておりますけれども、増加している、こういう状況でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

ことしの条例の場合には一般職の職員等ということで、この条例の中に三役及び教育長が入っておるわけでございます。同種類の期末手当の特例の条例でございますので一本化した、こういうことでございます。それから支給の内容でございますけれども、職員と同じ率の三・一三ヵ月とした、こういうことでございます。これも含めて御審議いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　　直接、この一〇〇号の期末手当の条例の件について聞く前に、先ほど一般会計の補正予算の中に、いわゆる十二月の期末手当は一般会計の当初予算では条例の二・七カ月というのが予算化されておりました。それを今回の補正で三・二カ月プラス二万円と、こういう中でいわゆるきょう上程されたんですが、その点、きょうこの一〇〇号議案の条例が即決をした場合に、そういうことの関連性の問題は疑義があるのかないのか。いわゆる慣例だから差し支えないのか、その辺のところをまず先に伺ってから、この一〇〇号について聞きたいと思います。

○議長（秦　正一君）　　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　　補正予算の中におきましては、昨年の率と同じものを補正予算にお願いしておるわけでございます。その後、組合との団体交渉の中で、先ほど御説明しましたように、月数におきましても〇・〇七カ月低まった、それから額においては二万円がことしは一万円になったというふうな違いがございます。それで補正予算でお願いしました中には、大きな補正ではございませんけれども、相当の職員が育児休暇等で十何名かが要するに休んでおる、無給状態で育児休暇というふうな状態にあるというふうなもの、それから当初採用しようというふうなことで予算計上した職員の中に、その後事業等の都合で多少おくれている職員の採用等もございまして、全体的な予算のプラス・マイナスで計上しております。そういうふうな未確定の分もございますので、補正予算金額が一応昨年の実績で組んではございますけれども、その他の部分においても相当見込み部分もございますので、補正について期末手当の要するに月数だとか一律分が明らかにこうなんだという指摘しきれない要素が多々あるわけでございます。その間については総務部の中で補正予算の計上の際にもいろいろ論議したわけでございますけれども、結局、ほかの要素の人件費において不明部分もございます。見込み部分も多うございますので、要するに昨年の実績を一応計上しよう、それから組合交渉においてもまだまだ不明な点もあり、幾らにするかということは非常に困難であるということで、昨年の支給率を参考にして一応補正予算は計算させていただいた、そういうふうないきさつでございますので、御推察いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　　総務部長、聞かないことまでよく説明してもらって非常に恐縮しているんだけれども、私が聞いているのは、この条例をきょうたとえば即決をした場合に、補正予算でいろいろ出ているのが、いわゆる実際に聞くところによると、いわゆる十八日に支給になった場合

に、そういうことの関係が法規上というか、予算上に支障がないのかどうなのか、ということを聞いているんだけれども、肝心なところはどうも私の質問の仕方が悪いか、その辺のことを私は聞いたつもりです。

○議長（秦　正一君）　　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　　どうも申しわけございません。聞き違いをした答弁をしたもので、的外れでまことに申しわけないと思います。十八日の支給につきましては御心配いただいておるようでございますけれども、いろいろ手続してございますので支障なく支給できるということでございます。（「そんなことじゃない」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（秦　正一君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　　お答えいたします。ただいま総務部長の方がちょっと聞き違えておるようでございますので、補足して説明させていただきます。石坂議員さんのお尋ねは、要するに議決したときに予算の方の議決がないのに支給できるかという御設問だと思います。理解いたします。この点につきましては、いわゆる財政法上の問題としては、いわゆる執行圏内の問題にかかわってくるはずでございます。予算を伴う条例につきましては、条例制定と同時にその予算の執行についての承認は得られているという解釈をとっている前例がございます。他市の財政等におきましても同様のケースが起きておりますので、そういうような見解に立っていわゆる人件費総枠の中での執行という形の中で、いわゆる執行という状況の中での処理をしているようでございます。そのことにつきましては、いわゆる収入役サイドにおきます公金支出の権限と、それから執行の枠内という限定と、それからすでに十八日以前にそれを支給する根拠になるところの条例が承認されている、という三つの条件によって、好ましくはないけれども違法性はないというような前例が出ております。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　　今度はわかりました。それで一〇〇号の議案の件について先に伺いたいんですが、こういう一般職の職員の期末手当の問題は、いわゆる理事者と組合側が合意されれば、議会というのは何ていうんですか、意見を言って手をたたくだけのものなのか、ある程度の意見が、いわゆる一つの労働者の固有の権利というんですか、そういう形で労使が決まれば議会は問答無用ということなのか、こういう本会議場で意見を言ってもいいのか、その辺の点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　　助役。

○助役（野呂　章君）　　お答えいたします。ただいまのことにつきましては、職員組合との間につきまして理事者側とが一定のルールに従いまして交渉し話し合いいたします。しか

しながら、これを執行していく、決定をして執行していくということにつきましては、当然議会において決定をし、そして決定に基づきまして執行していく、こういうことになります。したがいまして、議会の議決がない限りについてはこれは執行できません。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　今回の期末手当は、昨年から見れば率でもって〇・七％、いわゆる加算額で一万円という少ない額になったということは、非常に世情の状態をよく把握されて理事者側も組合側も謙虚な態度だということは了といたします。しかし一般的から見れば社会の風というのは非常に民間企業等できびしい中で、本来ならば少なくとも条例に定めた二・七カ月なり近づけていくことがいわゆる必要ではないかと、こういうふうに考えることも意見として申し述べておきます。新政クラブとしてもそういう意見を強く持っております。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇〇号、日野市一般職の職員等の昭和五十四年度十二月における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇一号、昭和五十四年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一〇一号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定で、今期の支給率を百分の三百十三とするものであります。なお、支給日は十二月十八日にしたいと存じております。よろしく御審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案第一〇〇号で御説明申し上げた中の三役及び教育長の中で御説明申し上げたと同様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　新政クラブといたしましては、過日の私全協においても申し上げたように、少なくとも、組合の決まった額に理事者が右へならえをする、議員もまた右へならえをする、こういうことは市民にとっても非常に申しわけないことだ。少なくとも、条例に明記された三カ月、こういうことに、そのかわり報酬額というものを適正な額に持っていってやるべきだ、ということを意見として述べます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇一号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一〇二号についての、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定であります。

これは市立幼稚園運営費の上昇、他市の保育料との比較、公私立間の格差などを考慮し、より充実した幼児教育を目指して、保育料を年額七万二千円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、教育長に説明いたさせますので、

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

教育長（倉又秀作君）　ただいま助役の方から、その理由などについても説明がありましたわけでございますが、これを教育委員会としましても、いろいろこの保育料等検討委員会の提案などを踏まえまして、いろいろ審議してきまして、現在の段階では、これぐらいの値上げもやむを得ないだろう、ということの結論に達しましたので、この提案をさせていただいたわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　二、三伺っておきたいと思います。

橘議員がいま病欠のために、担当委員会である文教委員会、実質的に欠員でありますので、あえてこの場を借りて伺っておきたいわけです。

一点は、検討委員会で具体的にどういう検討がされたのか、その経過を伺っておきたいと思います。

それから二点目は、きょう期末手当と抱き合わせで、追加議案という形で提出をされたという点については、大変釈然としないものがあるわけですけれども、しかし、検討委員会が設置をされた時期、そしてきょう追加という形で議案が提出をされた。大変急いで提案をしてきた、というふうにとれるわけです。なぜこう思いつきのように、追加議案という形で提出をしなければならなかったのか、この点二点伺いたいと思います。

それから三点目は、御承知のように、前回の保育料等の値上げが検討された際には、実質五カ月にわたって、広報による市民へのPR、そして紙上討論などが繰り返され、そして一定の方向が打ち出されたわけですけれども、こうした民主的な一つのルールにのっとって、行政のあるべき方向を見出していくということが、なぜ今回省略をされたのか。

それからもう一点ついでに聞いておきたいんですが、こうした一連の理事者側、あるいは事務当局での値上げを意図した時点で、関係委員会に何らかの説明なり、あるいは考え方の披瀝なりが、今日までされてきているのかどうか。

以上四点についてお伺いいたします。

○議長（秦　正一君）　答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の、検討委員会のいままでの経過について、という御質問に対しまして、まずお答えいたします。

この保育料等検討委員会にも、第一回の会議が持たれましたのが、十一月の十九日でございます。その中で、九時四十五分から始めまして、十二時までの間にそれぞれ資料検討、質疑等

が行われ、第二回目が十一月の二十六日に十時から同じく市の役所の庁議室で行われております。その場合にも、今度は最初に提出されました資料の中で検討された意見を、さらに煮詰める、という形の中で、質疑、討論が行われ、その上に立って中間答申という形のものが出てまいってるわけでございます。

非常に大まかな経過説明ですが、経過としては、そのような中で中間答申を一応得ている、という形になっております。

それから二点目として、急ぐ理由は何か、ということでございます。急ぐ理由というふうに言われますと、そういう形になりますが、四月からの新しい年度当初からの適用ということを考えますと、いわゆる時間的の限度というのが、この十二月議会というふうになってしまいますので、ただいまのような形をとってる、というのが説明になるかと思います。

それから三点目に、PR不足あるいは市民の意見無視ではないか、という御意見でございます。確かに外の方々、いわゆる市民の方々に対する啓蒙の点につきましては、いささか時間的なおくれがあるかと思いますが、その点につきましては、われわれとしましては、一月から三月の間にかけて、十分しみ渡るように説明したい、申し上げたい、とそのように考えておるところでございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　四番目の関係、議会の委員会等に事前の話をしたか、ということでございます。このことにつきましては、もう早く一年も前からこういう方向をとりますということ、それには検討委員会を設けて審議をお願いしますということ、そういうことをずっと何回かにわたってお話をしてきております。本会議でも申し上げたことがあると思っております。それから検討委員会の報償費を計上いたしました予算の際にも、お話をしていると思っております。

それからそういうことで、議会には一つのお話をする機会が、相当長期間にわたって行ってきておりますが、確かに市民の方にはそういう説明が事前にやってきておりません。そこで、これから新年度までには数カ月ございますから、十分なPRをしよう、こういう予定はあらかじめ持っております。

それから、したがってなぜ急いだかと言われますと、先ほど説明しておりましたが、確かに急いだように見えると思います。しかしながら、今議会の事前の議会運営委員会に、後日、提案の時期に間に合う形で提出をさせていただきます、ということは、たしか出席をしていた者からお話をしてきた、とこのように承知いたしております。ですから、そういう経過につきましては、ひとつ御了承をお願いしたいものだと思います。

○議長（秦　正一君）　検討委員会の内容はわからないんですか、どういうことを検討しているのか。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　検討委員会の内容に

つきましては、いろいろページ数もありますので、おつくりしてお配りしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　思いつきのような印象で、追加議案としてきょう出したそのことに対しての答弁が、結局、来年から実施するには、ここで条例改正をしておかなければならない。その点の時期的な問題はわかるんですけれども、それなら、もう少し早い時期から検討委員会を設置して、十分時間をとって検討する、こういうことができたはずだと思うんですね。十二月定例会の直前になって委員会を設置する。そして一、二回の検討で、しかもタイムリミットを当初から設定して、そして結論に追い込む、こういうやり方だったと思うんです。しかも、いま市長の答弁にありましたけれども、全く市民には知らされないまま結論が出された。前々から関係委員会、議会には説明をしてきているということですけれども、たとえば、じゃあ厚生委員会どうかと言えば、今回検討委員会に示された、いわゆる諮問案、そこに提出された資料等、全く厚生委員会には、今日まで何の説明もされてきていません。

　幼稚園の保育料の場合は、きょう議案として提出されたように、ちゃんと委員会で審議されるからまだしもですけれども、保育園の保育料については、検討委員会のある委員の説明では、近く最終的な委員会が開かれて、保育園の保育料についても結論が出る、というふうに聞いています。

　全く議会側が、担当委員会が、何らの説明がされないまま結論が出ていく、こういうことになると思うんです。そういう点では、確かに検討委員会を設置して検討するんだ、ということはこれまで言ってきていますけれども、具体的な中身については、きょう今日に至るも、全く議会側では何らの資料の提出も、説明も受けていない、こういうことだと思うんですね。

　具体的にそれではお聞きしますけれども、この幼稚園の保育料、この値上げを部内で検討したのはいつですか。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　私の引き継ぎました範囲では、ことしの六月ごろから検討している、という話を聞いております。

　それから、内部に小委員会をつくった時期ということなんですが、はっきりした時期がわかりませんので、資料でお答えいたしたいと思います。確かに、内部に小委員会をつくった事実はございます。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきましては、私はこれまでもう一年以上前から言っておりますが、保育料については、国の定める五〇％程度にすることを、新しい年度から実施するように検討してきているということは、大分議会によく御承知願ってる、というふうに思っておりますけれども、少なくも、また委員会ではそういうことをはっきりと申し上げた記憶、並びに記録にもあると思っております。

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。いいですか。

（「よくないけれども、あと意見で……」と呼ぶ者あり）滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　前者の質問の中にもありましたので、検討委員会の内容これを知りたいわけですけれども、何か検討委員会でもこれは真剣になって検討されたと思いますが、どうもわれわれが考えますとピンとこないんですね。ただ三千円を六千円にアップするんだ、こういうことなんですね。そういう資料があれば私も納得するんですけれども……。

　それからいま一点は、今回公共料金なんかにしても倍額を上げていくというようなこともちょっと見られないわけです。今回のはがきの値上げなんか二十円を四十円にするなんていうようなことがあるんですけれども、そういうことで、検討委員会の内容…。それで幼稚園にお子様を預けて父兄の方々も、ただこれでいきますと三千円を六千円に倍額にするんだというふうな印象でしかないと思うんですね。ですから私は上げることに対して賛成、反対ということじゃないんですが、もっと父兄の方々に納得いくような上げ方、こういうことが必要じゃないかと思うんです。それにはこれだけ不足をするんだ、こういうふうな状況なんだと、だからこれだけを値上げをするんだというふうなことであれば納得していただけると思うんです。そういうことで、後でよろしいですから検討委員会の資料を出していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま二方の議員の質問に関連しない部分だけを一、二お聞きしておきたいと思います。確かに公私立幼稚園の保育料の格差、そういったものを是正していく、いわゆる保育料の実勢に伴った受益者負担、これは理解できます。けれども、今回の検討委員会の資料等の提出の要望が出ておりますけれども、とかく現在の日野市立の幼稚園には、制度上の問題あるいは施設の問題にただただ私は改善していく面があろうかと思うんです。そういう面を改善するための値上げなのか、あるいはただ必要経費がこれだけかかっているから保育料を上げるだけですよということだけなのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かにそういうことをもっと説明しなきゃいけないと思っておりますし、それから私は委員会でそういうことをもちろん徹底的に問われもするし、お答えもするということで考えておりましたが、これはいろいろな幼児教育の上の将来の発展の観点に立ちまして一つの基礎を確立

したい、こういうことの一つの一部分である、このように考えております。単純に財政という事情のみではございませんし、もっともっと大きい問題も将来に考えておるということで、市民にも御納得いただこう、このように思っております。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　この機会に簡単に意見を述べておきたいと思います。一つは検討委員会のあり方でありますけれども、今回の検討委員会に対する諮問は値上げそのものだけという内容でありました。私は前々から意見として申し上げておりますけれども、これは決して保育園の問題だけでなしに、幼稚園あるいは学童保育など幼児教育全般にわたる突っ込んだ検討が必要じゃないかというふうに思っております。たとえばいま市立の幼稚園や保育園を建設をし、そして運営していく上で実際にどれだけの超過負担という財政的な持ち出しがされているのか、あるいは市民の要求にこたえて適正に保育園や幼稚園を配置していく、その増設計画はどういう年度計画を持って今後進めるべきなのか、あるいは既設の保育園、幼稚園で現に関係父母から様々な切実な要求が出されております。そういう要求について具体的にはどう対応していくのか、取り上げればまだまだ数え切れないくらい様々な諸問題があります。そういう諸問題を全くたな上げにして値上げだけが先行する、という形で委員会が設置され、結論出されているということから、いろいろやはり批判もあるんだろうと思います。そういう点で、今後検討委員会のあり方について、先の見通しを持った検討を進めていただきたいということを一点要望しておきたいと思います。

それから、今回の条例改正について具体的に資料がまだ議会に提出されておりませんので、是否については意見を述べませんけれども、しかし、単に機械的に断固反対という態度はとらないつもりであります。内容をじっくり検討して最終的に態度を決めたい、こう思っております。付託される文教委員会では検討委員会のあり方も含めて、そしてどういう具体的な検討がされたのか、こういうことを慎重にひとつ審議していただくように注文をつけておきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等の徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

これより報告第七号、交通事故（日野市高幡六七四番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第七号につきまして御報告申し上げたいと思います。この報告は、去る十一月二十一日、日野市高幡六七四番地先路上で起きた事故について、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第二項の規定により報告するものであります。なお、詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　事件の概要を御説明申し上げます。報告七号でございますけれども、昭和五十四年の十一月七日の午後四時十分ごろでございます。市内の高幡六七四番地の川崎街道路上ということでございますので、この地点は、左に曲がりますと鹿島台の入口、右に曲がりますと新しい高幡橋、こういうふうな登り坂の地点でございます。この地点の急坂において、福祉部社会課職員の山本哲也が運転する庁用車が信号待ちで停止し、その後、発進を失敗しまして、後続してきましたところの田中義秀さんの車の前のバンパに後ずさりして棄損をした、こういうことでございます。この事故については、市に公務中の事故ということで損害賠償の責任がございます。市は相手方田中義秀さんと示談をいたしまして、交渉の結果、車両修理代としまして五万二千五十円を支払うことで和解が成立したわけでございます。それで山本哲也でございますけれども、最近、運転免許証を取得したという運転未熟の点にある若い職員でございます。そういう点を御報告申し上げて御了解をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第七号、交通事故（日野市高幡六七四番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－三五号、「学区を変えないでください」に関する請願、請願第五四－四〇号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会隣地の沼倉氏所有の空地を多摩川リトルリーグ少年野球団が借用し、野球場として使用時の公害等に対する行政指導の請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に都市整備産業建設委員会関係を一括議題といたします。

都市整備産業建設委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－三六号、水害防止に関する請願、請願第五四－三七号、程久保地区町名地番整理事業に関する請願、請願第五四－三八号、下排水整備の件に関する請願、請願第五四－三九号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願、請願第五四－四三号、道路整備に関する陳情の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員会関係の請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－三五号、「学区を変えないでください」に関する請願、請願第五四－四〇号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会隣地の沼倉氏所有の空地を多摩川リトルリーグ少年野球団が借用し、野球場として使用時の公害等に対する行政指導の請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第五四－四二号、原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－四二号、原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、厚生委員に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時一分散会

十二月二十一日　金曜日　（第六日）

昭和五十四年
第四回定例会

日野市議会会議録

第二十八号

十二月二十一日　金曜日　（第六日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君

議事日程

昭和五十四年十二月二十一日（金）

午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第　八三号　日野市財政調整基金条例の制定について

二　議案第　八四号　日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務委員会）

三　議案第　九七号　川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結について

四　議案第　九八号　多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）

五　議案第　九〇号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第三号）

（文教委員会）

六　議案第　九九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第　一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

八　議案第　九一号　昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）

九　議案第　九四号　昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）

一〇　議案第　九五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第三号）

（都市整備産業建設委員会）

一一　議案第　八五号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一二　議案第　八六号　農業共済無事戻金の交付について

一三　議案第　八七号　市道路線の一部廃止について

一四　議案第　八八号　市道路線の廃止について

一五　議案第　八九号　市道路線の認定について

一六　議案第　九二号　昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）

一七　議案第　九三号　昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）

一八　議案第　九六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）

一九　議案第　七八号　昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定について

（一般会計決算特別委員会）

（特別会計決算特別委員会）
二〇　議案第五六号　昭和五十三年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
二一　議案第五七号　昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
二二　議案第七九号　昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
二三　議案第八〇号　昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
二四　議案第八一号　昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
二五　議案第八二号　昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
（請願審査報告）
二六　請願第五四－二六号　戦後シベリア地区等抑留者補償に関する請願
（厚生委員会）
二七　請願第五四－四二号　原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情
（都市整備産業建設委員会）
二八　請願第五四－三六号　水害防止に関する請願
二九　請願第五四－三九号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願
三〇　請願第五四－四三号　道路整備に関する陳情
（総務委員会）
三一　請願第五三－七一号　幼児教室の子どもたちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願
三二　請願第五四－七号　航空機騒音防止に関する請願（二、三項）
三三　請願第五四－三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願
三四　請願第五四－四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情
（文教委員会）
三五　請願第五四－一〇号　教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）

三六　請願第五四－三五号　「学区をかえないでください」に関する請願
三七　請願第五四－四〇号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願
三八　請願第五四－二四号　（厚生委員会）
簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情
（都市整備産業建設委員会）
三九　請願第五三－四一号　保留地確保依頼の件に関する請願
四〇　請願第五三－四九号　公道並みの私道舗装に関する請願
四一　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
四二　請願第五四－三号　用途地域線引き見直しに関する陳情
四三　請願第五四－五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
四四　請願第五四－三二号　進工業地区指定に関する請願
四五　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
四六　請願第五四－三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願
四七　請願第五四－三八号　下排水整備の件に関する請願
（取り下げ）
四八　請願第五四－一六号　仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願
（継続審査議決）
四九　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五〇　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五一　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五二　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請　願　上　程）

五三　請願第五四ー　四四号　登録民間日雇労働者に対する雇用促進に関する請願
五四　請願第五四ー　四五号　私立幼稚園保護者の補助金増額について請願
五五　請願第五四ー　四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情

（議　案　上　程）

五六　議案第　一〇三号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
五七　議員提出議案第一七号　福祉、教育、三多摩関係予算の充実を要求する意見書
五八　議員提出議案第一八号　石油価格高騰をおさえ安定供給に関する意見書
五九　議員提出議案第一九号　不当な公団家賃の値上げに反対し、公団のずさん経営を改め、暮らしを守り住みよい団地をつくるための意見書
六〇　議員提出議案第二〇号　戦後シベリア地区等抑留者の補償を求める意見書
六一　議員提出議案第二一号　原子爆弾被爆者に対する援護法制定促進に関する意見書

本日の会議に付した事件
日程第一から第六一まで

午前十一時十七分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第五六を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第五六を先議することに決しました。

これより議案第一〇三号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第一〇三号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。これは、昭和五十四年度人事院勧告及び東京都人事委員会勧告がなされた中で、職員組合の要求に基づき、財政状況、都下各市の給与改定状況等を勘案し、職員組合と交渉の結果、合意を見ましたので、改正するものであります。

なお、実施時期につきましては、昭和五十四年四月一日にしたいと思っております。

詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　ただいま御提案申し上げました一〇三号議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず最初に条例でございますけれども、一般職の職員の給与に関する条例第七条三項の中の、配偶者及び欠配第一子の手当、これを九千円だったものを一万円に改定いたしたい、それから、その他の扶養手当、四千八百円であったものを五千円に改めたい、こういう内容でございます。

それから賃金の方のあれにつきましては、第一表及び第二表を改める、とこういう内容でございます。

めくっていただきまして、第一表がただいま御説明申し上げました一般職の職員の臨時職員を除く給料表でございます。一級から五級まであるわけでございます。

また、めくっていただきました裏側が第二表でございまして これはお医者さんに当てはめる給料表でございます。一級から三級まであるわけでございます。

その次は新旧の対照表でございまして、扶養手当に関する新旧の対照でございます。

それから資料の一、以下ございますけれども、これにつきましては先ほどの第一表、第二表の級別の給料月額の新旧のものと、それから引き上げ額でございます。

それで概略を御説明申し上げますと、今年は国の人勧が三・七%という人勧がございました。それから東京都が三・五九%、このような人勧の、要するに状態でございます。この中で十一月の十四日に職員組合の方から、ベースアップにつきましては、ポイント方式で要求書が提出されたわけでございます。

お手元にございます国、都、市、給与の比較がございますけれども、この中に、高校が組合の要求では、二千八百円という要求でございます。これにつきまして、十一月の二十日から十二月の八日までの間、組合と交渉した結果、二千八百円の要求でございますけれども、二千三百円の引き上げ、パーセントにして二・四五%、というふうな結論に相なったわけでございます。

大学につきましては、二千七百円の引き上げで二・五八、以下二十七歳のポイント、三十五歳のポイント、四十三歳のポイントとあるわけでございますけれども、二十六市市長会、あるいは助役会というものが、現状の財政的な要するに環境とか、あるいは市民に対する、地方公務員に対するいろいろな批判等もある中でございますので、東京都の人勧並みに職員組合との交渉の中で落ちつけていこう、というふうな基本方針の中で、十二月の八日まで交渉が持たれた結果、ただいま御提案申し上げるような結果に相なったわけでございます。

一番下にございますけれども、一番下の国の場合には、実質三・七の人勧でございます。東京都の場合は、三・五九の人勧でございます。

それで職員組合と交渉した結果、これらの国、都の人勧等を尊重した中で、都人勧以下に何とか話し合いを持っていく、というふうなことで、三・四八というふうになったわけでございます。三十七歳の平均年齢になりますけれども、平均給与月額引き上げ額が六千三百十六円、とこういう金額になったわけでございます。

ベースアップの方は、大要、以上のような状況でございます。

それから配偶者手当、これにつきましては、差し上げました資料の方に、九千円であったものを一万円に改定したい。それからその他の子供の扶養手当、これは四千八百円が現状でございます。二百円引き上げまして五千円としたい。それから配偶者のいらっしゃらない欠配第一子に対する扶養手当でございますけれども、配偶者と同じ取り扱いということで、九千円が一万円、こういうことでございます。

それから組合の方からは、住居手当の引き上げ等の要求もあったわけでございますけれども、これについては、従来どおり改正なしでいこう、こういうことでございます。

それで住居手当の中で職員一律に現行五千五百円でいく。お医者さんは家賃の三分の二となっておりますけれども、これは日野市外のお医者さんでございます。市内の方は職員と全く同じでございます。

以上のようなベースアップの改定と諸手当の改正というものが、この一〇三号に盛り込まれておる内容でございます。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　このたびの職員のベアについて、いろいろの観点から出された結果ですので、それにどうこう言うわけじゃございませんけれども、それと同時にうらはらに、やはり職員の市民に対する接遇の態度、これらについて私なんかでも、二、三市民からいろいろ聞いております。たとえば生活環境といいますか、道路にしても下排水にしても、いろんな面で非常に不備なところに住んでいる、きわめて善良な市民の要望も、全部とは言いませんけれども、中にはいわゆるこういう不備なところに住んでるのが悪いんだ、というような言辞を弄する職員もいる、ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、きわめて純朴な市民の、素朴ないろんな自分の生活環境の改善のためにやるわけですけれども、やはりそういう面については、十分やはり意のあるところを尊重し、いわゆるホットな接遇の姿勢を、さらにこれから市長あるいは関係部長さんも、部下を指導される上において十分留意していただいて、給料上げるからそうということでなくても、やはりこういうベースアップを機会に、こういうことを私は申し上げておきたいというのは、そういう意味で、やはり職員の市民に対する接遇の態度を、さらにホットなものにしてほしい、こういうことを強く要望して意見を終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よ

って議案第一〇三号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八三号、日野市財政調整基金条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　議案の第八三号、日野市財政調整基金条例の制定について、総務委員会での審査の経過並びに結果について御報告をいたしたいと思います。

この基金条例の制定については、提案の際にも説明、そして質疑が交わされております。この条例の制定の目的とするところは、今日、市町村財政が非常に複雑になってきているというような点、また黒字財政とはいうものの、起債による、依存する部分もかなり多く占めているということであるとか、また法人税の伸びや、あるいは税収に占める割合の的確な把握等が非常にむずかしい状況にあるということから、この基金条例の制定を行うという説明でございます。

委員会の審査の中でも、たとえば市側の説明の中で、法人税の伸びと交付税の交付が、ちょうど同じような関係といいますか、たとえば今年度大幅な増額を行った後は、翌年交付税の交付額が減少する、というような関係が、過去この五年間の数値を見ても明らかになっている、ということが説明されました。こういったことから、今年度法人税の伸びが大幅にあるわけでありますが、来年度以降のこうした財政状況のしっかりとした把握といいますか、財政の確立を行っていくために、基金の条例を制定するというものでございます。

質疑の中で、この基金条例の制定を、三多摩二十六市の中でどのくらい行っているか、ということがございました。昭和三十九年の三月に制定されております、たとえば武蔵村山、多摩市、あるいは同じ年の四月に制定されております稲城市、秋川市等を初めといたしまして、十六市すでに基金条例が制定されております。多いところでは、調布市の約十億円近い基金があるとか、あるいは三鷹市、これは五十二年度末で十三億三千万、こういった数値が明らかにされております。

そのほか基金の運用について、市長の独断で使用されるようなことはないのか、というような質疑もされました。この点については、本会議で提案の際、答弁もございましたように、一般会計に繰り入れて、議会の審議を経なければ利用できない、というしくみになってるわけでございます。

さらには、事業を積極的に行うという観点から、財政運用を考えていくべきではないか、という質問、意見も出されましたが、税収が減った場合の対策、またなかなか法人税等の把握が正確に押さえにくいという今日の状況から見るならば、この条

例の制定がどうしても必要だという説明がございました。質疑の結果、これらの財政調整基金を長期的な社会投資に振り向けるように特に留意してほしいという意見であるとか、あるいは財政危機を余りにも恐れる余り、消極的な財政運用あるいは財政計画に陥ってはならないんではないかという点、また市民要望に十分こたえるようにこの財政基金の運用を的確に行ってほしい、というような意見が出されました。採決の結果、本議題は全員一致可決を見たわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　一点だけお聞きしておきますが、基金の運用につきましては、一般会計に繰り入れをして議会の承認を得るんだというふうな委員長の説明ですが、たとえば先に流用といいますか、市長が独断で使う、後で議会の承認を得る、こういう場合もあり得ると思うんですが、その辺をはっきりしておいていただきたいと思うんですが…。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

御指摘の点につきましては、現行のいわゆる市長権限の中に専決処分という事項もございますが、基金運用に関しましては、そういう件をできるだけ排除して一般予算化するという形の中で執行していきたい、そのように考えております。

○議長（秦　正一君）　滝瀬敏朗君。

○十八番（滝瀬敏朗君）　いま部長の答弁の中で、できるだけというふうなことですが、できるだけという意味がいろいろ広く解釈されるわけですけれども、その辺をもっと具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　いわゆる災害等、緊急やむを得ない場合を内容としている、と御理解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　これは私も提案当時若干の質問を申し上げたんですけれども、委員会の審議の中でどのように御審議されましたか、委員長にお伺いしたいと思います。

まず、いわゆる昭和五十三年度に発足しました公共施設建設基金とそれからこの財政調整基金、基金制度が二本立てになることになるわけです。委員長の説明のとおり、基金制度そのものについては私はどうこう申し上げているんではなくて、その中の運用ということで若干また質問を重ねたいと思います。いま申し上げた二本立ての基金制度ができるわけですけれども、先ほど来も全協の中で、職員のベースアップの場合でも財政上云々というような言葉も出てまいりました。そういう中で、いわ

ゆる一般会計から繰り出す基金を両方の制度に、やはりいままでのように公共施設建設ですか、その方の基金も積んでいかれるのかどうなのか。いわゆる二本立てで両方に基金を繰り入れていかれるのかどうなのか、その辺を御審議されたかどうかということ。

それから若干、字句の問題ですけれども、この基金制度というのは、地方自治法の二百四十一条にのっとっておつくりになったと思いますので、そういう中では基金の積み立て――これは条文でございますけれども、いわゆる公共施設建設基金の基金条例の中の基金の積み立てと、それから今度出されました財政調整基金条例との字句の問題でございますけれども、若干今度の財政調整基金の方が何といいますか、字句が多い。たとえば「基金として積み立てる額は、毎年一般会計歳入歳出予算で決める」というのが公共施設建設基金でございますけれども、このたびの財調の方では「ただし、各会計年度において生じた決算剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入する場合は、市長が定める」というような字句が違うわけですけれども、この辺の違いのニュアンスといいますか、その点をひとつお伺いしてみたいと思います。

まず二つだけお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　一点目の公共施設建設基金との関係、二本立てで一般会計からの基金積み立てを行うのかということでございますが、条例上そのように基金を設けているわけでございますから、一般的には二本立てでいくということになると思います。これは総務委員会の審議の中でもそういう論議はございまして、市の方からもそういう説明はございました。

それから二点目の質問でありますが、条文についての論議もございました。たとえば第一条の「災害復旧、市債の繰り上げ償還その他財源……」というふうになっておりますが、「その他の財源」というふうにした方がわかりいいんではないかというようなことであるとか、本会議提案の説明の際、杉山議員自身が第六条の一の文章の中で、ひらがなと漢字の違いも質問しておりましたが、よりわかりやすい形でつくられていると、このように私たちは判断しております。

なお補足があれば企画財政部長の方から答弁していただくようにしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいま杉山議員さんの法令上の御質問の点についてお答えいたします。いわゆる積立額について公共施設整備基金の方は限度なし、いわゆる文句が少ない、条件が少ない、財調の方は条件が多いんじゃないか、こういう御質問だと思います。おっしゃるとおりで、文章

上確かに条件が財調の方がついております。そのついた原因と申しますのは、地方財政法七条によりますためにその条件がついておる、そういうことでございます。そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　杉山寅三郎君。

○二十六番（杉山寅三郎君）　しつこいようで申しわけないですけれども、そうすると公共施設建設基金というのは、それは該当してないと、こういうふうに解釈していいですか。

○議長（秦　正一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お尋ねのとおりでございます。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八三号、日野市財政調整基金条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よ

って暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩
午後　一時　二十分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第八四号、日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。議案の第八四号、日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これはもちろん提案の際にも説明のあったものですが、要するにこれまで七生支所管轄でございました西平山五丁目を本庁管轄にするということと、それから大字豊田、大字南平、川辺堀之内、大字上田のうち国鉄中央線の西側区域を多摩平支所から本庁区域にする、という所管がえでございます。大方の委員の方は賛成でございますが、反対意見といたしまして、この所管がえを行います上で住民のアンケート調査を市側で行いました。そのアンケートの取り方に若干問題があったのではないか、したがって正しく住民の声が反映されていないという理由でございます。たとえば七生支所と本庁をどちらを希望するかということでアンケートを取っているために、七生支所を希望する意思があってもそれを表現できない、意思をあらわせない、というようなことでございます。これに対して市側では、現在実際窓口でいろいろな業務を扱っているときに、戸籍とその他の手続が分かれているというようなことから非常に苦情も多いという点と、それからもともと七生支所で戸籍その他一切の手続を管理をしているわけでありますから、戸籍その他の手続が分離されることのないように本庁と七生支所のどちらかを選ぶ、という方法でアンケート調査それから住民との意向調査、話し合いを進めてきたという説明でございました。意見といたしましては、七生支所の所管の人口が若干減ることに多少のさびしさも感じるが住民の意向がそのようであるならば賛成するというようなことであるとか、あるいは今後、支所あるいは出張所の新設等も含めて住民の利便をもっともっと向上させる方向に行政としても努力をする必要があるのではないか、しかしアンケート調査その他の方法で住民の意向なども本庁への移管がえを希望するということでありますので、本議案について賛成する、という意見など出されまして、採決の結果、五対一の多数で本議案を可決したわけでございます。

なおもう一つ報告いたしますと、東平山三丁目の件について提案の際に質問ございましたが、この地域の所管がえについては、引き続いて市側でも取り組んでいくという説明でございました。それからこれも本会議提案の際に意見ございました、多摩平支所の廃止の含みでもってこういう所管がえがされているのではないかという意見がございましたが、これについては今回の所管がえとは全く関係がない、そういう立場からこの所管がえを行ったものです、こういう説明がなされております。以上、意見も含めて賛成多数で本議案に対する可決を見たわけであります。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　私は総務委員でもって、いま委員長報告の中にあった反対一名のその委員でありますけれども、委員長の報告の中に若干誤まりないしは不足があったので申し上げたいと思います。まずアンケートの不備を報告されましたけれども、その説明の中で、本庁か七生支所かということで取ったアンケートであり、本庁がいいか多摩平支所がいいかということが含まれていなかった、ということで不備だった、と私は委員会の中で申し上げたんであって、委員長の先ほどの報告は、多摩平支所というのを七生支所と間違って言ったように思いますので、その点訂正していただきたいと思います。

それから、そのアンケートが不備だったがために反対したんだというように取られるような報告だったと思いますけれども、まずその点に不備があるし、そして住民の意向としては、多摩平支所を通りながら本庁まで遠い足を行かなくてはならない、それより近い旭が丘の住民などは多摩平支所で足りるのに、旭が丘よりさらに遠い西平山五丁目が遠い本庁まで行かなくてはならないというようなことを考えた上で、住民は恐らくそういう不満を実現された場合、持つだろう、反対だろう、という意向を察知した上で反対したということですから、その点も加えておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　その点はそれで報告の中に含めておきたいと思いますが、私、先ほど申し上げたのは、市のアンケートの取り方が七生がいいか本庁がいいかという取り方を行ったと、したがって多摩平がいいかということの意思表明はそのアンケートではできなかった、そういうことを報告したつもりでございます。

それから旭が丘、多摩平住民云々ということに関しまして、一ノ瀬議員のそのような質問もありましたし、意見もありました。それに対して市側の説明では、西平山五丁目の場合は、もともと七生支所ですべての事務を取り扱っていた、しかし旭が丘の場合は、発生のときから多摩平支所と本庁に分かれていたという説明がございまして、これを同一にするにはちょっと無理があるのではないか、そういうような意味の説明があったと

思います。一応その点のつけ加えを行っておきます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　過日、提案のときにも本会議場で委員会での御討議をお願いしておきましたけれども、ただいま委員長から、委員会の討議の報告がありましたが、さらに納得がまいりませんので、質問をこの場をお借りしてしたいと思います。

委員長の報告にもありましたように、このアンケート調査の仕方そのものにも問題があった、というふうに私は思いますけれども、それより以前に、いわゆる市の行政の姿勢として、市民のそれぞれ所管、行政を所管する部門が、どうもひとつ言ってる市の説明に一貫性がないんではないか、と言わざるを得ないんです。住民の意向がどうであれ、このアンケート調査の仕方が全く正しくて、住民の意向がどうあれ、市内に本庁あるいは支所というものが存在する以上は、矛盾のない状態での所轄区域というものが、あってしかるべきではないかと思うんです。

現実に多摩平支所が存在するわけですから、そういう状態で、本庁より近い多摩平なり旭が丘が多摩平支所の所管区域である。そしてはるかに遠い西平山五丁目が、多摩平を通り越しちゃって本庁の所管になる、ということについて、どうも納得がいかない。説明するところによると、事務が、戸籍等々は多摩平の場合には本庁で、印鑑証明等々は多摩平支所だ、というように分割されているから非常に不便である、ということが理由ならば、多摩平の住民も、旭が丘の住民も全部本庁所管になるべきではないか、あの真ん中をそのままおいておいて、端の方の、すみの方を、何の交通の便もないところを、通り越して本庁所管にするという意味は、そういうような説明では全く理解ができない。よしんば、住民のアンケート調査が、全く正しく、あるいは全員に行われて、全員の住民が、多摩平支所を通り越して本庁がいいんだ、と言ったといたしましても、行政の姿勢として、何で日野の中を分断をして、遠いところを本庁に持っていき、近いところは支所でやる。しかも、そこには非常に市が言ってる行政の分害事務が行われている。多摩平支所はどうするつもりなんですか。支所の改廃、全部条例化されてますよね。条例そのままになっておきながら、何かを意図するものが裏にあるのではないか、と考えざるを得ないんですよ。おかしくありませんか、これ。くどいようですけれども、住民の意向がこうであるならば、どうにでもするんですか。そんな行政の姿勢はないでしょう。もうちょっとわかりやすい答弁してくださいよ。（「やり直し、総務委員会」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　支所の役割り等についても、論議がもちろん及びました。たとえば強化するというような点での論議の中で、将来、電送等も検討していきたい、という説明もあったわけでありますが、たとえば、本庁に全部所管がえする、多摩平も旭が丘もというようなことは、いますぐこれは一挙にできないわけです。しかし、住民の合意が得られるところから、しかも希望する方向を組み入れながらその所管がえを進める、というのが、いま市側のとっている態度、行政の方向だということでありますから、全部一緒に、多摩平や旭が丘も含めて本庁に持っていくということは、これはなかなかできかねることだろうと思います。しかし、実際、地図を見ますと、地域を飛び越えて本庁に行くということになるわけでありますけれども、しかし、地図上でそうあったとしても、一つの住民の希望がかなえられる方向で、所管がえその他整備されていくということであれば、これはこれとして認めることができるのではないか、こういうのが大勢の意見であった、と判断しております。

支所の存在そのもの、あるいは将来廃止をするかどうか、というようなことについては、この条例と直接結びつけて論議する、ということではなくて、今後そういう問題が出てきた場合、改めて論議する方が適当であろう、こういう多数意見でございました。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　委員長と論議をしても始まらないわけですけれども、もし、質問の要点がその枠を超えていましたら、ひとつ担当部長あるいは市長の方から、答弁をいただきたいわけですけれども、いま委員長報告の中にも、いみじくもありましたけれども、分断をされているということで、多摩平支所そのものは非常に不便だ、旭が丘も多摩平もいずれ本庁に集約をするんだけれども、一挙にそれができないから、まず住民の希望するところから、大変それが遠くても、希望するところから徐々にやっていくんだ、こういう説明があって、総務委員会了解した、という報告がありましたけれども、ということは、後段で説明した支所を残すかあるいは廃止するかということについては、現段階で議論をする時期ではないだろう、こういうこととちょっと矛盾しているんですよね。前段の説明は、市側がそういう説明をしたとすれば、あくまで多摩平支所は、いずれ将来本庁との関係、あるいは事務が分断されてる関係で、非常に不便だから全部本庁に集約をするんだ、言いかえれば、支所は廃止をするんだという前提でなければ、そういうことは言えないわけですから、そのことを了解したということは、支所の廃止は了解したということにつながってくるんです、これは。別に三段論法じゃありませんけれども。そうなりませんか。

そうすると、後段で言われていた多摩平支所の廃止云々については、現段階で論議する段階ではないだろう、そういう時期がいずれあるだろう、ということと矛盾しているんですよね。

市側の説明は、あくまで委員長が言われたような説明だとすれば、あくまで前提には、支所は廃止をするんだ、廃止をしたいけれども、一挙には事務的な問題で全部本庁に持ってくることはできないから、遠いけれども住民の賛成得られるところからまず持ってきて、事務ができる余力ができたらば、徐々に旭が丘も多摩平も持ってきて、いずれ多摩平支所は廃止をするんだ、とこういう論法でしょう。ということは、支所の廃止を暗に認めたことになりませんか。私は多摩平支所の廃止について、まだ議論してるわけじゃありませんよ。多摩平支所を廃止するなら廃止するということが、たとえ条例変更でなくても、いずれこういう状態で多摩平支所を廃止をしていくんだ、それをひとつ了解してくれ、その前提に立って、今度の所管区域の変更というのはこうやっていくんだ、こういう提案なら、それなりにまた検討の仕方があるわけですよ。それはこちらへおいておいて、それで住民の意向はこうだから、それも、しかもこれっぱかりのアンケートをとって、しかも内容は、本庁か七生かというだけのアンケートをこれっぱかりとって、全体の意向だといって持ってきちゃったんじゃ、筋が通らないじゃないですか。もし委員長で答弁無理だったらば、ひとつしかるべき部長なり市長なりにお願いします。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　先ほど、たとえば多摩平や旭が丘の住民の所管がえも将来やるんだ云々、ということがありましたけれども、これは質問者の島村議員が質問の中で、もしそういうことなら、西平山五丁目を移管するんなら、じゃここも一緒にやったらどうか、その点はどうなんだ、ということで質問されたから、もしそういうことをやるとしても、それは今回の提案ということには、それはなかなかいかないでしょう。しかし、それは多摩平の支所を廃止する、ということを前提で私たちは論議したわけじゃございませんから、そういうことで報告をしてるわけじゃないんですよ、これは。あくまでも、今回の所管がえの提案ということで論議をしたものであって、多摩平支所の廃止云々ということについては、また別の問題というふうに御報告をしたわけでございます。

　なおこの問題について、理事者側の方から見解を求めればもちろん求めていただきたいと思いますし、委員会での審議は、この条例に限って審議している、こういうことでございます。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　いま委員長からそういう状態、多摩平支所を廃止するという状態での審議じゃなくて、あくまでもこの条例の変更だけの審議をしたんだ、とこういうことですけれども、これは上程のときに私が申し上げまして、委員会でひとつ、ぜひその辺の含みがあるんではないか、という意図がうかがえるから、ぜひその分も含めて審議してほしい、

とこういうふうに申し上げておきましたけれども、単に、単にですよ、くどいようですけれども、単に住民の一部分が、真ん中にあるものを通り越してこっちに来たいから、というような状態であるから、全く何のそのほかに意図もないけれどもこうした、なんていうことは、私の神経として考えられないんですよ。考えられないんです、それでは。

　したがいまして、私の見方として、この条例の裏にあるものは、いずれ多摩平支所を廃止をしていくんだ、それが前提にあることを私はどうしても考えざるを得ないんです。だとすれば、たとえ条例の変更の提案はないにしても、こういう状態で本庁、支所の管轄をいずれこういうふうにしたいんだ、しからばひとつこの段階では、若干地域の矛盾はあるけれども、こういうことでひとつお願いをしたい、と何でこう素直な提案ができないんでしょうね。何かなし崩しに実績をつくって、支所を廃止するような方向に見えてしようがないんです。私はむしろそういう点に、非常にこの提案の何か裏に隠されたものがあるんではないか、と非常に不安なんですよ。ですから全く同じ質問になりますけれども、ひとつ行政側から私の質問に対しての御答弁を、わかりやすくひとつ私が理解できるように説明してください。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　ちょっと一言だけ報告しておきますけれども、条例提案がなされたその意図あるいは裏にあるもの、それぞれ各委員ももちろんお持ちだろうと思います。また島村議員の言われるようなこともそれぞれお持ちかと思いますけれども、委員会の審議は、なかなかその裏のところまで結論を出す、あるいは多数でそれを委員会としての見解をまとめる、というところにはもちろんいかないわけでありますから、その辺は十分御理解いただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総務委員会の皆さんに説明の不徹底な部分で御迷惑をかけた感じがいたします。いまの論議に対しましては、島村議員の方からおっしゃってるとおりに理解していただいて私は結構だと思っております。

　それはかねがね申しておりますとおり、一・三・二の橋かけが成り立ちましたならば、路線バスを通し、支所はそのうち市民の理解をいただきながら廃止しよう、ということは、もうかねて言っておるとおりでありますから、そのとおり御理解をお願いしたいと思っております。

　それからこのたびの所管区域の変更は、これはむしろ住民の側からそういうふうに要求が出、請願が出されて、それを議会で採択をされた。その線に沿ったものでありますから、要するに筋道のことはともかくといたしましても、住民の意思にかなっておれば、私はそれで結構だと思っておりますし、今後、柔

軟な姿勢で、他の地域につきましても、なるべく市民生活に御不便がないように図っていこう、このように考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　先ほど裏にある、いわゆる条例変更の裏にあるもの、あるいは意味するもの、この辺が、なかなか各人それぞれが、それぞれの裏に何があるかを考えていらっしゃるようなので、なかなかそこまで煮詰めて結論出すようにはいかん、とこういう委員長報告がありましたけれども、私は先ほどから質問してますように、やはりいま市長の答弁があったように、この条例変更の裏には、やはり将来はこうするんだ、こういうやはり一つの意図があって、こういうような若干といいますか、大変一般的に見ると、何となく不可思議な地域割りでの行政区域といいますか、そういうものが出てきてるわけですから、その辺を含めて、いまさら聞くのもおかしいですけれども、総務委員会では、その辺の意図するものを、実際にちゃんと把握した上で審議されたのかどうか、その辺をひとつ御答弁を。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　委員会の席上、そのことについては、市民部長からも説明がありました。説明の中にそういうことも含まれて……。

それから九月議会で、ちょうどいま市長の言ったようなことが、すでに本会議で表明されております。そういったことは、すべて各委員のこの条例改正案を審議する上での判断の中に全部含まれている、とそういう前提のもとで審議を進めた、このように私たちは判断しております。

議長（秦　正一君）　島村孝志君。

二十一番（島村孝志君）　確かに私も過日上程のときの本会議の中で、市長から何遍かそういう言葉を耳にしております。これは正式ないわゆる議案ではなくて、いろんな話の中で、多摩平支所はいずれ廃止をしていくんだ、という方向での話は耳にしております。したがって、それが具体的に一つの方法として、具体的な案として出てきたのは、初めてなわけですよね。この場合でも、はっきり廃止するとは言ってませんけれども、廃止の方向で一つの非常に何となく理解しにくいものが出てきたのは、初めてなんですよ。したがって、その辺がもし含んだ上で板垣委員長言うように審議したとすれば、多摩平支所はいずれ廃止することについて、総務委員会は了とした上でのこれは結論なんですか、今回の結論は、総務委員会の結論は。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）しかし、だって委員長の発言で、その辺は十分個々の委員が市長発言を理解した上での審議だ、とこう言われているんですから、だとすれば、いずれ廃止することについては、理解に立たなきゃこういう不自然

なものはできませんよ、これ。そう思いませんか。私はそう思えるんですけれども、その辺は、総務委員会はどんなふうな立場で御審議になったのか、その部分についてひとつ御答弁願います。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　委員会として、多摩平支所が廃止されるということを認めたということについては、委員会としては、全然触れてない。そういう問題については触れておりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それから市長の見解等については、これは本会議で表明されていることですから、そういう経過をたどっているということの上で、この審議に臨んでいる、そういうことを私は申し上げているんです。そういうふうに私は判断している、と言ってるんです。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　私は、くどいようですけれども、要するに本会議の場所で、何らかのところで、市長から多摩平支所はいずれ廃止していくんだ、とこういうことが報告されている、話されている、というふうに委員長言われているんですよ。そのことを個々の議員あるいは委員が理解した上で、理解という言葉が悪ければ、承知した上でこの条例についての審議をしたんだ、とこう委員長言われているわけですよ。

条例の内容はどうかと言えば、変更の内容はどうかと言えば、再三言うように、本庁に近い真ん中が多摩平支所で、はるかかなたにある、一番日野の端っこのところが、何の交通の便もないのに、本庁管轄なんですよ。通り越しちゃって。これは要するに、市長の言われている将来方向を確認した上で、さっきいみじくも板垣委員長言ってましたけれども、一挙にはできないから、まず住民の合意のできるところからひとつ移していこう、こういうことでしかないわけですよ。だとすれば、廃止ということについては、正式な議案で認めてはいないけれども、市長の本会議で言われたそういう報告をいわゆる知って、しかも了としながらでなければ、認められないじゃないですか。そう思いませんか。

○議長（秦　正一君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　多摩平支所の廃止について、委員会として了とした、そういうことはありません。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　総務委員なんですけれども、委員長の報告にちょっと不満があるので、ここで申し上げさせていただきたいんですけれども……（「総務委員会やり直せよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）島村議員からの質問の中で出ていますけれども……（発言する者多し）

○議長（秦　正一君）　　お静かに願います。
○二十三番（一ノ瀬　隆君）　多摩平支所の廃止ということは、この議案とは一切関係ないということで、私たちは審議したと思っています。
　私は、そういう説明がなかったけれども、市長の本会議でのさっき言われましたような発言もあったことだし、多摩平支所が前提になっているんじゃないか、ということを質問いたしました。しかし、それに対して市民部長はそれをはっきり否定しています。したがいまして、総務委員会では、多摩平支所の廃止ということは、この議案とは一切関係ない。そして多摩平支所に西平山五丁目を持っていかないで、本庁に持っていくのは、その理由としては、戸籍と戸籍以外のものと分けるのに無理がある、そういうことでもって本庁に持っていくんだ、という理由が説明されていただけです。そういうことに対して、委員長の説明は不満と言いましたけれども、不足だと訂正したいと思いますけれども、そういうことなんで発言させていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　　総務委員長。
○総務委員長（板垣正男君）　　そのとおりであります。
（笑声）
○議長（秦　正一君）　　ほかに御質疑はありませんか。
　なければこれをもって質疑を終結いたします。
　委員長報告について御意見があれば承ります。島村孝志君。
○二十一番（島村孝志君）　　一方的に議長に質問を打ち切られましたので、意見でやむを得ず申し上げておきますけれども、いま委員長報告の中で、最初に一ノ瀬議員からの補足説明の中でそのとおりだという確認がありましたが、私の質問に対して、市長ははっきりと「島村の言うとおりだ」と、こう言われております。ということは、将来多摩平支所を廃止するという前提で、現時点では非常に形はおかしいけれども段階的にやっていくんだという前提で、住民の合意の得られる部分から本庁に持っていくんだ、こう言われているんです。言いかえれば、多摩平支所は将来廃止をしていくんだと、こういうことを明確に打ち出したというのが今議会だ、というふうに私は理解をいたします。したがいまして、どうも総務委員長の報告を聞きますと、総務委員会の審議はその前提を踏み外して、そして先ほど確認されたように、戸籍とその他を分けるのはむずかしいから、という理由だけで審議をされたと聞きますので、そういう内容の審議では私は了解できません。したがいまして、そういう意味では私は意見として申し上げたいことは、あえてここで採決をやるならばこの条例に対しては反対いたしますけれども、できることならば市長の私の質問に対する確認事項を踏まえて、それを根底に押さえながらもう一遍審議をしていただきたい、ということを申し上げておきます。

○議長（秦　正一君）　　大越久雄君。
○二十二番（大越久雄君）　　かつて市民部長からも、いまの総務委員長からも報告がございましたとおり、この基本台帳の請願につきましては、平山、西平山五丁目からも、もう一件は東平山地区からも出されておりますけれども、これらのアンケートの問題につきましては、西平山地区については、行ったことについては、報告がございましたけれども、東平山地区並びに平山一丁目から、それらにつきましてはある程度の代表的なものに伺ったというようなことで、この条例に提案してきたということについては、いずれ早期に順次これを改善を図って条例を変更していくんだというような報告でございますけれども、こういうアンケートの取り方では今後の進め方についても問題があろうかと思います。やはり請願が出てきたものについては、逐一解決するならば、同一案件のようなものについては、当然その点について十分住民とも相談の上において、その要望にこたえるのが日野市政でなければいけないのではないかと思います。なぜそういうことに対してできなかったかということについてもわからないではございませんけれども、この点についての落ち度につきましては私たちも承服のできない点でございます、ことを申し上げておきます。
○議長（秦　正一君）　　ほかに御意見はありませんか。
（「議事進行」と呼ぶ者あり）　本間　久君。
○十二番（本間　久君）　　ただいま総務委員長並びに理事者側、そしてわが党の島村議員の方からもやりとりがありましたように、きわめて重大な問題ではなかろうかと思います。この審議に当たっては、再三島村議員が指摘していますように、あくまでも前提が将来支所をなくしていくんだ、多摩平支所廃止論につながっている、このことは明確にいままで市長明言をしてきた経緯はないと私は思います。ただ、こういう方向でいきたいんだという考えはあったと、ところがこの条例の中ではっきりとその思想があらわれてきている、しかも地域的にはっきりと矛盾をした形での議論がなされている、ということから考えまして、繰り返し島村議員からも指摘ありましたように、総務委員会がやはりそのことはさておきましてそれだけを、条例だけを審議したというけれども、私は少なくともそういった根底が、考えがあるそこを追求するのが総務委員会の役目ではなかろうかと思います。市長がはっきりと島村議員の質問に対して答えたとおり、そのとおりだというならば、総務委員会の審議はまだ不足しているというふうに思わざるを得ませんので、できれば総務委員会の審議をまたやり直してもらう、検討を加わえてもらう、このとおりにして休憩をとって若干相談をしてもらいたいということで、休憩を要求いたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（秦　正一君）　　ただいま議事進行がありました

わけですけれども、ほかに御意見はありませんか。先ほど総務委員長の方からもごていねいな報告もあったわけですし、また島村議員の方からもいろいろと質問等がなされたわけですけれども、議長といたしましては、この際多摩平支所の廃止とかそういった問題は別個の問題として扱っていきたいと思います。本件は本件として進めていきたい、このように思っております。

これより本件について採決いたします。（「議長」「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八四号、日野市役所支所の設置並びに所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。（「横暴」と呼ぶ者あり）

これより議案第九七号、川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結、議案第九八号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

○総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　議案の第九七号並びに九八号の御報告をいたしたいと思います。

九七号は、川原付団地市営住宅新築工事第二期分の請負契約の締結でございます。これは第二期目の工事として建てかえの市営住宅建設が行われているものでございますが、これは第一期目の工事と同じように、ＰＣ工法によりまして二十四戸一棟、部屋数は三ＤＫの住宅を建設するというものでございます。十月三十一日指名委員会を持ち、十一月十九日入札を行い、大成プレハブが三回目の落札で決まったというものでございます。

それから議案の九八号につきましては、多摩川第二排水区排水管埋設工事その二といたしましての請負契約の件でございます。指名八社でございますが、これはいずれもシールド工法あるいはその工事実績などを見まして選び、一回目の入札で東洋建設が落札したものでございます。十一月五日に委員会を持ちまして、十一月二十日に入札が行われております。

この二件とも委員会で審査を行い、全会一致可決を見ました。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　議案の第九八号、このことについて一言お願いをしておきたいことがございます。ということは、御案内のとおりだと思いますけれども、多摩川第二排水区の工事につきましては、かなり長い年月をかけて地元の皆さん方との話し合いがついて、新坂下並びに日野駅から西側の排水のためにあそこに工事が完了いたしたと思うんですけれども、またその日野駅から同じ水路を通って落とすということは、地元との話し合いを十分やはり持っていかないとまたまた何らかの方法でトラブルが起きないとも限りません。このように懸念をいたしておりますので、ぜひともその点につきましては十分なる御配慮をいただきたい、このことをお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九七号、川原付団地市営住宅新築工事（第二期工事）請負契約の締結、議案第九八号、多摩川第二排水区排水管埋設工事（その二）請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　議案の第九〇号関係で、総務委員会に付託されました歳入全般については、総額十億三千三百二十五万六千円でございます。これは本会議の際も論議がございましたが、市民税の補正が含まれております。このうち法人関係が五億三千七百余万円になっておりますが、当初の見込みはどうであったのかという質問がございました。法人の場合、大体三月期決算、九月期決算と分かれているわけでございますが、三月期決算二分の一納入するということで、あとの二分の一のいわゆる税収見込みというものは当初三％程度の伸びを見込んでいたということでございます。しかし実際はかなりの増額になりまして五億三千七百万円余りの補正となったわけでございます。

歳入のうち国庫支出金のうちの民生費の国庫負担金が八千八百万円の減額になっております。これについては支出のところで、恐らく厚生委員会でも御審議をいただいているかと思いま

すが、当初見込みました伸びと支出の伸びが当初ほどは伸びていなかった、ということが主な原因のようでございます。生活扶助費それから医療費関係が若干見込みより少なくなっているというようなことから、国庫支出金の方も減額ということになっているわけでございます。

それから十八ページの土木費国庫補助金のうち川原付市営住宅建てかえ工事のうち五百九十八万八千円補正されておりますが、これは債務負担行為で進める予定でした、川原付市営住宅に付随して建設する予定でありました地区センターの建設が、本年度補助金がおりたということからこのように計上されたものでございます。

あと総務費関係に移りまして、三十八ページの一般管理費の役務費のうち特許出願手数料十四万一千円計上されております。これは先ほど全協でも論議がありましたが、市職員の発明による特許の出願を行うという経費でございます。

それから三十九、四十ページの財産管理費の積立金、これも先ほどの条例制定の際、論議いただいた財政調整基金の積み立て、退職手当基金の積み立てでございます。

消防費関係では、災害見舞金が二十万円ほど追加されておりますが、これは先日の台風二十号による被害の見舞金が当初予算不足をいたしましたので補正をする、こういうところでございます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君）　文教委員会の審査の経過並びに結果を報告いたします。総額で一億二千二百四十四万五千円の補正でございます。修繕費とか燃料費とかありますが、各所にありますが、主なものは、燃料費というのは燃料の石油の単価の値上げ、それから修繕費は主に消防等による点検ということで、消防用備品の点検を行いまして、それに対して直していくというふうな予算でございます。なお修繕費には学校の雨漏りが十二校ありまして、二校は計上したということで予算に盛ってあります。あとの十校は五十五年にやるというようなことだそうです。

それから個別に参りまして、賃金とかいろいろありますが、おのおの委員の中から質問が出まして、検討した結果、適当であるということで可決をした次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

委員会の審査で特に反対意見はございません。全会一致補正予算を可決いたしました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは民生費関係の補正予算の説明を申し上げます。

民生費の関係ではマイナス補正でございまして、四千七百十三万四千円のマイナス補正でございます。したがいまして、予算額は三十七億八千五百九十万一千円となります。細部につきましては議案上程の際個々に説明ございましたので、省略をいたしますけれども、特に民生費の中で多くの論議を呼んだといいますか、強い意見が出されておりますのでその部分の報告を申し上げておきたいと思います。

予算書の中の五十四ページの部分でございますけれども、十一番の需用費、あるいは十八番の備品購入費等々に関連をいたしまして、八小学区あるいは四小学区に来年度から学童クラブを設置をする、こういう前提での補正予算が組まれておりますが、特に八小学区の場合、現在の十六小といいますか、仮称十六小でしたね。あの学校ができることによって、八小の救室が多分あくだろう、こういう前提で、あき教室を利用して学童クラブを設置をしていきたい。このあき教室がもしどうしても無理ならば、やはり学校を分割することによってあくであろうと思われているプレハブ教室、これは実際に使わなければいずれ壊すものだそうですけれども、最悪の場合でもプレハブ教室、これを使って学童クラブをやっていこう、こういう実はことでのそれぞれ補正予算が組まれているわけですけれども、これについては、御存じのように仮称十六小、八小の通学区域をめぐりまして、必ずしも現在まだ決まっておりません。議会にも請願が提出をされ、当時文教委員会でもこの請願の審査がされているという状況でした。

こういったことで結論が出ないのに、ここにすでにあき教室を利用するということを前提にした学童クラブの補正を組むというのは、少し行き過ぎではないか、こういう実は意見が出されました。

しかしながら、種々検討の結果、こういう意見に対しましても、さらに別の意見もございまして、現在、文教委員会で審議しているのは、市民から出された請願であるし、これはいわゆる正式な議案として上程された補正予算である。しかも提案の中では、あき教室ができればという前提で、現在できるからこうするというのではなくて、こういう状況の中で多分できるのではないか、できたらばそこを使って学童クラブ、最悪の場合でもプレハブ教室を使って学童クラブをやりたいので、こういう補正を組むという提案なので、むしろこれは結論出していい

んではないか、こういう実は意見もありまして、採決の結果、先ほど申し上げた前段の意見をお持ちの方も含めまして、全会一致可決と決定をいたしました。

次に衛生費でございますけれども、三百七十四万七千円の補正でございます。合計二十二億二千六百六十万、こういう総額になるわけですが、この部分につきましては、慎重審議をいたしましたが、特段御報告を申し上げる内容ございませんが、ダストボックスの百十個の補充、あるいは重油の値上げによる部分、こういったものが組まれております。さらには衛生処理場のごみ焼却炉、これにまつわる煙突から出るガスの処理施設に伴うカセーソーダー二五％溶液の購入代、こういった目新しいものも含まれております。以上、厚生委員会慎重審議の結果全会一致可決を見ております。よろしく御審議いただきますようにお願い申し上げます。以上であります。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　委員長のいまの委員会での審査報告につきまして委員長ではなくて、市長の方に聞きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（秦　正一君）　どうぞ。

○一番（黒川重憲君）　過日、十二月十五日に、四幼に二年保育をしてほしいという請願のもとに、紹介議員四名と市長に近所のお母さんたちが、希望を申し上げました。そのときにお母さんたちは、あき教室に幼児教室あるいは学童クラブ等をしてもらっては困るんだ、市長、そのようなことはないでしょうね、と言ったときに、市長は、そのようなことはいま考えておりません、このような発言を私伺っておりますが、その辺をはっきりさせていただきたいとかように思います。

○議長（秦　正一君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どういうふうにそのようにとられたか、ちょっと言葉が適当でなかったかもしれませんが、四小区域につきましての当面の学童保育の場所は、幼稚園を使いたい、このように考えております。また、そのように答えたというふうに思っておりますけれども、もし間違っておりましたら大変申しわけないことですから、もう一遍はっきりとしたことを、おいでになられた方々にもお答えしなきゃならん、とこのように思います。

○議長（秦　正一君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私はあの場でお母さんたちとのやりとりの中で、市長とのやりとりの中で、はっきりと私はそのことを伺っております。いま委員長からの報告で、そのようなことを聞きましたものですから、いま質問をいたしているわけでございますが、いま市長がおっしゃいましたように、そのつもりでいる、というはっきりした答弁でございますので、

私どももこれを体して今後対処していきたい、かように考えております。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　それでは、都市整備産業建設委員会関係の御報告を申し上げます。農業費、商工費、土木費について審査結果を御報告申し上げます。

農業費につきましては、六百九十九万三千円の補正であります。主なものは、東京都優良集団農地保全育成事業、日野市生産緑地保全育成事業四百五十五万円でございます。

商工費につきましては、九十九万一千円の補正であります。新しく商圏経営診断補助金というのが五万円ついておりますが、これらの問題につきましては、委員の中からも発言がございまして、現在の中小企業の状況、こういうものをよく踏まえた中で、日野市の商工会ですか、こういうものともタイアップしながら検討すべきじゃないか、というふうな御意見も出ております。

土木費につきましては、三億三千百十六万八千円であります。主なものにつきましては、道路橋梁費のうち私道の整備補助金二百万円、区画整理事業費、一般会計からの繰入金が二億七千五百四十七万五千円であります。

下水道費につきましては、補償料といたしまして、浅川北第一排水区水道管移設、また浅川南第二排水区の水道管の移設、多摩川第二排水区ガス管の移設一千二百四十一万円、下水道事業特別会計への繰出金が六百五十万七千円です。

以上、委員会といたしまして、慎重に審議をした結果、全員一致可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君）　議案第九九号の学校の名前をつくるということに対する審査を、文教委員会でいたしました。その結果を御報告いたします。

委員会の中にはいろいろと意見もありまして、ナンバースクールの問題も出たし、いろいろあるわけですが、東京都の学校区におきましても、たとえば二中と十九中というのが昔あって、二高と十九高ですかあったんですが、やはり地名をやって、立川高校とか国高にしたというようなことの中から、一般的に数が多くなると、やっぱり地名がいいだろうというようなことの中から、この小学校においては、日野市立三沢台小学校、それから日野市立の中学は大坂上という名前は、きわめて適正な名前である、という結論に達しまして、委員会は全員一致で可決を見たわけでございます。どうぞ御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九九号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（三浦重春君）　御指名によりまして報告いたします。

日野市立幼稚園の保育料の改定が一〇二号により出まして、文教委員会に付託されたわけでございますが、本件に関しましては、委員会の中でいろいろと審議を加え、討論を加えたわけでございます。

まず保育園の保育料を上げるということにつきまして、市側におきましては、本年いろいろと検討を加えたようでございます。事務局においては、五月の十七日から五月二十九日、六月六日、六月十一日、七月二十日、十月の五日、十月十三日というふうに事務局の中で検討をいたしまして、さらに保育所の保育料の検討委員会というのをつくりまして、十一月の上旬と十

一月十九日、二十六日、というふうに検討を加え、十二月の八日に答申が出た、というふうな実態でございます。一応、内容的に検討をしたわけでございますが、これはちょっと決定が決定でございますので、ちょっと説明しておきたいと思います。

私立の幼稚園の入園料と比べると、結構差がある。たとえば最高が私立では八万円、最低でも六万円、というふうに入園料を取られている。市立は取っていない。保育料にしても、私立は最高額が一万三千円、最低が一万二千円ぐらいだというわけでやっておりますが、私立では三千円だ－月ですね。というふうなことでございます。そういう中で値上げをしたい、というふうなことで、この案が出たということでございますが、ちなみに七市の、日野市と武蔵野市、三鷹市、東久留米市、多摩市、府中市、清瀬市とこの七市ですかが、市立の幼稚園をやっているわけでございますが、保育料の改定等の日時等を見ますと、日野市では、五十三年四月一日に三万六千円にした。それから武蔵野市では、五十一年九月一日に五万四千円で、まだ値上げの予定がない。現在も予定がないということでございます。それから三鷹市が五十一年四月一日に三万六千円、日野と同じ三万六千円にしまして、値上げの予定がない。それから東久留米市が五十三年の四月一日、日野と同じ月日に七万二千円にしている。それから多摩市では五十四年四月一日に六万円にしている。それから府中市では、五十一年四月一日に六万円、それから清瀬市では、五十三年の四月一日に九万六千円、というふうに値上げしている。保育園の園数が一番多いのは日野市でございます。六でございますね。それから三鷹市が五、あとは東久留米市が三で、それから府中市が三で、その他が一、したがって収容人員も日野が一番多い、というような実態でございます。

それで委員会といたしましては、そういうことの関係の中で、なお保育料というのがどのくらいかかっているか、ということも皆さん御存じなはずでございますが、約二十万円ぐらいは保育園に対する維持経費がかかっている。それで両者、保育料の現在の他市の状況、あるいはまた日野の掛かり勘定ということから考えて、この値上げの腹を決めて、それで保育の検討委員会の方に出しまして、その答申が出た。答申は、幼稚園保育料について、「幼稚園運営費の上昇傾向、他市との料金比較、公私間の格差等の現状から判断し、一定の保育料引き上げはやむを得ないと考える。その他幼稚園運営に関する若干の要望及び保育所保育料問題については、最終答申にゆだねたい」ということで、答申案が十二月の八日に出ているようなわけでございます。

そういうような状況を絡みまして、委員会としても、多種多様な御意見が出まして、検討をしたわけでございます。たとえば都立のたとえば幼稚園は義務教育ではありませんから、義務

教育でないもので、一番近いのは高等学校だろう。小中学校は義務教育でございますから、高等学校として一体どのくらいの経費がかかって、どのぐらいのものをやってるんだろうか、というふうに考えるのがあたりまえのことで、一応、高等学校の例をとりますと、高校では一人当たり四十万一千円ぐらいの予算を本年組んでおりますので、まず四十万一千円は下らない、というふうになっております。ところが幾ら取ってるかというと、月に四千八百円だということで、これはきわめて安い。それで私立の高校の補助金というのはどのぐらいかというと、東京都では十万八千円も出しているというようなことで、そういうところから考えて、なお、人件費の割合を聞きましたところが、公立では人件費は八二・四%ぐらい、たとえば日野の幼稚園にすれば、二十万の中の八二・四%が人件費である、というようなことでございます。

以上のようなことで、いろいろと状況も聞きましたが、結論的には、まだたまたまこの審議会が審議している中で、最終の日に、審議会の中には父母の人が三名入っておるわけでございますが、父兄ですね、父兄が入っているわけでございますが、その方たちを含めて、日野市の幼児教育における施策の一層の充実を求める陳情書、というのも、七百四十二名の署名で出ているような実態があるわけでございます。

委員会としては、これも十分検討いたしたいと思っておったわけでございますが、何せもう途中で出た議案ではありますし、三回委員会をやりまして、いろいろと審議したわけで、市長にも出ていただいて、いろいろと説明も聞いたわけでございますが、いずれにしても市民参加というような問題の中から、市民の了解をもう少し、どういうわけで値上げをしなきゃならないんだ、そういう内容の実態を十分に市民に知らせておいてからでないと、やっぱりなかなかむずかしいんじゃないか。それから現在の時点では、そういうわけで市民不在で、議会だけでやってるというのでは、十分な審議もしないで決めてしまった、と言われては困るというふうなことの中から全員一致でこの点を留保する、いわゆる継続審議にしたい、というふうに委員会としては結論を見たわけでございます。なお、三月の議会におきましては、保育料の改定等も予算化される可能性もありますので、でき得るならば、それに合わせて市の方の意向がそうならば、なお実態がやむを得ないというような状況ならば、それに合うような方法でできるだけ努力する、閉会中に努力するんだという気持ちが各委員全部にあるわけでございますが、いまの時点ではまだ決めるには尚早であるということで、継続審議というふうになった次第でございます。以上でございます。

私が幼稚園を保育園と言ったそうでございますが、たしか保育料というので言ったと思うんですが、幼稚園と言うべきところを保育園と言っていましたら、園がついたら御訂正願いたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　この幼稚園の使用条例の改正は、委員長の報告によると、全会一致で休会中の審査だということになったことは、私は要を得ている結論だと理解します。しかし、今回理事者が幼稚園の使用料の改正を提案してきた意図が、文教委員会として、値上げになった額を、一般会計ですからどこに溶け込まそうとそれは理事者のお考えだと思うけれども、そういう点に今後の審議の点について、恐らく審議をされていると思うんですが、値上がった部分のいわゆる倍の使用料が入ってくるというので、過日の本会議の中では、市長は名古屋議員の質問に、幼児教育のますますの充実のためだというようなことに私は理解をしているんですが、そういう漠たることでなくて、現実的にたとえば公私立の格差是正に使うんだとか、日野の幼児教育のこういう根本的なものに使うんだとか、そういう使途に対する闡明も必要ではないか。

それからいま一つは、教育費のどこまでが父母負担をするのが必要かどうか、こういう点の一つのある程度の指針というか、指数を、確たる三分の一なりなかなか公共料金というのは安ければ安いほどいいということであるが、いまの財政下ではなかなかむずかしいのではないか、こういう中を考えたり、そういう一つの日野の今後の応能負担はどこに出すんだというようなことを、理事者がもっと鮮明に打ち出すような形をとってもらうということを、今後の審査の中で究明してもらいたい。

それから保育料の場合は、いま検討委員会で検討されているというのは、これは何というか理事者がランクを広くするなり、ほかにもうければ議会にかけなくても決定できるという経過から見て、幼稚園の使用条例も本当は同時に、いわゆる責任のある同時のいわゆる何というか片方は理事者がこういうのをつくっている、片方は議会が議決するのを一緒にやると、こういう形が私は望ましいんではないか、こういうことを踏まえて慎重に御審査されることを要望いたします。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　石坂議員の質問につきましてちょっと、要望だそうですが、お答えしておきたいこともありますので、お答えいたします。

一の使途についてということは、石坂議員の指摘のとおり、名古屋議員の指摘もありましたそうですが、いろいろと改善整備するとか、いろいろあります。なお公私立の格差の是正ということもありますが、市長を呼びまして、委員会でいろいろと聞き問いただしたところ、幼稚園の四歳児を市立で採るようになるだろう、採るようになる－あいているところもあるそうでございますが、その採るについては、四歳児のいわゆる補助

金がいままで二千八百円だけ出ておるけれども、五歳児の四千円にならしたいというふうに言っているわけでございます。それで私も確認したわけですが、一応私立の現有の人員でありますと、三千ちょっといるわけでございますが、まず四歳児は一千五百人くらいいるんじゃないか、こういうふうに考えます。四歳児の千五百円で千二百円をちょうどかさ上げすると四千円になるわけでございますが、そうすると、二千四百万くらいで、ちょうど幼稚園の今回の値上げが二千四百万円だということで、ほとんど同じ金額になるということで、市長にそれも問いただしたわけでございます。ちょうど同じになるんだけれども、そういう意思があるかというふうに聞きましたところ、徐々にやっていくというふうなことで、はっきりとはまだそれを言明、その裏づけとして取るんだということは言明しておりませんが、そのニュアンスとしてはそういうものにも振り向けるというふうになっておりますので、振り向け方はいろいろあるわけでございますが、公私立の特に四歳児の不公平を是正するという意味合いには入っているということを確認したわけでございます。

それから負担の問題でございますが、もちろん応益負担の原則ということで、本来ならば全額をいただくか、あるいはまた逆に言えば、全部無料にするとかいうふうな考え方がおのおのあるわけでございますが、一応今回の場合、三分の一ということで七万二千円ということになっておりますので、今後もいわゆる公立の幼稚園については三分の一を一応、取りたいというふうな説明が、問いただしたところによるとあるということだけ言っておきます。

なお、保育園の保育料との問題につきましては、実は文教委員会としても同時に出すのが至当である、というふうに考えておるわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま委員長から御答弁いただいて非常にわかった問題が出たので、再度質問させていただきたいと思うんですが、過日、私文教委員会に傍聴させていただいたときの学校教育課長の答弁では、「いま現在、市立の幼稚園の定員は、八百四十名です。しかしこれを二年保育をやった場合には、四百二十名になって、非常に殺到して、そういうことの問題があるから、いわゆる条例も四歳児は現在は採らない、五歳児のみだ、という学校の条例に改正してある」というふうに私は聞き及んでいるんですが、いま、市長の方の見解では、こういう使用料を倍にして四歳児の将来の、空き教室等も四幼等にあると私も聞き及んでおります。そういうものを充当するために四歳児の私学に対しプラスするんだ、こういうことで委員長理解してよろしいですか。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　確かに長沢課長の説明によると八百四十名がいるんだと、それで四百名内外に四歳児も入ってくるだろう、そうすると非常に園舎が不足するからということで説明があったわけでございます。しかし、私どもはやはり市長の発言の方がより私どもに近いという意味で、市長が四歳児もやりたいというふうに言っているんで、そうすれば当然格差の是正も、しかも四歳児の者に対して一千八百円の差額もやはり考慮しているということで、それを受けて委員会としては一つの点では了承もしたわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

本間　久君。

○十二番（本間　久君）　毎回議論にもなるんですけれども、いま人口の伸びも－かつては五千名、一年間、いま二千名ぐらいでもって、幼児の数もだんだん減少の傾向にある。ですから、ここ数年たちますと、－特に文教関係でもって問題になるのは、やはり幼稚園の園児の問題、特に公立と私立の関係がきわめてむずかしくなってくるだろうというふうに思うんですね。私たちがいつも思っていることですけれども、よく公私の格差があるということを聞きますけれども、私立と公立というのは当然違う教育がなされている場合もあり得るんですね。ところが日野市の全体の私立の幼稚園を見てみますと、そういう傾向にあるというふうに感じられない。私立の方がいいんだということであれば、公立にどんどん人を採ったって構わないだろうけれども、そこに行き手がいるから、ところがその園児をめぐって、うちの方が園児をとられてしまう、少なくなってしまう、というような議論をしているのでは困るというふうに思うわけです。文教委員会の中でもそういう議論がどういうふうにされているかわかりませんけれども、将来、私立と公立の関係、園児がだんだん減っていくわけですから、どうしていくのかということも考えていっているのかどうなのかということなんですね。ですから、二年保育をたとえばやります、市で、そのときに当然私立の方からも今度は殺到するだろうし、ところが一方では、いままで五歳の責任を持っていたわけですから、一斉に二年保育をやれば半分の人間がどこかに振り分けられなければならないわけですね、公立幼稚園を建てない限り。そういう問題についてはどういうふうに考えていこうとしているのか。あるいは文教委員会の中でそういう問題についてどういうふうに議論をされたのか、恐らく余りされていないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、失礼ながら、どういうふうに考えているんですかね。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　いま本間君の質問にございます問題につきましては、文教委員会では皆さんいろいろと審議の中で出たわけでございますが、今回は値上げの問題ということでやっているので、それまでいかないうちに時間も経

過したというようなことで、特に市長もそうなんです、やはり全部を二年保育にするとは言ってないんです。やはりできるところから、というふうに言っておりますので、それらを煮詰めてやるにはやはり今度は幼稚園の設置の問題、増設の問題等にも絡みますので、そこらはこの料金の問題でなくして幼稚園の運営の問題ということで、さらに突き進んだ検討をしなければならないんじゃないかというふうに考えて、審議は控えていただいて、それで料金の値上げの方に持っていったわけでございます。以上です。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査とされました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後三時二十五分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第九一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、議案第九四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第九五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

「厚生委員長登壇」

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは、厚生委員会の審査報告を御報告申し上げます。

議案九一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号でございますが、予備費の減額補正、そして総務費の増額補正三百十一万五千円の補正でございます。

内容につきましては、予備費から申し上げたように三百十一万五千円を支出をいたしまして、ほとんど大部分が職員手当等々の支出項目でございます。

厚生委員会慎重審議の結果、全会一致可決をいたしました。

よろしくお願いをいたします。

九四号の昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算第二号でございますが、これにつきましては、歳入部分で一億一千九百五十六万一千円、これの歳入の大部分が医業収益でございます。

入院収益六千六百三十万七千円、外来収益五千百八万七千円でございます。

支出につきましては、人件費部分、そしてそれぞれ入院、外来患者がふえたことによります材料費ですね、これの増加、こういった部分が支出の主な項目でございます。

これにつきましても、厚生委員会慎重審議の結果、全会一致可決をいたしました。

議案九五号の昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算でございます。歳入歳出のいわゆる補正額そのものはゼロでございますから、全体的な予算は変わりませんが、目及び節でのそれぞれ移動の補正でございます。

いわゆる主なものは、職員手当部分が支出部分の主なものでございますし、マイナス補正の部分は、工事請負費等々の当初予定した道路補修などに伴う水道管の埋設、そういったものの、部分が予定より非常に工事が少なかったということで、浮いた部分でございます。

この件につきましても、厚生委員会慎重審議の結果、全会一致可決をいたしました。

以上三件、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、議案第九四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第九五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第三号）の

件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八五号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　それでは議案八五号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の委員会報告をいたします。五つの公園でありますが、淡水区東公園、これは市営住宅建設に伴って、宅地造成法による六％の公園であります。川久保公園、かくれ穴公園、いずれも宅地造成法による六％の公園であります。東光寺第一緑地、神明上第一緑地、都市計画の緑地として、公園として認めるものであります。

以上、委員会といたしまして、現地を調査の結果、可決と決定をいたしました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

議案八六号であります。農業共済無事戻金の交付について対象人員が三百四十名、これは水稲でありますが、金額が三十四万五千三百十円、麦につきましては対象人員が四名、二千三十九円でございます。

以上、委員会といたしまして、慎重審議の結果、可決と決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八五号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第八六号、農業共済無事戻金の交付の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八七号、市道路線の一部廃止、議案第八八号、市道路線の廃止、議案第八九号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　議案の八七号、市道路線の一部廃止について、委員会の報告をいたします。

森久保一号線でありますが、一部を廃止して高幡四号線として新たに認定するものであります。これは潤徳小学校の東側であります。北広間地六号線、これも一部を廃止し、日野七十八号線として認定するものであります。

本件は、日野警察の北側地帯でございます。いずれも現地を調査をした結果、可決をいたしました。よろしくお願いをいたします。

議案の八八号、市道路線の廃止でありますが、本件は、落川でございますが、東京都の重度心身障害者の施設をつくるところであります。現況が廃滅し、公共の用に供されていないというふうなことで、いずれも現地を調査して可決と決定をいたしました。よろしくお願いをしたいと思います。

議案の八九号であります。市道路線の認定であります。本認定は十一路線でありますが、いずれも公共の用に供しているということで、現地をいずれも調査をした結果、委員会といたしまして、可決と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八七号、市道路線の一部廃止、議案第八八号、市道路線の廃止、議案第八九号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　それでは

議案の九二号について、委員会の報告をさせていただきます。
補正額が二億五百四十七万五千円であります。主な歳出につきましては、区画整理事業業務費として新都市建設公社の委託料であります。二億二百万円、これが主なものであります。
議案の九三号につきまして、審査報告を申し上げます。本件は、補正額が六百五十万七千円であります。慎重審議の結果、可決と決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。
議案の九六号であります。補正額が五百八十九万円でございます。
以上三件、委員会といたしまして慎重審議の結果、可決することに決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）、議案第九六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。
これより議案第七八号、昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。
一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。
〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（大越久雄君）　議案第七八号、昭和五十三年度一般会計決算認定についての報告をいたします。
昭和五十三年度の予算総額は、百九十一億五千三百二十六万九千円で調定額百九十二億一千九百四十二万七千五百二十九円、収入済み額百八十九億六千八百四十九万三千九百九十二円、これについての決算認定につきまして、十二月十八日から二十日まで、十七時間全員で審議をいたしまして、歳入全般につきましては、土木費の負担金、道路占用料、市民税、固定資産税、地区センター使用料、幼稚園保育料、寄付金などについて質疑があり、理事者側より具対的な答弁がなされました。
歳出といたしましては、議会費、総務費の中で、駅前に不法放置の自転車の処理、自治会役員の見学会、庁内使用の複写機について、買い取りかリースの相違点、三鷹、立川間複々線の

進捗状況について、総務費のうち、給料と職員手当について、退職金が含まれているかどうか、また選挙費につきましては、農業委員の選挙が行われたが、無投票当選したにもかかわらず、支出があることについて等の問題が質問されました。
なお、防犯協会への補助金の支出について、日野桑園跡地の利用計画等について質問がございまして、それぞれ答弁をなされております。
民生費におきましては敬老大会の開催時期と会場について、予防接種の会場の変更などについて、共同作業所の問題点。
農業費におきましては、農業用水路監視員の業務内容と清流対策について、農作物の風水害の対策等について質問がありました。
また労働費におきましては、労働金庫預託金と未組織労働者の対策等についてございました。
商工費におきましては、緊急融資、つなぎ資金の問題点、中卒者激励大会内容などについて質問がございました。
また土木費におきましては、道路新設と未処理対策、二・二・五の今後の市の考え方、街路灯設置等維持管理について、市営住宅管理費と使用料との対比についてございました。緑地購入と維持管理について、開発公社に対する繰出金の問題点。
また、教育費におきましては、小中学校の要保護、準要保護の基準について、学校開放と校庭の整備などについて、学校警備の有人、無人との利点と弊害について、埋蔵文化財の発掘調査と開発との矛盾点について、中央図書館の駐車場問題、社会教育センターの助成と運営の問題点、休日準夜間診療等についての質問がございました。
また、汚泥焼却施設の問題、公害監視員の任務について、郷土文化研究費の支出の成果と内容について、超過負担の内容と広報活動について、小中学校移動教室の活動について、それぞれ質問がありましたが、そのほか多数の質問もございましたが、要点のみ報告いたしたいと思います。
意見につきましては、本会議場において発表することにし、採決の結果、全会一致で認定いたしましたことを御報告申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　過日、高幡図書館の地質調査につきまして私が質問したことがまだ回答が来てないところがあります。この地質調査について課長からは、二十メートルいったところで地層というんで、N値が五十の地点が……。私が質問したのは三つあって、その一つがパイルは何メートルのものが打ち込まれているか、ということについてまだ回答がないわけですが…。

○議長（秦　正一君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（大越久雄君）　この問題につきましては、高橋議員に当事者同士で資料等でもって御回答することで御了解をいただいておりますことを申し上げておきます。

○議長（秦　正一君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ところがまだ回答が来てないんです。

○議長（秦　正一君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（大越久雄君）　それではこの点につきましては、後日担当者と高橋議員の方で取り交わしていただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。一ノ瀬　隆君。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　日本社会党市議団を代表いたしまして一九七八年度日野市一般会計決算を認定する立場で意見を簡単に申し上げます。

私ども社会党は、一九七八年度を迎えるに当たり、これより先、七八年十一月二十八日に七八年度はかくありたい、かくあるべきだと森田市長に対し要望書を提出しております。したがって、まずこれとの対比において新しく実施されました主な施策をながめてみたいと思います。

概観するに、私たちの要望を多くの面で満たし、日野市政を大きく前進させた一九七八年度であったことを高く評価したいと思います。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

私どもは、ごみ問題の解決を急務であるとしてその施策を要望いたしましたが、これに対しこの年度で資源ごみ回収事業を開始し、汚泥焼却施設建設工事を行っております。都市下水路ないしは雨水排水路の拡充と整備に対しては、浅川南第二、第四排水区改築、改修が行われ、また教育に関しては、小中学校のプレハブ教室及び過大校の解消の要望に対して、平山台小学校を新築開校させ、東光寺小学校を新築し、五つの小中学校を増築し、さらに大坂上中学校の用地を取得するなど大きな成果を上げています。教育の面に関して決算にはあらわれていませんが、日野市二つ目の高校 ― 新聞には日野台高校と書かれていましたが、この高校を誘致したことも特筆に値すると思います。市営住宅の建設についての要望に対しては、払い下げ要求、建てかえ反対の運動の困難を乗り越え、繰越明許とはなりましたが川原付住宅の建設に着手いたしました。回り道で費用のむだがあったとはいえ、市長初め関係職員の努力を評価したいと思います。

文化体育関係については、南部地域の格差是正の要望と相あっての、市民体育館としての初めての南平体育館の新築と、七生公会堂の建設着手があります。ともに七生地区での文化体育の拠点として今後市民の向上に大きく寄与するものであり、一九七八年という年が成した金字塔であると言いたいのであります。

福祉の面では、私たちが強く推進してきました高齢者事業団を発足させ、老人に大きな生きがいを与え、それが市民にも歓迎されていますが、この高齢者事業団の実現への市の努力もたたえたいと思います。

このほか私たちの強く要求した平山十号線の側溝新設工事を初め、多くの道路整備事業も行われました。以上、私たちの要望と対比して評価し得る幾つかの点を抜き出し、この年の成果を強調いたしました。

一方、七八年度決算を見るに、幾つかの欠陥、今後克服しなければならない点を指摘しないわけにはいきません。

私どもは、環境整備についての中での一項目で、町名地番の整理を積極的に進められたいとあります。これに対しての決算はどうか、総務管理費九番の町名地番整理費は、町名案内板新設業務の委託料がほとんどであり、実質的な町名地番整理は行われていません。過去三年に続く進展ゼロは程久保地区住民の同意が得られないという理由があるにしろ、糾弾せざるを得ません。今後の進展を強く望むものです。

次に、その運営について何度か指摘のありました社会教育センターについてであります。一般管理費十二の諸費から千三百三十四万円の補助が社会教育センターに出されています。土地の提供に加えてこれだけの補助が出されているのですからその効果が日野市民に還元されなければなりません。そのために市の社会教育センターに対する一層の指導が必要であると考えます。いままで企画課が教育センターに対しての窓口になっていました。しかし、社会教育に関しては市では社会教育課が担当しています。社会教育を活動分野としている社会教育センターとの関連は社会教育課が受け持つのが自然だと思います。今後ますます市民の生活にとって非常に重要な役割を果たすことになるであろう、社会教育の付事を教育委員会の中に含めていくことが適切であるかどうかは別といたしまして、社会教育課が教育センターも積極的に指導して、ここが日野市における社会教育の一つの拠点になるよう希望するものです。

問題点として指摘したい三つ目は、自治会役員見学についてであります。補助金等検討委員会にて検討されこの面で前進が図られながら、決算書において見学バス借上料と食糧費が同じ行為でありながら、別のところで記載されわかりにくくしているのは理解できません。この点での改善を望むものです。

最後に二・二・五号路線についてであります。私たちは要望書の中で、新庁舎を利用する方々の利便のため、これに関連する道路、交道網の整備を急ぐとともに、市内公共機関を結ぶ循

環バス運行に努力されたいと要望しています。このために第一に必要なものは、一・三・二の中央線橋かけとともにこの二・二・五号線の開通であります。六十万円をかけて作成した模形を有効に活用して、地主と積極的に話し合い、早期に目的を達成されるよう強く望みます。

このほか、歳入の面での法人固定資産税の不均一課税、大企業の地下水のくみ上げ規制と課税、高速道路用地への課税、超過負担の解消と国や都に対する各種補助金の増額に対する努力など、今後の努力を期待するものであります。

以上、意見として申し上げ、一九七八年度日野市一般会計決算を認定していきたいと考えます。以上です。

○議長（秦　正一君）　次に鈴木美奈子君。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十三年度の一般会計決算に対して認定の立場で意見を申し上げます。

まず最初に、国との関係について若干述べさせていただきます。昭和五十三年度の政府の予算は、大型公共投資を中心とした予算規模にし、財源は国債の三八％を超える大増発でまかない、国民への大増税、インフレを将来に残し、大企業本位の不況対策を推進する内容でございました。五十三年度の地方財政の拡大により予算規模が拡大していったことでございます。しかも一方では引き続く不況により税収の伸びはきわめて低く、膨張した財政支出をまかなうために、地方債の増発、交付税特別会計の資金運用部の資金からの借り入れ、また借金依存政策を取らざるを得ないこと、さらには地方自治体の一般財源である地方税の減収、交付税の実質的改悪、ひもつき国庫支出金の増額など、こういうことによって自治体の一般財源の総体的減少をもたらし、また都市計画税の制限税率の引き上げ、手数料、使用料の引き上げなどによって、私たち国民にしわ寄せを押しつけながら、借金と公共事業を拡大して経済危機を乗り切ろうとした政府のこういう実態でございました。また、地方自治体を政府の大企業本位の景気対策の下請け機構として再編成をしようとした、こういう年でもございました。

また、市長の五十三年度の施政方針にも国との関係に触れ、地方財政のきびしさが述べられております。都においてもきびしい財政状況で、その影響が市町村に及ぼすこと、このことを避けられず、また地方財政の窮状を打開し、地方自治の健全な発展をさせるために、全国市長会と五つの運動を進めていく、このことが述べられております。その一つは、地方交付税の引き上げ、二つ目には都市税源の充実強化、三つ目には超過負担の解消、四つ目には事務事業の再配分、五は地方債の弾力的運用でございます。

こういう中で、日野市の革新市政二期目、「緑と文化の市民都市」建設の第二年度として決算も革新市政にふさわしい執行がなされております。

私ども議員団も毎年十月から十一月にかけまして、来年度に向けての予算要望書を提言し、市長にそれを出しているわけでございますが、そういう点からいたしましても、私どもはこの苦しい状況の中でも革新市政が市民本位の施策を進めてきたことがこの決算の中にも生かされております。

一として生活環境整備の問題では、下水道計画、雨水排水対策、道路、公園などの都市基盤の整備が促進されております。また下水道事業として浅川南第四排水区用水路改修、浅川南第二排水区の樋管改造改築工事、こういうことを実施したり、また公共下水道基本計画を策定し下水道元年として言える、こういうことにふさわしい執行がされております。都市計画では、神明上の区画整理事業を推進し、また中央公園の築造工事、さらには積極的に緑を保全する立場から、日野緑地保全予定地域、東豊田緑地の保全地域用地の買収が行われ、公園整備もされております。さらに市民の健康を守る立場から準夜間診療が開始され、この開始に先立っては私ども議員団も行政調査に行き、その資料を市に積極的に提言するなど、こういう市民の健康を守る立場が生かされてきております。

環境衛生の問題では、美化事業としては、害虫除去の問題、また防災対策としては、梅ヶ丘団地の地下壕の埋め戻しなどを行い、住民の不安を取り除いていることなど、評価できると思います。

さらに教育と文化の向上のためには学校建設が非常にことしは多く取り組まれました。平山台小学校、東光寺小学校の新築などを初め、百草台、二小、七小、南平小、三中の増築、さらには体育館、プール、給食室の新築などが行われております。さらに私費負担軽減を図るために移動教室、修学旅行費の補助などが出されておりますが、これは五十四年度からカットされているために、これはぜひ次の年度では復活させていただきたいと思います。さらに平山図書館の増改築、七生公会堂の新設など、市民の文化芸術に触れる場面ができてきたことは高く評価できると思います。さらに市民体育の振興のために南平体育館の新設が日野市で初めて行われ、いま多くの市民から喜ばれております。

さらに福祉の充実のためには、しんさかした保育園の増設、障害者の働く場所であるひの共同作業所、未就学児の障害児の入る希望の家の増築、またお年寄りの働く生きがいを求めるために、高齢者事業団の設立準備がされたことなども、高く評価できると思います。

さらに学童クラブの充実についても、次々とクラブができていることも評価できます。

さらに住民自治の発展のためには、住民参加の市政を目指し、「広報ひの」が積極的にこの行政情報を提供し、市民要望を市政の中に反映されてきている、この奴力がされております。

また、市政の当面する課題である下水問題についても、スライドを作成し、市民対話集会、婦人会、また自治会など、こういう多くの団体に上映される、そして市民の中にも大きな関心が持たれたことは、高く評価できると思います。

いま厳しい財政状況の中で、革新市政が市民の期待にこたえた施策が前進したことを私ども共産党市議団は、高く評価いたします。

最後に、今後さらに積極的に取り組んでいただきたいことを、三点申し述べておきます。

一つは、超過負担の解消を図るために、さらに一層努力をしていただきたいことです。昨日の市長の答弁の中にも、国がかなり前よりは取り組んできていることを報告されましたけれども、まだまだ自治体として超過負担の解消を図る項目は、たくさんございますので、この努力をしていただきたい。

二つ目には、私費負担の軽減を図ることです。いま多くの父母が、教育費の負担が多くなり、たとえば移動教室、修学旅行などについても、多くの父母の負担がございます。こういう点からも、ぜひ私費負担の軽減を図り、大きな援助をいただきたいと思います。

三つ目には、市民との対話集会について、いま市が積極的に対話集会を進めておりますが、それをさらに発展させ、市民の要求にこたえて開く、こういう対話集会なども開いていただきたいことをお願いいたします。

議員団としても、決算委員会の中では積極的に発言し、そして五十五年度、来年の予算の中に反映させていく、そういう努力をしてまいりましたが、私ども議員団としても、五十三年度の決算を認定し、これで報告を終わります。

○議長（秦　正一君）　次に滝瀬敏朗君。

〔十八番議員登壇〕

○十八番（滝瀬敏朗君）　新政クラブを代表いたしまして、一言意見を申し述べます。

五十三年度予算編成に当たって、新政クラブでは、幾つかの重要施策を盛り込んだ要望書を提出いたしました。

すなわち教育内容の充実と学校施設の整備、福祉政策の充実と負担の公平化、農業、商業の振興対策、文化施設と総合運動場の建設、また、下水道を初め、道路整備、環境整備の促進、とりわけ新庁舎建設に伴い、市内道路の整備を前提の公約にもかかわらず、現在多くの未整備地域を残しているのが現状であります。

また予算面において、歳入で公共施設建設基金会計から二億三千五百六十二万三千円を繰り入れ、歳出で公共施設建設基金

会計へ逆に五億四千万繰り出しているわけで、財政の見通しに欠け、予算の編成上及び利子収入等から考え、きわめて拙劣な財政運営であると指摘をいたします。

また、五十三年度決算においても、決算委員会において、わが党議員の指摘した決算書の作成に当たっては、項目を明細に明記すべきであることを指摘しておきます。

五十五年度予算編成に当たって、わが新政クラブは、重要施策を網羅した予算要求書を提出し、またこれら指摘個所の改善を求め、五十五年度予算処置に十分反映し、行政執行できることを前提として、決算を認定するものであります。

○議長（秦　正一君）　次に中山基昭君。

〔六番議員登壇〕

○六番（中山基昭君）　先ほどの委員長の報告のように、特別委員会での十分なる審議、審査を通じまして、執行に対する理解を大変深めてきたわけでございます。

特に現在の国政、国の財政、あるいは地方の財政を問わず、財源の調達、運営が大変厳しいときに、さらには財政需要の拡大、膨張が言われる中で、さらに一層の効率的な運営、こういうことを要請する立場から、市民クラブといたしましては、原案に賛成の立場から、次の二点にわたって付言してまいりたい、というふうに思います。

一つは、委員会での質疑の中でも明らかになりましたように、予算の執行以降のホロー、把握、こうした点が少し甘いのではないか、というふうに思います。たとえば、委託料、あるいは財産、備品の購入などについても、単に予算がついたから執行したんだ、こういうことだけでなくて、以後の実態、効果、さらには便益、こういうものを十分把握する中で、有効的な活用と、さらには次への対応、こういうことにつながるように、ぜひ努力をしていただきたい、というふうに思います。

さらに二つ目でございますけれども、今後の長期的な視点、あるいは展望から考えるならば、経常費あるいは人件費など、こうしたものが大変財政の硬直化の大きな要素になってくるんだろう、というふうに考えられます。

しかし、だからといって、関係職員等の働くための条件の向上を決して否定するわけではございません。むしろできるだけ条件の改善をしながら、さらに大切なことは、その効果をいかにして市民サービスに役立てるか、こういうことじゃないか、というふうに考えます。特に今後の新規採用の抑制、あるいは若年職員の減少、こうした点から、非常に職員構成等も高齢化になってくるんじゃないか、というふうに考えます。そうした面からの人事の停滞、あるいは組織機構のマンネリ化、こうしたものが好むと好まざるとによらず、進行してくるんだろうと思います。そうした中で、ぜひ業務の効率性あるいは機能性、こういう点の中から全体の能力の向上にひとつ十分努力をして

いただき、さらには機能の強化を図るために、十分なる工夫と研究、こうしたことをぜひしていただきたい、というふうに思います。

以上、今後の執行に当たって、特に市長初め執行側に十分配慮を強く要請しまして、終わりたいと思います。

○議長（秦　正一君）　次に黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　公明党を代表いたしまして、一言意見を述べさせていただきたいと思います。

昭和五十三年度一般会計決算額百八十九億六千八百四十九万四千円、単年度収支額の状況を見るに、五十二年度対比一億五百万ほどの黒字になっております。こういった意味から、おおむね適正な財政運営がなされたものと判断をいたしまして、公明党は原案認定の立場で、次の意見を付しておきたいと思います。

まず第一点は、歳入の面で教育使用料のうち幼稚園の使用料が前年対比ほぼ倍の二千四百八十五万六千円となっております。今議会にも月額三千円から六千円という引き上げ額の条例が出されましたが、先ほどにもありましたとおり、継続審査、ということになっておりますが、今後、公私間の問題、あるいは二年保育の問題、園の適正配置、また内容充実等を考えて、十分な検討をされんことを要望いたしておきたいと思います。

第二点目に市債の件でございます。五十三年度市債発行総額三十四億三千百六十万、五十二年対比十億六千六百六十万の減となっておりますけれども、しかし発行総額の現在高が百三十九億九千九百九十八万八千円、前年度より二十八億二千二百万円ほどの増となっております。今後、財政の将来見通しの中で十分検討をされ、慎重な発行を望むものでございます。

歳出の中で、総務費関係でございますが、先ほども社会党の議員の方からございましたとおり、社会教育センターの問題でございます。五十三年度補助金一千三百三十四万円、そして無償で土地を提供しての運営ということで、今後、所管を同じ企画からやはり教育委員会に移して、そして社会教育の内容充実、市側の積極的な指導、監督をされんことを強く望んでおきたいと思います。

さらに土木費でございますが、中央公園の造成費、多額な費用をかけまして、そのかわりには利用価値が少ないように思われます。かつて公明党が要望しておりました森林公園としての、市民のスポーツができ得るようなこういう施設にすべきである、この利用をさせるべきである、この要望を聞き入れていただきたく、この意見を述べさせていただきたいと思います。

さらに教育費でございますが、決算額五十四億六千九百五十三万三千円、南平体育館新築工事、あるいは東光寺の小学校、平山台小学校建設、また三沢中学、あるいは六中の用地取得等の施策が施行されております。また新たな今議会でも問題になっております。この学校の建設に当たりましては、学区問題についても関係者の一層の努力を望みたいと思います。そして中学校完全給食の実施には、かねがね私どもも訴えておりまして、市長の勇気ある決断を促しておきたいと思います。

何点かの要望を入れまして、原案賛成の立場で、意見を述べさせていただきました。

○議長（秦　正一君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七八号、昭和五十三年度日野市一般会計決算の認定の件は、原案のとおり認定されました。

これより議案第五六号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第五七号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第七九号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第八一号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第八二号、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

特別会計決算特別委員長（石坂勝雄君）　特別会計決算特別委員会の御報告を申し上げます。

まず一括議題とのことでございますので、まず最初に議案第五六号の昭和五十三年度日野市立総合病院事業会計決算についての御報告を申し上げます。実は委員会が議員全員で審議をいたしましたので、本来なら詳細な説明をいたすべきですが、説明を省略させていただきまして、決算書のとおりに委員会では認定といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第五七号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定についての御報告を申し上げます。

同様に全員で慎重審議いたしましたところ、認定との委員会で決定いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

議案第七九号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決

決算の認定についても、決算委員会で慎重に審査をいたしましたところ、全員一致で認定といたしましたので、御報告申し上げます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

議案第八〇号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定についてでございますが、決算特別委員会において全員一致で慎重審議の結果、認定といたしましたのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第八一号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定も、決算委員会において全員一致認定といたしましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第八二号、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は、特別委員会におきまして慎重審議の結果、委員会の決定といたしましては、認定といたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案認定であります。

本六件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五六号、昭和五十三年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第五七号、昭和五十三年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第七九号、昭和五十三年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第八〇号、昭和五十三年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第八一号、昭和五十三年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第八二号、昭和五十三年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定の件は、原案のとおり認定されました。

これより請願第五四－二六号、戦後シベリア地区等抑留者補償に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願の第五四－二六号、戦後シベリア地区等抑留者補償に関する請願でございますが、前議会から引き続いて審議を行ってきたものでございます。後ほど意見書を提出するということで、委員会では意見一致を見たわけでございますが、戦後シベリア地区における強制労働と申しますか、そうしたことに対する日本政府の補償が、十分なされてないということで、政府に対して意見書を提出してほしい、こういう内容のものでございます。

委員会では、全会一致採択を行いました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－二六号、戦後シベリア地区等抑留者補償に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四－四二号、原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（島村孝志君）　それでは請願第五四－四二号、原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情の厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本陳情につきましては、多摩平の金子哲也さんから提出をされたものでございます。内容といたしましては、広島、長崎に原爆が投下されてから三十四年を経過した現在、それぞれまだ生活にあるいは医療に苦しんでいる。この日野市内にも百十二人の被爆者が生活をしていると実情を訴えながら、さらにはこれらの方々が一日も早く安心して医療と生活ができるように、日野市議会においても国に対して援護法制定促進に関する意見書を提出してほしい、こういう内容でございます。厚生委員会審議の結果、全会一致本請願を採択することに決定いたしました。したがいまして、請願の趣旨に基づきまして後日提案があると思いますが、議員提出議案第二一号をもちまして、厚生委員のメンバーによって意見書を提出していることをつけ加えまして、審査の報告にかえたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－四二号、原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五四－三六号、水害防止に関する請願、請願第五四－三九号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願、請願第五四－四三号、道路整備に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（滝瀬敏朗君）　それでは委員会の審査報告をいたします。

請願五四－三六号でありますが、本請願は、十月十六日に提出された請願であります。日野市落川一〇〇一番地、石坂　実さん外四十一名から提出された請願であります。百草駅周辺が非常に水害にいつも遭うというふうなことの請願であります。大変、この場所はいろいろ複雑なところでありまして、水路も四系統に分かれておりますし、単年度ではなかなかできないというふうなこともございましたが、今後積極的に測量等を調査をした上で工事を進めていくというふうな御回答がございましたので、全員一致採択と決定をいたしました。

請願五四－三九号でありますが、日野市落川一四三一－五六、落川堤自治会地域の下水道完備の請願であります。その地域は非常に低い地域であります。その上、東側の地域を土盛りをした関係で、そこが海のようになってしまうということで、早急に直していただきたいというふうな請願であります。この場所は多摩市との境でありまして、多摩市の方では五十五年度に南多摩下水道処理区の中で工事を進めていくというふうなこともございますし、多摩川右岸流域下水道南多摩支局の中で処理をしていくというふうな御回答がございましたので、本件も全員一致採択と決定をしております。

請願の五四－四三号であります。道路整備に関する陳情、藤井　隆さん外七十四名から出された請願でありますが、本請願は、南平駅の西側に当たる場所でありますが、畑の中を通行人がいつも通って困るというふうな中で、その場所を地主さんが寄付をしてくれる、こういうふうなことでありますので、新しい道路がつくれるというふうな段階の中で、委員会といたしましては採択と決定をいたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秦　正一君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は委員長報告のとおり採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－三六号、水害防止に関する請願、請願第五四－三九号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会地域の下水道完備の請願、請願第五四－四三号、道路整備に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五四－七号、航空機騒音防止に関する請願（二、三項）、請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五四－四一号、非核三原則の立法化要請決議に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付すことに決しました。

これより請願第五四－一〇号、教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）、請願第五四－三五号、「学区を変えないでください」に関する請願、請願第五四－四〇号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し、野球場として使用時の公害等に対する行政指導の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　五四－三五号の学区を変えないでください、という請願が出ておりますが、この請願について本議会の中で質疑あるいは意見等を行いたいわけですけれども、一括議題でも差し支えなければ結構ですが、その辺の確認をしておきたいと思いますが。

○議長（秦　正一君）　一括議題そのものについては了解していただきます。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審

査にされたいとの申し出があります。
お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　先ほど五十四年度の一般会計の補正予算第三号の厚生委員会の審査の中でも、若干学童クラブの　絡みで報告を申し上げましたけれども、実は厚生委員会の中でもこの学区変更に若干かかわるという意味合いで教育委員会に出席をいただきまして、若干のこの件についての質疑を行っておりますが、その中で、いわゆる学区の変更につきましては、十二月中には結論を出して手を打たないと、八小あるいは仮称十六小段階での先生の配置等々が非常にむずかしくなってしまう、どうしても十二月中には結論を出したいんだと、こういう実は答弁が教育委員会からありました。さらには文教委員会の中での質疑につきましても、私どもの文教委員を通じまして聞いておりますけれども、いわゆる請願者と教育委員会とさらにこの学区の問題については話し合うんだということを請願者も了解をした、こういうような話も伺っておりますが、それに伴ってかどうかはしりませんけれども、昨夜も教育委員会といわゆる請願者といいますか、地元住民と話し合いがあったそうですが、その辺の内容を若干聞いたところによりますと、かなり住民の方々は反対に対して強行だというふうに伺っておりますし、一部にはその中で請願が提出されているということも、一つのやはり話し合いの何かネックになっている、というような状態もあるやに承っておりますが、そういう状態を踏まえて本請願が継続になった、こういう状況は、いわゆる日程といいますか、来年度五十五年の四月から学校が始まるというような状態を踏まえて、今年度中にはどうしても結論を出さなければならない、という教育委員会のいわゆる日程的な消化そういうものも合わせ考えた上で、どんなふうな意図を持って本請願を継続にされたか、その辺のところの御説明を文教委員長の方から御報告いただきたいと、このように思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）　私は教育長にちょっとお尋ねしたいわけですが、この種の請願が採択されようとあるいは継続審査という扱いになろうと、学区の決定には変更がないといいますか、影響はされない、こういうふうに私は判断しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦　正一君）　最初に島村議員の方から質問が出されております。文教委員長。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君）　お言葉に甘えまして、一言お答え申し上げます。

ただいま島村君から質問があったわけでございますが、学区を変えないでくださいということの質問の文案等を読んでやったわけでございますが、この請願が十三日の日に初めて正確には付託されたわけでございます。それから当事者を呼んだり等いたしまして、この請願にかかわったことが十三、十七、二十日、二十一日―二十一日は本日でございますが、四回にわたりまして請願を一応審議しているわけでございます。

非常に限られた時間で、ほかの案件もありまして、なかなかこれ専門にやるということはできなかったわけでございますが、しかしながら、委員会としては、鋭意努力をして結論を導き出すべくやるつもりでございました。

そもそも日本の国は、民生安定ということが一番大前提だ、とこういうふうに考えてるわけであります。日野市におきましても民生安定の中から、福祉の増進ということを考えるのは、当然だと思います。そうなれば、住民が、たとえばこの三沢の中の住民が、ごたごたしているようなことがあっては、これはやはり民生の安定を阻害するということで、教育以前に、やはり民生安定、福祉の増長ということがある、と私どもは考えてるわけでございます。そういうわけで、やはりあくまでも道理を尽くしてやらなきゃならない、というふうに考えた中で、審議を進めているわけでございます。しかもいろいろと自治会の方では要望が出ておりまして、極端に言うと、うっかりすると中の自治会は全員署名しているんだけれども、これに反対のところでうっかりやられると自治会長が非常に困る。自治会長が困るというのは、自治会が分断するかもしれないというようなことも、まじめに、とつとつと話をしているわけでございます。

そういう中で、反面、教育委員会の方の図面を見ましても、やはり三沢の、地域的にはどうだかしりませんが、三沢の下のちょっと東側の方は、よほど十六小の方が八小地区よりか近いわけでございます。しかし、将来の学区の編成等も考慮して、あるいは八小の方に通うように、というふうに言ったようなこともあるんじゃないかと思いますが、そういう煮詰めも十分しておらない、というような中から、またやはり部落が一応反対と出ていて、つい昨日、教育長と話し合うという機会がありまして、話し合ったわけでございますが、話し合いというのは、私は考えて見て、一朝一夕、たとえばきょう会ったから、わかりましたと言って、決まることはないと思うんです。やはり少なくとも、二回、三回と熱意を持って、これをするにはということで話し合うのが当然である、こういうふうに考えてるわけでございます。

したがいまして、本件につきまして、今晩自治会ではいろいろと相談をし合う、というようなことも考えております。

そういう中で、委員会が簡単にやはりこれを採択するとか、不採択にするとか、ということは、やはり当を得た行政ではな

い。議会としてもやはり民生の安定等を考えれば、当然少しぐらい待ってもこれを善処していかなきゃならない。ただし、見切り発車をさせるためにこれを延ばしておった、ということは絶対にありませんから御承知おき願いたい、かように思います。以上です。

○議長（秦　正一君）　先ほど米沢議員の方からありましたことについて、教育委員長答弁願います。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。学校区は、これは教育委員会で決める、こういうことにはなっております。しかし、いろいろな意見を聞きながら決めなければなりませんので、陳情などが、あるいは請願が出れば、そういうところで討議をしていただくということは、大変結構なことだと思っております。

しかし、今度の場合は、いろいろ話し合ったりなんかしてきたんですけれども、請願というようなのを出したんだから、私たちと話し合うつもりはないんだ、というような形で、なかなか話し合いが進まなかったんでございますが、しかし、この間の請願というようなことに請願者が来て、そして文教委員のあっせんなどがございまして、それじゃひとつ会いましょうということで、きのう会った。それが、いま委員長が言われた経緯でございます。

それで、学校を出発させるのは確かに四月一日でございますけれども、しかし、どうしても学校は、校舎ができたりするのは、それまでで十分なんでございますけれども、そこにおける先生をいかにして配置するか、ということが非常に大きな課題でございまして、これは全部的な立場でやらなけりゃならん、というのが現在における都の職員の任命の様式でございます。そういうことから、私たちはどうしてもこの十二月中にやはり学区を決める。きょうたまたま設置を決めていただいたわけでございますが、それに基づいて学区を決めていく、そして結局ある意味ではそれで進まざるを得ない、とこういうふうに考えております。そうしないと、いま言いましたように、学校はできたけれども学校が開かれない、こういうような事態が起こることの方がずっと大きな問題である、こういうふうに考えておりますので、どうしても事務的には進めていかなければならない、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　何か委員長私の質問を誤解されてるんではないかと思いますが、何か民生安定というところから、大変広範囲な立場で御答弁をいただきましたが、私がお伺いしてるのは、もちろん民生安定ということももちろん必要でしょうしましょうけれども、やはりいま教育長が答弁されたように、やはり来年度四月から開校するためには、それなりのやはり前段の日程がどうしても最大限必要な部分があるわけでしてして、それが教育委員会の説明では、十二月中だとこういうふうに答弁を実は厚生委員会でしたわけです。このことは、文教委員会でもそういう説明があったようですけれども、そういったことを踏まえて考えまして、もちろん文教委員長の言われるように、民生安定も結構ですけれども、さらに民生安定を考えながら、いわゆるできた学校が、まともに運営されるために、こういったことをまず考えた場合に、継続というのはどういうことを意図しているんだろうか、どういうことを意図して継続にしたんだろうか、何も私は民生安定全く無関係に白黒つけちまえ、とこう申し上げてるんではなくて、片方には先生その他の配置のために、どうしても今月中には結論出さなきゃならないんだ、とこういう一つの大前提があるという話ですから、これを踏まえまして、議会の継続というのはどういう関係を持っていらっしゃるんだろうか、とこういうことを伺ってるんです。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　議会は別に教育委員会とか市長に隷属しているものではない、という判断の中からやっております。以上です。

○議長（秦　正一君）　島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）　まことに無責任な発言がいまありましたので、あえてこれ以上は質問はいたしませんけれども、別に教育委員長、市長に従属をするんではなくて、やはり学校というものが、いわゆる何といいますか、始まるという状態の中で、これは当然それに対する準備期間というのは、いろんな面でいるわけですよね。それを考えた場合に、これはやはり議会、いわゆる議会人としても、その準備期間を全く無視をして、ものを考えるというわけにはいきませんから、従属なんていう言葉は使わずに、もうちょっと穏やかにひとつお考えいただきたいと思うんですよ。

それでそういうことではなくて、別に従属するしないという問題じゃなくて、そういう一つのマキシマムを踏まえた上で、やはり議会が結論を出すのは、民生安定という意味で角が立つ、それならば、ひとつ議会としては継続にしておくけれども、ひとつ十分住民と話し合いをして結論を出していただくように、議会の方はこういう問題に余り深入りをしないというか、結論を出さない問題なんだ。これはひとつ何とか住民の側にお取り下げをいただくような努力をしていこうとか何か話はあると思うんですよ。ただ事荒立てて従属はしねえんだ、それとこれは別だ（笑声）なんて言われちゃうと、これはどうもあんまり話が進みませんので、ひとつ穏やかに御答弁をお願いしたいと思うんですがね。

○議長（秦　正一君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　私は無責任な発言をし

たわけじゃないんです。やっぱり大前提を言えば、聡明な島村君ですからおわかりだというところで、一番もとを言ったわけなんです。

それで、これはやっぱりさっき言いましたとおり、川崎街道で切るんだ、ということがあるわけですよね。ところが川崎街道で全部切っていないんですよ。そうすると、やっぱり住民に対して説得力がない、ということが一つあるわけです。それからまた住民の方では、たとえばきのう教育長が話し合いに行ってるんですが、私は三里塚のおばあさんになっても――おばさんかな、なってもがんばるんだというような、非常に先鋭化した住民もいるわけですよ、反対している、この請願を出した人の中にね。だからそういうことで、私どもが、議会が、よしんばこの請願を不採択にした場合、やはり非常に問題が残るんではないかというところで、島村さんのおっしゃるような、先ほど何か私の答弁を言っていただいたようなんですが、そういうようなことで延ばしているわけで、決して市を阻害するとか、あるいは市の行政を阻害するとか、あるいはどうしようとか、そういう大意はない。多摩平の先ほど支所の問題がありましたが、そういう問題とは全然別です、というところでお答えしたいと思うんです。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私は、委員長ということよ

り、米沢議員から教育長に質問があったことの答弁で大体は理解するんですが、この請願と多少関係がある、私も十三日、文教委員会のところを傍聴させていただいた中で、一つは、三沢下部落が、決定の仕方によっては、また一つの考え方が変わってくるということが一点、それからそうでない、当然十六小に行くと決めてる地帯の通学路等、教育委員会としては、校名だとか教員の配置だとかいうことも大事かもしれませんが、われわれ議員サイドで、市民をそれこそ安全に子供たちを学校へ通わせるという立場からいけば、いわゆるその地域になった子供たちの通学路の整備、少なくとも補正予算まで九月議会してあって、こういうことによって遅延することがあるのかないのか、四月の段階までに全く私たちの新政クラブでも十六小の校庭整備というのは、五十四年のときにも言ってるし、今度の五十五年度予算要求でも、強くそれまでできるように、ということを言ってるつもりです。そういう点の答弁をいただきたいと思います。

○議長（秦　正一君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。通学路につきましての整備は当然最小限のものは――最小限というとちょっと語弊がありますけれども、普通一般に私たちが常識的に言って安全である、というところのものに欠けるものについては、当然これは整備していかなきゃならん、こういうふうに

理解しておりますし、それはいまのところでは、四月一日までには間に合わせるということで進めているわけです。それでよろしゅうございますか。

○議長（秦　正一君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　大体了解するんですが、特に三沢の下の部落というのは、自治会から教育委員会にいろんな要望の項で、特に通学路の問題が出てるので、いわゆるそういう点をはっきりしてやらないと、大変なことになるんではないか、というふうに考えるんで、米沢議員の質問の中の答えが、教育委員会で進むんだということであるんならば、また議会サイドで文教委員長のおっしゃられたことも私はちゃんと了承します。しかし、一面考えた場合、片手落ちのことがあると、もちろん三沢下でない、ほかからも要望が出ていると思います。そういう点を強く、遺漏のないような整備をやってもらいたいことを強く要望しておきます、この機会に……。

○議長（秦　正一君）　ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－二四号、簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－四一号、保留地確保依頼の件に関する請願、請願第五三－四九号、公道並みの私道舗装に関する請願、請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三二号、準工業地区指定に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第五四－三七号、程久保地区町名地番整理事業に関する請願、請願第五四－三八号、下排水整備の件に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め一括議題

といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

都市整備産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五四－一六号、仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君）　請願取り下げにつきまして文教委員会の報告をいたします。

本件は、五十四年六月十八日、渡辺満孝さん外五百十七名の署名を持った請願でございまして、仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願という件でございます。それ以降、請願が委員会に付託された以降、何回となくいろいろと状況を説明を受けたり、また実際の動きを見たり、いろいろやっておりまして、請願を審議しておったわけでございますが、今般、この渡辺満孝さんから請願取り下げの願いが出たわけでございます。委員会といたしましては、取り下げにつきましていろいろと検討を加えた次第でございますが、文書をもったいろいろと申し合わせ等が妥結したということで、請願者はもちろんのこと紹介議員も了解というところで、本件の取り下げに全員一致をもって同意をした次第でございます。以上でございます。

○議長（秦　正一君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、請願第五四－一六号、仮称第六中学校建設に伴う通学区変更反対に関する請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十八分休憩
午後五時　十四分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四九、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五〇、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五二、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長よりごみ問題に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よ

って委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－四四号、登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－四四号、登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願の件については、都市整備産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－四五号、私立幼稚園保護者の補助金増額について請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－四五号、私立幼稚園保護者の補助金増額について請願の件については、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情の件については、都市整備産業建設委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査に付することに決しました。

議員提出議案第一七号、福祉、教育、三多摩関係予算の充実を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　文案についてはお手元に配付してあるとおりであります。なお、最後の「要求する」という文面を「要望する」というふうに訂正していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一七号、福祉、教育、三多摩関係予算の充実を要求する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一八号、石油価格高騰を抑え安定供給に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　お手元に配付されているとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。なお誤植が一つありますので変えていただきたいんでありますが、三行目の「一鑑」という「鑑」という字が間違っておりますから、適切な字に直していただきたいと思います。「かん詰め」の「かん」ですよね。それに直していただきたいと思います。原稿はちゃんと書いてあったはずですが……。

○議長（秦　正一君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一八号、石油価格高騰を抑え安定供給に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一九号、不当な公団家賃の値上げに反対し、公団のずさん経営を改め、暮らしを守り住みよい団地をつくるための意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　皆様のお手元に配付されているとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一九号、不当な公団家賃の値上げに反対し、公団のずさん経営を改め、暮らしを守り住みよい団地をつくるための意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二〇号、戦後シベリア地区等抑留者の補償を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　案文についてはお手元に配

付されてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二一号、原子爆弾被爆者に対する援護法制定促進に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十四年第四回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後五時二十三分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十四年十二月　　日

日野市議会議長　秦　正一

署名議員　米沢照男

署名議員　杉山寅三郎

付されてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦　正一君）　質疑、討論を省略し、直ちに採って議員提出議案第二一号、原子爆弾被爆者に対する援護法制定促進に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 150